

GCAS Report

Vol.8 Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2019

GCAS Report

Vol.8 2019

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

目次

メッセージ

- 6 高埜利彦教授ご退職に寄せて

研究ノート

- 20 記録を守るのは誰か
—アームストロング事件が示した課題—
大木 悠佑、清水 ふさ子、川田 恭子、山田 菜美、平野 泉
- 35 収蔵庫を対象としたアーカイブズの照明管理
—ISO・アメリカ・イギリス・日本の事例—
高科 真紀
- 56 「中国档案法」及びその改正草案におけるデジタルアーカイブズの
開発及び利用の内容に関する検討について
李華瑩
- 76 記録管理標準と監視・監査の仕組み
—Australasiaの公記録管理を事例に—
大木 悠佑

書評

- 96 アレッサンドロ・ポルテッリ著、朴沙羅訳
『オーラルヒストリーとは何か』
ディララ・ディリシャティ
- 102 三宅弘著
『原子力情報の公開と司法国家—情報公開法改正の課題と展望』
朴燦義
- 108 高山正也監修
『文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道』
金本 弘之
- 115 石原香絵著
『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』
大西 智子

報告

- 124 米国オハイオ州グリーン郡のアーカイブズ活動
筒井 弥生
- 137 CBCテレビ 所蔵松平頼則氏関連資料調査
那須 聡子
- 156 ワークショッププログラム「日本のベトナム関係アーカイブズ
ベトナムの日本関係アーカイブズ」参加記
川田 恭子

10周年記録集

- 164

彙報

- 180

Title of Contents

- message** 6 **Message for the retirement of Professor Toshihiko Takano**
- research note** 20 **Who protects the records?—Some archival issues raised in
Armstrong vs. Executive Office of the President**
Yusuke Ohki, Fusako Shimizu, Kyoko Kawata, Nami Yamada, Izumi Hirano
- 35 **Lighting management of archives targeting a repository
– Case studies in ISO, America, Britain and Japan –**
Maki Takashina
- 56 **The Study on the Legal Clauses regarding the Development
and Utilization of Digital Archives in Archives Law of China
and Draft for Amendment of Archives Law**
Li Huaying
- 76 **A study on recordkeeping standard and, monitoring and audit :
the case of Public Records Act in Australasia**
Yusuke Ohki
- review** 96 **Alessandro Portelli, *The death of Luigi Trastulli: form and
meaning in Oral history***
Dilala Dilixiati
- 102 **Hiroshi Miyake, “Genshiryoku jyohō no koukai to shihou kokka”**
Paku Chankui
- 108 **Masaya Takayama (ed.), “Bunsho to kiroku Nihon no record
management to archives heno michi”**
Hiroyuki Kanamoto
- 115 **Kae Ishihara, “History of Film Archiving in Japan”**
Tomoko Onishi
- report** 124 **The activities on archives in Greene County, Ohio, USA**
Yayoi Tsutsui
- 137 **Research of materials related to Yorituné Matudaira conserved
in CBC television Co., LTD.**
Satoko Nasu
- 156 **A participation Report about Workshop “Historical documents
about Vietnam in Japan and Japan in Vietnam”**
Kyoko Kawata
- 10th
anniversary
record** 164
- miscellany** 180

メッセージ

message

メッセージ

高埜利彦教授ご退職に寄せて

高埜さんに贈る

安藤 正人（アーカイブズ学専攻元教員）

昭和28年生まれの北の湖や二代目若乃花を「花のニッパチ組」と言うそうですが、私は日本近世史学界にも「花のヨ>NNナ組」というのがあると、かねがね思っていました。東の高埜利彦、吉田伸之、西の藤井譲治といった、いずれも1947年生まれの、近世史研究をリードしてきた面々です。4年遅れて生まれた私は、学部生・院生時代、山梨県の『大月市史』編纂事業や「山口ゼミ」（東大史料編纂所山口啓二先生を囲む自主ゼミ）を通じて「花のヨ>NNナ組」に日本近世史のイロハを教わりました。1977年に国文学研究資料館史料館（通称国立史料館）に就職した私は、次第に文書館運動やアーカイブズ学研究に傾斜していったので、高埜さんにはすっかり見放されたかなと思っていました。しかし、1993年に高埜さんが学習院大学史料館長に就任した頃から、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）などで再び活動を共にするようになりました。これが私の幸運の始まりでした。全史料協での高埜さんの活躍は目覚ましく、とくにアーキビスト養成の問題に関しては、専門職問題特別委員会委員長として大変な働きをされました。それと同時に、自ら学習院大学大学院に専門課程を創設しようと、着々と準備を進めました。1996年の全学向け総合基礎科目「記録保存と現代」の開設を皮切りに、国際シンポジウムの開催、大学院専門授業「史料管理学」の開講、いわゆる「高埜科研」の実施、「日本アーカイブズ学会」の設立など、次々に秘策を練り出し、ついに2008年、日本で初めてのアーカイブズ学専攻大学院を生み出しました。私はこれらほとんどの企てに、高埜さんの補佐役として加わらせていただきました。

高埜さんからアーカイブズ学専攻の具体的な設置構想を聞かされたのは、2004年か2005年、場所は五反田駅前の「グリルエフ」というレストランでした。カウンター席でかなりの長時間、胸をワクワクさせながら高埜さんの構想に耳を傾けた記憶があります。かつてロンドン大学のアーカイブズ学大学院に学び、いつかは日本にもアーカイブズ学の大学院をと夢見ていた私にとって、こんなに嬉しいことはありませんでした。

以来十余年、アーカイブズ学専攻



は順調に育って、そろそろ青年期にさしかかろうというところでしょうか。はからずも、目の病気のせいで私の方が先に学習院大学を退職することになり、高埜さんにはまこと申し訳ないことでしたが、高埜さんは見事に職責を全うされ、しかも人の二倍三倍の仕事を成し遂げて、このたび晴れて定年の日を迎えられました。「高埜さんに贈る」というタイトルを付けながら、いったいどういう言葉を贈ればよいかわかりませんが、心よりのお祝いとともに、まずは、酒がからきしダメな私に長年辛抱強くお付き合いいただいたことに深く感謝したいと思います。そして、しばらく休まれたら、再びそのたぐいまれな構想力と実行力を日本のアーカイブズ界とアーカイブズ学界のために発揮されるよう、心から期待しています。

高埜先生を激励することば

松岡 資明（学習院大学元客員教授）

つい最近まで知らなかったが、室町時代のころは相撲の土俵は四角形だった。「すもう」を「角力」と表記したり「角界」などという言葉が使われたりするのはその名残なのだろう。ところが今も、現役の四角い土俵が岡山県勝央町の植月地区にあるという。室町時代後期に設けられ、500年以上を経た今も奉納試合などに使われる、日本唯一の四角い土俵だそうである。

今も何かと話題の多い相撲には、知られざる歴史がまだまだ埋まっていそうだが、大名屋敷の武士だけが楽しむことのできた相撲が、近世中期の経済発展を背景に庶民の楽しみへと広がっていった様子を読み解いたのが高埜先生である。聴衆が大講堂を埋め尽くした最終講義でも相撲の話が散りばめられていた。

先生のお話の巧みさは言うまでもない。だが、それだけではない。聴衆が思わず耳を傾けてしまうような身近なテーマを歴史研究に組み入れる視野の広さがあるためではないだろうか。その視野の広がり、歴史学とアーカイブズ学を結びつけ、大学院の専攻課程にアーカイブズ学をいち早く取り入れた源泉のように思える。

高埜先生は古希を迎え、大学を去られた。しかし、先生にとっての大学は活躍される場の一つであるにすぎないと思う。アーカイブズはいま、様々な意味で大きな変革期にある。大学という場とは異なる、さらに広い場に立脚され、アーカイブズを社会に浸透させていくことにお力添えいただければ、これに増す喜びはない。

高埜さんに出会って三十数年

入澤 寿美（アーカイブズ学専攻教員）

学習院には教職員野球クラブというのがあり、高埜さんが学習院大学にいらっしゃってクラブがあることをお知りになって、入部された時が最初の出会いであったと記憶しています。37年前のことです。皆さんもご存知のように高埜さんは東大の野球部にいらっしゃっ

たこともあり、教職員クラブでは守備のかなめであるショートを守っていただきました。私はその当時キャッチャーが主な守備位置で、相手が盗塁してきたときは、私からの悪送球も見事にさばっていただき、ほとんど盗塁は許さなかったと記憶しています。なお、当時のピッチャーの中でピリッとしないのがいたのですが、何とかピッチャーをリードしていたら、ショートから「ナイスリード」



という声をいただき、うれしく思った記憶があります。当時大学グラウンドで早朝野球（朝6時開始）や荒川の河原で豊島区のリーグ戦などかなりの試合数をご一緒に戦いました。

高埜さんがクラブをおやめになってからは、校内でお会いした時に挨拶をする程度でしたが、2007年アーカイブズ専攻を立ち上げるので兼務してほしいということで、2008年の専攻発足以来お話をする機会がしばしばありました。その中でも、歴史というのがこれほど面白いものかと教えてくださったのが高埜さんでした。たとえば「あねっちゃん」へ行く道すがら、この道は江戸時代からあったものだとか、忘年会だったと記憶していますが、ドジョウ屋へ行った帰りに大川にかかっている橋の話等をなさっていただきました。

とりとめのない話になりましたが、最後に高埜さんの退職時に部屋を整理されていた時に見つけられたのだろうと思われる、野球クラブ時代の年間記録（私の記録と高埜さんの記録も入っていた）を私に下さったのですが、さすが、アーカイブズを先導なさっている方は違うなと思った次第です。

今後ともよろしく願いいたします。

高埜利彦先生のご退職に寄せて

下重 直樹（アーカイブズ学専攻教員）

高埜利彦先生の学習院大学での最後の一年間、まことに僭越ながら「同僚」の一人としてご一緒させていただき、大変光栄でありました。教育者としてあるいは学問をする人間として、どのようにあるべきか、前職の国立公文書館や内閣府で身に染みた「役人気質」が抜けず、大学人としての自分の新たな姿を描き切れなかった私にとって、わずかな間でもその聲咳に接し得たことは、何よりもの大きな救いとなりました。

アーカイブズ学専攻の諸会議では、創設から10年が経過したとはいえ、時には前例もなく、まだ新しい学問領域にありがちな未熟さもあって、確信をもって直ちに結論を見出すことが難しいような場面に直面することが数多くありました。

そのような折、新米教員で右も左も弁じ得ない私などは、ただただ俯くばかりでしたが、

一同が逡巡していると、高埜先生は30有数年のご経験のなかから私たちが自ら答えを探し出せるようなヒントを、時事に対する鋭い観察やユーモアも交えながら、そっと教えてくださったように記憶しております。

着任して二年目、ようやく「方向」くらいは分かるようになり、気が塞げば「目白の森」を徘徊するような余裕も出てまいりました。高埜先生は、このキャンパス内の豊かな緑—樹木が放つ生命力と木漏れ日の優しい温もり—を大いに愛しておられたように思います。その風景は、往時と比べて幾分か変わってしまった所が多いとのお話をうかがったことがあります。30歳台半ばで学習院大学に着任された高埜先生も、きっと長い教員生活のなかで、このように悩み、迷われたことがあったのではないかと想いにふけながら、ふと立ち止まっては、苔むしながらも聳立する大樹を仰ぐことがあるのです。

窓外に見える木々の葉も色づく秋を迎え、高埜先生が学習院大学をご退職されてから、次の一年が過ぎ去ろうとしております。安藤正人先生、高埜先生、そして今年度末には入澤寿美先生と、アーカイブズ学専攻の「創業」を成し遂げられた先生方が相次いでご退職されるなか、記録の管理やアーカイブズに対する社会的関心や要請の高まりにより、アーカイブズ学専攻の姿も大きく変容を迫られつつあります。

私に残された定年までの30数年間という長い時間のなかで、高埜先生たちが築かれた「記録を守り、記憶を伝える」ための学びの場を、今後新たに迎えていくはずであろう仲間たちとともに、より豊かなものとしていきたいと念じております。

高埜先生のご退職に寄せて

武内 房司（アーカイブズ学専攻教員）

1990年代、初めてベトナムを訪れた時のことである。留学している日本の大学院生がハノイのレストランを案内してくれることになった。会うなり、ご専門は国際政治ですか、それとも人類学ですか、と尋ねられた。なぜそういう質問がでるのかと尋ねたところ、気に入ってもらえるレストランが専門によってかなり違ってくるのだそうだ。往々にして国際政治系はちゃんとしたいわゆるレストランを、人類学系の研究者はストリートの庶民派食堂を好むとのこと。連れて行ってもらったのは“平民食堂（クム・ビンザン）”と呼ばれる庶民の集う食堂であった。ハレの日に食べるようなメニューばかりのレストランと違って、価格・味を含めて庶民の厳しい要求水準を満たした家庭味あふれる“平民食堂”の料理は確かにハノイの文化伝統を感じさせるに十分であった。

2010年12月、ベトナム国家文書・アーカイブズ局の招きで、アーカイブズ学専攻の安藤正人先生・高埜利彦先生、それに国文学研究資料館の加藤聖文先生とともに、またハノイを訪れる機会があった。同局のヴァー・ティ・ミン・フオン局長、ベトナム国家大学人文社会科学大学アーカイブズ・文書管理学部主任のヴァー・ティ・フン教授以下、暖かく迎えてくださり、大変実りの多い旅となった。その折、初めてハノイを訪れたときのことを思い出し、先生方を革命博物館脇の“ビアホイ”と呼ばれる大衆ビア・ホールにご案内したこ

とがある。ベトナムの庶民が多数集うこの“ビア・ホイ”に足を踏み入れたとたん、高埜先生は、またたく間にその場の雰囲気にとけこまれた。ああ、高埜先生はくだんの院生の基準で言えば人類学派なのだなと改めて気づかされた。その後も、アーカイブズ学専攻の研修旅行で韓国、台湾、ベトナムにご一緒させていただいたが、先生の現地の庶民を含めアジアに対し等身大かつ愛情を込めて接する姿を目にすることができた。



レストランの話に戻れば、しかし、ベトナムにおいては、今や日本でも目にするようなチェーン店がはばをきかしかはじめ、ハノイの“平民食堂”も“ビア・ホイ”もどんどん消滅し、風前の灯である。グローバル化の名のもとに伝統文化は危機的状況にあるともいえる。そうしたときに、現状を相対化し未来への展望を思索するうえで大きな役割を果たすのが、高埜先生や安藤先生が普及に尽力されたアーカイブズの思想なのであろう。高埜先生にはアーカイブズの可能性について、今後も引き続き私たちを啓発していただければと思うしだいである。

高埜利彦先生を送る

千葉 功（アーカイブズ学専攻教員）

高埜利彦先生と入れ替わりでアーカイブズ学専攻の一員となりましたので、高埜先生の思い出は史学科時代が中心となります。

私が高埜先生に初めて御目にかかったのは、先生は御覚えではいらっしゃらないと思いますが、先生が1991年、東京大学文学部国史学科に非常勤講師としていらしたときでした。先生の授業を聞いた後、先生の最初の著書にあたります白い装丁の本を一生懸命に読んでレポートを書いた思い出があります。一学生には難しい内容でしたが、研究の最前線とは何かということを感じた気がします。

それから月日が流れて、井上勲先生に声をかけていただきまして、2005年から学習院大学文学部史学科の専門科目を非常勤で担当することになりました。非常勤講師にとって4月の講師歓迎会は楽しみです。おいしい中華料理を御馳走になれるからです。ある年の講師歓迎会は横浜の中華街で開催されたのですが、御多分にもれず、あつかましくもお酒をだいぶ飲みました。そうしたら、帰りの電車で高埜先生の隣に座ったのですが、先生からは「君はよくお酒を飲むねえ」と言われ、御褒めいただいたのか、それとも呆れられたのか、判断に迷ったこともありました。

さらに月日が流れて、2011年からは学習院大学文学部史学科の一員に加えていただきましたので、それからは日常的に先生と接することになります。私の専攻する日本近代史は先生の専攻される日本近世史と隣接していますので、互いに卒論・修論・博論を読みあうなど、そのつながりはより強かったと思います。先生からは、それこそ職場での過ごし方や卒論への取り組み方から、お酒の飲み方まで色々と教わりましたので、それこそ一言では語りつくせません。

ただし、その中でも特に強く印象に残っている教えだけを申しますと、それは史学科では常に全員野球で学生にあたるべきだということと、畳の上の水練ではいけないということです。前者に関しては、外部の委員や野球部の部長などで寸暇もないながら、学生をよく把握されていらっしゃるのが印象的でした。また、後者に関しては、机上の空論に惑わされず、現実に向き合えということかと私は理解しております。今までアーカイブズ学の重要性は承知しながら、怠惰なため勉強から逃げまわってきた私が、先生の後任としてアーカイブズ学専攻との兼担となりましたのも、四の五の言っている暇があったら飛び込んで実地に勉強しろという教えなのではないかという気がするのです。

高埜利彦先生への手紙

保坂 裕興（アーカイブズ学専攻教員）

長いあいだアーカイブズ学の研究者・リーダーとして、またアーカイブズ学専攻を創設した専攻教授として、私ども後進を励まし育ててくださり、この世界を成長させてくださったことについて、心よりお礼を申し上げます。また私自身、1981年に史学科に入学して以来、歴史学の師として、また人生の師として、陰日向なくご指導をいただきましたことについてもお礼を申し上げなければなりません。ありがとうございました。

さて記憶の中にあり、それを語り出して、お礼を述べたいことは山ほどあるが、最も頭の中に焼き付いているのは、専攻が開設となった2008年度のはじめ、高埜先生、安藤先生と私の3人で竹橋の国立公文書館を訪問し、現場での実習（機関実習）をお願いした時のことである。この実習を義務づけていた授業科目としての「アーカイブズ実習」は、前期課程入学者8名を擁して動き始めていたが、その時点で実習実施の目処は立っていなかったのである。

当時の手帳によれば、それは5月のある日、地下鉄の改札口で先生方と待ち合わせ、午前10時30分より菊池光興館長（のち学習院大学客員教授）と館長室で面会に臨んだ。高埜先生が口火を切り、専攻開設のあいさつを述べるとともに、実習の必要性を説明され、続いて私から、事前に用意していった「『アーカイブズ実習』実施要領（案）」にもとづいて具体案を説明し、協力をお願いした。安藤先生（専攻主任）は、世界各地のアーカイブズ機関で様々な形で実習のようなことが行われ、アーキビストが養成されていることについて述べられた。これに対する菊池館長の返答は、私にとってはあっけにとられるほど意外なものであった。「当然のことですよ。」とおっしゃったのである。公文書等管理の関係者

が長年待ち望んでいた大学院教育課程ができたのだから、実習や教育・研修で相互に協力していくのは当然のことである。さらにこれを機会に、「横の連携」を充実させていきたいとの趣旨であった。

面会の終了間際、理事として同席した高山正也先生（のち国立公文書館長、またのち学習院大学客員教授）が、理事室で実務の話をしましようとお声かけくださった。高埜先生た



ちが帰り支度をしているほんのわずかな間だったと思うが、理事室に入ったところ、呼びだされた同館次長・総務課長に「学習院大学から実習生を受け入れることになったので、万事よろしく頼みます！」と業務上の指示を出してくださった。行政における組織力とはこのようなものであるのかと驚くとともに、もしかすると予め用意していただいていたのではないかと感じて敬服の念を抱いたことを覚えている。そしてこれを機に、並行して実習のお願いをしていた首都圏のアーカイブズ機関との間で急速に話が進み、その夏、8名すべての実習が実現したばかりか、以後10年の間、実習生を送り出す夏を越えてきた。

それにしても、この〈大ばくち〉が成功したのはなぜだったろうか、などと考える。教育を博打に喩えるのは不束にちがいないが、先生ならば許してくれるだろう。2004年に日本アーカイブズ学会を創設した際、高埜先生が国立公文書館を訪れ、菊池館長に直談判した末、互いに打ち解け合い、信頼関係を築いたという有名な話を私たちは知っている。信頼を築くということは大切である。たしかにそれが土台となった。しかしそれだけでもない。面会に臨むにあたっては、先の「要領（案）」を用意し、事前の打ち合わせでは3人のおよその役割と順番を決めていた。本番では、挨拶、説明、お願いを、熱意を込めて行い、先方の返答、説明、応対に耳を澄まし目を凝らして、その全てを吸収しようとした。準備、チームワーク、熱情、敬意、学習があったからではないか。当日の帰り道、竹橋駅に向かう桜並木の歩道で、高埜先生も安藤先生も微笑んでいた。私に言わせれば、高埜先生が水戸の黄門様であり、とりあえず安藤先生は格さん、私が助さんになったような心持ちであった。何か大きな事件を解決したような、またこれからも、どんなことにでも挑戦できそうな気がしたことを思い出す。

ほんの一例ながら、このような鮮烈ではらはら、ドキドキするような出来事を経験させていただき、また時にそれらを思い出しながら、今日まで勤めてきた。このようにして仕事をやり遂げていく楽しみを教えてくださいましたことに、あらためて心から感謝を申し上げ、擧筆させていただきます。

近世史とアーカイブズと。高埜先生が示されたこと。

森本 祥子（2009-2011年度 助教）

高埜先生に初めてお会いしたのは、学部学生の時だった。お茶大史学科に非常勤でいらしゃったときの授業を履修したのだが、たしか最初の講義で先生は、黒板に時間軸の横線を書かれ、いかに江戸時代の最初と最後で朝暮の力関係が逆転したかを話された。それまで、なんとなく200年超にわたって変化せず停滞していたようなイメージだった江戸時代が、実は「動いている」ということに驚いたことを、30年経った今もよく覚えている。

が、まさか、自分が史学科を離れてアーカイブズの世界に飛び込んでからもお世話になり続けるとは、思いもよらなかった。キャパシティの小さな私は、歴史学とアーカイブズ学を切り離すことでしか頭の整理ができなかったが、高埜先生はそのどちらもリードなさっている。あまりに大きな存在だ。

先生は、歴史研究者はアーキビストたれ、という主張をなさり、それは当時アーカイブズの現場に身を置く人からいくらか反発を受けた。アーカイブズを歴史研究から自立させることにもがいていた当時（そしてその立場は私も強く持っていたのだが）、歴史研究者中心のもの見方でアーカイブズ学を単なる技術論と捉えられていると解され、反発を受けたのだった。だが、先生がいかにアーカイブズを理解なさり、アーキビストの専門職化に誰よりも尽力されてきたかということ、今や知らない人はいないだろう。アーカイブズをご存じだからこそのご発言だったこと、今は疑う人ははいまい。

高埜先生の講義に目から鱗を落としたにも関わらず、やはり私は江戸時代を学ばなかったのだが、修論で明治初期の外務官僚・外交官の履歴を整理したとき、幕府外国方の役人たちがそのまま明治政府の外務官僚となって外交事務の継続性を支えていたことを知り、高埜先生に教わった江戸時代のダイナミズムを思い出した。日本は250年の間に西洋近代に伍しうる国家運営の力を独自につけていたのだ。私は日本の文書主義・アーカイブズは決して世界に遅れてなどいないと思っているが、その確信の根っこには、江戸時代の重要性を教えていただいた高埜先生あのときの講義がある。

結局、何をやっても高埜先生の大きな手のひらのうえで遊ばされているだけで、きっと先生は「まだまだ視野が狭いなあ」と苦笑されていることと思う。大きな視点でものを見るときはどういうことか、これからも教えていただきたいと思う。



高埜先生との接点

湯上 良（アーカイブズ学専攻助教）

高埜先生にはマレガ・プロジェクトに関わる委員を務めていただいていたことから、お名前を以前から伺っておりました。しかし、初めてお目にかかれたのは、2017年秋に行われた助教公募の面接の折でした。公募に参加させていただくにあたり、アーカイブズ学専攻や、史学科のホームページを拝見いたしました。「相撲部屋」という表現、そして野球に興じるお写真がとても印象に残っております。同じスポーツマンとしての共感はもちろんのこと、「人を育てる」、「継承する」ということに並ならぬご意志をもっておられることが感じられました。

面接会場の扉を開けると、銀幕のスターや舞台役者かのような鋭い眼光と迫力に圧倒される想いでした。その際、「ローマ大学のフェレッティ先生を知っているか」とのご質問をいただきました。後からプロジェクトに関係しているローマ大学の教員に尋ねたところ、その方のお師匠さまに当たる先生とのことでした。

手元に、高埜先生もご担当された2002年の「記録保存と現代」の試験問題のコピーがあります。「あなたは、これまでの大学での授業の際に配布されるレジュメや資料などのプリント類を、どのように使い、その後どのように保管しているのか（ファイルに綴じこんだ、ホチキスで綴じて机の引き出しにしまった、試験を受けて単位が取れたあと捨てた、友達にあげたなどなど）を記してください [後略]」と問2にあります。授業の資料に至るまで、保存・活用につき、お考えを巡らせておられたことを、専攻に残された数々の授業資料ファイルからも日々感じております。

マレガ・プロジェクトのリーダーである大友先生も、専攻主任の保坂先生も、高埜先生より薫陶を受けた方々です。そうした先生方の元でお手伝いをさせていただき、いわば、「孫」のような存在ではありますが、「アーカイブズ」をわが国に根付かせるべく奮闘しておられる先生のお背中を仰ぎ見つつ、これから少しでも貢献できる事柄を模索しながら、活動を続けてまいりたく存じます。これまで大変お疲れさまでございました。そして、今後ともよろしく願いいたします。



高埜先生のご退職に寄せて

浅井 千香子 (2008-2010年度 副手)

高埜先生は私が史学科一年生のときの基礎演習3組の担任にはじまり、日本近世史ゼミで卒業までお世話になり、その後も史学科(うち2年は先生が主任でした)、人文科学研究所(当時、先生が代表のプロジェクトがありました)、そしてアーカイブズ学専攻と、学習院での私の歩みの中には常に高埜先生の存在がありました。そして、それは学習院におけるアーカイブズ学専攻設置に向けての歩みとも重なっていたようにも思います。

学生時代、先生は文学部長としてお忙しくされていましたが、史料調査やゼミの飲み会などは活発で、そうした席でも折にふれ、アーカイブズ制度の必要性やその樹立に向けての闘志あふれる思いを語っていらしたのを記憶しております。

史学科の副手として勤務をはじめたころ、ちょうど「史料管理学」専門科目や大型の科研費プロジェクトがスタートし、めまぐるしく状況が変化していく様子を傍らから拝見しておりました。大学内で新しいことを進めるにはいろいろと問題も多く、先生の闘いぶりから、多くのことを勉強させていただきました。

専攻開設時、先生は2回目の文学部長をお務めで、その立場もあってか、専攻のことにあまり表だって関わることは控えていらしたご様子でもあり、研究室の準備等は基本的には私にお任せいただきました。大変ではありましたが、とてもやりがいのある得難い経験をさせていただいたと思っております。学生時代から十年あまり、先生にはさまざまな学びや経験の機会をいただき、心より感謝しております。

ご退職後も、先生のことですから、変わらずお忙しくされていることと存じます。お酒はほどほどに、ますますのご活躍をお祈りしております。

高埜先生のご退職に寄せて

後藤 佐恵子 (2011-2013年度 副手)

高埜先生には、史学科の副手時代から6年間(学生時代を含めれば10年間)もお世話になりました。先生はいつも悠然と構えていらして、私が研修旅行などで慌てふためいているときもその都度お声をかけてくださり、その笑顔とお言葉に何度救われたかわかりません。何かに行き詰まっている時もまさに鶴の一声で、その先を切り拓いてくださることが多々ありました。

先生との思い出はたくさんありますが、中でも印象に残っているのは、カナダのブリティッシュコロンビア大学から招聘研究者としてお見えになっていたルチアナ・デュランチ先生の送別会での出来事です。その日は偶然にも高埜先生のお誕生日で、そのことを知ったお店の方が急遽大きなカサブランカの花束とケーキを用意してくださり、皆でベースデーソングを歌い、その場が大いに盛り上がったことを覚えています。

また、院生がアーキビストとして就職を決めた時には、そのことを心より喜んでいらし

たお姿が印象的です。院生の将来を案じ、自分のことのように考えてくださっているのだと、心に残っております。

ある時の海外研修旅行では、出発前に成田空港の荷物検査で、先生が規程の容量を超えた容器に入った整髪料を持ち込んでしまい、その場で没収されてしまったことがありました。先生は笑顔で「僕は台湾でどうやって髪をセットしたらいいんだろうねえ…」とおっしゃり、当時は「どうしよう…!!」と焦りましたが、今となっては笑い話となった良い思い出です（その後、現地で整髪料は無事に調達されました）。

そして、私がアーカイブズ学専攻を退任する際に高埜先生からいただいたメッセージは、一行に込められたお気持ちがとても嬉しく、今でも何かある度に読み返しては、前に進む力をいただいております。

高埜先生、これまで大変お世話になり、ありがとうございます。これからも健康にご留意され、さらなるご活躍をお祈り申し上げます。



高埜先生のご退職によせて

高橋 奈月（2014-2016年度 副手）

高埜先生、ご退職おめでとうございます。

他学科出身の私は、高埜先生にお目にかかったのはアーカイブズ学専攻でのお仕事が初めてでした。

お仕事を通して感じたのは、先生のゆったりとした存在感でした。先生のゆったりは、達人のゆったりで、細々としたことに動じず、おもむろに大事なことをピタリと言い当てられるのです。

体調不良で仕事を早退した日、文学部棟を出ると遠く百周年記念会館のほうに先生の後ろ姿が見えました。身繕いもままならず、誰にも会わずに帰ろうと思っていたところ、一歩踏み出すと、先生が影でも踏まれたかのようにふわっと振り向かれたのです。その時確かに、私も先生の影に入ったような感じがし、不思議に思いながら目白駅までご一緒させ

ていただいたのを覚えています。その一件から、先生の「間合い」はとても広いので、悟られずに背後にまわるなんて到底無理なのだ…！と私はすっかり観念しました。

アーカイブズ学専攻で勤務する中で、私も視界の外の人に不意に気づいたことがありました。それは、仕事が楽しくわくわくしている時のことで、意識のアンテナが網のように広がって、いつもより周りがよく見えるような感覚でした。

改めてそのことに思いを巡らすと、高埜先生の不思議がひとつ解けるような気がします。先生がゆったりとして、それでいて遠くまで見えていらっしゃるように思えるのは、大樹のように広々と根を張っていらっしゃるからだと思いました。その根はたぶん、遙か見渡せるくらい遠くまで時間をかけて伸びてきた、明るく力強い網目なのです。そして、副手としてお世話になった私の中にも、そのスピリットの片鱗、つまり大学を楽しんでいるときめきがぐんぐん育っていったのです。

高埜先生は、笑顔がすてきな先生でもあります。これからも、周りを広く照らしてくださる先生の笑顔にお目にかかれますのを楽しみにしております。

高埜先生のご退職に寄せて

西山 聖奈 (2017年度 副手)

私が高埜先生のお名前を初めて知ったのは高校1年生のとき、配られたばかりの日本史の教科書を手にしたときでした。「なんて読むのだろう？」——そう疑問に思い先生のお名前の読み方を調べてから3年後、私は学習院大学へ進学し、卒業後は副手として働き、そこで高埜先生と出会うことになります。高埜先生のお名前がふと目にとまったあの日から約10年後のことです。ホンモノの高埜先生にお目にかかり一緒に働くことになるとは、日本史を必死に勉強していたあの頃の私は夢にも思っていませんでした。

背広をビシッと着こなした教壇に立たれる高埜先生、微に入り細に穿った説明でいつも専攻会議を救ってくださる高埜先生は、私が高校生の頃お名前から勝手にイメージしていた通りの凛々しいお姿でした。一方、酒席での高埜先生は赤いお顔にはにかんだ笑顔がトレードマークのほっこりとしたお姿で、そういった意外な（しかしながらアーカイブズ学専攻関係者にとっては馴染みの）一面を知ることができたのは副手の特権であったと思います。

また、高埜先生にとって学習院大学最後という大きな年に、副手としてアーカイブズ学専攻と一緒に働かせていただけたことはとても光栄で、私にとってかけがえのない思い出です。高埜先生がいかにか偉大な研究者であったか、いかに多くの人々に慕われている先生であったかを肌で感じることでできた、そんな時間でした。

1年間という短い期間ではありましたが、在職中は大変お世話になりました。私にとって高埜先生は行く手を明るく照らし、温かく見守ってくださる灯台のような存在でした。そしてアーカイブズ学専攻にとってもまた、高埜先生は専攻の未来を照らし導いてくださる存在であったと思います。今まで本当にありがとうございました。そしてお疲れさまで

した。

末筆ではございますが、高埜先生の今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

水曜日の高埜先生

本岡 彩（アーカイブズ学専攻副手）

高埜先生には史学科の学生として、そして史学科の副手としてお世話になりました。この度、先生のご退職にあたり、先生との思い出を振り返ってみると、まず卒業論文の口述試験のことを思い出しました。私は先生のゼミ生ではなかったため、講評をいただくことはありませんでしたが、何か考えているようなご様子で腕を組み、目をつぶられていた先生の姿にとっても緊張したことは今でも忘れられません。

口述試験では張りつめた緊張感の中、ただただ時間が過ぎるのを耐えるのみでしたが、桜満開の4月から副手としてお側にお仕えした3年間は、明るく楽しい日常でした。お酒を嗜んだ次の日は決まって大村庵のカレーうどんを召し上がるのが史学科の先生方ですが、高埜先生もカレーうどんで命をつないでいらっしゃいました。私も先生の真似をして、カレーうどんをよく食べていましたが、前日のお酒をなかったかのように振る舞う先生の境地に至るにはまだまだ修行が必要です。

実は、先生にずっと言えなかったことがあります。たしか、2015年の春のことだったかと思います。目白の桜が満開になる頃、先生は桜の花を少しだけ摘んできては、これで桜の塩漬けを作るとおっしゃっていました。先生は覚えていらっしゃるでしょうか。小さなビンに、桜の花と松本楼で分けてもらった塩をいれて……共同研究室の机上で、数日間は存在感のあったそのビンは、いつの間にか書類の山に埋もれていました。数ヶ月後、その山から桜の塩漬けのようなものを発掘した私は、先生の目を盗んでこっそり捨ててしまいました。ごめんなさい。桜を見るたびにこのことを思い出しては心を痛めておりました。

そして、目白の桜が満開に咲いた2018年4月、アーカイブズ学専攻の副手として文学部棟に戻ってまいりました。次年度以降、私が目白の桜で塩漬けを作ればと思っております。出来上がった際には、桜酒で乾杯するのはいかがでしょうか。



研究ノート

research note

研究ノート

記録を守るのは誰か —アームストロング事件が示した課題—

Who protects the records?—Some archival issues raised in *Armstrong vs. Executive Office of the President*

大木 悠佑、清水 ふさ子、川田 恭子、山田 菜美、平野 泉
Yusuke Ohki, Fusako Shimizu, Kyoko Kawata, Nami Yamada, Izumi Hirano

キーワード

アームストロング事件、電子記録、eメール、アメリカの記録管理法、アーキビストの職務
Armstrong vs. Executive Office of the President, electronic records, e-mail, U.S. laws and regulations related to governmental records management, duty of the Archivist

本稿は、アメリカ大統領府と市民が電子記録の管理について争った訴訟（1989年提訴）を扱ったBearman, David, 'The Implications of *Armstrong vs. Executive of the President* for the Archival Management of Electronic Records', *The American Archivist*, Vol.56, No.4, 1993, pp.674-689にもとづき、そこでかわされた議論について紹介し、考察を加えるものである。まず事件の概要と背景を整理したのち、事件で明らかになったアーカイブズ学上の論点を簡潔に提示する。その後、類似の日本の事件と対比しつつ、技術革新の時代に記録概念に生じる揺らぎ、そしてアーキビストが果たすべき役割について検討する。

In this paper, the authors examine archival issues raised in a lawsuit filed in 1989 by U.S. citizens arguing for the preservation of federal and presidential electronic records. Based on our close reading of David Bearman's paper, "The Implications of *Armstrong vs. Executive of the President* for the Archival Management of Electronic Records," *The American Archivist*, Vol. 56, No. 4, 1993, pp. 674-689, we first present an overview and the legal background of the case. After reviewing the archival issues pointed out by Bearman, we briefly compare them with a similar case in Japan, focusing on the changes in the concept of records and the duties of the Archivist.

1 はじめに

2018年度学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開講科目「アーカイブズ学理論研究Ⅲ」では、アーカイブズをめぐる「事件」をテーマとする文献を講読した。前期初めに取り組んだのが、電子記録に関する業績で知られるアメリカの論者デヴィッド・ベアマンが1993年に発表した、アメリカ大統領府の電子記録（とくにeメール）の廃棄をめぐる「アームストロング対大統領府」事件（以下、アームストロング事件）に関する論文（以下、ベアマン論文¹⁾であった。この論文は、電子的な業務システム内の電子情報²⁾の管理をめぐる複雑な訴訟の経緯・当事者の主張・裁判所の判断を簡潔にまとめ、アーカイブズ学上の論点を抽出したうえで、1980年代後半以降の電子記録管理に関する議論に基づき将来の方向性を示したもので、記録を廃棄しようとした大統領府のみならず、電子記録管理への取り組みを怠ったアーキビストにも向けられる批判の鋭さが、読み手に強い印象を残す好論である。一方で、アメリカの諸制度に関する知識なしには事件の背景がよくわからないこともあり、出席者全員で関連法令・文献等を分担調査することとした。その結果を持ち寄って討論するうちに、連邦行政の中核機関が大量の電子記録を「記録ではない」として廃棄しようとした当時のアメリカと、公文書管理をめぐる様々な問題が生じている現代日本の状況とが重なって見えてきたのである。

本稿は、そうしたクラス内での調査と討論の成果である。目的とするのは、ベアマン論文や事件の紹介ではなく³⁾、それらを契機としてクラスで議論した2つの点、つまり技術革新などにより生じる変化の中で、様々な主体の①「記録とは何か」という認識にどのようなずれや揺らぎが生じるのか、②そうした変化に直面したアーキビストが果たすべき役割とは何か、について検討することである。

以下、第2章で事件の経緯と背景を概説し、第3章ではベアマンが指摘したアーカイブズ学上の論点と、筆者らが注目した点を提示したうえで、事件の影響について概説する。第4章で、eメールの公文書性が問われた日本の事例、「大阪市一対一メール事件」⁴⁾と対比しつつ考察を加える。また、煩雑さを避けるため、ベアマン論文については、注ではなく文中に参照箇所を（pp.674-5）のように示すこととする。

1—Bearman, David, 'The Implications of *Armstrong vs. Executive of the President* for the Archival Management of Electronic Records', *The American Archivist*, Vol.56, No.4, 1993, pp.674-689. <https://doi.org/10.17723/aarc.56.4.v4x38681q7217155> (2018.09.28確認)、タイトルは本来 "...vs. Executive Office of the President..." であるべきと思われるが、出版時のタイトルをそのまま用いた。

2—本稿では、電子環境に存在する情報すべてを「電子情報」と呼ぶ。電子記録は、その一部である。

3—アーカイブズ学の視点からアームストロング事件に言及したものとして、他にMontgomery, Bruce P.の2本の論文, 'Nixon's Legal Legacy: White House Papers and the Constitution', *The American Archivist*, Vol.56, No.4, 1993, pp.583-613, <https://doi.org/10.17723/aarc.56.4.u1477nx4424011v2>、及び 'Presidential Materials: Politics and the Presidential Records Act', *The American Archivist*, Vol. 66, No.1, 2003, pp.102-138, <https://doi.org/10.17723/aarc.66.1.8v8063806411716t> (いずれも2018.11.30確認) などがあり、大統領記録へのアクセスの問題を詳細に論じている。

4—大阪地裁平成28(2016)年9月9日判決、平成26(2014年(行ウ)286号 非公開決定処分取消等請求事件。

2 アームストロング事件の概要と背景

2-1 政権交代に伴う記録廃棄の危険性

1989年1月19日、レーガン大統領が政権を去る日を、ナショナル・セキュリティ・アーカイブ (NSA)⁵⁾のスコット・アームストロングは大きな危機感とともに迎えていた。「1989年1月、電子メールは法的保存義務のある「文書」に該当しないという政府見解がNSAに示され⁶⁾ていたからである。1986年、大統領の執務を支える大統領府にIBMの業務システムPROFS (Professional Office System) が導入され、eメールを含む大量の電子情報が業務の中で生み出されるようになった。そのため、大統領府職員がイランに武器を売却し、その利益でニカラグアの右翼ゲリラを援助していた、いわゆるイラン・コントラ事件に関する記録もPROFS内に蓄積していた⁷⁾。それらが政権交代時に廃棄されるのをおそれた複数の市民団体を代表して、アームストロングは同日、以下の3つのアクションを起こした。

- (1) 情報自由法 (Freedom of Information Act、以下、FOIA) にもとづき、大統領府PROFS内のすべての電子記録を開示するよう求めた。
- (2) コロンビア特別区連邦地方裁判所 (以下、地裁) に対し、PROFS内の電子情報の一部は大統領記録法 (Presidential Records Act、以下、PRA) または、連邦記録法 (Federal Records Act、以下、FRA) のいずれかが適用される「記録である」という宣言を求めた。
- (3) 同じく地裁に対し、大統領府のPROFSバックアップテープの廃棄差し止めを求めた。

地裁は(3)に応じ、同日午後には廃棄を暫定的に差し止めた。一方、被告側も地裁に対し、PRAが適用される大統領記録の公開・廃棄については、任期中の大統領に裁量権があるため司法審査の対象とならず、原告には訴える資格 (原告適格) がないとして、訴えの却下もしくは略式判決を求める申し立てを行なった (p.675)。両者の対決姿勢は明確となり、ここから記録を廃棄しようとする大統領府と、記録の適正な保存を求める市民との長い法廷闘争へ突入する⁸⁾。「アームストロング事件」のはじまりである。

5—NSAは研究者やジャーナリストが所属する民間団体で、FOIAが1966年に制定されて以降、多くの文書開示請求を行い、デジタルアーカイブを無料公開している。ジャーナリストのアームストロングは創設者の一人。

6—ローレンス・レペタ「リーガルクリニック情報公開第11回 ホワイトハウス・電子メール事件の公益弁護士マイケル・タンカズレー」『法学セミナー』、No.610、2005年10月、p.074

7—前掲注6、レペタ (2005)、p.074

8—訴訟の経緯については、富井幸雄「アメリカ連邦政府の文書管理と司法統制—連邦記録法と大統領記録法」(上・下)『法律時報』74巻第2、3号 (2002年2月、3月号) にくわしい。

2-2 訴訟の背景—記録管理関連法

それでは、この訴訟がどのような法律を根拠に争われたのか、FRA、PRA、FOIAを中心に、各法のポイントと関係性をここで整理しておこう。

まず「記録」を定義しているのは、FRAの一部をなす法律②である。訴訟当時の条文によれば、記録とは次のように定義されている（44USC § 3301）。

「連邦法に基づき、あるいは公的業務の遂行に関連して連邦機関により作成、受領されたもので、組織、権能、政策、決定、手続、運営、その他政府の活動の証拠として、あるいはその記録の持つ情報的価値ゆえに、当該機関あるいはその後継機関によって保存された、あるいは保存するにふさわしいあらゆる図書、文書、地図、写真、機械可読資料、その他資料等」⁹⁾

以上のように、記録とは媒体にかかわらず広く想定されている。一方で、参照や展示だけのための図書・博物資料や、「参照の便だけのために保存された、文書の余分なコピー」（以下、参照用コピー）などは含まれず、記録とは扱われない。

連邦記録を対象とするFRAは1950年に体系的に整理されたもので、表1の法律②③⑥⑦⑨からなる。制定趣旨は「効率的かつ効果的な記録管理」、「連邦政府の行政行為の正確かつ完全な文書化」、「分別ある記録の処分及び保全」で¹⁰⁾、一義的には連邦行政の業務上の情報管理を目指したものである。一方、連邦記録の情報公開を規定するのは法律⑤のFOIA（1966）であり、何が連邦機関かを定義しているのもこの法律である（5USC § 552 (f) (1)）。また、1974年の改正により大統領府の記録も情報公開の対象に含まれることになった。

アメリカでは記録のいかなる移管も廃棄もNARA（National Archives and Records Administration）長官の許可なく行なうことはできず（CFR1220. 38 (b)）、FRAが

表1—連邦記録及び大統領記録に関連する法律一覧

成立年	法律名	法律番号
1934	国立公文書館法（National Archives Act）	①
1943	記録処分法（Disposal of Records Act）	②
1950	連邦記録法（Federal Records Act, FRA）	③
1955	大統領図書館法（Presidential Libraries Act）	④
1966	情報自由法（Freedom of Information Act, FOIA）	⑤
1970	政府記録処分修正法（Government Records Disposal Amendments）	⑥
1976	連邦記録管理修正法（Federal Records Management Amendments）	⑦
1978	大統領記録法（Presidential Records Act, PRA）	⑧
1984	国立公文書館・記録管理庁法（National Archives and Records Administration Act）	⑨

9—日本語訳は、野口貴公美による。「アメリカにおける公文書の管理と保存」、総合研究開発機構・高橋滋 共編『政策提言—公文書管理の法整備に向けて』、商事法務、2007年、p.133

10—富井幸雄「アメリカ連邦政府の文書管理と司法統制」（上）『法律時報』74巻第3号、2002.3、p.93

NARA長官による記録の選択的保管の基準・保安対策基準の設定（44USC § 2905）について定めているとおり、NARA長官には連邦機関に対する記録管理の指導と助言、記録管理ガイドラインの公布、研修プログラムの提供等が義務づけられている。NARA長官は連邦記録に対して広範な権限と責任を有しているのである。

一方、大統領記録は連邦記録とは違い、伝統的に私的所有物として扱われてきたが、1941年にF・ルーズベルト大統領が初の大統領図書館を設立して以降、退任後の大統領図書館設立が慣例となっていった。1955年にはこのシステムを後押しする大統領図書館法（法律④、44USC § 2112）が制定される。これにより大統領記録の保存やアクセスは促進された。ただし、記録が大統領の私的所有物であるという点は変わらず、記録の公開も処分も決定権は大統領側にあるという問題点を残していた。そして1972年のウォーターゲート事件を大きなきっかけとして大統領記録の公共性、確実な保存とアクセスに対する議論が高まった結果、1978年にPRAが成立し、レーガン大統領は同法が適用される最初の大統領となった。

PRAが定義する「大統領記録」（44USC § 2201）については、現職大統領の裁量が最大限に尊重され、在任中は記録の処分権限は大統領に属し、情報公開の対象にもならない。政権終了後、NARAに記録が移管され5年間は非公開となるが、大統領は一定の記録について最大12年間アクセスを禁止することができる。また、大統領の私文書である「個人記録」と非記録文書は大統領記録から除外される。このように大統領記録に関しては、連邦記録と比べ、記録に対するNARA長官の権限が及ぶ範囲が狭く、大統領に認められる裁量の範囲が広がっている。

これまで述べてきた組織、記録と法律の関係を図1に示す。大統領府が業務のなかで生

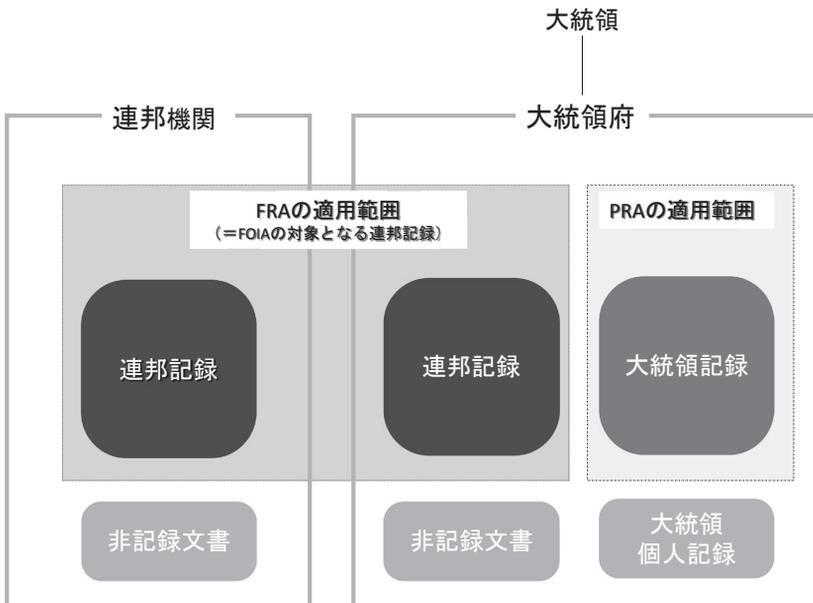


図1 — FRAとPRAの適用範囲

み出す情報には、FRA適用の連邦記録、PRA適用の大統領記録、そして大統領個人記録、非記録文書がある。図1のように、大統領府の記録には2つの法律が相互排他的に適用される。ところが、アームストロング事件が起きた当時、大統領府の記録管理のガイドラインは何が連邦記録に当たるかを示しておらず、大統領府に本来連邦記録となるべきものの処分を許してしまっていた¹¹⁾。

また、電子記録がアメリカの記録関連法に初登場するのは1976年の連邦記録管理修正法(法律⑦)であり、機械可読資料(machine-readable material)が「記録」の定義(44USC § 3301)に含まれることになった。にもかかわらず、当時の大統領府においては、業務の効率化を目的として導入したPROFS内の電子記録を適切に管理できていなかった。そこに、市民と大統領府の争いの余地が生じたことになる。つまり、イラン・コントラ事件の解明を求める市民側にとっては、PROFS内の電子情報にFRAが幅広く適用されるほど有利となる。一方大統領府は、PROFS内の電子情報は「記録ではない」、あるいは大統領の裁量範囲が広い「大統領記録だ」という主張を裁判所に認めさせれば、記録を当初の意図どおり廃棄する、あるいは公開を制限することができたのである。

2-3 訴訟の経緯と争点

1989年から1996年にかけて、裁判所はこの事件に関し、8つの判決を下している。そのうち本論に関連する内容の6件を時系列で示したのが表2である。

2-1でふれた原告適格と司法審査の範囲については、表2の判決1~2でアームストロングらに原告適格が認められ、PRAに関しては司法審査の範囲外という判断がなされた。それに続く判決3~4について以下に述べるが、表からもわかるように、本訴訟の被告は大統領府だけではない。そのため今後は、記録作成者として言及する場合は「大統領府」、被告側当事者を総称する際には「政府側」という語を用いることにする。

さて、ベアマンによると、この事件の原告と被告は、次の4点について共通の認識を持っていた。

- a. 大統領府は、大統領就任期間終了とともにPROFS上の全データを削除しようとしていた。
- b. 大統領府が作成する記録には、PRAが適用される大統領記録とFRAが適用される連邦記録がある (p.676)。
- c. 大統領の個人記録はPRAから除外される。
- d. NARA長官はPROFS内の電子記録廃棄を承認しておらず、原告から廃棄の可能性について知らされても何ら行動を起こさなかった (p.677)。

また、争点の中心となったのは、以下の3点であった。

11—前掲注10、富井(2002.3)、p.98

表2—訴訟の経緯と結果

			参照判例	裁判所	主たる論点	裁判所の判断
判決1	判決日	1989年9月15日	Armstrong v. Bush, 721 F. Supp.343, D.D.C.	地裁	司法審査の範囲と原告適格性	原告側の主張を認める*
	被告	ブッシュ大統領				
判決2	判決日	1991年1月25日	Armstrong v. Bush, 924 F.2d 282, U.S.App.D.C.	控訴裁		PRAに関しては司法審査が及ばないとして地裁に差し戻し
	被告	ブッシュ大統領				
判決3	判決日	1993年1月6日	Armstrong v. Executive Office of the President, 810 F.Supp.335, D.D.C.	地裁	電子記録の記録性 個人記録と連邦記録の範囲 廃棄を知って行動を起こさなかったのはNARA長官の怠慢	原告側の主張を認める
	被告	大統領府				
判決4	判決日	1993年8月13日	Armstrong v. Executive Office of the President, Office of Admin., 1 F. 3d 1274, U.S. App. D.C.	控訴裁		地裁判決を全面支持
	被告	大統領府、総務局				
判決5	判決日	1995年2月24日	Armstrong v. Executive Office of the President, 877 F.Supp.690, D.D.C.	地裁	アメリカ国家安全保障会議がFOIAの連邦機関に該当するか	アメリカ国家安全保障会議の一部はFOIAの連邦機関に該当すると判断
	被告	大統領府				
判決6	判決日	1996年8月2日	Armstrong v. Executive Office of the President, 90 F. 3d 553, U.S.App.D.C.	控訴裁		アメリカ国家安全保障会議は連邦機関ではないと判断
	被告	大統領府				

※原告はすべてアームストロング
 ※D.D.C. コロンビア特別区連邦地方裁判所
 ※U.S.App.D.C. コロンビア特別区巡回控訴裁判所
 *原告の主張は 2-1 参照

- i. eメールやカレンダーは保存・公開すべき記録か。
- ii. 大統領府の記録にPRAとFRAがどのように適用されるか。
- iii. eメールを中心とした電子記録の不正な廃棄を防ぐため、アーキビストは適切な指導を行っていたか。

大統領府がPROFS上のデータをすべて削除しようとした理由は、それらが法律上保存・公開すべき記録ではないとみなしていたからである。そのため、eメールなどはNARA長官の承認を経ずとも廃棄が可能であり、FOIAによる開示請求が行なわれても非公開にできると主張した。さらに裁判所の廃棄差止命令に対して、大統領府には十分な文書管理プログラムがあるため、命令は却下されるべきと要求した。重要な書類はすべて印刷して保管しているため、電子記録を保存する必要はないという主張である。しかし、判決3は、原告の主張を受け入れ、被告である大統領府の主張をすべて退けた。

このとき、地裁はまず、電子記録は連邦の記録管理の対象であり、大統領府による現在の記録管理は不適切であるとし、アーキビストが適切な保存手続きを行なうまですべての電子記録を保存するように政府側に命じた。さらに記録保存のための適切なプログラムを作成し、それを遵守する仕組みをつくることを求めた。そして、保存・公開すべき記録の定義を定め、それを人々に周知させ、適切な記録管理が行なわれるよう監視する義務はNARA長官が負うとした。政府側はこれを不服として控訴したが、控訴裁の判決4はこの地裁判決を全面的に支持し、原告である市民側の主張のほとんどを受け入れた。また、PRAとFRAの適用範囲（主として、アメリカ国家安全保障会議が連邦機関か否かという

点について争われた) については、最終的に判決 5~6 で結論が出たが、本論では扱わない。

3 アーカイブズ学上の論点

3-1 ベアマンの指摘

判決 1~4 について、ベアマンは以下の 5 点を、アーカイブズ学上の論点として提示している。

①電子記録とプリントアウトの関係

「組織が重要な記録を紙で管理しているとき、電子媒体の情報は紙に印刷するための利便性の高い手控え (= 参照用コピー) だ」という政府側の主張は否定された。コミュニケーションが電子的に行なわれる環境では、むしろ紙に印刷されたものを参照用コピーである。紙に印刷することにより、電子記録に含まれていた構造やコンテキスト情報は完全性を失う (p.678)。つまり、電子的に作成された記録は、電子環境においてこそ記録としての要件を充足した形で維持されるのである。

②カレンダーやメモの記録性 (recordness)

政府側は、電子カレンダーや一部のメモは私的 (private and personal) な情報であり連邦記録ではないと主張した。一方、原告は、現場での利用状況や電子的なコミュニケーション・システム的设计者の意図などから、これらが組織運営上不可欠な電子記録であることは明らかだと主張した (p.678)。実際、ホワイトハウス公式の電子カレンダーは、予定をこなす人だけでなく、他の職員の業務遂行上も不可欠なものとして日々利用されていたため、政府側の主張は否定された。

③職員への指導

eメールの権限なき廃棄を防ぐために、連邦機関が職員に十分な指導をしていたかについては、当事者間で見解が分かれていた。しかし、裁判所は、オリジナルの記録の完全性が失われる紙への印刷で問題ない、とした政府側の基本的な態度の欠陥を明確に指摘した。eメール等を紙に印刷するという指示が、文書でなされたことはなかった。また、NARA 長官は、連邦機関に対して助言と支援を提供し、標準的な手続きとガイドラインを広めなければならない法的義務を負っていたにもかかわらず、それを果たしていなかったと裁判所は判断した (pp.678-9)。

④レコードキーピング・システムとして扱われなかったPROFS

大統領府もNARAも、PROFSをレコードキーピング・システムとみなしていなかった。PROFSは、メッセージの送受信、カレンダーの維持、ミーティングのスケジュール管理、文書の保存のために導入され、多くの職員が日常的に使用していた。しかし、彼らは

PROFS内の電子情報が記録であるとは思っておらず、むしろデータセンターの負担を減らすため定期的に個々の職員が削除すべきものと考えていた。その後PROFS上でも、作成者が作成時に記録か否かを判断し、振り分けて管理することが可能となったが、アーキビストの許可なき処分を防止するための手続きは組み込まれなかった (pp.679-80)。

⑤NARA長官・アーキビストが果たすべき責務

PROFSの選択・実装にあたり、システム定義や要件の検討メンバーにアーキビストは含まれておらず、PROFSはレコードキーピング・システムとしての要件を満たさないまま現場に導入された。また、NARA長官は、大統領の任期終了時にはすべての記録の保管、管理、保存とアクセスに対する責任を引き受ける法的義務を負っていたが、経験と能力不足から、電子記録については自らの管理下に置いていなかった。また、記録の廃棄が差し迫っていることを知りながら行動を起こさなかったこと、大統領府にeメールの管理方法を改善するよう求めなかったこと、連邦機関に具体的なガイドラインを示さなかったことも、NARA長官の怠慢であるとベアマンは非難している (p.680)。

上記の論点から、電子記録管理に携わるアーキビストがアームストロング事件から学ぶべき点として、以下の3点を指摘できよう。(1) 現代のいかなる組織においても、電子記録の管理は、組織内部での電子通信の使用の実情と、そのシステムで機能するソフトウェアの性質への十分な理解がなければ成り立たないこと、(2) 電子情報のうち、どれが法律上保存されるべき記録に該当するのかを、業務の現場に明確に示す必要があること、(3) そしてそうした状況下で電子記録を適正に管理するためには、アーキビストの積極的な取り組みが不可欠であること、である。筆者らの本稿における問いは、この(2)(3)に関連している。

3-2 事件が与えた影響—その後の電子記録管理

ではここで、筆者らがこの事件についてとくに注目した点を、上記の(2)(3)に関連づけつつ提示しておこう。

第1に、大統領府の業務が本格的に電子環境で行なわれる時代への移行期に生じたこの事件が、記録に関する市民側と政府側の認識のずれを可視化する場となったことである。その結果、前節に示したとおり、電子記録にシステムが付与する様々なメタデータが電子記録作成・送信のコンテキスト情報として不可欠であることや、コピーであれば自動的に記録性を否定されるわけではないことなどが連邦レベルの裁判所の判断として示された。そこで記録性判断の鍵となったのは、大統領府の職員が職員として仕事をするなかで、何らかの業務を遂行するために使われたか否かという、業務の現実に即した視点である。媒体はもちろん、複数のコピーの存在や文書の置かれる場所といった要素は、どれも記録性判断の決め手にはならないことが明示された。そして、そうした判断を支える定義と指針が明確に示されなければ、記録の保存は現場職員の様々な記録認識に依存することになる。

その危険性（つまり、恣意的な記録処分の可能性）が浮き彫りにされたのである。

第2に、「eメールにはプリントアウトにはないコンテキスト情報が含まれているので、単なる参照用コピーではなく記録だ」、「カレンダーは業務遂行のために他者と情報をやりとりしているのだから記録だ」といった主張をしたのが原告である市民たちであり、NARA長官ではなかったことである。確かに、被告の側に立ったNARA長官が、記録について大統領府と異なる主張をすることは難しかったはずだ。しかし、上述のとおり記録作成の現場では記録の認識に揺らぎが生じていた一方で、市民が記録について、様々な変化に応じた正確な認識に基づく主張をし、裁判所がそれを正当としたことを、アーキビストは記憶すべきだろう。記録とは、機関の長が「これが記録だ」と定義するものだというNARAの姿勢は「完全かつ公然と否認」されるべきであり、電子記録の効果的な管理のために必要なら「NARAの権限を変更するよう議会に働きかけるべき」だとベアマンは主張する (p.689)。そもそもNARAが技術革新で生じる変化を先読みして積極的に対応していれば、市民は訴訟など起こさずにすんだのである。

アーカイブズ界では、この事件の前後から電子記録管理への取り組みが本格化していく (pp.680-1)。NARAもまた、訴訟で指摘された課題に対応すべく、1994年から規則改正に取り組み、1995年8月にはeメールの管理に関する新たなルールを施行した¹²⁾。新ルールでは、電子情報システム (Electronic Information System: 電子的に処理される連邦記録等の情報を蓄積し、アクセスを提供するシステム) と、電子レコードキーピング・システム (Electronic Recordkeeping System: 記録を収集・組織化・分類することで、記録の保存・検索・利用・処分を容易にする電子的システム) が個別に定義された (§ 1234.2)。またコピー (§ 1222.34 (d)) やeメール (同 (e)) も連邦記録たりうることを明記したうえで、eメールについては、コンテキストを明確にする送信データ (発信者・受信者名、アドレス、日付等) も保存すること (§ 1234.24 (a) (1))、プリントアウトを記録として保存する場合は送信データも含めること (同 (d))、政府外部のシステムでやりとりしたメールが連邦記録に該当する場合、連邦のレコードキーピング・システムに保存すること (同 (a) (4))、カレンダーやタスクリストも連邦記録たりうること (同 (a) (5)) など、訴訟の論点のほとんどに対応した。

この頃からNARAは電子記録管理へ大きく舵を切り、2005年にはElectronic Records Archives (ERA) プロジェクトを開始し、2008年からはこれをeメールの管理にも用いるようになる¹³⁾。また、2011年のオバマ大統領による「政府記録の管理に関する大統領覚書」¹⁴⁾を受け、2012年には行政管理予算局およびNARAが、各省庁および独立機関の長に宛てた覚書 (M12-18) で、2016年までにeメールを電子形式で保存することを目標に掲げると

12—36CFR Parts 1220, 1222, 1228 and 1234. *Federal Register* Vol.60, No.166, August 28, 1995.

13—NARA, 'About ERA', <https://www.archives.gov/era/about> (2018.09.28確認)

14—Obama, Barack, 'Presidential Memorandum—Managing Government Records', 2011. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2011/11/28/presidential-memorandum-managing-government-records> (2018.09.28確認)

ともに、2013年末までにメールの管理・処分・移管に関する新しい指針を打ち出すことを約した¹⁵⁾。その新指針が、一定のランク以上の連邦職員のメールをすべて保存する、いわゆるキャップストーン・アプローチ¹⁶⁾である。そして2014年、大統領記録・連邦記録法の改正により電子記録が記録の定義のなかに明確に位置づけられ¹⁷⁾、定義への該当性を判断する権限はNARA長官に付与されたのである¹⁸⁾。

2018年2月に公表された2018-2022年の戦略プランで、NARAは2023年1月1日以降、連邦機関からアナログ記録の移管を受けないことを宣言した¹⁹⁾。アームストロング事件が、NARAのこうした動きの唯一の契機であったとは言えないにしても、市民社会と司法府からの圧力として、後押しにはなったはずだ。NARAもまた、事件に学んだのである²⁰⁾。

4 考察—「大阪市一対一メール事件」との対比から

さて、アームストロング事件では、大統領府のeメールの記録性が議論されたが、日本にも、自治体レベルで類似の事例があった。自治体首長と職員が一対一で送受信した庁内eメールの公文書性が争われた大阪市一対一メール事件（以下、一対一メール事件）である。以下、この事件をアームストロング事件と対比しつつ考察を進めていく。

4-1 一対一メール事件の経緯

事件の経緯を簡潔にまとめると、次のとおりである。

発端となったのは、大阪市長と一職員との間で送受信されたeメールのうち、大阪市が公文書として扱っていないものに対する情報公開請求であった。請求に対し大阪市は、これらのメールは組織共用の実態を備えていないものであり、公開請求対象である公文書に該当しないとして非公開決定を下した。この行政処分を不服とした異議申立が棄却されたため、請求者は大阪市長を被告として処分取消訴訟を提起したのである。

大阪市情報公開条例の公文書の定義は、国レベルの情報公開法や公文書管理法と共通し

15—OMB and NARA, 'Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies and Independent Agencies', 2012. <https://www.archives.gov/files/records-mgmt/m-12-18.pdf> (2018.09.28確認)

16—NARA, 'Guidance on a New Approach to Managing Email Records', *Bulletin* 2013-02. <https://www.archives.gov/records-mgmt/bulletins/2013/2013-02.html> (2018.09.28確認)

17—44 USC § 3301(a)

18—44 USC § 3301(b)

19—NARA, 'Strategic Plan 2018-2022', 2018. <https://www.archives.gov/about/plans-reports/strategic-plan/strategic-plan-2018-2022> (2018.09.28確認)

20—もちろん、ヒラリー・クリントンが国務長官時代（2009年-2013年）に私用のサーバを公務に用いていたように、こうした努力ですべての課題が解決されたわけではない。ベアマンも、国務省監察総監室の調査報告書（2016年）にもとづき、NARAの電子記録管理に関する指針等が実効性を欠いていたと批判している。詳細はBearman, David, 'Office of the Secretary: Evaluation of Email Records Management and Cybersecurity Requirements, ESP-16-03', *The American Archivist*, Vol. 80, No. 2, 2017, pp. 459-462. <https://doi.org/10.17723/0360-9081-80.2.459> (2018.09.28確認) を参照のこと。

ている²¹⁾。ここで公文書の要件となるのは、①「職務上作成又は取得した」、②「職員が組織的に用いる」（組織共用）文書で、③「行政機関が保有している」ことである。このうち、②の組織共用をどう解釈するかが1つの争点となっている。

この組織共用について、大阪地裁は「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいうと解され」、その該当性は文書の「①作成又は取得の状況」、「②利用の状況」および「③保存又は廃棄の状況等」を「総合的に考慮して実質的に判断すべき」と判示している²²⁾。つまり、業務上作成または取得しても、組織共用の実態が伴わなければ、あるいはその必要性がないと判断されれば、公文書には該当しないということになる。そこには、「総合的に考慮して実質的」な判断を行なう余地があり、作成または取得した文書が公文書に該当するかどうかは、組織や担当した職員がどう認識し、解釈するかにかかってくる。

大阪市が、文書管理システム以外の電気通信回線を利用した公文書の取り扱いを定めた「電気通信回線を利用した公文書の取扱いに関する要領」では、以下のいずれかに該当するものを情報公開請求の対象となる公文書としている。

1. 公用パーソナルコンピュータ（以下、公用PC）の共有フォルダ（ネットワーク上の複数のユーザが参照することができるよう設定されたフォルダをいう）で保有しているもの
2. 紙に出力したものを他の職員が保有しているもの
3. 当該一対一メールの内容を転送先の公用PCで保有しているもの

そのため大阪市は、本件請求文書は、「二人の間の送受信にとどまるものであり、組織共用の実態を備えていないから、公開請求の対象となる「公文書」（情報公開条例2条2項）に該当」しないものとして非公開と判断した。また、「一般的に、一対一メールは、電話や口頭によるのと同様に一過性の意思伝達を行うものにすぎないのであるから、その記載内容にかかわらず、業務上必要なものとして利用又は保存される状態には至っていない」という認識を持っていたことが、訴訟における大阪市の主張から明らかになっている²³⁾。

裁判所は一対一メールについて、会議の調整などの事務的な連絡に使われることが多く「組織的に用いるもの」に該当しない一対一メールが相当数含まれる」としながらも、送受信者である大阪市長が職員に職務命令を発し、報告を受ける際などにeメールを用いること、緊急的に書面に代えてeメールで送受信を行なう場合もあることなどから、一対一メールにも「組織的に用いるもの」に該当すると解すべき」ものが含まれるとした。さ

21—公文書の定義は大阪市情報公開条例2条2項参照。また、例として、公文書等の管理に関する法律2条4項、2011年施行。

22—大阪地方裁判所、平成26（2014）年（行ウ）286号判決文、p.9

23—大阪地方裁判所、平成26（2014）年（行ウ）286号判決文、p.9

らに、大阪市の「一対一メールが、その記載内容にかかわらず、業務上必要なものとして利用又は保存される状態には至っていない」という主張も退けている²⁴⁾。

4-2 一対一メール事件から見える公文書性の認識

訴訟での主張からわかるように、行政職員は、一対一メールは業務上発生した文書であっても、個人的な範囲にとどまっていることから組織共用ではないと認識していた。そこには、業務上作成または取得した文書（メール）が、共用フォルダで保有する、紙に印刷するまたは転送するといった行為を経て組織共用となるという理解がある。つまり日本の行政の認識では、公文書はある「儀礼」—公文書を管理する公式のシステムへの意識的かつ正式な捕捉^{キャプチャー}—を経た場合にのみ成立するのである。そして、どのeメールを「儀礼」通過させるべきかは、アームストロング事件の大統領府と同様、個々の職員の判断に委ねられている。

こうした「儀礼」の存在は「私的メモ」にもかかわってくる。記録作成者は、業務上作成した文書であっても、「儀礼」を経なければ公文書ではないと主張することができる。またこうした認識が、文書に「私的メモ」と表記しさえすれば情報公開の請求対象となる公文書ではないと主張することを許してしまっているのではないだろうか²⁵⁾。

このように、一定の「儀礼」を経ないと公文書性を獲得しないという制度的な枠組みや現場の認識が、日本の文書管理を特徴づけている。アームストロング事件でも、大統領府やアーキビストは紙に印刷するという手順を経たものが記録であり、eメールは参照用コピーだと主張していた。日米ともに、行政職員は記録の形式にとらわれた判断をしていたと言える。そしてどちらの事件でも、業務の実情やシステム利用の実態を深く理解し、記録についてより正確な認識を持っていたのは、むしろ市民や裁判所だったのである²⁶⁾。

4-3 変化の時代にアーキビストが果たすべき役割

アームストロング事件との対比からもう1点見えてくるのは、一対一メール事件におけるアーキビストの不在である。アームストロング事件では、NARA長官が「記録の廃棄を知らながら行動しなかった」と原告が訴え、裁判所も「NARA長官は政府記録の適切な管理に責任を負う役割を担うべき」と判示している。記録とは何かを定義し、その保存・公開のためのガイドラインやプログラムを作成・周知することを通じて、連邦政府の記録

24—大阪地方裁判所、平成26（2014）年（行ウ）286号判決文、pp.9-11

25—「環境省関係者によると、最近表紙に「私的メモ」など書かれた文書が増えた。情報公開の対象となる文書は法律上「組織的に用いるもの」などと定義されており、私的な文書であれば公開の対象外になる。しかし、環境省では会議で配布する文書さえ個人文書扱いしているケースがあるという」。毎日新聞web(2018年8月30日配信)。「経産省議事録不要「国民向いていない」身内から批判」<https://mainichi.jp/articles/20180830/k00/00m/040/184000c>（2018.09.28確認）

26—2018年11月20日付で最高裁が大阪市の上告を退け、一対一メールに公文書性を認めた。毎日新聞web(2018年11月22日配信)「橋下前大阪市長の在職中メール「公文書」判決確定」<https://mainichi.jp/articles/20181123/k00/00m/040/081000c?fbclid=IwAR2WYy61aa9k5d5ps0k4KaVWfbMH1nWeLjZQnQy7YSHOG9WnONa1KPxLHss>（2018.11.30確認）

管理に寄与することがNARA長官の職務であり、市民も裁判所もNARA長官がそうした職務を果たすことを期待しているのである。

しかし一対一メール事件の判決には、NARA長官に相当する立場にある自治体公文書館または公文書館長は一切登場しない。現用公文書の管理と公文書館とは完全に切り離されているかのようなのである。もちろん、日本とアメリカとの法文化や制度の違い、とくに日本の様々なレベルの公文書館長と連邦レベルのNARA長官に付与された権限の差を考えると、単純な比較は避けるべきだろう。しかし、電子記録の出現のような事態に直面したとき、アーキビストは、技術の変化に即応しつつ長期的な視野に立ち、新たな媒体の特性に応じた記録の管理や保存の仕組みを構築していかなければならない。だからこそベアマンも、その責任を果たすため、NARA長官が専門的な助言やガイダンスを提供することや、電子記録システムの設計や構築段階に関与することが必要であると述べているのである (p.681)。アーキビストがその使命である「社会によるドキュメンタリー・エビデンスの記録、捕捉、保存および共有を手助けし、社会が過去、現在および未来を記憶し、リスペクトすることを補助する」²⁷⁾ことを保証するためには、記録作成段階に積極的に関与することが求められる。さもなければ、アームストロング事件を経てベアマンが述べたように、今後10年間のアーカイブズ記録の大部分は失われ、説明責任を負う行政の中で、アーカイブズ機関が公益の保護者としての役割を果たすこともできなくなるだろう (p.689)。そう考えたとき、ベアマンがアームストロング事件に関して指摘した論点の一つ一つは、日本のアーキビストが引き受けるべき課題となる。

2018年9月末現在、国立公文書館が公表した「アーキビストの職務基準書」(2017年12月版)²⁸⁾をめぐる議論がかわされている。この基準書がアーキビストに要求する高度な知識とスキルは、多くのアーキビストにとって励みとなるものだろう。アーキビストがその職責を十分に果たすためにはそれらに見合った権限と責任が不可欠であるが、一方で、その執行を怠った(と見なされた)アーキビストは、アームストロング事件のNARA長官のように訴訟の矢面に立たされることになる。しかし、訴訟当事者となる力を持つからこそ、NARAは市民の主張や裁判所の判決から学び²⁹⁾、電子記録管理という課題に取り組むことができたと見えよう。そうした立場を引き受ける覚悟があるかを、ベアマン論文は問いかけているように思われる。

27—Millar, Laura, 'On the crest of a wave : transforming the archival future', *Archives and Manuscripts*, vol.45, no.2, 2017, p.13

28—国立公文書館、アーキビストの職務基準書2017年12月版、<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsho.pdf> (2018.09.28確認)

29—アームストロング事件の原告の1人でアメリカ自由人権協会の弁護士だったゲイリー・スターンを、NARAが1998年にGeneral Counselとして迎え入れたことは、こうした訴訟に対するNARAの姿勢の一端を示しているように思われる。Smith, Nancy Kegan and Gary Stern, 'A Historical Review of Access to Records in Presidential Libraries', *The Public History*, Vol 28. No.3, 2006, p.116, 筆者プロフィール参照。
<http://www.jstor.org/stable/10.1525/tph.2006.28.3.79> (2018.09.28確認)

5 おわりに—記録を守るのは「アーキビストだ」と言うために

ここまで、ベアマン論文を手がかりとして、技術革新に伴う変化がもたらす「記録」認識のずれと、そうした時代にアーキビストが担うべき役割と責務について、1990年代のアメリカと、2010年代の日本とを比較しつつ論じてきた。時代や国の違いはあるが、2つの事例がアーキビストに提示した論点を、次のようにとらえ直すことで、本稿のまとめとしたい。

アームストロング事件が起きた1990年前後に、デジタル技術が一般に普及しはじめ、仕事や業務のあり方、コミュニケーション、そして記録の作成および管理を大きく変えた。アームストロング事件の検討から見てきたのは、こうした技術的・社会的な変化が、記録やアーカイブズの長期保存を困難にするだけでなく、そもそも記録をめぐる人々の認識にも様々なずれや揺らぎをもたらすことである。残念ながら、どのような状況でどのような揺らぎが生じるかを詳細に論じることはできなかった。しかし少なくとも2つの事例から、当然であるが、行政職員が何を記録と考えるかは（もちろん法解釈の範囲内で）、旧来の技術環境で行っていた業務や作成・管理していた記録のイメージにある程度規定されることがうかがえた。紙に印刷してファイルしたものが記録である、あるいは共用空間に保存したものが公文書であるといった考え方の根底には、紙の時代の「儀礼」が見え隠れするからである。一方、市民側は、開示請求できる記録とは何かを、法律を踏まえつつ、行政と市民との関係性において柔軟に解釈していた。ただし、そうした差異は、単に開示請求する側とされる側という立場の違いにもとづくものかもしれない、さらなる検討が必要と思われる。

しかし記録認識のずれや揺らぎは、電子記録にとって命取りになりかねない。アームストロング事件が明らかにしたのは、そうした揺らぎが生じる時代に、記録の定義を記録作成の現場に委ねてはならないということだった。だからこそ、現在のNARA長官のように、アーキビストが記録を定義する権限と責任を持たなければならない。それによりアーキビストは、急速な技術革新の行く先を見すえながら、組織や社会にとって重要となる記録が確実に作成・管理・保存されるシステムを構築するという職務を、より効果的に遂行できるようになるからだ。

そのようにして記録を守るのがアーキビストの責務である。それを果たすために必要な法的な支えが、日本の現状に欠けているのであれば、ベアマンの言うように議会に働きかけ、少しでも状況を変えていく努力をしなければならないだろう。そうした努力をすることもまた、アーキビストが果たすべき役割の1つだからである。

収蔵庫を対象としたアーカイブズの照明管理 —ISO・アメリカ・イギリス・日本の事例—

Lighting management of archives targeting a repository - Case studies
in ISO, America, Britain and Japan -

高科 真紀

Maki Takashina

キーワード

保存環境、収蔵庫、照明、LED

conservation, environment, deposit, illumination, LED

『国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱』が2018年1月に改訂され、展示の際の照度について、LEDの場合も白熱灯・蛍光灯と同様に取り扱うことが示された。LEDは紫外線や赤外線を含まず省エネルギーであることから、図書館でも展示室や収蔵庫のLED化がすすんでいる。その一方で、従来の照明とその特性がまったく異なるLEDの選定基準や、人間の快適性と資料保存を両立する照明管理、制御の指針は確立していない。

このような状況を鑑みて、本論ではLED時代のアーカイブズ照明管理の基礎研究として、これまで日本では博物館・美術館分野も含めて多くは示されてこなかった収蔵庫の照明を対象に、ISOをはじめアメリカ、イギリス、日本の規格等を取りあげる。さらに国文学研究資料館における照明管理の事例を紹介し、各国のそれぞれの規格に注目しながら考察し、収蔵庫におけるアーカイブズの照明管理のポイントと対策、LED時代に向けた課題を明示する。

“The handling guidelines for the National Treasures and Important Cultural Properties exhibit” were revised in January 2018. The guidelines indicate that the conditions applicable to LED-based lighting in the exhibit are the same as those applicable to incandescent and fluorescent lighting. As an energy-saving lighting technology that does not emit ultraviolet or infrared rays, LED has been widely used in archives, exhibition rooms, and repositories. On the other hand, lighting-control guidelines that are compatible with the selection criteria for LED but also consider the characteristics that distinguish LED from conventional light sources in relation to human comfort and document preservation have not yet been established.

In light of these circumstances, as a basic study on archives lighting management in the LED era, this paper reports on the ISO 1179 and lighting standards for repositories including museums and art galleries in America, Britain, and Japan ; such a report has not been presented in Japan until now. In addition, this study examines lighting management at the National Institute of Japanese Literature as a case study. It focuses on each country's standards, considers the features and countermeasures of lighting management for archives in a repository, and clarifies tasks for the LED era.

1 はじめに

2018年1月、『国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱』（文化庁）が改訂された。約20年ぶりに改訂されたその内容は、「5. 公開の環境 (4) 照度 ③紫外線や赤外線の出ないLED照明等を使用する場合も、①の原則と同様に取り扱うこと」とあり、次世代照明として近年急速に普及しつつあるLED照明について述べている。この改訂により、LED照明（以下、LED）はこれまで展示照明として使用されてきた紫外線吸収膜付の博物館・美術館用蛍光灯やハロゲン電球など従来の照明と同様の展示照明管理を行うことが示されたといえる。

LED（発光ダイオード）は、紫外線や赤外線を含まず、照度や色温度の調整が容易で、省エネルギーであることから、近年急速に普及している。その背景には、2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」を受けての日本政府の白熱灯・蛍光灯¹⁾の国内生産と国外からの輸入を2020年以降実質的に禁止する決定の影響もあげられる。2012年には地球温暖化防止のため、消費電力の高い白熱灯の国内生産が終了した。蛍光灯については、文書館の収蔵庫・展示室でも広く使用されてきた博物館・美術館用蛍光灯を生産していた国内大手メーカーが2015年より段階的に博物館・美術館用蛍光灯の生産を終了し、現在その多くは在庫のみの販売となり、入手が難しくなるのは時間の問題である。

一般家庭照明におけるLEDの普及と足並みを揃えるかのように、博物館・図書館・文書館のLED化も2000年代後半より増加した。省エネルギー対策の推進から、施設全体のLEDへの転換は多くの公共施設で積極的に進められており、施設内の改修や新館建設の折にLEDに転換するケースが増えている。一般社団法人照明学会「美術館博物館の次世代照明基準に関する研究調査委員会」と東京文化財研究所保存科学研究センターが合同で調査したアンケート「博物館美術館のLED照明更新状況についての調査」（2016）²⁾では、回答のあった113館のうち、展示空間がLEDであるのは76館であった。一方で、収蔵庫のLED化はわずか8館に留まる。この結果から、電気使用量が多く、長期間にわたり資料が光に曝されることになる展示照明への積極的なLEDへの転換がうかがえる。収蔵庫に関しては、LED化のための予算確保の難しさや、展示空間と比べると長時間の点灯が少なく、電気使用量が少ないであろう収蔵庫のLED化が急がれていないことなどが、アンケートの結果から推測できる。

1——蛍光灯のガラス管内には微量の水銀が封入されている。例えば、博物館・美術館蛍光灯FHF32N-EDL・NU（Panasonic製）の場合、3～5mgの水銀が使用されている。

一般社団法人日本照明工業会HP「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」
<http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyoo.htm>（最終アクセス2018年8月29日）

2——吉田直人『美術館・博物館における照明の現状とこれから—アンケート調査を通して—』「照明学会誌」第101巻 第12号、2017年、pp.558-562

このアンケート調査は、東京文化財研究所が1984年より毎年行っている「博物館・美術館等保存担当学芸員研修」受講経験者613名の学芸員を対象にアンケート用紙を送付し回答を依頼したものである。退職者や異動者も多く回答率は約18%にとどまるが、博物館49館、美術館50館を含む113館の回答を分析している。

国内の文書館においては、国文学研究資料館が展示室の照明を2013年より段階的にLEDへ変更してきた。2017年度末には展示室、閲覧室、事務室照明のLED化が完了し、残すところは博物館・美術館用蛍光灯を使用している収蔵庫のみである³⁾。京都府立総合資料館（1963年開館）は、2017年に京都府立大学の附属図書館、大学研究室などとの複合施設として新たに京都学・歴彩館を開館し、収蔵庫を含む施設内の照明にはLEDが採用された⁴⁾。2019年には埼玉県立文書館（1969年開館）が改修工事を終え、リニューアル後は照明のオールLED化が発表されている⁵⁾。このように、文書館においても着々とLED化が進んでいる。蛍光灯の生産終了による博物館・美術館用蛍光灯の入手が困難となる将来を見据えると、LEDへの転換は、喫緊の課題といえる。

一方で、白熱灯や蛍光灯などの従来照明とは発光方式や光源特性がまったく異なるLEDに対し、どのような照明管理を行うべきか、励起、分光分布、色温度など多種多様なタイプのLEDが市場に出回るなかで、どのタイプのLEDを資料保存のために選択すべきなのか、といった疑問などから導入に不安を抱く施設は、決して少なくない。展示照明に関しては、『国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱』（文化庁）でLEDも従来の照明と同様に扱うことが示されたが、展示照明以外の照明管理のあり方については、日本では蛍光灯や白熱灯に対しても、大きく取り上げられることはなかった。文書館や資料保存公開施設においては、展示照明のみならず、人間が活動する空間となる収蔵庫・閲覧室・作業室などの室内照明についても、人間の快適性と資料保存を両立するために適切な管理と制御が期待される。

このような背景から、本論では収蔵庫を対象を絞り、アーカイブズの保存環境について記しているISOや欧米、日本の規格やガイドライン、書籍等を対象に照明管理に関する情報を抽出して、整理する。あわせて、国文学研究資料館を事例とした収蔵庫や資料整理室、保存措置室、閲覧室の照度の計測調査について報告し、LED時代におけるアーカイブズ照明管理の基礎研究として、収蔵庫の照明管理のあり方の考察をおこなう。

2 アーカイブズと光

ISOはじめ各国の収蔵庫の照明管理の話題に入るまえに、ここではアーカイブズの劣化要因の一つである「光」について述べる。神庭信幸『博物館資料の臨床保存学』（2014）では、「資料を危険な状態に導く要因は、劣化や損傷の状態が確認できるまでに要する時間によって、10年から100年の「長期的な作用」、1年から10年の「中期的な作用」、1年

3—国文学研究資料館のLED化については、青木陸准教授はじめ職員の方より情報提供いただいた。記して謝意を表す。

4—歴彩館のLED化については、2017年12月19日に執筆者が歴彩館を訪問見学した際に情報提供いただいたものである。記して謝意を表す。

5—埼玉県立文書館HP「平成30年度 もんじろうかわら版 2018/4/10」

http://www.monjo.spec.ed.jp/index.php?action=pages_view_main&block_id=754&active_action=journal_view_main_detail&post_id=47#_754（最終アクセス2018年8月29日）

以下の「短期的あるいは瞬間的な作用」の三つのカテゴリーに分けることができる。」とし、長期的な作用として「経年劣化、温湿度、光放射、利用、修理」、中期的な作用として「生物劣化、汚染物質、修理材料」、短期的あるいは瞬間的な作用として「自然災害、輸送、盗難、発掘」を挙げている。これらを参考にして、アーカイブズを取り巻く保存環境の劣化要因を示したものが図1である。

神庭は、光放射が分類されている「長期的な作用」について次のように説明する。

長期的な作用によって現れる劣化あるいは損傷とは、10年から100年程度の長期間にわたって原因が継続するときに発生する資料の傷みである。影響は長時間をかけて資料に蓄積され、その結果として劣化は徐々に進行する。人間がその変化の過程を認識し、対処するにはあまりにも緩やかな変化であるため、多くの場合、結果が明らかになってからはじめて原因とそれによる影響を認識することが多い。この長期的な作用は、人間が最も不得意とする知覚の対象である。⁶⁾

このように照明や自然光などの「光」は、長時間にわたり光放射を受けることでその影響が資料に蓄積されていき、徐々に劣化が進行する。そして、光は資料を利用・活用するためには避けることができない劣化要因である。

光放射が引き落とす作用は、主に二つある。第一に、光化学作用によるもので、退色による色彩の変化と強度の低下である。第二に、放射による加熱の影響によるもので、照射

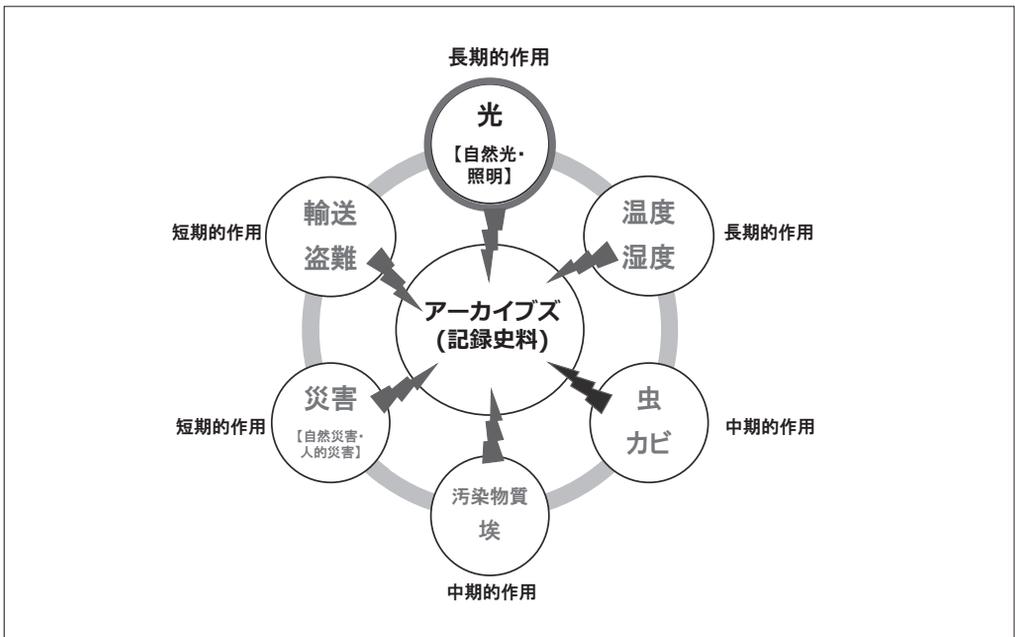


図1 —アーカイブズを取り巻く保存環境の劣化要因

6—神庭信幸『博物館の臨床保存学』、2014年、株式会社武蔵野美術大学出版局

された資料の表面温度の上昇による化学作用の促進と熱による寸法の変化や変形が挙げられる⁷⁾。文書館が収蔵するアーカイブズの媒体の大半を占める紙は、照明による損傷が蓄積するため実際の照明時間を定量化する必要があるといわれている⁸⁾。それゆえ、展示照明だけでなく、収蔵庫や閲覧室、事務室、資料整理室内の作業灯、窓から射し込む自然光の影響を考慮した照明の管理が求められる。

日本の文書館では、文書館として使用する目的で設計された建物ではなく、廃校となった学校や公共施設など既存の建物を改修して使用することもめずらしくない。このような場合、それぞれのエリアの使用目的に応じて窓からの自然光の入射を防ぐなど資料保存のためには様々な対策が必要となる。

照明は、文書館業務、利用者の資料閲覧、展示照明など文書館の運営において必要不可欠なものであり、自然光や照明を適切に制御し、管理することが常に求められる。

3 国際的な照明管理

アーカイブズに関連する国際的な照明管理の動向を把握するために、特に保存環境について詳細に記した国際規格であるISOや、アメリカ、イギリスの規格をとりあげ、文書館における収蔵庫に求められる照明管理の基本的な要件を抽出し、整理する。

3-1 ISO11799「情報と文書—アーカイブズと図書館資料のための書庫要件」⁹⁾

ISOとは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）により制定された国際規格である。ISO11799には、文書館・図書館資料の長期保存のために求められる収蔵庫の立地や設備、保存環境などの要件が細かく記されている。なお、2003年に第1版が制定され、2015年に改訂された。

ISOが提示する収蔵庫（書庫¹⁰⁾）に求められる照明要件について、第1版と第2版の内容を抜粋した（表1参照）。

第1版と第2版を比べてみると、共通の内容として、光によって累積する損傷を最低限にするための制御の重要性や、自然光の入射を防ぐために必要な対策、ランプから発生する熱に対する配慮、消し忘れ防止のための工夫などがあげられる。

改訂点は、第一に、収蔵庫内の照度の変更である。第1版では床上200 lxとされていたが、

7—CIE157：2004 “Control of Damage to Museum Objects by Optical Radiation”（日本語訳：社団法人日本照明委員会『博物館展示物の光放射による損傷の抑制』、2005年）

8—前掲載注8

9—ISO11799 “Information and documentation -Document Storage requirements for archive and library materials”

10—新村出編『広辞苑 第6版』2008年、岩波書店では書庫を「書物を入れておくくら。文庫。」、収蔵庫としての記載はないが、収蔵を「①物を取り入れ、おさめておくこと。「-庫」としている。本論では紙資料以外の映像資料、モノ資料などアーカイブズの対象の多様性を配慮して基本的には「収蔵庫」を使用する。しかし、引用文献等で「書庫」とされる場合はそのまま使用する。

表1—ISO11799 第1版(2003年)と第2版(2015年)
(本表はISO11799第1版・第2版を元に、執筆者が手を加え作成した。)

ISO11799 第1版(2003)	ISO11799 第2版(2015)
6.5 Illumination	5.5.1 illumination
照明によって引き起こされる損傷は累積する。収蔵庫内のどんな照明でも光量、露光時間、分光分布はその損傷を最低限にするために制御すべきである。	照明によって引き起こされる損傷は累積する。収蔵庫内のどんな照明でも光量、露光時間、分光分布はその損傷を最低限にするために制御すべきである。
収蔵庫は資料の出納、点検と清掃のために必要以上に明るくすべきではない。	収蔵庫は資料の出納、点検と清掃のために必要以上に明るくすべきではない。
後者の2つの目的のためには床上約200 luxの明るさが勧められる。	後者の2つの目的のためには床上100 luxの明るさが勧められる。
直射日光は排除すべきである。もともと収蔵庫として設計されていない建物を収蔵庫として使用する場合は、窓が完全にふさがれるのが理想だが、最低でもカーテンやブラインドで窓を遮蔽し、これに加えてまたはカーテンやブラインドの代わりに窓ガラスにはUVフィルムをつける。	直射日光は排除すべきである。もともと収蔵庫として設計されていない建物を収蔵庫として使用する場合は、窓が完全にふさがれるのが理想だが、最低でもカーテンやブラインドで窓を遮蔽し、これに加えてまたはカーテンやブラインドの代わりに窓ガラスにはUVフィルム(赤外線、紫外線、可視光線防止)をつける。
事務室や閲覧室、資料調査室でも同様の遮蔽が推奨される。	事務室や閲覧室、資料調査室でも同様の遮蔽が推奨される。
照明は次のどれかを備えるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ディフューザーを備えた蛍光灯。 75 μ W/lmを超える紫外線を含む光放射がある場合は、紫外線フィルターを取り付け、相対的な紫外線放射を減らすようにする。 熱を吸収するフィルターを備えた白熱灯。 照射されるべき物体から離れたところに発光ユニットを持つ光ファイバー照明システム。 	異なる資料は照明に対して違った反応をする。いくつかは他のものより影響を受けやすい傾向がある。光は一般的に損傷を与えるためその損傷を最小限にする必要がある。
ランプと棚上の資料とは最低でも50 cm離すようにする。	ランプと最もランプに近いむき出しの資料との距離は、ランプにより発生する熱に配慮すべきである。
自然に分割されている収蔵庫はセクションごとに照明のスイッチが分割されている。	
収蔵庫の外の簡単に確認できる場所に収蔵庫のすべての照明と他の電気回路がオフになっているかを表示する中央スイッチが必要である。	収蔵庫の外の簡単に確認できる場所に収蔵庫のすべての照明と他の電気回路がオフになっているかを表示する中央スイッチが必要である。
	時間制御、動作探知、またはほかの手段で照明の電源オフを確実にするべきである。

第2版では床上100 lxに下げられた。第二に、推奨する照明の選択について、第1版では細かな条件が示されていたが、第2版には記載がない。加えて、第1版では白熱灯を対象に、ランプとランプに最も近い棚上の資料の距離は最低でも50 cm離すとあったが、第2版ではむき出し(保存箱などに収納されていない)の資料に対して、ランプから発生する熱の影響を配慮する必要を指摘した内容に変更している。これらはLED、有機ELなどの次世代半導体照明(SSL: Solid State Lighting)の急速な技術革新と、それらの普及の状況を踏まえたものと推測できる。

3-2 アメリカ

アメリカ・アーキビスト協会 (Society of American Archivists、以下SAA) は、2009年にSAA承認規格「アーカイブズと特別コレクションの施設：アーキビスト、司書、建築家、エンジニアのためのガイドライン」¹¹⁾を公表した。この承認規格を策定した背景の一つとして、2005年に博物館図書館サービス振興機構 (Institute of Museum and Library Services) が公表した文書館、博物館、図書館を対象にした調査報告「A Public Trust at Risk : The Heritage Health Index Report on the State of America's Collections」で回答のあった26%の機関が、温度・湿度・照明などの影響によるダメージから資料を保護するための環境制御を行っておらず、59%の機関は資料を安全で適切に保管するための収蔵スペースがないことが明らかにされたことがあげられる。

もう一つの理由としては、イギリスやフランス、フィンランド、オーストラリアなどでは既にアーカイブズ施設のための建物建築の基準や保存環境管理に関するガイドラインが確立しているのに対し、アメリカではこれらの基準がないことである。そのため、アーカイブズ施設の国家規格に発展させることを将来的に見据えた承認規格が策定された。

このガイドラインは照明の記述だけで20頁にわたる。紙幅の都合上、そのすべてを紹介することは難しいため、「Section6」のLighting 6.1の要約を示す。

[6.1 理論的根拠]

アーカイブズ施設は、過度な照度、紫外線や赤外線による損傷からコレクションを保護する手段を講じなければならない。照明は、経済性・安全性・機能性の3つの非常に重要な目標の間でつり合いをとるべきである。

- 経済性：照明は、エネルギー使用量を大幅に増加させてはならない。照明のコストはできるだけ低く保つべきであり、収蔵庫は「グリーン」ステータス¹²⁾に向かって努力すべきである。
- 安全性：照明は、光に敏感なアーカイブズの最大の平均寿命を保証するために、フィルターを付けて制御すべきである。そして、コレクションの色あせ、色の変化、暗くなるなどの光劣化による資料の劣化を制限する。
- 機能性：照明は、建物の特徴、サービス、アーカイブズと特別コレクションを保有する職員や来館者のために機能を最適化する必要がある。照明は、収蔵庫の環境、セキュリティ、安全性、そして利用性の目標を支えるために計画しなければならない。

11—Michele F. Pacifico and Thomas P. Wilsted “Archival and Special Collections Facilities : Guidelines for Archivists, Librarians, Architects, and Engineers” 2009年, Society of American Archivists

12—「グリーン」ステータスは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC : U.S. Green Building Council) が開発したグリーンビルディングの認証プログラム「LEED (Leadership in Energy & Environmental Design)」を指している。LEEDについては、pp14の1.4.2にその概要が紹介されている。LEEDは世界で最も広く利用されているグリーンビルディング評価システムであり、アメリカではスミソニアン国立アメリカ・インディアン博物館、ウィリアム・J・クリントン大統領図書館・博物館などがLEED認証を受けている。

[6.1.1 経済性]

アーカイブズ施設のために選択された照明は、時間の経過とともに組織が支出できる照明予算のタイプによって影響を受ける。これらの費用には、以下が含まれる。

- 照明システムの購入と設置
- 交換用電球の購入とその設置費用
- 継続的なエネルギーコスト（建物の電気料金のほぼ3分の1は照明によるもの）
- 電球の廃棄費用（特に水銀やレアメタルランプ）

照明デザインは、修復室や特別な作業エリア、障がい者のアクセシビリティ、年配の研究者らのニーズなどを踏まえて、カラーバランスのとれた特別な要求にも配慮する必要がある。照明に関わる職員にトレーニングを実施し、センサー、調光器、タイマーなどの適切な制御と定期的に照明システムをメンテナンスすることで、エネルギー予算を大幅に削減できる。

照明費用を削減する最も簡単な方法は、

- ロビー、資料のない執務室、研修室など自然光でも差し支えないスペースは可能な範囲で自然光にする。
- 不必要な照明を制御するために、占有センサー、自動調光器、ブラインド、及び自然光のスイッチを可能な限り設置する。
- 眩しさとエネルギーを最小限にして、明るさを最大限にするために、建物内部は明るい色で塗装する。

建物内で可視光を使用することのコスト効率は、紫外線と赤外線からコレクションを保護する必要性と釣り合わなければならない。

白熱灯には熱吸収フィルターがついてなければならない。特に白熱灯とコレクション、資料との間の最短距離は20インチ（50 cm）である。

蛍光灯には紫外線や赤外線からコレクションを保護するためのスクリーンやフィルターの定期的な購入や交換が必要であり、追加で費用がかかる。高周波の低紫外線蛍光灯は、文書館や特別コレクションの建物によく使用される。

[6.1.2 安全性]

ほとんどのアーカイブズは、露光に非常に敏感であるため、比較的急速に損傷する可能性がある。アーカイブズの光感度は、熱による損傷を避けるため、低い照度を義務付けている。加えて、文書館では損傷の少ない照明や、非紫外線タイプ、紫外線を遮蔽するための特別な工夫（光フィルター、シェード、ブラインドなど）を施し、適切な喚起や冷房（冷却）する必要がある。露光を最小限に抑えることにより、照明による損傷を予防する。

光によって生じる損傷のレベルは、

- 露光距離または露光時間

- 露光の強度（フート・カンデラ¹³）もしくはルクスでの照度）
- 露光される資料の光の波長
- 光に曝される資料の種類

露光時間が長ければ長いほど、露光量が増えれば増えるほど、波長が短く、光によって敏感な材料であるほど損傷は大きくなる。照明の損傷は、酸素、相対湿度、温度など他の環境要因によって悪化する可能性もある。

[6.1.3 機能性]

アーキビスト及びデザイナーはそれぞれの空間の機能に基づいて、各空間の照度を決定する必要がある。美的に望ましいものであるとともに、職員はデザインに基づく照明要素が記録の保存、継続的なエネルギーコスト、資料を建物の中から外へ移動するときのリスク、熱を制御するための追加の冷房（冷却）制御の要求などの課題に対して保障すべきである。

SAAが定めた各場所の照度と設備の条件は表2のとおりである。

このように、SAA承認規格では、各エリアの用途を踏まえた細やかな配慮により、照度と条件が示されている。例えば、収蔵庫の照度は資料を取めた保存容器のラベルを職員

表2—SAA推奨の照度と設備の条件
(Stacks, Mixed Use, Reading Roomのみ抜粋、メモには本文の情報を一部追記した)

場所のタイプ	場所名	照度：lx (foot candles)	μW/ lumen 最大紫 外線量	メモ
Stacks				
収蔵庫	収蔵庫 (紙・フィルム・ 電子記録)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> • 窓、天窓はあってはならず、既存の窓や自然光は完全に遮蔽する。 • 紫外線フィルターをつける。 • 電球とコレクションの間は20インチ (50 cm) 以上。 • 照度は職員が保存容器のラベルを読むのに十分な明るさ程度で、できる限り低く保つべき。 • 照度は少なくとも床面で108~161 lx (10~15 ft-ch) 必要。
	低温収蔵庫	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> • 熱を抑えた照明を使用する。 • 紫外線フィルターをつける。
Mixed Use				
多目的	整理室	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> • 窓、天窓はあってはならず、既存の窓や自然光は完全に遮蔽する。 • 紫外線フィルターをつける。 • 電球とコレクションの間は20インチ (50 cm) 以上。 • 作業機の照度は少なくとも46 ft-cd (500 lx) で、グレアはわずかでなければならない。

13—フート・カンデラ (ft-cd)、ルクス (lx) は照度を表す単位。1 ft-cd=10.76 lx

場所のタイプ	場所名	照度：lx (foot candles)	μ W/ lumen 最大紫 外線量	メモ
	修復室-Dry	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・制御し、色のバランスを取ることができる照明。 ・紫外線フィルターをつける。 ・作業照明の最高照度は、調査・手当・及び記録化がされる場所であるべきである。 ・演色評価数が85以上、色温度2900~4200 Kの照明を使用する。
	修復室-Wet	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・防湿型、防雨型ランプを使用する。
	特殊メディア研究室 (映像、写真、カセットテープなどを扱う部屋)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・制御し、色のバランスを取ることができる照明。 ・紫外線フィルターをつける。 ・作業照明の最高照度は、調査・手当・及び記録化がされる場所であるべきである。 ・演色評価数が85以上、色温度2900~4200 Kの照明を使用する。
	展示室	30-200 lx (3-19 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどは50~100lx (5~9 ft-cd) の範囲。 ・調光器と占有センサーを使用する。 ・光ファイバー照明は新しい展示ケースや大規模な改修で使用すべきである。 ・照明とコレクションは蛍光灯で最低24インチ (61 cm)、白熱灯で最低36インチ (91 cm) の距離が必要である。
Reading Rooms				
閲覧室	原本 (Textual)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、天窓はあってはならず、既存の窓や自然光は完全に遮蔽する。 ・天井の照明は拡散し、カラーバランスの良いものがよい。 ・紫外線フィルターをつける。 ・室内は150~300 lx (14~28 ft-cd) の低照度であるが、閲覧室の机は最大750 lx (70 ft-cd) のデスクスタンドで光を補うことができる。
	マイクロフィルム (Microfilm)	50-100 lx (5-9 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、天窓はあってはならず、既存の窓や自然光は完全に遮蔽する。 ・紫外線フィルターをつける。 ・室内は150~300 lx (14~28 ft-cd) の低照度であるが、閲覧室の机は最大750 lx (70 ft-cd) のデスクスタンドで光を補うことができる。
	視聴覚資料 (Audiovisual)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・好ましい照度は200~300 lx (19~28 ft-cd)。 ・紫外線フィルターをつける。
	記録保管エリア (Records Holding Area)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、天窓はあってはならず、既存の窓や自然光は完全に遮蔽する。 ・紫外線フィルターをつける。 ・電球とコレクションの間は20インチ (50 cm) 以上。
	閲覧カウンター (Researcher Registration/Orientation Consultation)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・紫外線フィルターをつける。 ・コンピューターのモニターやマイクロフィルムリーダー、プリンターを使用するスペースでは、より低い50~100 lx (5~19 ft-cd) が要求されるかもしれない。
	目録室 (Finding Aids Room)	200-500 lx (19-46 ft-cd)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターのモニター、プリンターを使用するスペースでは、より低い50~100 lx (5~19 ft-cd) が要求されるかもしれない。

が読むための十分な明るさ程度で、できる限り低く保つべきとしており、その条件をクリアする床上の照度を示している。また、整理室では資料の閲覧など細かな文字を読む作業があることを踏まえて、作業機の照度を500 lxとするなど配慮がうかがえる。

その他、印象的なのは、自然光でも差し支えないエリアについては、可能な範囲で自然光を取り入れてエネルギーコストの削減をはかることや、建物内部の塗装を明るい色にすることにより、照明の明るさを最大限にするなどの工夫がみられる。

それぞれのエリアとその用途にあわせた必要な照明条件を明確化することにより、人間の快適性と資料保存を両立させながら、照明に関わる無駄なコストの削減が期待できる。

SAA承認規格は、エネルギー使用量の抑制、資料への損傷を最小限にするための手段、そして職員と閲覧者の安全性と保存環境やセキュリティを保障する機能の在り方について極めて詳細に記されている。タイトルにもあるように、まさに図書館等で働く職員のみならず、図書館の建築や改修に携わる建築家や技術者にとって必読すべきものであるといえる。なお、この承認規格は、2009年発刊当初は刊行後5年でガイドラインの内容を見直し、それらの適用と価値を評価することとなっていたが、達成されていない。2018年9月現在、SAAのHPには、更新に向けた検討が進められているとの情報が掲載されており¹⁴⁾、近く更新された規格が公表される予定である。

3-3 イギリス

BS5454:2000「アーカイブズ文書の保管及び展示に関する勧告」¹⁵⁾とPD5454:2012「アーカイブ資料の保管及び展示に関するガイド」¹⁶⁾は、いずれも英国規格委員会 (British Standard Institution) より発行された国家規格であり、PD5454:2012は廃止されたBS5454:2000とそのガイドPD0024:2001「BS5454:2000の解釈ガイド」¹⁷⁾を改訂したものである。

イギリスの国家規格であるこれらの規格は、アメリカのSAA承認規格と同様にアーキビスト、司書、修復士、学芸員、建築家、デザイナー、施工者、エンジニアといった図書館の収蔵庫を計画、建築、設備、整備に携わる人々に参照されるべきものであるとして、両規格の冒頭にはその適応範囲を記載している。

2つの規格が掲示する収蔵庫に求められる照明の要件について、それぞれの内容を抜粋した¹⁸⁾(表3参照)。

この2つの規格を見比べてみると、まず改訂版のPD5454では圧倒的に情報量が増えた

14—<https://www2.archivists.org/groups/technical-subcommittee-on-archival-facilities-guidelines/archival-and-special-collections-facilities-guidelines-for-archi> (最終アクセス2018年9月30日)

15—BS5454:2000 “*Recommendations for the storage and exhibition of archival documents*”

16—PD5454:2012 “*Guide for the storage and exhibition of archival materials*”

17—PD0024:2001 “*Guide to the interpretation of BS5454:2000*”

18—BS5454:2000の翻訳は、小澤梓氏の協力を得た。記して謝意を表す。

表3—BS5454：2000・PD5454：2012

(本表はBS5454：2000・PD5454：2012を元に、執筆者が手を加え作成した。)

BS5454：2000	PD5454：2012
8. Lighting	6.13. Lighting
<p>[窓]</p> <p>収蔵庫は窓を持たないことが望ましい。しかしながら、もし保管エリアが大きく、文書がいつも移動しているのであれば、職員の便宜のために窓が設置されることもあるだろう。安全性の利益を考慮してこれらの窓は小さく、開閉できない、かんぬきや強化ガラスがはめられたものにすべきである。収蔵庫内には自然光をいれるべきではない。人々が収蔵庫内をのぞくのを防ぐためには、マジックガラスを用いることができる。</p> <p>環境の安定性を保つため、収蔵庫内の結露を防ぎ、文書が光にさらされるリスクを減らすために、あらゆる窓は二重ガラスで、紫外線除去シートが内部に組み込まれているか、貼られている必要がある。加えて、可能ならばシャッターやよろい窓、ブラインドなどを用いる。また、他の施設を転用する場合にはその窓を遮断すべきである。天窓は収蔵庫に絶対に設置すべきでない。</p>	<p>[窓]</p> <p>収蔵庫は窓を持たないことが望ましい。歴史的、もしくは既存の建物で窓がある場合は、セキュリティ上の理由から、これらの窓は、BS EN 1627に準拠したセキュリティガラスを使用し、窓を小さくして開けられないようにすべきである。人々が収蔵庫内をのぞくのを防ぐためにはマジックガラスを用いることができる。天窓は収蔵庫に絶対に設置すべきでない。</p>
<p>[概要]</p> <p>光にあたると文書は損傷する。この損傷は光量と露光時間によって累積していく。したがって、収蔵庫にあるあらゆる照明の光量、露光時間、分光分布は損傷を最小限に抑えるように制御されなければならない。上記の理由及びエネルギー効率の観点から、照明が必要ない時は手動あるいは自動で消され、大きな収蔵庫では必要に応じて照明の区域をわけることが望まれる。</p>	<p>[概要]</p> <p>光にあたると文書は損傷する。この損傷は光量と露光時間によって累積し、インク、顔料および染料の退色をひきおこして、劣化・脆弱化していく。したがって、収蔵庫において、光量、露光時間、分光分布は、損傷を最小限に抑えるように制御されなければならない。上記の理由およびエネルギー効率の観点から、照明が必要ない時は手動もしくは自動で消され、大きな収蔵庫では必要に応じて照明の区域をわけることが望まれる。</p> <p>収蔵庫の照明を選択する場合は、次の点を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ランプのエネルギー効率 • 潜在的火災リスクまたはホットスポット • ランプの排熱と熱環境への影響 • 周囲の照度を最大にするために、淡彩の壁、床、天井を使用 <p>注記：淡彩の面は、収蔵庫のランプの数や光量を減らすことができる。</p> <p>可動式棚（書架）システムに組み込まれていない限り、照明は各通路と通路の長さに沿って、棚の移動に対して直角に取り付ける。照明は棚へのアクセスを妨げないよう配慮し、ランプと最も近いむきだしの文書との間は50 cm以上の距離をとるべきである。可動式棚（書架）の場合、個々の通路が開閉すると同時に照明が点灯・消灯するスイッチを設計することができる。照明は紫外線を放射すべきではない。</p> <p>収蔵庫内には自然光をいれるべきではない。窓のある歴史的もしくは既存の建物では、紫外線フィルターを使用すべきである。紫外線フィルターは、紫外線保護が無効となっていないか、取り替えられたかを毎年確認する必要がある。環境を安定させるために、収蔵庫内の結露を防止し、文書が暴露される危険性を減らすため、窓が設けられている場合は、</p>

BS5454 : 2000	PD5454 : 2012
8. Lighting	6.13. Lighting
	<p>少なくとも紫外線フィルターを取り付けたガラスの二重ガラスガラスにするか、スクリーンを備えるべきである。シャッター、ルーバーまたはブラインドは、可能な限り、使用すべきである。</p> <p>文書の損傷は、あらゆる種類の光に曝された場合、特に紫外線に曝された場合に生じる。文書を最大限に保存するために、理想なのは光にさらされないことである。しかしながら、これは通常実行することができない。場合によっては研究目的のためマイクロフィルム・デジタル化された代替物にすることができる。そうすれば、原資料は収蔵庫で光に曝されずに保存することができる。</p>
<p>[保管・検索（出納）のための照度] 保管及び検索の機能を補助するため、収蔵庫の床上の一般照度は100 lxを下回ったり、300 lxを上回るべきではない。床面は淡色が望ましく、マンセル表色系明度の7未満にならないことが望ましい。</p>	<p>[保管・検索（出納）のための照度] 文書を探し、返却する際に求められる照明は、作業者の健康と安全を考慮に入れることが不可欠である。よって、100 lxを下回ったり、300 lxを上回るような、不快な薄暗さ、不必要に明るい照度は推奨できない。資料が箱入れされていれば明るさはあまり問題にはならないが、エネルギー使用量と温度制御を考慮する必要がある。</p>
<p>[設備：電気回路] スイッチは収蔵庫の外に配置し、収蔵庫に供給する電気回路と分離すべきである。</p>	<p>[設備：電気回路] スイッチは収蔵庫の外に配置し、収蔵庫に供給する電気回路と分離すべきである。</p>
<p>[蛍光灯] 収蔵庫には直管型蛍光灯が推奨されている。蛍光灯は高周波用を選ぶべきで、通路とメインの通路の端から端まで配置されている事が望ましい。ランプの配置と可動は、職員の作業中に影にならないように計画されるべきである。製品の仕様書で紫外線の放射度が10 $\mu\text{W}/\text{lumen}$ を超える場合は、紫外線フィルターを取り付け、波長が400 nm以下の光を取り除く。(照明が) 備え付けの場合は、各棚へのアクセスを妨げる事がないように、また、ランプと最も近い文書でも50 cm以上離れているようにするのが望ましい。</p>	<p>[蛍光灯] 収蔵庫に設置する蛍光灯は高周波用で、調光可能であり、ディフューザーが取り付けられていることが望ましい。ランプの配置と可動は、職員の作業中に影にならないように計画されるべきである。製品の仕様書で紫外線の放射度が10 $\mu\text{W}/\text{lumen}$ を超える場合は、紫外線フィルターを取り付け、波長が400 nm以下の光を取り除く。紫外線フィルターは毎年点検し、測定値が10 $\mu\text{W}/\text{lumen}$ を超えると交換する。(照明が) 備え付けの場合は、各棚へのアクセスを妨げる事がないように、また、ランプと最も近い文書でも50 cm以上離れているようにするのが望ましい。</p>
	<p>[発光ダイオード (LED) 電球] LEDが収蔵庫に設置される場合、紫外線を放出しないタイプのものでなければならない。LEDを使用する利点は、人工照明としてエネルギー効率がよく、収蔵庫の熱環境に与える影響が小さいことである。</p>

ことがわかる。両規格とも、収蔵庫の自然光の入射をふさぐための記載は「窓」の項目にあり、「照明」とはわけた記述となっている。概要では、どちらも光による資料への損傷の累積に触れており、損傷を最低限にするために収蔵庫における照明の光量、露光時間を制御する重要性を示し、こまめな消灯や大きな収蔵庫では照明の区域を必要に応じてわけることなどを提案している。

一方で、PD5454では、BS5454では触れられなかったランプのエネルギー効率や、ランプの排熱などを視野にいれた照明を選択するための条件が明示された。そのほか、SAA承認規格でも同様の内容が示されていたが、建物内部（壁、床、天井）の塗装を淡彩色に

することで周囲の照度を最大にする工夫や、棚のタイプに合わせた照明の取り付け位置、光による資料の損傷のリスクを減らすためのマイクロフィルムやデジタル画像などでの代替物での閲覧提供など豊富な情報が追加された。

PD5454の保管・検索（出納）のための照度については、作業者の健康と安全への考慮と、資料の保存容器などへの箱入れや、照度が高い場合のエネルギー使用量や温度制御への考慮の必要性が示された。使用する照明については、LEDの記載が加わったが、収蔵庫に適したLEDの選択基準など細かな情報は明らかにされていない。

4 日本における照明管理

4-1 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」

国立公文書館等に移管等された特定歴史公文書を対象とした「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定；平成30年5月18日一部改正）の第2節 保存（保存方法）の留意事項には、次のように記されている。

《留意事項》

〈永久保存の原則〉

- 特定歴史公文書等は、温度、湿度、照度等が適切に管理され、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講じた書庫において永久に保存するものとする（ただし、寄託文書に限っては寄託者の意向に基づき返却することがある）。館においては、永久保存に資するよう、特定歴史公文書等の種類、量、館の置かれた環境等を踏まえ、書庫内の環境整備に関し、適切な措置を講ずるものとする。
- 書庫は、以下の各項目に記載された内容を目安とし、各施設の環境や事情等も鑑みながら、適切な環境整備を講ずるものとする。

（中略）

【照明】

照明は、紫外線が文書に与える影響を防ぐため、LED 照明又は紫外線除去された蛍光灯を使用するものとする。

【国際規格（ISO）11799：2015（情報と文書－アーカイブズと図書館資料のための書庫要件）】

- 書庫として設計していないものの、その建物を書庫として使う場合は、カーテンやブラインド、窓ガラスへのフィルム（赤外線、紫外線、可視光線防止）によって窓を遮光する。

【IFLA（図書館資料の予防的保存対策の原則）】

- 紫外線放射を伴う光源には紫外線除去フィルターが必要。

このガイドラインは、移管された特定歴史公文書等を永久に保存することを目的とした

書庫内の環境整備を講ずるための照明についてISO11799（2015）やIFLAを引用しながら記されている。内容は、紫外線を有さないLEDもしくは紫外線吸収膜付の博物館・美術館用蛍光灯使用の推奨と、既存の建物を書庫として使用する場合の自然光の入射に対する措置の主に2つである。一方で、ISO11799（2015）でも示されていた照明をこまめに消灯するための方法や、書庫内の点検と清掃に適した床上の照度値、ランプに近い位置にある資料に対する熱への配慮などは含まれていない。

4-2 JIS Z 9110 : 2010 『照明基準総則』

ISO11799のような収蔵庫に求められる要件を記した規格ではないが、照度に関してはJIS Z 9110 : 2010 『照明基準総則』が参考となる。JIS（日本工業規格）の『照明基準総則』は1958年に制定され、5回の改正を経て現在に至る。この規格は人々の諸活動が、安全、容易、かつ、快適に行えるための照明設計基準及び照明要件の総則を規定したもので、対象は主として人工照明であり、非常時用照明は除外されている¹⁹⁾。この改正では、従来の推奨照度のみの規定に照度均斉度、不快グレア、平均演色評価数などの照明の質を重視した要件が追加された。不快グレアは、光源そのものの輝度だけではなく、目の順応の影響も受ける。配光特性として指向性の強いLEDによりまぶしさを感じやすくなることに対しての配慮がうかがえる。

なお、この規格は文書館を対象としたものではなく、美術館・博物館の照明基準として次のように示されている（表4参照）。

美術館・博物館を対象とした「収納庫、収蔵庫」の照度は100

表4—JIS照明基準総則 JIS Z 9110 : 2010（美術館、博物館）

領域、作業又は活動の種類	\bar{E}_m (lx)	R _a
入口ホール	100	60
ラウンジ	200	80
彫刻（石、金属）	1000	90
造形物	1000	90
模型	1000	90
彫刻（プラスタ、木、紙）	500	90
洋画	500	90
絵画（ガラスカバー付）	200	90
日本画	200	90
工芸品	200	90
一般陳列品	200	80
はくせい品	100	90
標本	100	90
映像	20	80
美術館、博物館 光利用展示部	20	80
ギャラリー全般	100	80
ホール	500	60
小集会室	500	80
教室	300	80
売店	300	80
食堂	300	80
喫茶室	100	80
研究室	750	80
調査室	750	80
収納庫、収蔵庫	100	60
洗面所	200	80
便所	200	80
廊下	100	40
階段	150	40

lxであり、この値はアーカイブズと図書館資料のための書庫要件を示したISO11799 (2015)と同じである。一方で、資料の利用が想定される調査室は750 lxとあり、これはSAA承認規格の整理室や原資料の閲覧室200～500 lxと比較しても高い照度値であることがうかがえる。

4-3 アーカイブズの保存環境に関する書籍

国内で参考となる文書館の保存環境管理について記されている書籍は、稲葉政満『図書館・文書館における環境管理』（2001年）、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 下巻』（2003年）などがあげられる。

『図書館・文書館における環境管理』では、光の基本知識と特に展示室を対象とした照度基準について「IFLA資料保存の原則」²⁰⁾などを紹介しながら記している。

なお、書庫については次のように示されている。

書庫内は暗いほど良い。必要のないときは照明を切る。資料が箱に入っている場合は、照明による温度上昇がなければ、気にしなくてよい。閲覧室では読書に快適な照度が必要である。(中略) 直射日光が入らないような対策が必要である。

次に、『アーカイブズの科学 下巻』では、「V部 アーカイブズの保存と修復 2章 保存環境コントロール」にて、光について次の項目を設け、記されている。

4) 光

- ①可視光線、紫外線、赤外線
- ②光源のスペクトルの形と光量
- ③照度基準・光が物質に与える影響

①と②の内容は、光の基本知識に関するものである。③の照度基準は、「IFLA資料保存の原則」を参考にした展示照明の基準を紹介している。さらに、収蔵庫とは明記されていないが、「光が当たれば何らかの影響があるので、不要な照明は落とす。あるいは箱に入れて直接光が当たらないようにするのも効果的である。」²¹⁾とある。アーカイブズの保存環境に関する書籍では、ISO11799 (2015) で記された内容と同様に、光による資料の損傷を防ぐためのこまめな照明の消灯、資料の保存箱への収納などアーカイブズの日常的な照明管理に対する考え方について明示されている。

20—ジャンヌ＝マリー・デュロー、デヴィッド・クレメンツ（資料保存研究会訳・編）『IFLA資料保存の原則』、1987年、日本図書館協会

21—国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 下巻』、2003年、柏書房、pp.333

4-4 文化財の保存環境・博物館資料保存論に関する書籍

アーカイブズの保存環境管理に関連するものとして、文化財の保存環境、博物館資料保存論に関する書籍をとりあげる。日本では、学芸員養成課程において2012年4月1日から「博物館法施行規則の一部を改正する省令」(平成21年文部科学省令第22号)が施行し、保存履修すべき科目として新たに「博物館資料保存論」が加わった²²⁾。「博物館資料保存論」のねらいは「博物館における資料保存及びその保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う」ことであり、博物館資料の保存環境(資料保存の諸条件とその影響、収蔵・展示等の保存環境)として光(照明)を含めた内容となっている²³⁾。このような背景から、近年「文化財の保存環境」や「博物館資料保存論」の科目に対応した書籍²⁴⁾が多数出版されるようになった。これらの書籍は、学芸員や学芸員を目指す人々のみならず、文書館や図書館をはじめとする資料保存の実務にあたる人々にとっても貴重な情報が記されている。一方で、書籍の光・照明の内容は色温度・演色性・光による劣化や退色防止の考え方や、資料保存に携わる者が習得すべき光の基礎知識や各種照明の説明、展示の照度基準が大半であり、収蔵庫における光や照明管理の記述は決して多くはない。

『文化財の保存環境』(2011年)では、「収蔵庫における照度」について、以下のように述べている²⁵⁾。

収蔵庫は、収蔵品の点検や移動などを行う作業空間である。また、室内には多くの棚があり、足元に収蔵物が置かれていることも多い。従って、転倒や衝突などによる物理的事故を防ぐことがもっとも重要である。従って、十分な安全を確保した上で作業できるだけの明るさ(500 lx以上)が必要である。収蔵庫内を点灯するのは作業時のみであるため、これだけの明るさであっても年間積算照度を越える心配はない。

上記の明るさの基準である500 lx以上は、JIS Z 9110:2010の「屋内作業の基本的な照明要件」において普通の視作業での推奨照度と一致するが、JIS Z 9110:2010における美

22—文部科学省HP「博物館に関する科目について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1288651.htm (最終アクセス2018年9月30日)

23—「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等」(平成21年4月)別添3「大学における学芸員養成科目の改善」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/05/13/1266312_9.pdf (最終アクセス2018年9月30日)

24—文化財保存環境・博物館資料保存論の書籍として以下があげられる。

- 三浦定俊・佐野千絵・木川りか『文化財保存環境学』、2004年(第1版)・2016年(第2版)、朝倉書店
- 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所編『文化財の保存環境』、2011年、中央公論美術出版
- 本田光子・森田稔『博物館資料保存論』、2012年、放送大学教育振興会
- 石崎武志編著『博物館資料保存論』、2012年、講談社
- 青木豊編『人文系博物館資料保存論』、2013年、雄山閣

25—独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所編『文化財の保存環境』、2011年、中央公論美術出版、

術館・博物館の「収納庫、収蔵庫」やISO11799 (2015)、PD5454などと比べると、高い照度値である。年間積算照度については、国際照明委員会 (CIE) が制定したCIE157:2004『博物館展示物の光放射による損傷の抑制』²⁶⁾では、衣裳・水彩画・タピストリー・原稿・染めた皮革など光に対する応答度が中程度である変質しやすい材質を例にした場合、その年間限界露光量 (年間積算照度) は150,000 lx·h/yである。仮に収蔵庫内の照度を500 lxとした場合、点灯時間は1年間で300時間以内、換算すると1週間あたり6時間以内の点灯が年間積算照度の範囲となる。

4-5 国文学研究資料館の事例

4-5-1 収蔵庫の概要

国文学研究資料館 (東京都立川市) は、2008年4月に東京都品川区から移転した。建物は新営であるが占有ではなく、国立極地研究所、統計数理研究所と共用の建物であり、地下1階から地上5階建ての鉄筋コンクリート造である。

収蔵庫エリア (書庫・収蔵庫・貴重書庫・マイクロ保管庫) は、地下1階にあり、2年間のコンクリートの枯らし期間を経て、資料がおさめられた。すべての収蔵庫エリアには窓がなく、自然光の入射はない。移転の際に、アーカイブズは全て中性紙製の保存箱に収納され、光を遮蔽し、埃の付着を防ぎ、温度・湿度の緩衝を抑える為の工夫がされている (写真1)。さらに、収蔵庫の照明は、PD5454:2012でも推奨されているように、収蔵庫の照明の点灯区域を区切っており、作業エリアのみ点灯することが可能である (写真2)²⁷⁾。

4-5-2 照度の計測調査

国文学研究資料館の収蔵庫、資料整理室、保存措置室、閲覧室を対象に演色照度計 (CL-70F、KONICA MINOLTA製) を用いて各エリアの照度を計測し (写真1)、JIS Z9110:2010、SAA承認規格と比較した (表5参照)。

収蔵庫エリア (書庫・マイクロ保管庫・収蔵庫1・収蔵庫3) は、JIS Z 9110:2010やISO11799



写真1——収蔵庫内 (中央: 照度計を用いた計測の様子)

26——CIE157:2004 “Control of Damage to Museum Objects by Optical Radiation”

27——写真は国文学研究資料館 青木睦准教授より提供いただいた。なお、照度計測調査は、国文学研究資料館 平成30年度特別共同利用研究員の研究調査の一環として執筆者が実施した。

(2015) の示す基準100 lxよりは高いが、SAA承認規格の範囲にはすべておさまっている。一方で、資料整理室や保存措置室の照度は、比較した2つの規格よりやや高い傾向にあった。また、閲覧室の利用者が資料を閲覧する机上の照度もJIS Z 9110:2010より厳格なSAA承認規格の範囲に収まっている。

5 収蔵庫の照明管理に関する考察

文書館の収蔵庫の保存環境の要件について記載されたISOをはじめとする各国の規格やガイドラ

イン、日本については関連書籍も含め照明に関する記述を取り上げてきた。とりわけアメリカのSAA承認規格は、継続的な予算の確保を考慮しながら照明費用を削減するための具体案として、ロビーや資料が移動しない場所では自然光の入射を許容する明確なゾーニング設定や、建物の内部の壁面、床面などを明るい色にすることで眩しさやエネルギーを最小限にしながらもエネルギーコストを抑えながらで明るさを最大限にする工夫など、これから新営施設を設計する際の参考となる情報が豊富である。一方で、イギリスでは国内

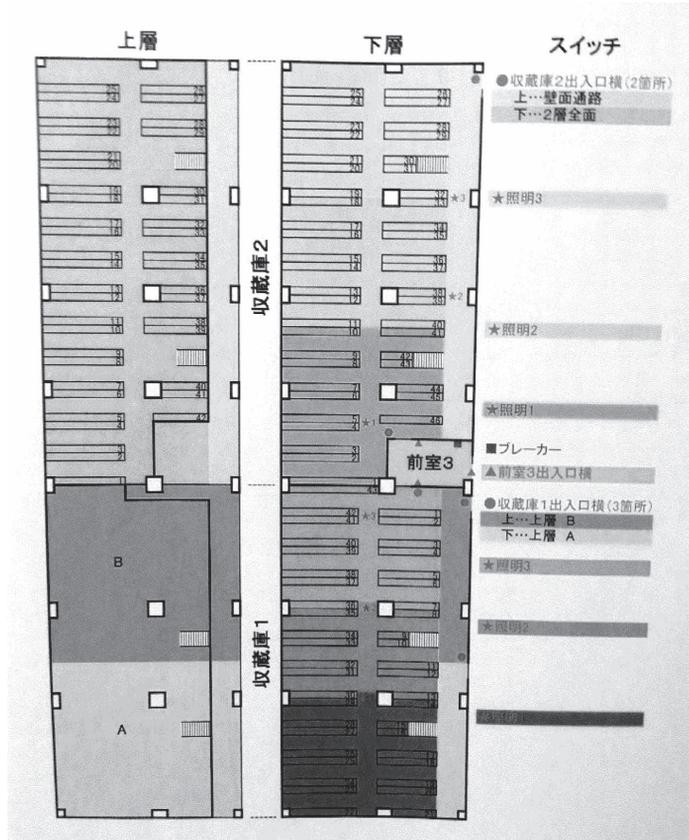


写真2——収蔵庫内の照明点灯の区域 (★印はスイッチの場所)

表5——国文学研究資料館の照度とJIS Z 9110:2010・SAA承認規格との比較

国文学研究資料館		JISZ9110:2010		SAA	
場所	照度 (lx)	場所	照度	場所	照度
書庫 (雑誌・図書)	457	収納庫・収蔵庫	100	収蔵庫	200~500 lx
マイクロ保管庫	371				
収蔵庫1 (アーカイブズ)	230				
収蔵庫3 (モノ資料)	111				
資料整理室 (B棟2F)	883	研究室・調査室	750	整理室	200~500 lx
保存措置室 (B棟2F)	788			修復室	200~500 lx
閲覧室閲覧コーナー机上	294			閲覧室 (原本)	200~500 lx
閲覧室カウンター	568			閲覧カウンター	200~500 lx

の状況として既存の歴史的建造物を改修して文書館として使用するケースが少なくないため²⁸⁾、PD5454:2012には随所に既存の建物を改修して使うことを想定した様々な配慮がうかがえる。

日本のアーカイブズや文化財を対象とした保存環境に関する書籍類を参照すると、照明に関する記述は展示照明が大半を占めており、温度・湿度管理や虫・カビなどの生物被害対策のように、収蔵庫の保存環境管理として詳細に記載されることは決して多くはない。温度や湿度は、温度・湿度計が比較的安価に入手できるようになり、多くの文書館で収蔵庫や展示室でも設置されるようになった。虫・カビの対策は、資料の点検や収蔵庫内の清掃時の際など目視観察でその被害を発見することができる。そのため、日常的な保存管理としての温度・湿度や生物被害に対する意識は高い。目視で損傷や劣化の具合を短時間で確認することが難しい光や汚染物質においても、その損傷を防ぐための具体的な対策について詳細な情報を提示することが望まれる。

ここで各国の規格を踏まえ、収蔵庫の照明を適切に管理するために、確認すべきポイントを次にまとめる。

- 資料が保管されている収蔵庫内の設備の確認（窓の有無、使用している照明の特定とそれによる資料の損傷リスクの特定など）
- 収蔵庫内の資料の保管状況（平積みか縦置きか、資料はむき出しもしくは箱入れされているか、照明に最も近い資料と照明との距離など）
- 収蔵庫で点検・出納以外で日常的に長時間の作業をおこなっているか（年間積算照度を超えていないか）

これらを確認した上で、それぞれの予算や状況に応じて、照明による資料への損傷を最低限に抑えるための対策を講じることが望まれる。具体的な対策としては、以下があげられる。

- 窓がある場合はふさぐ
- 紫外線が発生する照明の場合、紫外線をカットするフィルターなどをとりつける
- 資料はできる限り箱に入れ、むき出しのままでは配架しない
- 熱を発する照明（白熱灯など）の場合、ランプと最も近い資料とランプとの距離を十分にとる（最低でも50 cm以上）
- 収蔵庫では資料の点検や出納、清掃以外の長時間の作業は避ける
- こまめに消灯する
- 大きな収蔵庫では照明の区域を必要に応じてわかる

28—例えば、York city Library & Archives（ヨーク市図書館・文書館）のヨーク市文書館は、文化遺産宝くじ基金（Heritage Lottery Fund）の助成を得て2015年に1月に開館した。建物は図書館と共有しており、図書館は1920年に建てられた歴史的建造物である。

このように示したが、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定;平成30年5月18日一部改正)の冒頭にもあるように、「各館が抱える固有の背景や事情もあることから、当該館における運営等の実効性を確保するため、館において取り扱う特定歴史公文書等の種類、施設の規模、総合的な保存対策、業務計画、組織体制等を考慮」して、継続的な資料保存に取り組むことが最も重要であることを強調したい。

6 おわりに—LED時代のアーカイブズ照明の課題—

LED時代におけるアーカイブズ照明管理の基礎研究として、国際的な規格等を参照して収蔵庫の照明管理について考察を行った。しかし、これらの規格もそのほとんどが従来からの照明を対象とした先行研究により得られた成果に基づくものであり、LEDによる資料の損傷や影響の評価に基づくものではない。そのため、LEDを対象とした資料の劣化・損傷症例を検証した成果を踏まえた更なる検討が必要である。

日本においては、一般社団法人照明学会が『美術館・博物館の次世代照明基準に関する研究調査委員会報告書』(2017年)を刊行し、美術館・博物館におけるLEDの展示利用における利点・留意点をまとめた。特に、留意点では「発光方向が一方向の為、従来の配光制御とは配光、グレア制御が異なる」、「従来器具からの光源のみのLED化では配光や熱環境などのマッチング検証が必要となる」といったLED導入時に注意すべきポイントが示された。

資料への損傷と設備としての従来照明との違いを明確にした上で、アーカイブズに関わる照明管理の基準が現行の規格と適合するのか、また改訂が必要となるかを検討することが今後の課題である。

研究ノート

「中国档案法」及びその改正草案における デジタルアーカイブズの開発及び利用の 内容に関する検討について

The Study on the Legal Clauses regarding the Development and Utilization of Digital Archives in Archives Law of China and Draft for Amendment of Archives Law

李華瑩

Li Huaying

キーワード

デジタルアーカイブズ、档案法、改正草案、開発、利用

Digital Archives, Archives Law of the People's Republic of China, Draft for Amendment, Development, Utilization

本稿は、中国の法体系を紹介したうえで、「中華人民共和国档案法」及びその改正草案を主な分析対象として、デジタルアーカイブズの開発及び利用に関する条項を検討するものである。中国の法体系において、デジタルアーカイブズに関する様々な法令があるが、中国档案法は、基本法としてそれら法令の上位にある。ゆえに、デジタルアーカイブズの開発及び利用を推進するにあたり、「情報化」という内容を新設し、档案法を全体的に改正する必要が生じることになった。中国「档案法改正草案」第六章において、デジタルアーカイブズに関する内容が新設されたが、デジタルアーカイブズに関する具体的な基準及びマニュアルの作成、デジタルアーカイブズの要件、デジタルデータと紙文書との両立などの課題は、未だに残っている。

The paper begins by introducing the legal system in China and examines legal clauses regarding the development and utilization of digital archives in the Archives Law of China and the Draft for the Amendment of the Archives Law. Although there are many statutes regarding digital archives, the Archives Law of China serves as the overarching standard, simply because “law” is the highest legal provision in the Chinese system. Therefore, in order to promote the development and utilization of digital archives, it is essential to comprehensively amend the Archives Law of China by adding relevant regulations on “digital archives.” Though many regulations regarding digital archives have been stipulated in Chapter 6 of the Draft for the Amendment of the Archives Law, it has not resolved all questions. Some of the questions that remain to be addressed are the enactment of guidelines and the creation of a manual on digital archives, the requirements of digital archives, and the clarification of the relationship between paper-based archives and digital archives in China.

はじめに

2000年10月11日に「第十次五ヵ年計画」（以下「十五計画」という）は、中国共産党第十五届中央委員会第五次全体会議で通過された¹⁾。「十五計画」において、「国民経済及び社会の情報化を速める」という目標が明確に策定される。「档案情報化」は、「国民経済及び社会の情報化」の一つの構成内容として、中国の国家档案局によって推進されてきた²⁾。档案情報化とは、档案情報資源の整理、档案馆情報庫の建設、档案情報ウェブサイトの構築、档案情報技術の応用、档案情報資源の開発利用、档案情報化専門人材の育成、档案情報開発利用に関する法令と基準の制定等々の内容が含まれているものであるという。その意味では、档案情報の開発と利用をめぐり法令を改正することは、档案情報化という目標を達成する一環として、不可欠である。しかも、中国の法体系において、档案法は、档案管理の根幹となる基本法の性格を持つものであるために、档案法令の改正といえ、档案法をはじめとして改正作業を行う必要がある。

いま、中国において、情報技術の発展に伴い、大量のボーンデジタルアーカイブズを作成すること、档案をデジタル化すること、デジタル档案馆（青島数字档案馆、浙江省龍泉市数字档案馆、浙江省安吉県数字档案馆、浙江省新昌県数字档案馆など³⁾）を建設することなどが行われている。このような現状に応じて、中共中央（「中国共産党中央委員会」の略語）や国家档案局などは、「電子档案管理システムの基本的な機能に関する規定（国家档案局、2017年公布）」、「電子档案移管と受入弁法（国家档案局、2012年公布）」、「電子文件管理暫定弁法（中共中央弁公庁＝国務院弁公庁、2009年公布）」などを制定することになった。さらに、2015年に、財政部（日本の財務省に相当する）及び国家档案局は、大量の電子会計档案が作成されているという現状により⁴⁾、「部門規章」としての「会計档案管理弁法」の抜本的な見直しをした。改正後の「会計档案管理弁法」は、電子会計档案をめぐり、電子会計档案の作成要件及び法的地位などを明確に規定した。

このように、下位の法制度はデジタル档案が増えている現状に即して整備されてきた。しかし、中国「档案法」は、1987年に成立したために、1996年改正及び2016年改正（2016年に第16条第2項及び第24条第1項第4号の内容が改正された）を経たとしても、依然として、紙档案を中心とするものである⁵⁾。現行の中国档案法において、デジタルアーカイ

1—中華人民共和国は、1949年建国以来、「五ヵ年計画」を5年おきに定めてきた。「五ヵ年計画」は、中国政治における5年間の国家戦略が記され、国民経済・社会発展に関する政策目標として実施されてきたものである。

2—中華人民共和国国家档案局<http://www.saac.gov.cn/daj/daxxh/lmlist.shtml>。

3—2018年、国家档案局によって、浙江省龍泉市デジタル档案馆、浙江省安吉県デジタル档案馆、浙江省新昌県デジタル档案馆が「国家レベルのデジタル档案馆」として認証された。国家档案局「国家档案局認定浙江省龍泉市等3家单位为国家级数字档案馆」<http://www.saac.gov.cn/daj/daxxh/201807/1d955427587741e7b6029eal10af6c3.shtml>、2018年12月20日アクセス。

4—蔡盈芳「『会計档案管理弁法』修訂背景意義及過程（之一）」中国档案2016年第2期24-25頁。

5—蔣衛榮「『档案法』第二輪修改的重点問題」档案学研究2010年第2期19頁、代陽＝潘曉雪「『档案法』修改之我見」蘭台世界2017年第9期30頁。

ブズに関する内容は、存在していない⁶⁾。

「デジタルアーカイブズ」という概念は、中国語に直訳すると、「数字档案」となり、「デジタル+アーカイブズ」という二つの概念から創出された言葉である。この言葉には、「コンピュータなどにより作成されたポーンデジタルの档案」、「帰档⁷⁾の時に元々デジタルデータではない資料をデジタル化したもの自体」及び「館蔵档案資料のデジタル化により作成されたもの」の三種類が含まれるものであると考えられる。これらのデジタルアーカイブズに対応できていない中国档案法は、情報時代から取り残され、関連法令の改正作業も大幅に遅れてしまった。

とはいえ2007年以来、中国「档案法」の改正作業は、デジタルアーカイブズの法的地位を明確にすることなどを中心とし⁸⁾、始まってきている。しかも、2016年の「档案法改正草案」では、デジタルアーカイブズの開発と利用をめぐり、多くの条文を改正・新設している。そのため、本論文は、デジタルアーカイブズの開発や利用をめぐり、以下の5点を報告したい。①中国の法体系がどのように構成されるのか。②中国の档案法令の体系に「档案法」がどのような位置付けがあるのか。③「档案法」において档案の開発と利用がどのように規定されたのか。④「档案法改正草案」においてデジタルアーカイブズの開発と利用をどのように規定されたのか。⑤そして最後にデジタルアーカイブズの開発と利用につき「档案法改正草案」に残された問題点と課題を明示する。

1 中国の法体系について

デジタルアーカイブズの開発と利用をめぐり、中国「档案法」及びその改正草案を検討する前に、まずは、中国においてどのような法体系があるのか、中国「档案法」がどのような法的性格を持っているのかを検討する。

1.2 中国における成文法の種類について⁹⁾

中国の法体系では、憲法、法律、法規（行政法規及び地方性法規）及び規章（部門規章及び地方政府規章）等が図1のような関係で存在している。

6—肖文建＝劉娟娟「基於研究視角的「档案法」第二輪修改意見綜述」档案法研究2014年第3期15頁、陳楠楠「「档案法」第二輪修改原則探討」中国档案2009年第8期44頁。

7—「帰档」とは、現用段階を終えた文書に保存価値がある場合に、文書を作成した機構がそれらを系統的に整理し、定期的に档案室または档案館に移管し保存させるというものである。

8—陳楠楠「「档案法」第二輪修改原則探討」中国档案2009年第8期44頁、李伯富＝宋揚「「中華人民共和國档案法」修改的有關問題」中国档案2009年第2期52頁。

9—実は、中国「立法法」により、図示される内容以外に、「自治条例」及び「単行条例」がある。民族自治地域の人民代表大会は、当該地域の民族の政治、経済及び文化の特徴に基づき、自治条例及び単行条例を制定する権限を有すること（75条）とされた。関連する研究の便宜を図るために、「中国における成文法の種類について」を論じる際に、「自治条例」及び「単行条例」を省略することになった。

10—「部門規章」は、「地方性法規」または「地方政府規章」との間に衝突が生じる場合に、「法規>規章」という段階的序列により優劣関係を定めるわけではないために、「部門規章」と「地方政府規章」とを同一

(1) 法律

(憲法の下で各法令の上位にあたる) 全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会は、国の立法権を行使する。全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構その他の基本的法律を制定する¹¹⁾。

(2) 法規

法規には、行政法規及び地方性法規がある¹²⁾。第一に、行政法規(國務院による)である。憲法及び法律に基づき、國務院は、行政法規を制定することができる¹³⁾。法律を実施するために行政法規を制定する必要がある事項、または、憲法第89条に規定された國務院の行政管理職権事項について、行政法規を制定することができる¹⁴⁾。第二に、

地方性法規である。憲法、法律及び行政法規の内容に抵触しないことを前提として、各省、自治区及び直轄市の人民代表大会及び常務委員会により、当該行政区画の具体的な状況及び必要性に基づき、地方性法規を制定することができる¹⁵⁾。また、憲法、法律、行政法規及び本省または自治区の地方性法規の内容と抵触しないことを前提に、区を設ける市及び自治州において、人民代表大会及び常務委員会は、当該行政区画の具体的な状況及び必要性に基づき、町の建設と管理、環境保護及び歴史文化保護に関する地方性法規を制定することができる¹⁶⁾。ただし、区を設ける市の地方性法規は、省、自治区の人民代表大会常務委員会から承認を得なければならない。

(3) 規章

規章には、部門規章及び地方政府規章がある¹⁷⁾。第一に、部門規章(國務院の各部・委員会による)である。法律並びに國務院の行政法規、決定及び命令に基づき、國務院の各部・委員会等は、当該部門の権限範囲で規章を制定することができる。第二に、地方政府規章(各省、自治区、直轄市、区を設ける市、自治州の人民政府による)である。各省、自治区、直轄市、区を設ける市、自治州の人民政府は、法律、行政法規及び本省、自治区または直轄市の地方性法規に基づき、規章を制定することができる。注意しなければならないのは、中国「行政訴訟法」第63条により、行政訴訟において、法律、行政法規及び地方性法規は、裁判規範となる。しかし、「行政規章は、行政訴訟にあたり裁判規範とはな

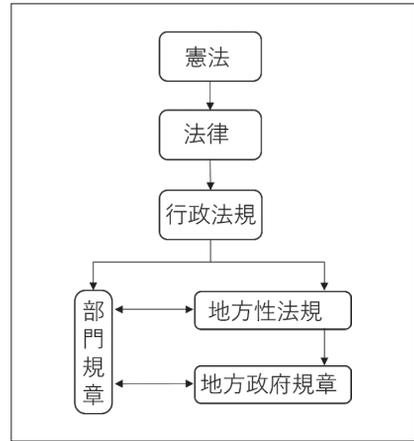


図1——中国における法体系(原則として¹⁰⁾)

のレベルに置かないことになった。

11——中華人民共和國立法法第7条。

12——葛洪義編『法理学(第2版)』中国政法大学出版社、2012年285-286頁。

13——中華人民共和國立法法第65条第1項。

14——中華人民共和國立法法第65条第2項。

15——中華人民共和國立法法第72条第1項。

16——中華人民共和國立法法第72条第2項。

17——陳金釗編『法理学』北京大学出版社、2002年154頁。

らないが、参照される」とされている¹⁸⁾。

1.3 中国における法令の優劣関係について

中国における異なる法形式間の優劣関係は、原則として、「憲法（レベル1）>法律（レベル2）>法規（行政法規（レベル3）>地方性法規（レベル4）>規章（レベル5）」という段階的な序列により決められる¹⁹⁾（表1参照）。

また、「地方性法規（レベル4）>規章（レベル5）」という段階的な序列に基づき、地方性法規の法的効力は、原則として、規章の法的効力を上回るとされたが、既述したように、規章には、部門規章及び地方政府規章がある。同じ事項について、部門規章と地方性法規との間で衝突が生じる場合は、國務院が意見を提出する必要がある。國務院が地方性法規を適用すると認めた場合、地方性法規を適用する。しかし、部門規章を適用すると認めた場合は、全国人民代表大会常務委員会に裁決を求めなければならない²⁰⁾。中国において、各地方人民政府は、行政機関として、同レベルの人民代表大会（権力機関・立法機関、人民代表大会制度が根本的政治制度として採用されるため）及び上級の国家行政機関（中央が中央集権制を実施するため）に同時に責任を負い、活動を報告する必要がある²¹⁾。

さらに、既述した「段階的な序列」において、「規章」は、「レベル5」に置かれたが、実は、規章間においても、優劣関係が存在している。第一に、部門規章間または部門規章と地方政府規章との間においては、当該規章は、同等の効力があり、各自の権限範囲で施

表1——中国の法の効力関係（原則として）

国	立法権		行政権	
	全国人民代表大会及びその常務委員会	憲法 (レベル1) 法律 (レベル2)	國務院 國務院の各部・委員会等	行政法規 (レベル3) 部門規章 (レベル5；特則ある)
省(23個)、自治区(5個)、直轄市(4個)	人民代表大会及びその常務委員会	地方性法規 (レベル4)	人民政府 地方政府規章 (レベル5)	
区を設ける市、自治州、	人民代表大会及びその常務委員会	地方性法規 (レベル4)	人民政府 地方政府規章 (レベル5；特則ある)	
区を設けない市、自治県、県等			なし	

18——章劍生「行政訴訟中規章的「不予適用」—基於最高人民法院第5号指導案例所作的分析」浙江社会科学2013年第2期73-79頁、吳鵬「行政規章「参照」研究」首都師範大學學報（社会科学版）2003年第4期36-41頁、潘榮華「地方政府規章的法律効力」政法論壇（中國政法大學學報）1999年第6期75-79頁、朱新力「也論行政規章在行政訴訟中的地位」山東法學1991年第3期18-20頁、江必新「試論人民法院審理行政案件如何參照行政規章」中國法學1989年第6期79-84頁、高見澤磨ほか『現代中國法入門（第7版）』有斐閣、2016年110頁。

19——葛洪義編『法理學（第2版）』中國政法大學出版社、2012年298頁、陳金鈞編『法理學』北京大學出版社、2002年215頁。

20——中華人民共和國立法法第95條。

21——吳高盛「試論地方性法規與國務院部門規章之間矛盾的解決」中國法學1992年第3期66頁。

行する²²⁾。第二に、部門規章間又は部門規章と地方政府規章との間において、同一事項に対する規定が一致しないときは、国務院が採決する²³⁾。最後に、各省及び自治区の人民政府が制定する規章は、当該行政区画において、区を設ける市及び自治州の人民政府の制定する規章より、強い効力を持っているとされる²⁴⁾。

2 「中国档案法」における档案の開発及び利用に関する内容

2.1 基本法の性格を有する「档案法」

2011年6月14日に、国家档案局は、1992年公布された「国家档案法規体系方案（以下は「方案」という）」を改正し、新たな「方案」を制定した。当該方案は、档案法をはじめとし、中国立法法に規定された「法律>法規>規章」という段階的の序列に従い、档案法令の体系を構築することになった²⁵⁾。既述したように、このような法体系は、主に法律、法規（行政法規、地方性法規）及び規章（部門規章、地方政府規章）によって構成されるものである。

中国档案法は、档案の管理、利用及び公開の全体を対象とするため、基本法あるいは一般法としての性格を有するものであるとされた²⁶⁾。档案法に規定された開発及び利用に関する内容は、デジタルアーカイブズにも適用することができる。それに対して、表2のように、デジタルアーカイブズの開発や利用に関わる様々な法令（法律、行政法規及び部門規章などが含まれる）があるが、個別分野に関わる内容を対象とするものであるため、特別法として位置づけられる。換言すれば、デジタルアーカイブズの開発及び利用に関する法体系は、档案法をはじめとする様々な法令によって構成されることになった（表2参照）。

しかし、注意しなければならないのは、中国において、档案ないしデジタルアーカイブズの開発と利用について、中国「立法法」により明確に規定された様々な法令（主に行政法規、部門規章、地方性法規及び地方政府規章という）だけでなく、「規範性文件」も存在している。「規範性文件」は、中国「立法法」により規定されないが、一般的に「紅頭文件（文件の標題が赤字で表記されているため）²⁷⁾」と呼ばれるものとして²⁸⁾、中国において多く存在している。「規範性文件」とは、「法律」、「法規」、及び「規章」を除き、それ

22—中華人民共和國立法法第91条。

23—中華人民共和國立法法第95条。

24—中華人民共和國立法法第89条第2項。

25—国家档案局「国家档案法規体系方案」（2011年6月14日公布）、<http://www.saac.gov.cn/daj/gfxwj/201106/a096f8275daa4fd7b85091392ff16926.shtml>、2018年12月20日アクセス。

26—曹勤民「『档案法』必修訂哪些條款」山西档案2011年第1期41頁、王応解「淺議『档案法』修改的幾個原則」档案学通訊2007年第5期44頁、上海市档案局編『档案法制與標準』上海教育出版社、2016年17頁。

27—楊霞「論『紅頭文件』的公布方式」档案学通訊2003年第4期68頁。

28—楊書軍「規範性文件制定程序立法的現狀及完善」行政法研究2013年第2期86頁、上拂耕生「『規範性文書』に対する司法審査に関する一考察（一）—中国の行政訴訟法改正と『規範性文書』の法的統制—」アドミニストレーション第22巻第2号8頁（2016）。

以外の党内機関²⁹⁾及び行政機関によって制定されて不特定多数者を対象として一般的な約束力を有する内部規範に近いものをいう³⁰⁾。一般的に、「規範性文件」が、「決議」「命令」「決定」「通知」「公告」「函」「意見」などの表題で出されている³¹⁾。

表2において示されるように、「電子文件管理暫定弁法」は、「法律」、「法規」または「規章」に該当しない。2009年に中共中央弁公庁及び國務院弁公庁によって公布されたものであり、制定機関（中共中央弁公庁及び國務院弁公庁）が中国「立法法」に規定された行政機関または立法機関に属しないためである。また、「電子档案管理システムの基本的な機能に関する規定（2017年）」及び「電子档案移管と受入弁法（2012年）」は、国家档案局によって公布されたものであったが、中国「立法法」に規定された部門規章の制定手続（省議又は委員会会議を経て決定すること（第84条）、部門の長が命令に署名し公布すること（第85条））を経ないために、「行政規章」に該当しないことになった。これらの法規定は、「規範性文件」としての法的性質を持ち、「方案」により、制定機関の権限範囲において効力を有し、規定された業務を規範化し指導することができることとされた。

2.2 中国「档案法」における「档案」と「デジタルアーカイブズ」との概念間の関係

現行の中国「档案法」第二条により、「档案とは、過去及び現在の国家機構、社会組織及び個人が政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事する過程において直接作成した国家及び社会にとって保存価値を有する各形式の文字、図表、音声画像などの歴史記録である。」とされている。

ここから、中国档案法において、档案の概念には、デジタルアーカイブズという言葉が明記されないことがわかる。この条文中における用語の法解釈によって、当該条文は、档案の形式を例示するために、文字、図表、音声画像を列挙したが、档案の媒体を紙媒体に限定するわけではない。その意味では、デジタルアーカイブズを档案の概念に入れ込むことができるだろう。そのため、中国档案法における档案の開発及び利用に関する内容は、デジタルアーカイブズにも適用することができる。

29—中共中央「中国共产党党内法规和规范性文件备案规定」（2012年6月4日公布、2012年7月1日施行）、中共中央弁公庁「中共中央弁公庁關於開展党内法规和规范性文件整理工作的意見」（2012年6月4日公布、2012年6月4日施行）。

30—黄金荣「「規範性文件」的法律界定及其效力」法学2014年第7期10頁、温輝「政府規範性文件備案審查制度研究」法学雜誌2015年第1期10頁。

31—楊士林「試論行政訴訟中規範性文件合法性審查的限度」法学論壇2015年第5期50頁。

表2——中央レベルにおけるデジタルアーカイブズに関する法令

中央レベル ³²⁾ におけるデジタルアーカイブズに関する法令		
法的性格	中国の法体系における「位置付け」	法令名
「基本法」あるいは「一般法」	法律	档案法（全国人大常委会、1987年公布/2016年最新改正）
	行政法規	档案法实施办法（国家档案局1990年公布（失効）、2017年最新改正（有効））
特別法	法律	電子署名法（全国人大常委会、2004年公布/2015年最新改正）
		著作権法（全国人大常委会、1990年公布/2010年最新改正）
		保守国家秘密法（全国人大常委会、1988年公布/2010年最新改正）
	行政法規	政府情報公開条例（國務院、2007年公布）
		情報ネットワーク伝播権保護条例（國務院、2006年公布/2013年最新改正）
		コンピュータ情報システム安全保護条例（國務院、1994年公布/2011年最新改正）
		コンピュータソフトウェア保護条例（國務院1991年公布（失効）、國務院2001年公布/2013年最新改正）
		著作権法实施条例（国家版權局1991年公布（失効）、國務院2002年公布/2013年最新改正）
		保守国家秘密法实施条例（国家保密局1990年公布（失効）、國務院2014年公布）
		機關档案工作条例 ³³⁾ （中共中央弁公庁＝國務院弁公庁、1983年公布）
		科学技術档案工作条例（国家档案局ほか1980年公布、國務院批准）
	部門規章	電気通信とサイバーのユーザー個人情報の保護に関する規定（工業情報化部、2013年公布）
		電子公文帰檔管理暫定弁法（国家档案局、2003年公布）
		コンピュータ情報システム保密暫定規定（国家保密局、1998年公布）
		各級国家档案馆開放档案弁法（国家档案局、1991年公布）
		外国組織及び個人利用我国档案試行弁法（国家档案局、1991年公布）
		各級国家档案馆館藏档案解密和劃分控制使用範圍的暫行規定（各級国家档案馆の館藏档案の秘密解除及び使用範圍の区分限定に関する規定）（国家档案局＝国家保密局、1991年公布）
		档案工作中国家秘密及其密級具体範圍の規定（档案業務における国家秘密並びにそのレベル区分及び対象事項に関する規定）（国家档案局＝国家保密局、1990年公布）
		開發利用科学技術档案情報資源暫定弁法（国家档案局＝財政部、1988年公布）
	規範性文件	電子档案管理システムの基本的な機能に関する規定（国家档案局、2017年公布）
電子档案移管と受入弁法（国家档案局、2012年公布）		
電子文件管理暫定弁法（中共中央弁公庁＝國務院弁公庁、2009年公布）		

32——「中央レベル」とは、主に全人大及びその常務委員会、國務院及びその各部・委員会等をいう。

33——注意しなければならないのは、当該条例が中共中央弁公庁及び國務院弁公庁によって公布されたものであるが、国家档案局のHPで「機關档案工作条例」を「行政法規」とし、かつ、当該条例が2000年中国「立法法」が成立する以前に制定されたものであるため、国家档案局の判断に従い、当該条例の法的性質を「行政法規」とすることになった。http://www.saac.gov.cn/daj/xzfg/dazc_list.shtml、2018年12月18日アクセス。実際に、中国「立法法」が成立する前に、國務院の同意を得て國務院弁公庁によって公布された一般的な拘束力を有するものは、「行政法規」とであるとされた。蔡小雪「國務院下屬部門規範性文件的法律効力判斷與適用」人民司法・案例2008年第4期6頁。

2.3 中国档案法及びその実施弁法における档案の開発及び利用に関する内容

2.3.1 档案の開発に関する内容：中国档案法及びその実施弁法における

中国档案法において、档案館は、档案に関する目録を定期に公開し、档案利用の便利化に取り組まなければならないとされる（「档案法」19条2項）。もともと、1987年に成立した档案法には、当該条項の内容がなかったが、1996年に档案法を改正するに際して、档案の利用を推進するために、このような内容を挿入することとなった³⁴⁾。档案の保存や開発等は、最終的には利用に供するために行われていることを踏まえると³⁵⁾、档案の開発や利用に対して、档案に関する目録を定期に公開させることは、きわめて重要である。

加えて、各档案館は、研究の専門職員を配置し、档案に関する研究及び整理に努め、档案資料の編集及び出版を計画的に行い、異なるグループに向けて発行する必要があるとしている（「档案法」23条）。

2.3.2 档案の公開及び利用：中国档案法及びその実施弁法における

中国档案法により、档案の利用やその形式等は、公開の有無により決定される。しかも、既に公開された档案を自由に利用することができる。ただし、公開されない档案の利用については、法令の定めるところによる。

(1) 档案の公開とは、新聞、雑誌、図書、音声画像、電子形式等の出版物、ラジオもしくはテレビ放送、インターネット、公共の場での読み上げもしくは放送、档案史料や資料の全文もしくは摘録の出版、档案の写しの販売、配布もしくは貼付、档案や档案の写しの展覧や陳列等を通じて、档案の全てもしくは一部の原文、または、档案に掲載された特定の内容を公開するということである（「档案法実施弁法」22条）。

(2) 档案の公開期限については、国家档案館に保管される档案は、一般に作成されてから30年が経過した後で、原則として、公開されるべきである。また、経済、科学、技術及び文化等の分野に属する档案の公開は、30年未満の場合でも行うことができる。「档案法実施弁法」第19条により、これらの分野に属する档案は、随時公開ができる。なお、国家安全または重要な利益に関する档案及び期限が到来しても公開が不適切とされる档案については、30年の公開期限を延長することができる。

(3) 公開の権限については、档案が国家所有か否かにより、公開を行う権限を有している主体が異なる。国家所有に属する档案の公開は、当該档案を保存している档案館または組織により行われる。档案館に保存される場合には、必要時に、档案の作成機構または当該機関の上級管理部門の同意を得る必要がある。一方で、各組織の档案機構に保存される場合に、必要時には、当該機構の上級管理部門の同意を得なければならない。（「档案法実施弁法」23条）

集団所有または個人所有に属する档案等については、当該所有者は公開の権利を有しているが、それに関する国家の規定に従わなければならない。また、国家安全、国家の利益

34——王剛（元中国国家档案局局长）「關於中華人民共和國档案法修正案（草案）的說明」1996年6月24日。

国家档案局政策法规研究司編『中華人民共和國档案法學習資料』、中国档案出版社、1996年15頁。

35——劉國榮「論修正後档案法的特点」湖南档案1998年第1期22頁。

及び他人の合法権益を侵害してはならない（「档案法」22条2項）。

(4) 档案の利用について、原則として、既に公開された档案の利用にあたって、中華人民共和国の公民及び組織は、合法の証明書を持ち、すでに公開された档案を利用できる（19条3項）。利用の方式には、档案の閲覧、複写及び摘録等がある（档案法実施弁法21条）³⁶⁾。档案の利用者は、関連規定で定めるところにより、手数料を納めなければならない（档案法実施弁法22条6項）。また、档案の原本の破損や汚損を防ぐために³⁷⁾、档案の利用にあたって、各档案館は、原本の代わりに、マイクロフィルムによる写しを提供することを推進しなければならない。マイクロフィルムあるいはほかの形式による档案の写しであっても、档案の保存機構の代表者の署名または印鑑がある場合に、档案の原本と同一の効力（証拠力等³⁸⁾）を持つとする（「档案法実施弁法」20条）。

(5) 未公開の档案を利用するにあたっては、行政機関、社会团体、企業、公共事業体、他の組織及び公民は、経済、国防、教育、科学研究等に関する業務に携わるために、未公開档案を保存する档案館の同意を得る場合にのみ、当該档案を利用できる。必要時には、档案の行政管理部門の審査及び同意を得る必要がある。また、档案行政機関、団体、企業、公共事業体及びそのほかの組織に保管されて档案館へ移管していない档案を利用する場合には、当該档案の保存機構の同意を得る必要がある（「档案法実施弁法」21条）。

(6) 档案の一般利用の例外として、档案館に档案の移管、寄贈または寄託を行った組織及び個人は、当該档案の利用について優先権を有している。また、これらの档案において公開が望ましくない部分がある場合に、その部分の利用を制限するという意見を提出することができる。档案館は、これらの組織及び個人の合法的な権益を保護すべきである（21条）。なお、寄託された档案を公開・利用するに際して、寄託者の同意を得なければならない（「档案法実施弁法」24条）。

3 中国档案法改正草案におけるデジタルアーカイブズに関する内容

既述したように、中国現行の档案法における档案の開発と利用に関する条文は、紙档案を主たる対象として構築された。それらの内容は、デジタルアーカイブズにも適用することができるが、紙档案と異なる部分もあるために、改めてデジタルアーカイブズを対象として档案の開発と利用に関する内容を再構築する必要が生じる。しかも、今の中国において、会計档案等の開発及び利用をする場合に、デジタルアーカイブズをめぐり、紙档案とは異なる規定が構築され、かつ、実施されている。したがって、デジタルアーカイブズをめぐり、「基本法」あるいは「一般法」の性格をもつ「档案法」の内容を改正する必要が

36—中国国家档案局、国务院法制局档案法实施弁法条文释义编写组『中华人民共和国档案法实施弁法条文释义』、档案出版社、1992年72～73頁。

37—中国国家档案局、国务院法制局档案法实施弁法条文释义编写组『中华人民共和国档案法实施弁法条文释义』、档案出版社、1992年71頁。

38—同前。

生じるようになった。

3.1 档案の「情報化」をめぐる中国档案法改正の立案過程

「档案情報化」が中共中央によって「十五計画」に組入れられて以後、「档案法」の改正作業は、2007年に端を発し、国家档案局は、「档案法の改正草案」(第一稿)を起草した。2010年5月7日に国家档案局の局務会議で「档案法の改正草案」が提出されて、その後、「档案法の改正草案に関する意見募集稿」が決定された。この「意見募集稿」について、全国の档案機関及び専門家等の意見を募集することが行われていた。

2012年から2015年まで、档案法の改正が国务院の立法計画に毎年編入された。また、中国档案法に関する改正が、全国人民代表大会常務委員会によって2016年の立法計画に編入された³⁹⁾。2015年5月に、「档案法の改正草案」に対して、各省、自治区、直轄市の立法機関の意見を募集した。同年の8月18日に、中央の各関連部門などの意見を募集した。それらに基づき、「档案法の改正草案(送審稿)」が決定された。同年の10月12日に、当該送審稿が国家档案局の局務会議により審議され、可決された⁴⁰⁾。2016年5月25日に、「档案法の改正草案(送審稿)」が公開され、6月30日まで広く意見を募集することになった。

3.2 档案情報化に関する内容の新設理由：「档案法修訂草案(送審稿)改正説明」における⁴¹⁾

現在の統計によると、今まで、91の法令において、档案情報化に関する内容が規定されている⁴²⁾。科学技術の発展や情報技術の普及に伴い、档案の情報化を推進しなければならない。とりわけ、現在、国家の「現代化建設」⁴³⁾を推進するには、情報化が必要となる。「情報化」は、商業、医療、金融、司法や建設工事等の業界において、推進されている。にもかかわらず、档案法において、情報化に関する内容が欠如している。要するに、档案管理は、中国の情報化に大幅に遅れてしまった(その意味では、「档案情報化」は、中国の情報化の「ラストワンマイル」(「最後の1マイル」)と呼ばれている)。

また、設計、工事、生産、社会保障(社会福祉や公衆衛生など)、マッピング、気象、水利事業、金融、及び国家の「12金」の情報プロジェクト⁴⁴⁾において生成された大量のデ

39——人大新聞網HP：<http://npc.people.com.cn/n1/2016/0422/c14576-28298172.html>、2017年4月20日アクセス。

40——「档案法修訂草案(送審稿)修訂説明」、中華人民共和國国家档案局政策法规司、2016年5月25日アクセス、http://www.saac.gov.cn/news/2016-05/25/content_142062.htm。「中華人民共和國档案法修訂草案(送審稿)起草説明」中国档案第7期、2016年、15頁も参照できる。

41——前掲注40。

42——中国「憲法」の「序言」により、中国は、「社会主義の現代化建設」を最も重要な任務としている。「社会主義の現代化建設」とは、経済上の「富強」・政治上の「民主」及び文化上の「文明」等を目指し、経済、政治及び文化など各分野の発展を遂げ、社会主義の現代化強国を築き上げるということである。

43——国家档案局「「中華人民共和國档案法」修訂草案(送審稿)起草説明」、(2016年5月25日)、7頁。

<http://www.saac.gov.cn/daj/tzgg/201605/b0e72557a8c84f07bfbc1b17d798f4a.shtml>、2018年12月23日アクセス。

44——「国家の「12金」の情報プロジェクト」は、マクロ経済管理情報システム、税務管理システム、対外経

デジタルデータを管理するには、档案情報化が必要となった。たとえば、2015年から、国家档案局、国家発展改革委員会、財政部（日本の財務省に相当する）及び国家税務総局が電子伝票と電子会計档案管理を試験的に実施する過程において、档案情報化に関する法律を定める必要が生じた。

したがって、「档案法改正草案」において、「第六章」の「档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理」という内容が新設された。第六章において、国家の档案情報化の建設、電子档案の管理システムの構築、電子档案の安全及び档案のデジタル化等の内容が明確に規定された。

3.3 档案の「情報化」に関する改正の草案⁴⁵⁾ (抜粋)

今、「档案法改正草案」は、未だに可決されない。とはいえ、改正草案では「档案情報化」に関する法規定は、中国のデジタルアーカイブズの開発と利用には不可欠なものとして、デジタルアーカイブズの開発と利用の方針を明確に示している。さらに、中国の档案馆は、実際に、「档案法改正草案」に規定された内容を実施している。そのため、以下に、今回の「档案法改正草案」における档案情報化に関するすべての内容を抜粋し、紹介したい。

第一章 総則

第三条（旧第二条「档案の定義」を改正し、第三条に繰り下げる） この法律において「档案」とは、行政機関、社会团体、企業、公共事業体、その他の組織及び個人が各種の業務及び活動に従事する過程において生成し、国家、社会、組織及び個人にとって利用価値を有し、かつ、帰档保存を必要とする各形式及び各媒体のレコード、記録及びデータである。

第五条（旧第四条を改正し、第五条に繰り下げる） 各人民政府は、档案工作に対する指導を強化し、档案行政管理機構を設置し、档案事業を当該政府の「経済と社会発展の計画」の中に編入し、档案の基盤施設、档案情報化建設及び档案保護等の経費を保障し、国民経済発展のレベルに相当する档案事業の発展を確保しなければならない。

第七条 国家は、档案情報化の建設を推進し、デジタルアーカイブズの管理を強化し、档案管理の標準化と規範化を推進する。

第五章 档案の利用及び公布

第四十五条 国家档案馆に保管される档案は、作成してから遅くとも20年が経過した後で、公開される。国家秘密、商業秘密または個人のプライバシーその他国家安全や国家利

济貿易、政府の財務総合管理、電子マネー、会計の監査、警察、社会福祉、農業、水文水利、商品品質の検査、及び国土資源を含む業界で、情報化を推進することである。その後、観光、医療衛生、企業信用、貿易、教育及び安全監督管理の業界で、情報化も推進されている。

45—「中華人民共和国档案法修訂草案（送审稿）」中国档案2016年第7期17-22頁を参照。

益に係るため、関連の規定により公開できない場合に、その限りでない。档案に公開すべき政府情報が含まれる場合に、それを公開しなければならない。档案が作成してから20年が経過しても公開が望ましくない場合に、同一レベルの档案行政管理部門の審査及び批准を得なければならない。

国家档案馆は、関連の規定により、秘密档案及び保存期間が満了した档案の鑑定を実施しなければならない。

個人のプライバシーに関わる档案を公開するには、本人または受任者の同意を得なければならない。本人が死亡したとき、直系親族または受任者の同意を得なければならない。本人の声明がある場合は、この限りでない。

第四十六条 行政機関、企業、公共事業体の管理及び運営を保障することを前提として、それらの組織の所蔵档案を利用することができる。行政機関は、公共の利益及び公務の公開に関わる档案を公開するときは、国家の秘密、安全または個人のプライバシーに関わる档案を除き、申請により公開を行う。行政機関は、档案の公開申請を受理した日から10業務日（休祝日を除き）以内に、公開するか否かを決定しなければならない。

第六章 档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理

第五十八条 国家は、档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理を発展させ、制度の完備度及び管理の水準を向上させる。行政機関、団体、企業、公共事業体その他組織は、档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理を情報化発展の総計画に組み入れ、同時に推進しなければならない。

第五十九条 国家档案行政管理部門は、全国の档案情報化の発展計画並びに基準及びマニュアルを制定し、档案情報化の建設をめぐる各組織間の提携協力及び監督指導を強化しなければならない。情報産業部門及び科学研究機構は、档案管理及び档案管理システムにおける情報技術の活用に関する研究及び開発を強化し、国家の档案情報化及び現代化の建設を推進しなければならない。

第六十条 国家は、档案管理の技術、方法、媒体及びモデルの革新を奨励し、デジタルアーカイブズの管理システムに関する開発、構築及び情報技術の応用を推進し、デジタルアーカイブズのネットワークの安全利用及び長期保存技術に関する研究を強化する。

第六十一条 各組織の業務遂行のための情報システムは、デジタルアーカイブズ管理の所定要件を満たし、エレクトロニック・レコード、電子メール、記録及びデータの帰档管理を実施することができるというインターフェース機能を具備しなければならない。

第六十二条 各組織は、デジタルアーカイブズの管理を規範化し、デジタルアーカイブズの安全確保、応急対策及びバックアップ対策を強化し、デジタルアーカイブズの真実性、インテグリティ、安全性及び有効性を確保しなければならない。

第六十三条 国家は、新型デジタル档案馆の建設を推進し、デジタルアーカイブズの受入及び長期保存を実施する。各档案馆は、情報技術の発展に伴い、国家の档案情報化の発展計画並びに標準及びマニュアルに基づき、デジタル档案馆のシステムを構築し、档案の

情報化を国民経済及び社会発展のペースに合致させる。

第六十四条 デジタルアーカイブズは、国家のデジタルアーカイブズ生成及び管理に関する規則に合致する場合に、紙档案と同一の法的効力を持つ。国家は、各組織の生産、管理、運営及び仕事の効率を向上させること、市民が档案情報を利用するために便宜を提供することを目的とし、デジタルアーカイブズのデータベースの構築及びインターネットを通じて利用に供することを奨励する。

第六十五条 国家は、档案のデジタル化を推進し、伝統档案を保護し、インターネットの発展に適応し、利便性を向上させ、档案情報資源の建設及び統合化を促進し、国家管理及び社会管理に必要な档案情報資源の共同構築及び共有を推進する。

3.4 中国「档案法改正草案」第六章の構成

「档案法改正草案」における「第六章」の内容より、新設の「档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理」に関する内容は、主に、次の6点にまとめられる。①国家が負うべき責務として、新型デジタル档案馆の建設、デジタルアーカイブズの受入及び長期保存の実施、デジタルアーカイブズのデータベースの構築、インターネットを通じて利用に供すること及び档案のデジタル化を推進すること。②各行政機関、団体、企業、公共事業体その他組織の責務として、档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理を情報化の発展の総計画に組み入れること。さらに、各組織の業務遂行のための情報システムのインターフェース機能の具備。デジタルアーカイブズの真正性、完全性、信頼性及び有効性を確保すること。③国家档案行政管理部門の責務として、全国の档案情報化の発展計画並びに標準及びマニュアルを制定すること。④各档案馆の責務として、デジタル档案馆のシステムを構築すること。⑤情報産業部門及び科学研究機構の責務として、情報技術の活用に関する研究及び開発を強化すること。そして、⑥デジタルアーカイブズは紙档案と同一の法的効力を持つこととされている。(表3参照)

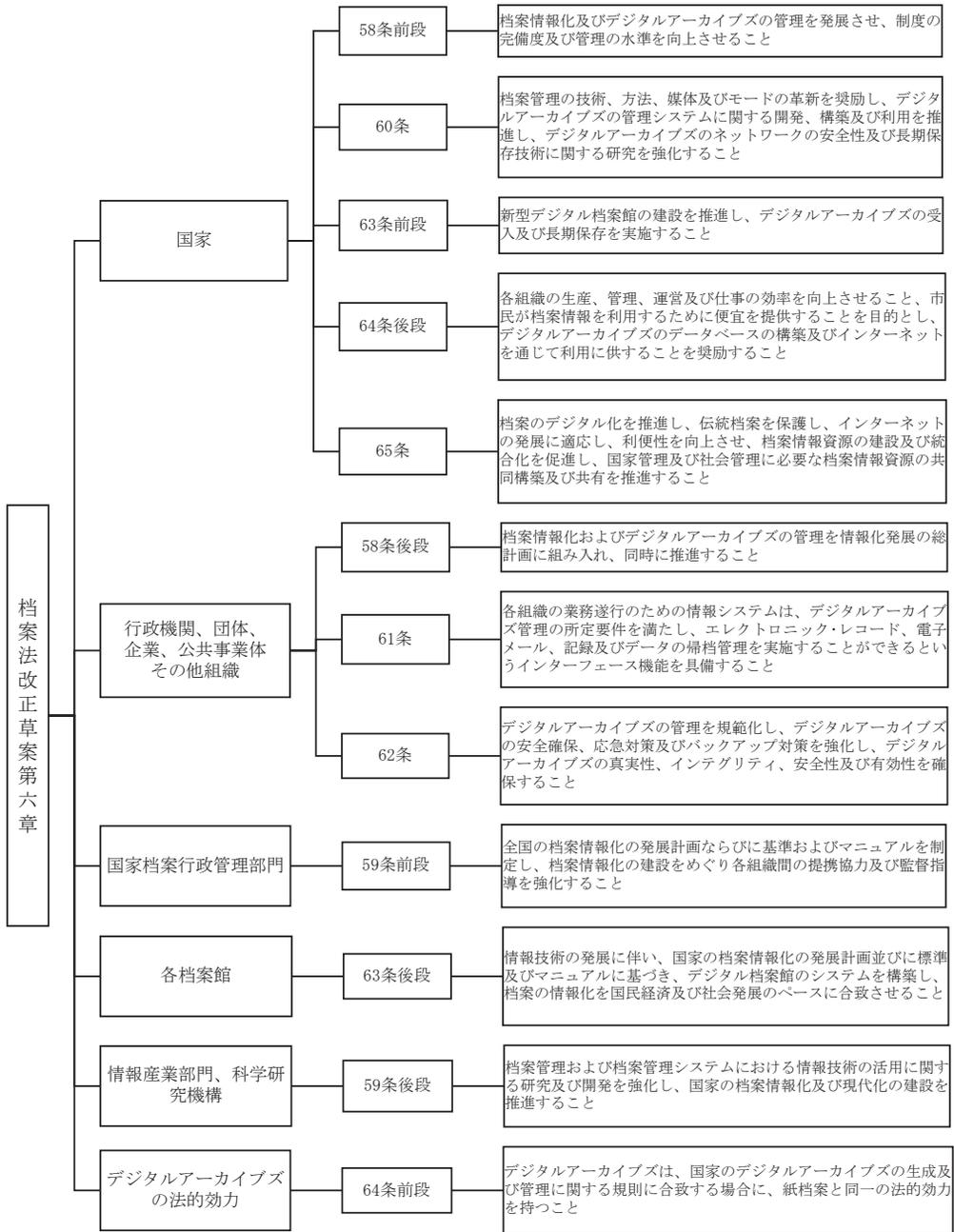
3.5 残された課題及び問題点

中国「档案法改正草案」第六章は、「档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理」を主として、以上の内容を新設したが、表3において示されるように、主たる内容が複数の主体に責務を負わせることになった。

しかし、この改正草案では解消しきれない複数の課題や問題点は、未だに残っている。第一に、国家及び档案行政管理部門の負う責務を実現するために、それに関する基準及びマニュアルを制定し、さらに全国でデジタル档案馆を建設することが必要である。中国国家档案局は、すでにこれらの課題に取りかかってきた。ここ数年、中国の档案馆は、档案法の改正草案に新設された档案情報化に関する内容を実施してきた。しかし、いまだ数の面でも質の面でも不十分である。

第二に、デジタルアーカイブズの要件である。「档案法改正草案」第六章は、「デジタルアーカイブズの管理」に目を向けたが、デジタルアーカイブズを作成するためにどのよう

表3——中国「档案法改正草案」第六章の構成



な要件を満たすべきかをめぐり、関連条文をまったく設けていない。これについて、2016年1月1日から改正・施行された「會計档案管理办法（財政部・国家档案局）」を参照することができるだろう。

情報化を推進するとともに、電子状態の會計証憑、會計帳簿、及び財務諸表などの會計

資料が増加し、大量の電子会計档案が生成している⁴⁶⁾。そのため、電子会計档案を規定することが必要になった⁴⁷⁾。改正後の「会計档案管理弁法」により、電子会計档案が会計档案のカテゴリに入れられ、その法的効力が承認された。さらに、電子状態だけで保存されて帰档すべき電子会計档案の生成の要件、移管、及び廃棄に関する内容が規定された。

「会計档案管理弁法」の第8条により、以下の条件を全て満たす場合に、組織の内部で生成して帰档する必要がある電子会計資料は、電子形式のみにより保存され、電子会計档案となることが可能となった。

- ① 真実かつ有効な原本に基づき、コンピュータなどの電子設備により生成、伝送された電子会計資料であること。
- ② 利用されている会計上の見積システムは、正確かつ完全な形で、有効に電子会計資料の受信及び読み取りをすることができ、国家の帰档標準フォーマットに適合する会計証憑、会計帳簿、財務諸表などの会計資料を出力することができ、担当、確認及び審査などの必要な審査承認手続が設けられるものである。
- ③ 利用されている電子档案管理システムは、電子会計档案を有効に受信・管理・利用することができ、電子档案の長期保存の要求を満たし、電子会計档案に関連する紙の会計档案を検索可能にする機能（レファレンス）が付くものである。
- ④ 電子会計档案の改ざんを防止するために、有効な措置が採用されること。
- ⑤ 自然災害、不測の事態や人為災害による影響を有効に防ぐため、電子会計档案のバックアップ体制を構築すること。
- ⑥ 生成した電子会計資料は、永久保存価値あるいはその他の重要な保存価値を有する「会計档案」に属しないこと。

以上の6点の条件を満たすと、電子会計档案となることが可能である。ただし、当該組織以外から受領した電子会計資料は、第八条を満たし、「中華人民共和国電子署名法」に合致する電子署名があった場合は、電子状態だけで帰档・保存し、電子会計档案となることができる（「会計档案管理弁法」の第9条）。

第三に、デジタルアーカイブズがあった場合に、紙档案の必要性に関する規定がない。現在の中国では、概ね双軌制と双套制がとられている⁴⁸⁾。「双套制」とは、档案の帰档後、同じ内容の档案は「デジタル档案」と「紙档案」の2つの形で保管されて、利用されるという制度である。それに対して、「双軌制」とは、档案の帰档を行う前に、同じ内容の档案を「デジタル档案」と「紙档案」の2つの形にし、移管後、これら2つの形式の档案が

46—「会計档案」とは、コンピュータなどの電子機器により生成・伝送・保存された電子会計档案を含み、組織（行政機関、社会团体、企業、公共事業体その他の組織）の財務関係事項を記録・反映し、保存価値を有し、組織が会計上の見積などを行う過程で受け入れ、あるいは、生成した文字や図表等の各形式の会計資料をいう。「会計档案管理弁法」第3条を参照。

47—中華人民共和国財政部条法司「財政部、国家档案局有關負責人就《會計档案管理弁法》修訂答記者問」、http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201512/t20151214_1613341.html、2017年12月14日アクセス。

48—中国における「双套制」及び「双軌制」等の内容について、李華瑩「中国における档案管理に関する検討」学習院大学人文科学論集25（2016）283-386頁を参照。

そのまま両立して保管され、利用されるという制度である⁴⁹⁾。現状の中国において、「双軌制」は77.6%の機構で、「双套制」は89.9%の機構で採用されている⁵⁰⁾。

それに対して、2016年国家档案局に通達された「全国档案事業發展「十三五」規劃綱要」によれば⁵¹⁾、2016年から2020年までの五年間にわたり、電子档案の「単套制」（電子媒体による生成された档案は、電子媒体でのみ保存される）及び「単軌制」（紙档案を生成しない）を試験的に推進することになった。その意味では、「双套制」と「双軌制」を解消し、デジタルアーカイブズだけを生成・保存・利用することは、中国の档案情報化の一つの目標である。

そのうえで、中国「档案法改正草案」第64条により、デジタルアーカイブズは紙档案と同一の法的効力を持つとされている。しかし、すでに「双套制」「双軌制」で存在している档案について、紙档案は必要であるのか、現在もなお不明である。2016年1月1日に施行された改正後の「會計档案管理办法」を参照すると、デジタルアーカイブズだけで足りるように考えられる。さらに、「會計档案管理办法」におけるデジタルアーカイブズの規定を普及させることと併せて検証していくと、この問題は研究を要するものとなるだろう。

4 まとめ

中国档案法の法改正は、档案情報化推進に不可欠とされてきた。既述したように、もともと、中国「档案法」は、紙档案を中心として構築されたものであって、デジタルアーカイブズなどを「档案」の概念（現行法第2条）に組み込めることができるが、情報技術の發展とともに、とりわけ、中国の国民経済及び社会の情報化を背景として、デジタルアーカイブズに目を向けて管理・開発・利用体制の見直しを行う必要が生じた。

後掲の「付録資料」において示されるように、デジタルアーカイブズの開発及び利用は、複数の内容にかかわっている。例えば、デジタルアーカイブズに着眼し「档案」の概念の見直しを行うこと、「档案の利用及び公布」に関する内容を改正すること（档案保存期間に関する制限の解除、档案利用の手續や方法等の改善、档案公開の簡易化等）及び「档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理」の新設などである。また、「档案法」は、「法律」として、档案法令体系において基本法ないし一般法としての性格を有するものである。そして、デジタルアーカイブズに関する法規、規章及びその他の規範性文件などの立法を指導して法令間の衝突を解消するために⁵²⁾、档案法の改正にあたって、既述した課題や問題点を考慮に入れ、デジタルアーカイブズをめぐり「档案」の概念の見直しを行い⁵³⁾、政府

49—馮惠玲「電子文件與紙質文件管理的共存與互動」档案学研究2003年第12期40頁。

50—劉宏偉「『双套制』與『双軌制』對電子文件管理的影響」档案管理2001年第5期21頁。

51—国家档案局、「全国档案事業發展「十三五」規劃綱要」、http://www.saac.gov.cn/news/2016-04/07/content_136280.htm、2017年11月26日アクセス。

52—肖文建＝劉娟娟「基於研究視角的『档案法』第二輪修改意見綜述」档案法研究2014年第3期15-17頁。

53—羅宝勇＝白雪毅「基於多元視角的『档案法』第二輪修改建議綜述」档案2017年第4期13頁、肖文建＝劉娟娟「基於研究視角的『档案法』第二輪修改意見綜述」档案法研究2014年第3期15-18頁、曹勤民「『档案法』

情報公開条例⁵⁴⁾及び「電子署名法」⁵⁵⁾などの法令と相まって、「公開を原則とし、非公開を例外とする」という基本理念を貫き⁵⁶⁾、利便性の更なる向上を図り⁵⁷⁾、デジタルアーカイブズの基本的枠組みを構築する必要があると考えられる。

付録資料

デジタルアーカイブズの開発と利用に関する新旧対照条文

現行法 (档案法)	改正草案
第一章 総則	同左
<p>第二条 この法律において「档案」とは、過去及び現在の国家機構、社会組織及び個人が政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事する過程において直接作成した国家及び社会にとって保存価値を有する各形式の文字、図表、音声画像などの歴史記録である。</p>	<p>第三条 この法律において「档案」とは、行政機関、社会团体、企業、公共事業体、その他の組織及び個人が各種の業務及び活動において作成し、国家、社会、組織及び個人にとって利用価値を有し、かつ、帰档保存をする必要がある各形式及び各媒体のレコード、記録及びデータである。</p>
<p>第四条 各人民政府は、档案工作に対する指導を強化し、档案事業を「経済と社会発展の計画」の中に編入しなければならない。</p>	<p>第五条 各人民政府は、档案工作に対する指導を強化し、档案行政管理機構を設置し、档案事業を当該政府の「経済と社会発展の計画」の中に編入し、档案の基盤施設、档案情報化建設及び档案保護等の経費を保障し、国民経済発展のレベルに相当する档案事業の発展を確保しなければならない。</p>
新設	<p>第七条 国家は、档案情報化の建設を推進し、デジタルアーカイブズの管理を強化し、档案管理の標準化と規範化を推進する。</p>
第四章 档案の利用及び公布	第五章 档案の利用及び公布
<p>第十九条 国家档案馆に保管される档案は、一般に作成されてから30年が経過した後で、公衆に向けて公開されるべきである。経済、科学、技術及び文化等のカテゴリに属する档案の公開は、30年未満の場合に行われることもできる。国家安全または重要な利益に関する档案及び期限が到来しても公開が望ましくないとされる档案については、30年の公開期限を延長することができる。これらの期限に関する細則は国家档案行政管理部門によって制定され、國務院に批准されてから施行する。</p> <p>档案馆は、档案に関するカタログを定期に公開し、档案利用の便利化に取り組むべきである。</p> <p>中華人民共和国の公民及び組織は、合法の証明書</p>	<p>第四十五条 国家档案馆に保管される档案は、作成してから遅くとも20年が経過した後で、公開される。国家秘密、商業秘密または個人のプライバシーその他国家安全や国家利益に係るため、関連の規定により公開できない場合に、その限りでない。档案に公開すべき政府情報が含まれる場合に、それを公開しなければならない。档案が作成してから20年が経過しても公開が望ましくない場合に、同一レベルの档案行政管理部門の審査及び批准を得なければならない。</p> <p>国家档案馆は、関連の規定により、秘密档案及び保存期間が満了した档案の鑑定を実施しなければならない。</p>

応修訂哪些条款」山西档案2011年第1期42頁。

- 54——趙海軍「政府信息公開条例」實施後學術界對「档案法」的誤讀以及「档案法」修訂草案 協調努力之淺析」档案学研究2018年第4期33-42頁。
- 55——陳楠楠「档案法」第二輪修改原則探討」中国档案2009年第8期44頁。
- 56——蔣衛榮「档案法」第二輪修改的重点問題」档案学研究2010年第2期19頁、陳忠海=劉東斌「從政府信息公開看「档案法」的修改」档案学研究2010年第3期32頁、肖文建=劉娟娟「基於研究視角的「档案法」第二輪修改意見綜述」档案法研究2014年第3期17頁、羅寶勇=白雪毅「基於多元視角的「档案法」第二輪修改建議綜述」档案2017年第4期13頁。
- 57——黃夏基=黎琳琳「從利用者的視角談「档案法」修改」档案学通訊2012年第3期61-64頁、羅寶勇=白雪毅「基於多元視角的「档案法」第二輪修改建議綜述」档案2017年第4期12-13頁、陳楠楠「档案法」第二輪修改原則探討」中国档案2009年第8期45頁。

現行法（档案法）	改正草案
<p>を持ち、すでに公開された档案を利用することができる。</p>	<p>個人のプライバシーに関わる档案を公開するには、本人または受任者の同意を得なければならない。本人が死亡したとき、直系親族または受任者の同意を得なければならない。本人の声明がある場合は、この限りでない。</p>
<p>第二十条 行政機関、社会团体、企業、公共事業体及びそのほかの組織、あるいは公民は、経済、国防、教育、科学研究等に関する業務に携わるために、<u>相關の規定に従って、档案馆の未公開档案や、行政機関、団体、企業、公共事業体その他組織に保管される档案を利用することができる。</u> 未公開の档案の利用に関する細則は、<u>国家档案行政管理部門と相關の主管部門に制定されることになる。</u></p>	<p>第四十六条 行政機関、企業、公共事業体の管理及び運営を保障することを前提として、<u>それらの組織の所蔵档案を利用することができる。</u>行政機関は、<u>公共の利益及び政務の公開に関わる档案を公開するときは、国家の秘密、安全または個人のプライバシーに関わる档案を除き、申請により公開を行う。</u>行政機関は、<u>档案の公開申請を受理した日から10業務日（休祝日を除き）以内に、公開するか否かを決定しなければならない。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第六章 <u>档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理</u></p>
<p>新設</p>	<p>第五十八条 国家は、<u>档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理を發展させ、制度の完備度及び管理の水準を向上させる。</u>行政機関、団体、企業、公共事業体その他組織は、<u>档案情報化及びデジタルアーカイブズの管理を情報化發展の總計画に組み入れ、同時に推進しなければならない。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第五十九条 国家档案行政管理部門は、<u>全国の档案情報化の發展計画並びに基準及びマニュアルを制定し、档案情報化の建設をめぐる各組織間の提携協力及び監督指導を強化しなければならない。</u>情報産業部門及び科学研究機構は、<u>档案管理及び档案管理システムにおける情報技術の活用に関する研究及び開発を強化し、国家の档案情報化及び現代化の建設を推進しなければならない。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第六十条 国家は、<u>档案管理の技術、方法、媒体及びモードの革新を奨励し、デジタルアーカイブズの管理システムに関する開発、構築及び情報技術の応用を推進し、デジタルアーカイブズのネットワークの安全利用及び長期保存技術に関する研究を強化する。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第六十一条 <u>各組織の業務遂行のための情報システムは、デジタルアーカイブズ管理の所定要件を満たし、エレクトロニック・レコード、電子メール、記録及びデータの帰檔管理を実施することができるというインターフェース機能を具備しなければならない。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第六十二条 <u>各組織は、デジタルアーカイブズの管理を規範化し、デジタルアーカイブズの安全確保、応急対策及びバックアップ対策を強化し、デジタルアーカイブズの真実性、インテグリティ、安全性及び有効性を確保しなければならない。</u></p>

現行法（档案法）	改正草案
新設	<p>第六十三条 国家は、新型デジタル档案館の建設を推進し、デジタルアーカイブズの受入及び長期保存を実施する。各档案館は、情報技術の発展に伴い、<u>国家の档案情報化の発展計画並びに標準及びマニュアルに基づき、デジタル档案館のシステムを構築し、档案の情報化を国民経済及び社会発展のペースに合致させる。</u></p>
新設	<p>第六十四条 デジタルアーカイブズは、国家のデジタルアーカイブズ生成及び管理に関する規則に合致する場合に、紙档案と同一の法的効力を持つ。国家は、各組織の生産、管理、運営及び仕事の効率を向上させること、市民が档案情報を利用するために便宜を提供することを目的とし、<u>デジタルアーカイブズのデータベースの構築及びインターネットを通じて利用に供することを奨励する。</u></p>
新設	<p>第六十五条 国家は、档案のデジタル化を推進し、<u>伝統档案を保護し、インターネットの発展に適応し、利便性を向上させ、档案情報資源の建設及び統合化を促進し、国家管理及び社会管理に必要な档案情報資源の共同構築及び共有を推進する。</u></p>

研究ノート

記録管理標準と監視・監査の仕組み —Australasiaの公記録管理を事例に—

A study on recordkeeping standard and, monitoring and audit : the case of Public Records Act in Australasia

大木 悠佑

Yusuke Ohki

キーワード

公文書管理、記録管理標準、ガイドライン、記録管理監査、アーカイブズの監視的役割
public records management, records management standards, guideline, audit, archives' monitoring role

記録管理を適正に機能させるためには、遵守すべき要求事項を定めた標準やガイドラインが定義され、それが標準に従って実施されていることを監視し、現状の記録管理を分析し、改善を図っていくことが必要である。本稿では記録管理の先進国とされるオーストラリア及びニュージーランドの公記録法を事例として、記録管理標準と監視／監査の仕組みについて検討する。両事例から、記録管理標準と監視／監査は、遵守すべき事項が明確に示されるだけでなく、記録管理の改善のためのツールとして機能していることを指摘した。また、記録管理標準の策定や監視を通じて、アーカイブズ機関が、組織の業務やアカウントビリティを支援する、記録管理の中心的な役割を担っていることを明らかにした。

This study examines the standards, the monitoring, and the auditing of recordkeeping from the viewpoint of the Public Records Act in Queensland (Australia) and New Zealand. In these cases, we explore how records management standards and monitoring not only clearly indicate matters of compliance but also serve as tools for improving records management. We also reveal that archives authorities engage in the management of records as an information asset through setting standards and monitoring the process and, thereby, play an important role in supporting business activities and promoting accountability in organizations.

1 はじめに

記録管理を適切に機能させるためにはどのような仕組みが必要であろうか。記録管理の国際標準ISO 15489-1:2016の「4 記録管理の原則」に、「(記録を管理するシステムは、)特定された記録の要求事項を満たすためには、定義された方針、責任、監視及び査定並びに研修に左右される」¹⁾とあるように、遵守すべき事項を明確に定めた標準、遵守事項に従って運用されていることの監視、不適切な行為を検出する監査が重要な役割を果たす。

こうした観点から現在の公文書等の管理に関する法律²⁾を見ると、内閣総理大臣によって、指針となる行政文書の管理に関するガイドライン³⁾が策定され、各行政機関による内閣府への管理状況の報告、必要に応じた調査等が規定されている⁴⁾。しかしこの法制度の中で、2016年から2017年にかけて、決裁済の公文書が権限なく変更(改ざん)されるなど公文書管理に関する一連の不祥事が起きたこともあり、公文書管理の体制整備が求められている。政府は、2018年7月「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」の閣議決定に基づき、内閣府に設置している「独立公文書管理監」に各府省の行政文書の管理状況を監視する役割を担わせて監視体制の強化を図り、独立公文書管理監の下に観察業務を担う「公文書監察室」を設置するなど、公文書管理の適正確保を図ろうとしている⁵⁾。どのように機能するかは今後注目していく必要があるが、こうした取組みが実施されること自体は評価すべきである。

こうした状況の中、国立国会図書館は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの公文書管理の統制の仕組みを紹介している⁶⁾。そこでは各行政機関の記録管理に対する、公文書管理機関やアーカイブズ機関の関与の度合いなど、各国の「公文書管理の監視・統制の在り方は一様ではない」状況が紹介され、「我が国においても、公文書管理の現状や行政機構の在り方などを考慮した上で、適切な制度設計を行うことが求められる」と指摘されている⁷⁾。この指摘はもっともなことであり、日本の現状に適さない制度を表面的に取り入れたとしても機能しないことは明白である。しかし、その背景や本質、現状を理解し、参考とすべき点を参考にすることも必要である。

以上のことを踏まえ、本稿では、記録管理の国内標準AS 4390を1996年に制定し、行政のアカウントビリティを支える記録管理に取り組んできたオーストラリア及びニュージーランド(以下NZ)の公記録法から、記録管理標準や監視、監査の仕組みを紹介し、その

1—*International Standard 15489-1:2016. Part 1: Concepts and principles*. p.3.

2—「公文書等の管理に関する法律」2009年法律第66号、2011年施行。

3—「行政文書の管理に関するガイドライン」、2011年4月内閣総理大臣決定。

4—「公文書等の管理に関する法律」第9条。

5—内閣府「公文書監察室(公文書管理の適正確保)」。https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/koubun_kansatsu/index.html (2018年12月1日確認。以下同じ)

6—川西昌大、都美都里、大湖彬史「公文書管理の監視・統制：米英独仏における制度」、『調査と情報』、1017号、2018年、1-10頁。

7—前掲注6、10頁。

特徴と調査報告書で示された記録管理の現状を考察する。オーストラリア及びNZの公記録法では、公的機関が遵守すべき記録管理標準の設定や、監視、監査はアーカイブズ機関の業務として規定されている。こうした法制度的な枠組みは既に検討しているため⁸⁾、本稿では別稿でも取り上げたクイーンズランド州（以下QLD）及びNZを分析の対象とし、そうした枠組みが実際にどのように機能しているかを見ていきたい。

2 クイーンズランド州における記録管理標準の設定と監視の仕組み

2-1 公記録法2002における公記録管理の概要(QLD)

QLDでは、2002年に公記録法2002（Public Records Act 2002）を制定した⁹⁾。この法律に基づき、公的機関はクイーンズランド州アーカイブズ（Queensland State Archives、以下QSA）の長である州アーキビストが設定した公記録の作成及び維持に関する標準及びガイドラインに準拠することが求められている（公記録法2002 § 7。以下セクション番号のみ記載）。州アーキビストは、公的機関が準拠すべき公記録管理の標準を設定し、公記録管理が適切に運用されているかの調査や助言の提供を行い（§ 24）、公記録の処分に関する承認（§ 25）などを通じて、公的機関の公記録管理の中心的な役割を果たしている。

州アーキビストが定める公記録管理の標準として、2つの標準と関連するガイドラインが設定されている。前述のとおり、公的機関はこうした標準への準拠が求められる。QSAは公的機関の現在の遵守状況を判断する自己点検ツールを提供し、公的機関の記録管理に関する調査を2年ごとに実施している。

次項以降では、こうした標準、自己点検ツール及び調査の概要を見ていく。

2-2 公記録管理の標準(QLD)

公的機関が準拠すべき記録管理の標準は、「公記録の維持及び処分」（Information Standard 31：Retention and disposal of public records、以下IS 31）¹⁰⁾と、「レコードキープिंग」（Information Standard 40：Recordkeeping、以下IS 40）¹¹⁾の2つが策定されている。IS 31及びIS 40はQSAによって作成され、公共事業局長官（Director-General, Department of Public Works）の承認を経て、2009年に策定され、2010年に改訂を経ている¹²⁾。なお、2つの標準は2018年6月に廃止され、代わって記録統制方針（Records

8—大木悠佑「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー —Australasiaの公記録法の視点から—」、『アーカイブズ学研究』、29号、2018年、77-100頁。

9—Queensland. Public Records Act 2002. Current as at 3 May 2013. <https://www.legislation.qld.gov.au/view/whole/pdf/inforce/current/act-2002-011>

10—Queensland Government. “Retention and disposal of public records (IS31)”. <https://www.qgcio.qld.gov.au/knowledge-base/retention-and-disposal-of-public-records-is31-repealed>

11—Queensland Government. “Recordkeeping (IS40)”. <https://www.qgcio.qld.gov.au/knowledge-base/recordkeeping-is40-repealed>

12—Queensland Government. “Retention and disposal of public records (IS31)”, and “Recordkeeping (IS40)”.

Governance Policy) が発行された¹³⁾が、後述する記録管理の自己点検ツール及び調査の関係から、本稿ではIS 31及びIS 40を分析の対象としている。

IS 31は公記録の維持及び処分に関する2原則から構成されている。公的機関はこの標準に基づいて、その機関の核となる業務の記録に関する「維持及び処分スケジュール」(Retention and Disposal Authority、以下RDA)を文書化し、州アーキビストの承認を受け、そのスケジュールに従って実施しなければならない。表1はIS 31に示された原則とその内容である。なお邦訳は筆者による(以下同じ)。

IS 40は公的機関による公記録の作成及び維持に関する7原則から構成されている。主な内容として、法律やその他の規則を遵守すること(原則1)、その遵守のため監視や監査を実行すること(原則2)、そしてレコードキーピングを実行する責任や業務が割当てられ(原則3)、適切に実施されるように管理され(原則4)、レコードキーピングが体系的で一貫性を伴ったものでなければならない(原則6)。公的機関は、その業務の「完全で正確な記録」を作成し、必要とされる期間維持しなければならない(原則7)。そして記録の作成、維持に使用するシステムは、信頼でき、安全である必要がある(原則5)。

7原則が示すように、法令規則の遵守や、「完全で正確な記録」を作成し、維持することは当然として、記録管理のシステムが適切に実行されるように管理され、その責任体制の整備、その適正な稼働のための監視や監査、そしてレコードキーピング自体の一貫性や、システム利用時の信頼性などがその範囲となっている。表2はIS 40に示された原則とその内容である。

表1—IS 31の原則とその内容¹⁴⁾

<p>原則1：公的機関は公記録が必要な限り維持されることを保証しなければならない</p> <p>公的機関の執行長は、公記録の作成、管理、評価及び維持に責任を有し、政府及びコミュニティのアカウントビリティ、法的、業務的、財務的及び調査の必要性に合致することを保証する。QSAとの交渉において、公的機関は自身が持つ記録の価値を評価し、適切な維持期間を設定する責任を負う。維持期間の決定は、RDAとして文書化される。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その機関の核となる業務を対象とするRDAを策定し、州アーキビストの承認を申請する。RDAはQSAの要求に合致するものとする • 承認を受けたRDAの関連するクラスに従って、公的機関の公記録を維持する
<p>原則2：公記録の処分は州アーキビストによって承認されなければならない</p> <p>公記録(又は記録の一部)の処分(廃棄、損傷、放棄、寄付、修正、売却または移管を含む)は、州アーキビスト又は他の法的機関によって書かれた承認のみを通じて実施される。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 州アーキビストによって承認されたRDAに従って、公記録を処分する • 全ての処分に対して執行長又は権限を受けた代理者による確認を保証する • 公記録の廃棄の方法が、記録の取扱注意事項に合致し、地域の環境規則に遵守していることを保証する • 公記録の処分を文書化する

13—Queensland Government. “The new Records Governance Policy released”. <https://www.forgov.qld.gov.au/news/2018/new-records-governance-policy-released>

14—Queensland Government. “Retention and disposal of public records (IS31)”.

表 2——IS 40の原則とその内容¹⁵⁾

<p>原則 1：公的機関のレコードキーピングは法令規則を遵守し、説明可能でなければならない</p> <p>公的機関は、公記録の法律並びに業務を遂行している領域における記録の管理に関する他の法的及び業務上の要求事項を遵守しなければならない。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自身が遂行している業務、管理運用及び法的環境を文書化し、そのコンテキストの中で作成及び管理される必要のある記録を特定する • 機関の執行長によって確認されたレコードキーピングに対する戦略的アプローチを実行する 												
<p>原則 2：レコードキーピングは法令規則遵守のため監視され、監査されなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> • レコードキーピングのシステム、手続き及び実務は、文化的、業務的、法的及びアカウントビリティの要求事項に遵守していることを保証するため、定期的に監視され、査定され、改訂されなければならない 												
<p>原則 3：レコードキーピング業務は割当てられ、実行されなければならない</p> <p>レコードキーピングは、個人及びシステムに割当てられた責任に基づく管理を通して実行される必要不可欠な業務である。公記録を作成し、維持することは、契約スタッフを含めた、政府活動の行為に携わる全ての人々の責任である。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政府活動に携わる人々に対して、公的にレコードキーピングの活動に関する責任が割当てられる • 組織全体で記録管理の役割及び責任のコミュニケーションを図る 												
<p>原則 4：レコードキーピングは管理されなければならない</p> <p>レコードキーピングは全ての形式の記録を含めて、特定できるレコードキーピング・プログラムを通じて管理され、適切な技術を持つスタッフによって運用されなければならない。公的機関は、以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適切な技術管理者または上級管理職員に対して、レコードキーピングの責任を割当てる • 文書化された方針、手続き及び業務規則に基づいて、特定できる記録管理プログラムを実行する 												
<p>原則 5：レコードキーピング・システムは信頼でき、安全でなければならない</p> <p>記録を作成、維持する全てのシステムは、記録が形式に関わらず信頼でき、権限に基づく管理を保証するため、その稼働が信頼でき、安全でなければならない。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 権限のないアクセス、損傷及び誤使用に対して安全なレコードキーピング・システムを運用する 												
<p>原則 6：レコードキーピングは体系的で一貫性を伴わなければならない</p> <p>記録の作成、保管及び維持は体系的で一貫性を伴って実施されなければならない。記録を作成及び維持する全てのシステム（手動及び電子的）は、文書化されたレコードキーピング方針及び割当てられた責任を正確に支援しなければならない。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 記録が体系的に作成、保管及び維持されることを保証し、そのプロセスを実施する • 公的機関によって実施された業務の全範囲が記録として文書化されることを保証する 												
<p>原則 7：完全で正確な記録は業務上、法律上及び文化的な目的のため、必要とされる限り作成され、維持されなければならない</p> <p>完全で正確な記録とは、プロセスの継続性（記録の作成及び捕捉等）及び記録の必要不可欠な属性（意味を持ち、侵されていない、完全な等）の両方を満たし、必要とされるアカウントビリティを示すことができる。そうした記録は、業務、法律、アカウントビリティ及び文化的な目的にとって必要とされる限り、作成され維持されなければならない。</p> <p>完全で正確な記録とは次のとおりである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>作成されている</td> <td>適切である</td> <td>真正である</td> </tr> <tr> <td>捕捉されている</td> <td>完全である</td> <td>変更されていない</td> </tr> <tr> <td>維持されている</td> <td>意味が理解できる</td> <td>アクセス可能である</td> </tr> <tr> <td>保存されている</td> <td>正確である</td> <td>利用できる</td> </tr> </table> <p>完全で正確な記録として管理されることを保証するため、電子的及び技術依存の記録に対して特別な考慮を与える必要がある。このことは、記録を維持する必要がある限り、証拠的完全性、アクセス可能性及び利用可能性を支援する。電子記録へのあらゆる修正又は追記は、記録の証拠的完全性への影響なしに実施されなければならない。記録の処分は「IS 31：公記録の維持及び処分」の範囲である。公的機関は以下の事項を最低限実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公的機関の機能及び活動の分析に基づく業務分類体系に従って記録を分類する • 「IS31：公記録の維持及び処分」に従って、記録の維持及び処分を管理する • QLDレコードキーピング・メタデータ標準に従って、全ての記録に対して必要最低限のレコードキーピング・メタデータを捕捉する 	作成されている	適切である	真正である	捕捉されている	完全である	変更されていない	維持されている	意味が理解できる	アクセス可能である	保存されている	正確である	利用できる
作成されている	適切である	真正である										
捕捉されている	完全である	変更されていない										
維持されている	意味が理解できる	アクセス可能である										
保存されている	正確である	利用できる										

15——Queensland Government. “Recordkeeping (IS40)”.

2-3 公的機関の記録管理に関する自己点検ツール(QLD)

公的機関の記録管理を自己点検するツールとして、公記録法2002の § 25 (1) (f) に基づき、州アーキビストによってレコードキーピング成熟度モデル及び道筋 (Recordkeeping maturity model and road map、以下ロードマップ) が2010年に策定されている¹⁶⁾。ロードマップの目的は、公的機関が自身の公記録管理の現状を把握し、適切で妥当な目標を設定し、実行するための計画の策定に利用することである¹⁷⁾。ロードマップによる自己点検は全ての公的機関を対象としているが、あくまでも自己点検のためのツールであり、州アーキビストに結果を報告する必要はなく、公式な法令規則遵守の監視は、後述するように2年に一度実施される公記録管理に関する調査で行われる¹⁸⁾。

このロードマップは、設定されている標準IS 31及びIS 40の原則に従って、その成熟度を評価する構造となっている。原則毎に主要な領域が定義され、全体で2標準9原則36項目設定され、それぞれについて、Ad hoc、Repeatable、Defined、Managed、Optimisedの5段階で評価する。表3はロードマップで示された原則と主要な領域の一例であり、表4は5段階の評価指標である。IS 31及びIS 40が求める最低限の要求事項は、この5段階

表3—ロードマップの原則及び主要な領域の例

原則	主要な領域
IS40 原則1：公的機関のレコードキーピングは法令規則を遵守し、説明可能でなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 業務、管理運用及び法的環境の理解 • 記録作成に関する要求事項の特定 • レコードキーピングに対する戦略的なアプローチ
IS40 原則2：レコードキーピングは法令規則遵守のため監視され、監査されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • レコードキーピング遵守状況を点検 • 発見事項を実施 • レコードキーピングのパフォーマンスの監視及び報告

表4—ロードマップ5段階の内容¹⁹⁾

1 Ad hoc：組織はレコードキーピングに対する体系的又は公式なアプローチを保持していない。プロセス又は実務は断片的又は存在していない。組織が持つ成熟度を測る資源は個人の経験及びイニシアチブに基づく。
2 Repeatable：組織は限定的なレコードキーピング・プロセスを保持している。基本的な管理統制及び規律は実行されている。しかし、方針及び実務は、一貫性を伴って適用されているわけではない。
3 Defined：組織はレコードキーピング成熟の重要な程度を保持している。組織的な気付き、方針、手続き及びプロセスが存在し、組織全体に渡って一貫して利用されている。
4 Managed：組織は、全体に渡って一貫して記録及びレコードキーピング・プロセスを管理している。プロセス及び実務は望ましい結果を保証するため定期的に測定されている。
5 Optimised：組織は、記録及びレコードキーピングが全ての業務プロセスを実施する資産であると考えている。レコードキーピング・プロセス及び実務は規則的に測定及び監視され、その結果は継続的な改善のために分析され、利用される。

16—Queensland State Archives. *Recordkeeping maturity model and road map: Improving recordkeeping in Queensland public authorities*. 2010.

17—*Ibid.*, p.5.

18—*Ibid.*

19—*Ibid.*, p.8.

評価の3 Definedに該当する。

自己点検は5ステップの方法論を提示している²⁰⁾。ステージ1：計画、ステージ2：データ収集、ステージ3：分析、ステージ4：目標の設定及び支援の確立、ステージ5：改善及び検証、である。

ステージ1：計画では、プロジェクトを定義して点検対象の確立を行う。計画は、プロジェクトの範囲の決定、プロジェクト計画及びタイムラインの設定、プロジェクト・チームの特定、利害関係者への連携の開始などから構成される。ここでは、点検を実施する範囲とその目的を定義する必要がある。

ステージ2：データ収集では、成熟度の点検に利用する証拠の収集と、IS及び成熟モデルへの理解を伴う背景知識、文書による証拠の収集、インタビューの準備及び特定集団への焦点から構成される。この段階は次のステージ3：分析と重なって実施されることもある。

ステージ3：分析では、ステージ2で収集したデータを分析し、組織における現在のレコードキーピングの成熟度を決定し、改善計画の根拠を提供する。このステップは、調査結果の確定、矛盾する結果の管理、現在の成熟度レベルの点検から構成される。矛盾した結果の解決又は理解のために、追加の調査を実施することもある。

ステージ4：目標の設定及び支援の確立では、組織のレコードキーピング改善のための目標を設定し、実行の承認を得ることを目指す。この段階には、改善のための目標設定、実行の優先順位の設定、結果の検証、承認を得るための報告書作成、利害関係者との結果に関するコミュニケーションが含まれる。

ステージ5：改善及び検証では、承認を受けた改善のための行為又はプロジェクトを実行し、統制を行うための取決めの検証、改善の実施、将来的な検証の予定、から構成される。改善結果を測定するために、将来的なスケジュールを設定することが望まれ、2～3年の間隔を以て実施することが適切とされている。

2-4 公記録管理に関する調査(QLD)

公的機関の記録管理に関する調査は、2009、2011、2013、2014-2015年と、2009年から2年ごとに実施されている。この調査は公記録法が適用される500以上の公的機関（政府機関、地方自治政府及びその他公的機関）が対象となっており、公的機関は法律及び標準の遵守状況を評価し、QSAに報告する²¹⁾。2014-2015年の調査報告書（以下2014報告書）をもとに、その内容と方法論及び公的機関の記録管理状況を確認してみよう。

2014報告書は、245の公的機関を対象に実施され、193機関が回答している。調査は、IS 31及びIS 40への遵守、デジタル情報の保管プロセス及びQSAに移管する予定の物理的な永久記録の現在の所蔵量に関する情報の収集を目的とし²²⁾、その範囲はIS 31、IS 40に加え

20—*Ibid.*, pp.12-24.

21—Department of Science, Information Technology and Innovation. *2014-15 Report on the Recordkeeping Survey of Queensland Public Authorities*. 2015, p.6.

22—*Ibid.*, p.58.

て、QSAが発行しているQLD政府デジタル継続性戦略（Queensland Government Digital Continuity Strategy）に関連するデジタル継続性（Digital Continuity）、将来的にQSAに移管を予定している文書量に関連する移管及び保存量（Transfer and storage volumes）の4分野全41項目に渡る²³。質問に対する回答は選択式及び自由記述で行う。質問事項と回答方法の例は表5の通りである。

2014報告書には、公記録管理の状況を示すものとして、3つの改善点と3つの課題が挙げられている。

改善点は、a:レコードキーピング実務の監視及び監査（IS 40原則2）、b:レコードキーピング業務／責任の割当て（IS 40原則3）、c:核となる業務の記録を対象とするRDAの完全な策定及び実施を行う公的機関の割合の3点である。aは12%（2013）から20%となり、公的機関がレコードキーピングの監視及び監査を実施する割合が増加していることがわかる。bはレコードキーピングの責任が公的に全く割当てられていない機関が9%（2013）から6%に低減し、この項目に関連するIS 40原則3を遵守する公的機関が91%とほぼ全ての機関が満たす状況となっている。cは承認を受けたスケジュールを実施している公的機関が33%（2009）から44%に増加し、同時に承認を受けているスケジュールが全くない公的機関が46%（2009）から31%に低減している。半数以上の公的機関が、核となる業務のRDAを完全に整備できていない状況ではあるが、33%から44%と11ポイント改善されていることがわかる²⁴。

課題は、d:公的機関はデジタル継続性成熟度を改善する必要、e:RDAの範囲を増加させる必要、f:公的機関がQSAの保管庫に移管する物理的な文書の特定及び移管を支援する必要である。dは全ての電子情報が必要とされる期間、確実にアクセスできることを保証している公的機関の割合は47%（2013）から46%に微減しており、デジタル化が進展していないことがわかる。eはbと関連するもので、33%（2009）、38%（2011）、40%（2013）と一貫して改善が見られる項目である。しかし、2014報告書では40%の公的機関が2年以内にスケジュールの新たな策定又は改訂を意図していることから、さらなるスケジュールの策定が必要とされている。fは今後2年間で、QSAに移管する予定の記録の量を測定で

表5—調査の質問及び回答の例

<p>IS 40 原則2 レコードキーピングは法令規則遵守のため監視及び監査されていなければならない 11 公的機関がレコードキーピング・プログラム（例えば、実務、手続き及びシステム）の点検、見直し及び／又は監査を実施する頻度は？ （1つを選択する）</p> <p><input type="checkbox"/> 半年又はそれ以上 <input type="checkbox"/> 1年毎 <input type="checkbox"/> 2年毎 <input type="checkbox"/> 必要に応じて <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> その他（記述してください）</p>

23—*Ibid.*, pp.64–81.

24—*Ibid.*, pp.7–8.

きた公的機関が14%、移管する予定がない公的機関が38%、残り48%が測定することができないと回答しており、QSAは、処分プログラムを所持していないことにより膨大な紙記録を所持していること、また核となる業務記録の承認されたRDAを持っていないことがその原因と想定している²⁵⁾。

こうした調査結果から見えることとして、組織の核となる業務記録のRDAが完全に策定されておらず、処分が決まっていないことから膨大な紙記録を所持し、デジタル化の進展も滞りつつも、RDAの整備が着々と進み、公記録管理の監視及び監査への理解が進み、公記録法及び記録管理標準の要求事項を満たす公的機関の増加が見られることが、QLD公的機関の公記録管理の現状だと言える。

2-5 小活：クイーンズランド州の記録管理標準及び監視の特徴

ここまで見てきたQLDの記録管理標準及び監視の仕組みをまとめておこう。州アーキビストは、公記録法2002に基づいて、公的機関の記録管理のための標準として、IS 31及びIS 40を設定している。この標準は公的機関の「完全で正確な記録」の作成、維持及び処分だけでなく、責任や役割の割当て、レコードキーピング・システムの信頼性などの運用体制、適正な運用のための監視や監査を含めた範囲を対象として、最低限の要求事項を規定している。QSAは併せて、公的機関自身の公記録管理が、法律及び標準等が求める要求事項をどの程度満たしているかを確認できる自己点検ツールを提供している。この自己点検ツールは、IS 31やIS 40の原則に対応した形で明確に規定されている。公的機関はこの点検ツールを利用して、現状を把握し、改善のためのポイントを整理し実行することが期待されている。QSAは、この自己点検ツールとは別に、2年に一度、公記録管理に関する調査を実施している。ここでも同様に、IS 31及びIS 40の原則を基に質問事項が設定されている。

このように、記録管理標準と自己点検ツール及び公記録管理調査が関連し、求められる要求事項と現状との差異を確認し、要求事項を達成するための事項が明確に示されていることがQLDの公記録管理標準及び監視の仕組みの特徴である。また、2009年から実施されている調査報告書が示す通り、公記録管理にはまだまだ不十分な点があるものの、公記録法及び標準が示した要求事項を満たすように改善が進んでいる。

3 ニュージーランドにおける記録管理標準の設定と監査の仕組み

3-1 公記録法2005における公記録管理の概要(NZ)

2005年に制定された公記録法2005 (Public Records Act 2005)²⁶⁾では、政府機関レコードキーピングの策定及び支援をアーカイブズ・ニュージーランド(以下ANZ)の長であ

25—*Ibid.*, pp.8-9.

26—New Zealand Government. "Public Records Act 2005". www.legislation.govt.nz/act/public/2005/0040/latest/DLM345529.html

るチーフ・アーキビストの役割とすること、公的機関はその事業に関する「完全で正確な記録」を作成し、維持することを通じてアカウントビリティを果たすこと、公記録の完全性に対する信頼を高めることなどが目的として挙げられている（公記録法2005 § 3。以下セクション番号のみ記載）。

この法律によって、すべての公的機関はその事業に関する「完全で正確な記録」を作成し、維持する責務を負うこととなっている（§ 17）。チーフ・アーキビストは、公記録の作成、維持及び処分に関する標準を作成し、標準に関連したガイドライン等の整備や助言に加えて、公記録法2005の準拠状況の監視等を通じて、公的機関のレコードキーピングにリーダーシップを行使する役割を担っている（§ 11）。また、チーフ・アーキビストがこうした業務を遂行するにあたり、主務大臣等の執行役員の指示に左右されず、専門的な判断に基づいて実施する旨が規定されている（§ 12）。公的機関の記録管理の監査は、法律が施行されて5年が経過したのち、全ての公的機関を対象に独立監査が実施され、その後は5年以上10年以下の間隔で実施される（§ 33）。チーフ・アーキビストは、こうした監査の基準を作成する権限を有している（§ 11）。

次項以降では、NZの公記録管理標準と監査の仕組みについて見ていく。

3-2 公記録管理の標準(NZ)

NZの公記録管理に関する標準は、公記録法2005 § 27に基づき、チーフ・アーキビストによって、2016年に情報及び記録管理標準（Information and records management standard、以下標準2016）が策定されている。この標準2016の策定に際し、「NZ公的部門のための記録管理標準」（Records Management Standard for the New Zealand Public Sector (2014)）、「アクセス標準」（S4：Access Standard (2006)）、「デジタル・レコードキーピング標準」（S5：Digital Recordkeeping Standard (2010)）及び「AS/NZS ISO 13028：2012情報及び文書化」（Information and documentation – Implementation guidelines for digitization of records）の4つの標準は廃止となっている²⁷⁾。

標準2016は、情報及び記録を効率的、体系的に管理するために策定され、公的機関が公記録法2005に基づく義務を遵守することを目的とし、組織が遵守しなければならない最低限のレベルを定義している²⁸⁾。

標準2016は、3つの原則（24の最低限のコンプライアンス要求事項）から構成されている²⁹⁾。

27—New Zealand Government. Information and records management standard. 2016, p.5. <https://records.archives.govt.nz/assets/Guidance-new-standard/16-S1-Information-and-records-management-standard-Pdf.pdf> なお、公記録法に基づく公記録管理標準は2008年以降に順次策定されている。策定時の標準については、以下の文献に詳しい。中島康比古「ニュージーランド公文書館の近年の取組—記録管理に係る標準策定及び電子情報・記録の管理を中心として—」『北の丸』、44号、1 (173)-19(155)頁。

28—*Ibid.*, p.4.

29—以下原則1から3の記載はNew Zealand Government. *Information and records management standard.* を参照した。

「原則1：組織は情報及び記録の管理に責任を有する」では、情報及び記録が全ての業務機能及び執行を支援することを保証するように、組織は統制の枠組みを確立することが求められている。原則1には8つの要求事項が含まれる。表6はその原則と内容を示したものである。

「原則2：情報及び記録管理は業務を支援する」では、情報及び記録管理によって、業務執行上必要とされる情報及び記録の作成、利用、維持及び継続が保証されることを求めている。原則2には6つの要求事項が含まれる。表7に原則とその内容を示す。

表6——NZ記録管理標準2016の原則1の内容

最低限のコンプライアンス要求事項	組織が要求事項に遵守していることを示すための例示
1.1 情報及び記録管理は戦略及び方針によって指示され、定期的に見直され、監視されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 上級執行者は情報及び記録に関する組織全体の戦略を採用し、確実なものとする • 上級執行者は情報及び記録に関する組織全体の方針を採用し、確実なものとする • 組織の戦略及び方針の適用方法を監視する
1.2 情報及び記録管理は上級管理者の責任に基づかなければならない。上級管理者は支持を示し、関連する法律及び規則、業務の要求事項に合致するように支援しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 方針に従って、上級執行部は情報及び記録の管理責任に関するリスト化を保証する • 最高執行者の法的責任を方針に反映させることを保証する
1.3 情報及び記録管理の監督の責任は指定された役割（執行支援者）に割当てられなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報及び記録に関する戦略及び方針に、執行支援者の責任を記載する • 実行計画に、執行支援者の責任を記載する • ANZに組織の執行支援者を通知する
1.4 組織は情報及び記録管理スタッフ、又は適切な技術へのアクセスを保有しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報及び記録に関する責任を適切なスタッフに割当て、戦略及び方針にその責任を記載する • 関連する役割記述に技術と能力を記載する • 実行計画及びサービス同意書に責任を記載する
1.5 業務所有者及び業務単位は情報及び記録管理が業務プロセス、システム及びサービスに統合されることを保証する責任を持たなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報及び記録に関する戦略及び方針に割当てられた責任をリスト化して記載する • 実行計画に割当てられた責任をリスト化して記載する • システム及びプロセスの詳細に、情報及び記録管理の明確な責任を記載する • 業務所有者の責任を文書化する
1.6 スタッフ及び契約者はその役割における情報及び記録管理の責任を理解しなければならない。彼らは関連する方針及び手続きを理解しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 関連する役割記述書及び実行計画に技術、能力及び責任を記載する • 情報及び記録の作成及び管理に関わるスタッフへの要求事項及び責任を、方針、業務ルール及び手続きの中に記載する
1.7 情報及び記録管理の責任は全ての委託及びサービス契約、法的証書並びに取決めにおいて特定され、位置付けられなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報及び記録管理に関する戦略及び方針に責任を記載する • 委託及びサービス契約、法的証書並びに取決めにおいて、情報及び記録管理の全ての点を特定し、詳述する • 委託及びサービス契約、法的証書並びに取決めにおいて、情報及び記録の移動性及び安全性を査定する
1.8 情報及び記録管理は正確に実行され、業務の必要性を満たすことを保証するために監視され、見直されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 監視業務、システム及びプロセスを文書化する；いかなる問題に対しても適切な措置を行う • プロセス及びシステムの検証を定期的に行うことを保証する

表7—NZ記録管理標準2016の原則2の内容

最低限のコンプライアンス要求事項	組織が要求事項に遵守していることを示すための例示
2.1 業務必要性を支援し、満たすことが求められる情報及び記録は特定されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報及び記録が業務必要性を満たし、支援することを要求する方針、業務ルール及び手続きを文書化する • 現在有効で一貫した評価選別を文書化する • 意思決定はシステム及びメタデータ体系の仕様書に文書化され、反映される
2.2 業務の高リスク／高価値の範囲、並びにそれを支援することを必要とする情報及び記録は、特定され、定期的に見直されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 高リスク、高価値、その両方の情報及び記録を保持する組織の一部及びシステムを特定し、文書化する • 情報及び記録に関連する全てのリスクを特定し、管理し、緩和する • 業務継続戦略及び計画によって、高リスク、高価値、その両方の情報及び記録を管理する全ての業務範囲及びシステムを保護する
2.3 情報及び記録管理は高リスク／高価値の業務が実行される全てのシステム及びサービス環境の設計要素として考慮されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • システムの取得、維持及び廃止における情報及び記録管理を点検し、必要があればその行為を実行する • 高リスク、高価値、その両方の業務に関するシステム仕様書に、情報及び記録管理の要求事項を記載することを保証する • システム仕様書に、情報及び記録の特定、利用、アクセス及びコンテキストを支援するために、必要となるメタデータの最低限の必要事項を記載することを保証する • システム設計及び構成を文書化し、維持する
2.4 情報及び記録は、全ての執務環境にわたって管理されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • システム環境及び物理的な配置において、情報及び記録が作成され、保持される所在を特定し、文書化する • 多様なシステム環境における情報及び記録を管理するプロセスを文書化する
2.5 情報及び記録管理は、長期的な価値を有する情報及び記録を保護するように設計されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的な価値又はアーカイブズ価値を有する情報及び記録を保有するシステム及びその所在を文書化する • システムの廃止が、情報及び記録の処分に関する要求事項を満たすことを保証する
2.6 情報と記録は、業務継続性とアカウントビリティをサポートするように特別に設計された戦略とプロセスに従って、システム及びサービスの移行を通じて維持されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • マイグレーション戦略を実行し、見直す • 管理されたプロセスを用いて、情報、記録及びメタデータのあるシステムから別のシステムへ移動させ、容易にアクセスでき、信頼できる情報として保有する • 情報及び記録の移動性は、委託又はサービスの取決めの中に位置付けられることを保証する • システムに関する文書を維持する

「原則3：情報及び記録は適切に管理される」では、効果的な管理によって、アクセス、利用、共有及び維持できる信頼に足る情報及び記録が保証されていることを求める。原則3には7つの要求事項が含まれる。表8にその原則と内容を示す。

表8——NZ記録管理標準2016の原則3の内容

最低限のコンプライアンス要求事項	組織が要求事項に遵守していることを示すための例示
3.1 情報及び記録は通常業務の一部として日常的に作成され、管理されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 業務プロセスの情報及び記録の作成、捕捉及び管理に関するスタッフへの要求事項及び責任が、方針、業務ルール及び手続きに正確に文書化されることを保証する • 点検又は監査が実行されている業務プロセス、手続き及びシステムを示すことを保証する • 情報の完全性、利用性及びアクセス性に影響を与える通常の業務プロセスに対する期待を特定し、解決し、文書化する
3.2 情報及び記録は信頼できるものでなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な最低限のメタデータの利用によって、意味及びコンテキストが関連する情報及び記録と結合し、正確であることを保証する • 点検又は監査が情報の完全性を含む、管理コントロールを検証することを保証する
3.3 情報及び記録は必要とされる期間、識別、検索、アクセス可能でなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • システムが閲覧可能で、理解できる情報及び記録を作成し、位置づけることの証明を検証できるように保証する • 適切な最低限のメタデータが位置付けられ、情報及び記録が特定、アクセス及び利用できることを保証する
3.4 情報及び記録は許可の無い又は違法なアクセス、改ざん、紛失、削除並びに廃棄から保護されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の安全性及び保護メカニズムが位置付けられることを保証する • 移転中及び職務環境の外部を含めて、所在がどこにあると情報及び記録を保護する • 情報及び記録を管理するシステムへのアクセス及び利用に関する全ての許可を文書化し、実行する • 点検又は監査は、アクセス統制の実装、維持の検証を保証する
3.5 情報及び記録へのアクセス、利用及び共有は法的及び業務的要求事項に沿って適切に管理されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 方針、業務ルール及び手続きが情報及び記録のアクセス、利用及び適切な共有を管理する手法の特定を保証する • 点検又は監査によって、アクセスが組織の方針、業務ルール及び手続きに従っていることを保証する
3.6 情報及び記録は業務的、法的及びアカウントビリティの要求事項にとって必要な限り維持されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 方針、業務ルール及び手続きにより、情報及び記録の処分の管理手法の特定を保証する • 情報及び記録の宣告（決定は維持、廃棄又は移管のいずれかで行われる）を保証する • 承認された処分基準に従って、情報及び記録は定期的に処分が実施される • アーカイブズ価値を有する情報及び記録をANZ、又は承認された保管庫若しくは地方自治体のアーカイブズ（承認された場合）へ移管する
3.7 情報及び記録は承認及び法的に適切に実行される場合において、体系的に処分されなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • 方針、業務ルール及び手続きによって、情報及び記録（メタデータを含む）の処分を管理する手法が設定されることを保証する • 処分の実施が承認された処分基準に従っていることを保証する • 情報及び記録のいかなる処分の実施も文書化する

3-3 記録管理に関する監査(NZ)

次にNZの公記録管理の監査について見ていこう。監査は、前述した通り、法施行後5年が経過した後にすべての公的機関を対象として実施されなければならないが、その後は5年から10年の間隔で実施される。この規定に基づき、2010/2011年度から2014/2015年度の5年間に渡って、201の公的機関を対象として監査が実施されている。

監査項目は公記録法2005及び記録管理標準で求められる要求事項を基に8の機能領域から構成されている。機能領域は大きく管理と業務の2つに分けられ、管理は、計画性、資源、研修、報告が、業務は、作成及び捕捉、検索性及び安全性、維持及び保管、処分及び移管から構成されている。それぞれの機能領域の説明は表9のとおりである。

監査は、8項目それぞれについて、Absent、Aware、Actioned、Embeddedの4段階

表9—NZ監査プログラムにおける機能領域³⁰⁾

<p>計画性：計画性の機能領域は、レコードキーピングの機能及び活動の定義に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>計画性の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 組織的な戦略にレコードキーピングの目的を記載する • リスク・マネジメント計画にレコードキーピングのリスクを記載する • 記録の作成及び管理に使用するシステムを特定し、文書化する • 方針及び手続きは、レコードキーピング・データ（メタデータ）の捕捉手続きを含めて、文書化し、実装し、定期的に見直す • 業務上必要不可欠な記録を特定し、管理する • 災害復旧計画又は業務継続計画は、物理的及びデジタルの記録両方の管理を含め、その計画を定期的に検証し、見直す
<p>資源：資源の機能領域は、記録の管理に関わる組織内のポジションの割当て及び適切な資源配分に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>資源の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 記録管理が組織内のポジションに割当てられている • レコードキーピングに割当てられたスタッフは適切な研修の機会を与えられている • 全てのスタッフは組織におけるレコードキーピングの要求事項を理解している • 毎年の予算計画には組織のレコードキーピングの資源及び改善を含んでいる
<p>研修：研修の機能領域は、スタッフがレコードキーピングの要求事項を達成するための研修に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>研修の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • レコードキーピングの責任を有するスタッフに対する研修の必要性及び技術の分析を実行する • 研修計画を継続して実施する • 研修が適切な研修講師によって提供され、技術が定期的に見直しされる • スタッフ研修に方針、手続き、特別なツール及びシステム、関連する法律及び標準に関する明確なガイダンスを含む • スタッフは緊急事態にある記録を保護し、救出する研修を受ける
<p>報告：報告の機能領域は、内部監視及び遵守プログラムに含まれるレコードキーピングに関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>報告の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 記録の作成及び捕捉を定期的に監視する • 必要な場合において、適切な行為を実施する • レコードキーピング能力の査定を実施する

30—Archives New Zealand. *Report: State of Government Recordkeeping and Public Records Act 2005 Audits 2012/13*. 2014, pp.22-24.

<p>作成及び捕捉：作成及び捕捉の機能領域は、業務プロセス及び機能によって特定されるレコードキーピングに求められる事項に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>作成及び捕捉の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全ての物理的及びデジタルの記録は、レコードキーピング・データ（メタデータ）を含めて、公的機関の業務の要求事項に従って、日常的に捕捉され、文書化され、組織化される • 業務に必要な不可欠なシステム／アプリケーションを特定し、文書化する • 業務分類構造を、その妥当性に関連して定期的に見直す • 処分基準は記録の作成時における宣告を可能とするため、業務分類構造と関連している
<p>検索性及び安全性：検索性及び安全性の機能領域は、必要な限り安全でアクセス可能となる記録に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>検索性及び安全性の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 記録が適切なシステム内でアクセス可能、検索可能な状態で管理されている • 物理的な記録を管理する保管設備及びシステムには、適切な安全性及びアクセスの制御を含む • センシティブ及び制限する記録は、法律又はガイダンス（例として、公的情報法1982、プライバシー法1993及び政府部門の安全性マニュアル）に従って特定され、文書化され、アクセスされる • 25年を経過した記録にアクセス権限が付与される • 記録の所在を監視し、定期的に監査する
<p>維持及び保管：維持及び保管の機能領域は、承認のない改ざん、消去又は廃棄ができないように管理されるべき記録及びレコードキーピング・データに関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>維持及び保管の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 物理的な記録の保管に関するリスクの点検は、記録の適切な保管を確実にするために実施され、記録の価値及び安全の必要性に応じて見直し／評価され、保存されなければならない • 物理的なアーカイブズの価値記録を保管するため、保管庫に求められる標準を満たす計画を策定する
<p>処分及び移管：処分及び移管の機能領域は、適切に評価され、処分が実施されるべき全ての核となる機能に関する、義務的な標準における要求事項を対象としている</p> <p>処分及び移管の領域は以下の事項を要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 核となる機能に関する全ての記録を評価する • 維持及び処分基準は承認され、適用される • 移管又は廃棄を含む処分は、公的機関が実施する業務の要求事項に従って、記録管理を保証する手続きに則って管理されなければならない • 公的機関は定期的で効率的な記録の処分を計画し、文書化しなければならない。これにより、必要とされる実務的なステップが実行され、記録の完全な処分の実施を保証する • 25年を経過した記録の内、公的機関で依然として必要とされる場合、チーフ・アーキビストによって承認された移管の同意を延長しなければならない

表10—監査の4段階の内容³¹⁾

Absent	要求事項に対する体系的なアプローチは存在しない
Aware	要求事項に対する認識及び基本的な実行が認められる
Actioned	レコードキーピングに関する要求事項に対する管理されたアプローチが認められる
Embedded	記録の効果的な管理が完全に統合され、継続的な改善が認められる

で評価される。それぞれの段階は表10のとおりに定義されている。

監査は一貫性ある結果を得るため、8つのプロセスに沿って実施される³²⁾。

「1 計画」では、会計年度別に適切なグループに分け、効率的にスケジュールを実施するために計画を策定する。年度毎にグループが定まれば、個々の監査計画とリソースを配分する。

31—*Ibid.*, p.12.

32—Archives New Zealand. 4 Audit Programme methodology. *Chief Archivist's Report to the Minister: Public Records Act 2005 Audits 2010/2011*. 2013.

「2 クライアントへの通知」では、監査の対象となる公的機関に対して、チーフ・アーキビストから書面を以て通知される。公的機関は監査の責任者となる上級責任者（Senior Responsible Officer）を指名しなければならない。

「3 上級責任者への訪問」では、監査チームが上級責任者と面会し、監査プロセス、範囲及びタイムフレームの合意、監査者へ提供できる文書の特定を行う。

「4 監査対象者への通知」では、先に合意を得た範囲、タイムフレーム、主となる連絡先、物理的な保管庫への追加的な調査及びその他関連する事項について、上級責任者の雇用者に対して書面を以て通知され、確定される。

「5 自己評価」では、ANZによって提供されているオンライン・アプリケーションを利用して、上級責任者によって監査が実施される。

「6 デスクトップでの検証」では、「5 自己評価」の監査結果及び提供された証拠となる文書に基づいて、ANZのスタッフがその結果を検証する。この検証を通じて、現地監査の監査計画や質問項目が策定される。

「7 現地監査」では、監査計画を利用し、自己評価及びレコードキーピング能力を検証するため、独立した監査者によって現地監査が実施される。ANZは外部の監査提供者を利用して、現地監査を実施する。現地監査では、常に物理的な保管庫への調査が行われる。

「8 報告」では、3つの報告書が作成される。一つ目は「5 自己評価」で、公的機関によって作成される自己評価報告書である。二つ目は監査報告書であり、公的機関はチーフ・アーキビストから監査結果報告書及び改善等の勧告事項を含めた通知を受取る。通知には必要に応じて、改善勧告に対するフォローアップの進捗状況を報告する指示も含まれている。三つ目は公記録法 § 35で規定される、チーフ・アーキビストから主務大臣へ提出する毎年度の報告書である。この報告書は年度内に実施された全ての監査の報告が含まれ、監査の発見事項及び勧告の概要が記載されている。また、主務大臣を通じて議会へ報告される。

3-4 報告書から見える公記録管理の状況(NZ)

次に、2011/2012年度報告書から公記録管理の状況を見てみよう。2011/2012年度は43の公的機関を対象に監査を実施した。表11はその結果である。

表11—2011/2012年度のNZ公的機関のレコードキーピング監査結果³³⁾

	Absent	Aware	Actioned	Embedded
計画性	4 %	43%	48%	5 %
資源	5 %	30%	45%	20%
研修	20%	35%	29%	16%
報告	12%	43%	37%	8 %
作成及び捕捉	7 %	36%	48%	9 %
検索性及び安全性	6 %	34%	45%	15%
維持及び保管	16%	25%	46%	13%
処分及び移管	23%	38%	31%	8 %

33—Archives New Zealand. *State of Government Recordkeeping and Public Records Act 2005 audits 2011/12*. pp.25-40.

この調査結果から、8つの項目の内、研修、報告、処分及び移管を除いた5つの項目で、半分以上の公的機関が、レコードキーピングの要求事項に対する管理されたアプローチ(= Actioned) 以上を満たしていることが分かる。ANZは、この調査結果を評価している一方で、半分以下の割合しか満たしていない研修、報告、処分及び移管に重点的に取り組む必要があるといった認識を持っている³⁴⁾。この傾向は他年度でも同様であり、2014/2015年度報告書では、公記録法が施行されて10年が経過したが、Actionedを満たしている公的機関が半分程度であること、特に依然として割合が低い報告と処分及び移管の状況に対して懸念が示されている³⁵⁾。

このように、公記録法2005及び記録管理標準から策定された8項目の内5項目について、半分以上の公的機関がレコードキーピングの要求事項に対して求められるアプローチをとっている一方で、研修、報告、処分及び移管への取組みは不十分であることがNZの公記録管理の現状である。

公記録法2005が制定されてから10年を経過して、半分程度の公的機関が、要求事項を満たしている現状をどのように評価するかはともかくとして、法律及び標準が制定されたからといって、すぐにその要件が満たされるわけではなく、それに向けて何をどのように改善していくのが重要となる。ANZでは、この5年間の調査で得た経験を基に2015/2016年度からレコードキーピング監査プロセスの検証を行い、2017/2018年度の完了を目指して、政府機関の情報管理の進捗状況等を効果的に測定すること等を目的とした監査の枠組みの再構築を進めている³⁶⁾。

3-5 小活：NZの記録管理標準及び監査の特徴

以上がNZの公記録法2005における公記録管理の標準及び監査の概要である。その特徴は次の通りにまとめることができる。チーフ・アーキビストによって策定された記録管理標準は、組織の情報及び記録管理統制の枠組みの確立、情報及び記録の作成、利用、維持及び継続の保証並びにアクセス、利用、共有及び維持できる、信頼できる情報及び記録の保証に関する3つの原則(24の最低限のコンプライアンス要求事項)から構成されている。

公記録管理の監査は、こうして設定されている記録管理標準及び公記録法2005を基に8つの機能領域に再構成され、定められたプロセスに従って実施され、4段階で評価される。この監査プロセスでは、公的機関による自己評価だけでなく、独立した監査者による現地監査が実施され、勧告事項を記した書面や監査報告書が作成される。こうした監査の基準を策定し、中心的な役割を果たすANZは、次の監査をより効果的なものにするため、調査結果や監査プロセスの検証を行っている。

34—*Ibid.*, p.22.

35—Archives New Zealand. *Report: State of Government Recordkeeping and Public Records Act 2005 Audits 2014/15*. 2015, p.1.

36—Archives New Zealand. *The Chief Archivist's Report on the State of Government Recordkeeping 2016/2017*. 2018, p.23.

このように、監視や監査を通じて、監督官庁であるANZがリーダーシップを取りながら、公記録管理の改善を図っているのがNZの特徴である。

4 おわりに

以上、QLDとNZを事例として、公記録管理における記録管理標準及び監視／監査の仕組みを概観してきた。これらの事例では、記録管理標準と監視／監査項目が密接に関連し、要求される事項が明確に定義されていること、NZの監査の見直しのように、監視／監査によって得た情報を基に、記録管理が目指すべき目標を設定しなおし、改善の取組みが続けられることも特徴であると指摘できるだろう。記録管理システムの国際標準が、「客観的な基準に基づいた継続的な改善」を重要な要素である³⁷⁾と述べたように、PDCAサイクルによって記録管理の質の改善に継続して取り組んでいる。

そのようにみると、記録管理標準や監視／監査は、単に要求事項を遵守しているかどうか（それも大事ではあるが）だけでなく、目指すべき目標地点、それを実現するために必要となる事項を明確に示し、改善のための道筋を描くツールともなっている。つまり、現状を踏まえて目標に向かって戦略的に取り組んでいく、そこに記録管理標準と監視／監査が機能している。オーストラリア及びNZでは、その中でアーカイブズ機関が標準を設定して、監視／監査を以て改善を促し、情報資産となる公記録の管理を通じて、組織の業務やアカウントビリティを支援する中心的な役割とリーダーシップを担っている。こうしたアーカイブズ機関の役割は日本とは大きく異なっている点でもあり、オーストラリア及びNZの取組みを参考にして、現在の日本の公文書管理制度において、組織全体の記録管理の改善をどのように進めていくのか、その中でアーカイブズ機関がどのような役割を果たすべきかを議論していく必要があるだろう。今後の課題としたい。

37—*International Standard 30300: Management systems for records - Fundamentals and vocabulary*. 2011, p.5.

書評

review

書評

アレッシンドロ・ポルテッリ著、朴沙羅訳
『オーラルヒストリーとは何か』Alessandro Portelli, *The death of Luigi Trastulli: form and meaning in Oral history*水声社/2016年2月/
A5判/449頁/
定価 7,000円+税

ディララディリシヤティ

Dilala Dilixiati

はじめに

本書は著者が1979年から1989年の間に発表した、また調査地での経験に基づいて記された成果について著した書である。著者は、語り手へのインタビューに基づいて、語り手の記憶を呼び覚まし、記憶の異なる点からオーラルヒストリー研究の価値を述べている。本書はオーラルヒストリー研究の基本書であるとされているが、研究論文ではなく、文学的な特色も持っている。インタビュー中の手軽く語るため、歴史的に意味がある事実を掘り起こす。オーラルヒストリーに興味がある読者にはお薦めの書である。

本書の構成

本書の構成は表1に掲げる通り3部13章から構成されている。第1章「ルイージ・トラストゥッリの死」は、1949年3月17日に中央イタリア・ウンブリアの工業都市テルニの鉄鋼労働者ルイージ・トラストゥッリが、イタリア政府のNATO批准に反対する集会に参加した際に警察との衝突の中で何者かによって射殺された事件を通して、彼の死を巡り、現れた文化と記憶の中で、彼の死がどのように作り上げられ、変えられ、解釈されてきたかについて記している。I「方法論をめぐって」では、「調査 対等な関係を求める実験として」、「オーラルヒストリーとは何か」、「『私の生きた時代』—オーラルヒストリーにおける時間の役割」などの三章を含む、オーラルヒストリーに関する基本的な問題を作り上げ、解釈されている。II「二つの産業文化」では、ウンブリア州テルニ市およびアメリカ合衆国ケンタッキー州ハーラン郡でのオーラルヒストリー調査を通じて、同じく炭鉱町である二つの地域の言葉遣い、音楽、スポーツ労働運動の違いを述べている。イタリアとアメリカの労働者の比較分析を行っているところに特色があり、知覚、行動、歴史を形成する上での文化的価値を理解しようとする。III「学際的方法」では、裁判における口述資料の使用方法を検討しながら、裁判におけるオーラルヒストリーについて述べている。また、文学作品をオーラルヒストリーと対比しながら、文学作品をオーラルヒストリーとして読

表1——本書の構成

【目次】
日本語版への序文
はじめに
第1章 ルイーゲ・トラストウツリの死
Ⅰ 方法論をめぐって
第2章 調査 対等な関係を求める実験として
第3章 オーラルヒストリーとは何か
第4章 「私の生きた時代」—オーラルヒストリーにおける時間の役割
Ⅱ 二つの産業文化
第1部 テルニ イタリア、ウンブリア州
第5章 世界の分割—文化が移り行くときの音と空間
第6章 ユークロニアの夢—労働者階級の記憶とありえたかもしれない世界
第7章 町いちばんのゴミ屋さん—労働者ヴァルテロ・ペポローニの人生とその時代
第8章 ある工業都市のスポーツ・労働・政治
第9章 民謡の類型学
第2部 ハーラン アメリカ、ケンタッキー州
第10章 模範的家父長制—企業城下町から組合事業所まで
第11章 中立なんてありえない—ハーラン郡炭鉱労働者のストライキにみる文化的階級闘争
Ⅲ 学際的方法
第12章 法が口述されるとき—「四月七日事件」
第13章 『アブサロム、アブサロム!』—オーラルヒストリーと文学
語り手
原註
訳註
初出一覧

む。法学部で教育を受け、アメリカ文学者として教鞭をとった著作の経歴であるからこそ
の視座である。

本書評では、各章の内容を一つずつ紹介ではなく、以上の3部について、評者がポイント
となると考えた章について、コメントしたい。

各部の内容

第1章では、労働者ルイーゲ・トラストウツリが殺された労働ストライキの異なるバー
ジョンの比較を行い、著者はオーラルヒストリー研究における主観性と客観性の問題を分
析する。「バルトリーニ（テルニで最も偉大な民衆詩人にして歌手・語り手）による複雑
な語りでは、このモチーフが1948年と50年に起こった二つの事件を一体化させ移動させて
結び付けられている。」(P42)のように、二つの事件を一体化し、混同している目撃者も
いるし、同じ事件でも新聞によって内容が異なる場合もあった。目撃者、同僚、記者、労
働者は、トラストウツリがいつ、どのように死亡し、ストライカーである彼の死がコミュ
ニティにとって悲劇的なシンボルになった経緯について、「事実と記憶との間の不一致は、
最終的には、歴史的文献としての口述資料の価値を高める」(P62)、「テルニの労働者が
彼らの歴史の中で一番重要な出来事（ルイーゲ・トラストウツリが殺されたこと）の日付
と分脈とを変えたとしても、私達は出来事が実際にいつ起こったのかを考え直す事はない。

しかし、それによって私たちはその町の歴史全体に対する解釈を組み立てなおさなければいけなくなる。」(P94)と述べている。文献資料より判明する歴史的事実に対し、インタビュー対象の不一致と記憶の違いにより、できごとそのものを超えて、オーラルヒストリーから本当に重要な歴史的事実が出てくるとする。

I「方法論をめぐる」では、イタリアの民俗学者の研究を並置し、南イタリアの農村文化を学ぶイタリアの人類学者エルネスト・デ・マルティーノの考察の概説をする。第2章「調査 対等な関係を求める実験として」では、調査者と観察者、インタビュアーとインタビューの役割に関する方法論的な問いから始まるが、これらの問題は、「イタリアの民俗文化・労働者階級の文化を研究するラディカルな伝統の創始者」(P71)の文脈において重要な視座を示す。著者は、マルティーノの観点を支持し、民間伝承は、保守的かつ古風なアプローチではなく、進歩的なアプローチであると主張する。エルネスト・デ・マルティーノの言葉に、「農民たちが教えてくれる、私たちの近い、あるいは遠い過去を知ろうとする情熱は、現在を人間にとってより意義のある現実に変えようとする情熱の中にのみ、存在することが出来る。」(P75)とある。また、知識人と労働者階級との関係に関するアントニオ・グラムシの「有機的知識人」概念を用いて(P82)、著者は、歴史家とインタビューされた人物(労働者階級)のアイデンティティについての我々の仮定に挑戦し、研究と政治活動のつながりを維持することを主張する。

第3章は著者の1979年に発表した論文であり、第I部の中心である。この章では、著者はオーラルヒストリーと文献資料の異なる点を明確にしたうえで、オーラルヒストリーの役割を述べている。

著者は、オーラルヒストリーと文献資料の区別、オーラルヒストリーを文字に起こす場合、語り手の口述を記録できるが、語る時のスピード、感情、話にどの程度没入したかまで記述し切れない部分もある。また、オーラルヒストリーは使っている方言から語り手のある事件に対する態度が現れることやオーラルヒストリーの信頼性についての問題を取り上げた。オーラルヒストリーは歴史を研究し、再現する資料として、信頼できる。しかし、このような信頼は、文献資料を補完し、事実を理解するために別の視点を使用することに基づいていると述べる。

オーラルヒストリーが成立したことを尋ねる口述は、口頭と書面との関係の領域ではなく、信頼性を主張する。むしろ、書写に対する態度は、歴史に対する態度に依存していると述べている。

第4章では、著者はオーラルヒストリーと時間の関係を説明する。著者は、時間が経つと経験に伴い、同じ事件でも記憶と内容が異なると述べる。したがって、オーラルヒストリー研究者にとって、インタビューの時間はとても重要であると述べる。1980年春、著者は1910年にテルニで非政府サンディカリスト系組合の秘書である90歳のカルロッタ・オリエンターレをインタビューしたが、彼女は年齢の影響で、体が衰え、記憶を口に出せなかったことを取上げ、もし20年前ならば、そのような問題はなかったとして、インタビュー「時間」の正誤は、インタビュー内容に直接影響されると述べる。

II「二つの産業文化」の第1部では、テルニ市でのオーラルヒストリー調査の中で、著者は「人生について話すことは、その人の人生の一部」(P176)であることを発見した。著者は、ナレーターの話から、個々のライフサイクルと地方の歴史(彼はそれを「集合的な歴史」と呼んでいる)が並行するものであることを明らかにした。したがって、彼らの物語には「集合的要素と共有要素」の両方が含まれていることが判明した。

著者は、第8章で、労働者文化におけるスポーツの役割を議論するにあたり、「このパターンは労働者階級全体の一体性やスポーツ神話を裏付けている。」(P211)ことを発見した。企業は生産を促進するために労働者に「スポーツ」を用いたとしている。また、「労働者の態度を形成したのは必要性和願望の両方だったのではないか。物質的な必要性(「お金の面」)から、彼らは文字通り死にそうなくらい働いた。尊敬されたいという願望、「満足」、「プライド」によって彼らは他の労働者と競い合った。」(P204)とし、経営者は労働に対する動機づけを生産性向上につなげた。イタリアでは、米国の多くの地域と同様に、会社運営のスポーツチームは市内で認知されている。

イタリアの職場にスポーツがどのように利用されたかは、議論の余地がある。著者は文化の変化と政治について話すためのスポーツ(競争、チャンピオンシップなど)の使用は、とりわけ植民地化とスポーツに関する近年の人類学研究の観点から関心を寄せている。著者は支配的な文化が労働者階級の文化をどのように利用しているか、そして文化の発明が伝統と変化の間の一定の緊張だけでなく、どのような目的のために誰によって価値が主張されるかについての絶え間ない交渉であると述べている。

第2部第10章「模範的家父長制——企業城下町から組合事務所まで」では、著者はアメリカ合衆国ケンタッキー州東部ハーラン郡のオーラルヒストリーに着手すると、分析の要点が権力関係の認識にあることを発見した(P267)。

コーネット・ルイス石炭集落が所有する産炭集落ルエリンの生活や活動について、著者は炭鉱経営者と労働者の矛盾と労働者を支配するための「口頭戦略」が文化的な態度や権力関係を多く示していることを明らかにした。激しい対立をもたらした社会環境を、円満だったとするためのいくつかの要因について「個人的プライド、限られた視野と期待、個人的な関係を通じた階級対立の緩和、経営者側が意図的に行った操作である。」(P276)と述べる。関係者の文化価値観は意味を決定する：

「したがって、イタリアの労働者が戦闘的プライドを伝えるために自分たちの環境を悲観的に捉えがちであるのに対して、ハーラン郡の炭鉱労働者たちはしばしば、自分たちが搾取されていたり、そう見られたりすることについて—集団として正当化されうると言うより—個人的に屈辱的なことがあると感じるようだ。」(P277)。このイタリアとアメリカの労働者の比較分析は本書の特色の1つであり、知覚、行動、歴史を形成する上での文化的価値を理解する視座を提示するだろう。

III「学際的方法」は、法的なプロセスと文学によって形成されたオーラルヒストリーについて論じる2つの章(第12章、第13章)で構成される。

第12章では、文学及び口述伝承の形式の分析を加えている。「記憶とは—検察側が時に

そう信じたように—思い出すという瞬間的行為ではなく、どちらかといえば、一つの過程であり、意味を生み出すものである。」(P344) とし、口述資料の変わりやすさを指摘している。

第13章において、著者は時間の感覚を強調し、ルイージ・トラストウツリの物語の分析は非常に重要である。「語り手が時間を操作するのは過去を再構成するためだけではなく、過去を評価するためでもあるということだ。」(P371) と記している。また、同じ話を反復することは記憶をコントロールすることにつながる、口頭でコミュニケーションするときに必要な技術であると感じている。著者は、語り手が聞き手を吸引する情報を「知っている」ので、インタビューを操作できることを述べているが、全ての事例においてこの条件が成立するとは限らない。

イタリアでは、オーラルヒストリーの使用、特に労働者階級間の使用は、歴史家の伝統的な方法論のアプローチとは別の手法で行われたことに留意する必要がある。したがって、著者は、自由とラジカリストな原因に同情し、彼のアプローチをアントニオ・グラムシと他者への言及によって特定している。米国では、1960年代から1970年代のニューレフトは、歴史を「下から見上げる」ことを提案した。オーラルヒストリーはこの課題を達成するための重要な手段を提示する。

終わりに

者はオーラルヒストリーに関する資料の価値を以下の三点にまとめた。

一、書かれた資料も口述資料も、相互に排他的なものではない。口述資料は個人、一つの組織、一つ集団の記憶からできている資料で、労働者たちの言葉や記憶を通して語ることで、文献資料に書いてない部分を補完し、ひいては歴史に価値がある資料である。

二、書かれた資料の内容は、調査者の知りたいことや仮説とは独立している。固定したテキストに対して、我々は解釈を加えるしかない。しかし、口述資料は、インタビューアの質問・対話・個人的な関係により、内容に差異が生じる。(P98)

三、文献資料は通常、言及されている出来事よりも後に記され、また、関係者以外に知られる場合もある。また、支配者階級の人々の権力の有無に影響され、加えて文献史料が豊富に残されることも多い。口述資料は労働者たちの言葉や記憶を通して語ることで、書き残された資料を明らかにし、その資料に含まれるゆがみを中和することに役に立つ。

(P100)

本書では以上の三点をめぐって、事例をあげて、オーラルヒストリーが文献による歴史資料と比較した際に問題となる信憑性や客観性への疑問に反論し、歴史研究において相互に利用しあえる重要な手法であり、信頼できることを明らかにした。

60、70年代に、社会史学の発展にともない、労働者はどのように歴史を創造するかを考えるようになった。オーラルヒストリーはすでに広く用いられているが、依然として慎重にその理論と実践問題に対して討論し続けている。それは、オーラルヒストリーはどのよ

うに用いるか、オーラルヒストリーと歴史学の研究方法との関係や、その手法の有用性や信頼性など、多岐にわたる。その中でも、オーラルヒストリーは語られる資料として信頼できるのか、口述歴史は一つの保存・継承資料として、アーカイブズにたりうる資料であるか問題に対する答えを本書から得ることができる。

書評

三宅弘著

『原子力情報の公開と司法国家 —情報公開法改正の課題と展望』

Hiroshi Miyake, “Genshiryoku jyohō no koukai to shihou kokka”



日本評論社/2014年1月/
A5判/424頁/
定価 4,800円+税

朴燦義

Paku Chankui

はじめに

2011年3月11日、日本だけではなく全世界に衝撃を与えた東北地方太平洋海域地震と福島第一原発事故(以下3・11とする)。筆者はその事件を兵役中にニュースで見た。巨大な津波によって起こった原発事故は7年が過ぎた今も忘れられない。そして事件発生から数年後、日本政府により福島第一原発事故に関する情報が非公開になった。韓国メディアで競って報じられたこのニュースを、果たして日本人はどのようにとらえたのか気になった。今回、本書により、この問題に対する日本人の考えの一端をうかがうことができた。

著者の三宅弘¹⁾は、日本の法律家として長い間情報公開法の立法に関する活動に取り組み、いわゆる国民の知る権利に対してたゆまぬ努力してきた人物である。また、3・11を経験して、その責任が科学者、行政家だけでなく法律家にもある事を指摘した。特定秘密保護法により真実と知る権利が保障されない状況の中、著者を含めた法律家は何をすべきかを司法制度、立法運動及び法律の制定とその運用等を著者が情報公開の大きな枠組みでの第一線の経験と共に本書に述した。

本書の構成

本書の構成は以下の通りである。

第1部 原子力情報の公開を求めて——3・11以後の情報公開を考える

第1章 原子力情報の公開を求めて——3・11までの歩み

- 1 原子力情報の公開を視野に入れた情報公開法制定運動から
- 2 原子力情報の公開を求めて

1—— 弁護士、獨協大学の特任教授。内閣府・公文書管理委員会委員長代理・特定歴史公文書等不服審査分科会会長などを歴任した。

- 3 科学論、学問論から3・11以後の情報公開を考える
- 第2章 3・11福島第一原発事故と司法の責任
 - 1 司法・法学者の責任—3・11福島第一原発事故を防ぐことができる理論構築に至らなかったこと
 - 2 3・11後に求められる判決の再検証
- 第3章 3・11以後の情報公開のあり方
 - 1 改めて原子力情報の公開を求めて
 - 2 原子力情報の公開に向けての提案
- 第2部 情報公開法改正に向けての提言
 - 第4章 情報公開法の見直しと残された課題
 - 1 日本における情報公開法の制定過程
 - 2 情報公開法の見直しの経過
 - 3 情報公開とプライバシー情報保護との衡量
 - 4 情報公開と営業秘密等の保護との衡量
 - 5 引き続き検討すべき課題としてのインカメラ審理手続
 - 6 インカメラ審理が必要とされる裁判例の検討
 - 7 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための必要な措置
 - 8 まとめ
 - 第5章 情報公開訴訟におけるインカメラ審理の要否
 - 1 情報公開法改正法案23条・24条までの経緯
 - 2 情報公開法案23条・24条
 - 第6章 公文書管理法制定と情報公開法改正への展望
 - 1 公文書管理法制定の背景—有識者会議報告から閣法提案まで
 - 2 日弁連の法案修正意見
 - 3 公文書管理法の法案修正と意義
 - 4 積み残しの主な課題とその解決策
 - 5 公文書管理条例の制定への展望
 - 6 公文書管理法の制定から情報公開法改正への展望
 - 第7章 情報公開法改正に向けての提言—行政透明化検討チーム・「情報公開制度改正の方向性について」に関する論点整理
 - 1 情報公開法の施行から改正提案に至る経緯
 - 2 情報公開法改正案の概要とその意義
 - 3 情報は民主主義の通貨である
 - 4 「『情報公開制度の改正の方向性について』に関する論点整理」
 - 5 論点整理をふまえた改正の方向性—行政透明化検討チームとりまとめ（平成22年8月24日）の概要

終章 情報公開法制・個人情報保護法制と3・11以後

- 1 情報公開法改正法案の閣議決定と3・11
- 2 情報公開請求手続概説と改正法案の立案過程
- 3 独立行政法人等、国会、裁判所の情報公開制度
- 4 3・11以後になお必要な情報公開法改正と公文書管理法改正
- 5 個人情報保護制度概説
- 6 歴史比較的に——情報公開法の制定過程からみた東アジア共通法基盤形成の可能性
- 7 結びにかえて、縦深的に——「原発さえなければ」から果報を坐して待つ

あとがきにかえて—法科大学院における教育と研究

本書の内容

1章ではラルフ・ネーダーから学んだ市民運動の全開方法や、野村かつ子などの日本の消費者・市民運動家たちとの出会い及び情報公開法の立法過程を扱っている。この章で著者はラルフ・ネーダーから学んだ市民運動組織論の7つの要素を説明している。年齢や提起する問題の背景を不問にすること、マスメディアを直・間接的に利用すること、裁判所などの公権力に訴えること、発議や国民投票に訴えること、長期間にわたって綿密に運動を持続すること、実現可能で独創的な運動戦術を展開すること、負けても絶対負けるはずがないような姿勢を維持することである。また、情報公開法の制定運動の中で原子力情報の公開も扱っており、3・11以後、情報公開だけでは、なぜ3・11事態を防ぐことができなかったのかを法律家の立場で振り返った。

2章では高速増殖炉もんじゅ、伊方原発、志賀原発の判例として、司法界が合理性判断について国家（行政権）の判断に安易に追従してしまったことで福島第一原発事故を阻止できる理論構築に失敗したことを指摘している。また、情報公開請求訴訟の過程で、控訴や最高裁判所の判例への違反に関する問題提起などを理由に、訴訟が中断されたことを指摘し、民事・行政訴訟の改善及び運用案を提案しながら司法権が行政権の影響から脱しなければならぬことを力説している。

3章では原子力政策において3・11以降の原子力情報公開を含めた情報公開制度の改善こそが重要だと力説している。特に、裁判所の内だけで文書等を直接見る方法により行われる非公開審理であるインカメラ審理²⁾とヴォーンインデックス³⁾の導入を主張している。

2— インカメラ審理は米国の裁判制度で、裁判官が法廷ではなく裁判官室で審理を行うことである。日本では、裁判所が文書提出義務の有無を判断するために、所持者に文書を提示させ、裁判官が見分する非公開の手続きを言い、民事訴訟法や特許法などに規定されている。

3— ヴォーンインデックス (Vaughn index) は敏感な情報に対する不掲示の理由を第3者である専門機関が判断して裁判所と原告に提供する索引化された情報である。インカメラ審理などの非公開審理の問題を緩和させながら、ある程度実質的審査ができる手段だ。

また、インカメラ審理の実現のために条件付き任意提供情報の非開示事由の削除、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのある条項の削除などの情報公開法の改正案、東京電力の独立行政法人化や東京電力に関連する環境問題情報へのアクセス、意思決定における市民参面、環境問題に関する司法へのアクセスについての国際的な最低基準の設定、特別法の制定などの措置を述べている。

4章では市政に関する市民の知る権利を実効することが日本の地方自治の民主的な発展に必須だと強調している。また、このような趣旨によって制定された情報公開法の制定過程を示した後、情報公開法の知る権利と個人情報及び営業秘密保持の相衝などの様々な課題を扱っており、課題解決のためにインカメラ審理手続きの導入を重ねて強調している。また、情報公開法を公文書の管理法と結び付け、歴史的に価値がある公文書等の適切な保存に向けた史料として重要な公文書などの適切な保存のために必要な措置の追加、防衛・外交などの公開不可能な情報の非現用文書への移管、歴史公文書の移管に関する内閣総理大臣の承認手続きの改正、行政文書の最低保存年限の再調整と期限経過後の移管手続きの改正、中間書庫システムの設置などの多様な措置及び移管手続きの改正も提案した。特に電子化時代に合わせて電子公文書などの電子データ管理・移管・保存体制の確立の必要も強調した。

5章ではインカメラ審理手続きについて論じている。情報公開法改正案23、24条⁴⁾に対する説明と共に、多様な状況でのインカメラ審理手続きの適用を説明している。また、すでに1996年にインカメラ審理を導入した韓国⁵⁾と日本を比較しながら、インカメラ審理の早急な導入を促している。

6章では、公文書管理法と連携した情報公開法の改正を提示している。特に国民の権利を強化することを中心にする民主党と日本弁護士連合の法案修正意見などを示し、公文書管理法に対する意見等を述べている。また、刑事確定訴訟記録や軍法会議記録などを含む文書の範囲の拡大、特別法人としての国立公文書館、電子文書による一元的な文書管理システムの構築、30年原則⁶⁾の保障などの策を提示しながら5章で言及した試案を具体的に述べた。

7章は6章で言及した情報公開法の改正に関する提言を述べている。著者が民主党政権下で、行政の透明化検査チームの座長代理として取り組んだ「情報公開制度の改正の方向性について」の論点を整理したものと具体的な情報公開法改正案が提示されていたが、残念ながらこの情報公開法改正案は当時野田政権の衆議院解散によって国会を漂流して、廃案になった。その後、政権が変わり、安倍政権は特定秘密保護法を制定し、情報公開法改正とははるかにかけ離れ、目指していた司法国家の実現が遠くなってしまったことを筆者は遺憾を表して述べている。

4— 情報公開法改正法案23条は釈明処分の特例、24条は、インカメラ審理を口頭弁論の期外における行政文書の証拠調べとして、それぞれ提案している。

5— 韓国ではインカメラ審理を審理非公開制度又は、非公開審理制度と称する。

6— 生産から30年を経過した公文書は原則利用可能とする国際的慣行

終章は2部の内容を総合的に整理したもので、3・11以降の情報公開法、個人情報保護法の新たな課題に言及している。情報公開請求、公開、非公開、不服審査に至る情報公開請求手続きや個人情報保護について慎重なる考察がめぐらされている。また、多岐にわたる関連制度とその課題への対応という全体的な論旨を通じて、特定秘密保護法の問題点を指摘しており、全面的な情報公開法の改正が日本の社会に向けて真に必要なことだと主張している。

終わりに

本書を通読して筆者が得た感想は「不便」であった。本書で著者が追求した情報公開法の改正、原子力情報の公開などはすべて一般市民の‘権利’のためのものである。そして、その権利を追求する一般市民は21世紀日本の主権を持ち、民主主義社会のオーナーである。しかし、現在の日本でこのような権利が十分に保障されているだろうか。そうではないことを証明するいくつかの判例と法律がとても残念だった。

筆者は、特に第7章の「民主主義の通貨」という言葉が本書に貫徹する言葉だと考える。本書で述べられている消費者権利運動、情報公開法の制定過程やその改正、原子力情報の公開に対する提案、ヴォーンインデックスとインカメラ審理の導入などは、全て民主主義の根幹を成す国民の知る権利を保障する手段であるからだ。そして著者はそれらが十分に保証されていない理由を、単なる制度的な不十分さによるものではなく、いわゆる‘原子力村’と言う集団が司法・行政・技術の閉鎖的な垣根の中で自分たちの利益のために国民の権利を侵害していることと、それを阻止できず、心ならずも彼らに同調してしまった、独立性に乏しい司法の立場もあることを指摘している。

また私には、本書を通じて日本と韓国の状況があまりにも重なって見えた。韓国にはウォンピア⁷⁾(原ピア)という言葉がある。ある種のカルテルに類似した閉鎖的集団が、国民の安全と非常に密接な原子力発電所事業に関して、自分たちだけの利益のために多くの事故の隠蔽、基準に満たない部品の納品について賄賂を受け取って許可するなどの不正が発覚した。結局、関係者は処罰されたが、社会的に大きな問題となった。これは閉鎖的な集団が自分たちだけの利益のために他人の安全や権利などを侵害するという点で原子力村と共通すると思う。制度においても、日本の特定秘密保護法に類似した法案が発議されたことがあったが、幸いにも国民の知る権利を侵害し、韓国の情報機関である国家情報院の権力が肥大化されるなどの反対意見によって白紙化されたことがあった。

著者が本書の末尾に東アジア民主主義国家の共通された法基盤形成の可能性を探求したのも、閉鎖的集団の不正と情報公開法と無縁ではないだろう。

独立した司法と法制度による権利の保障、そして不正の防止を著者は巻頭と巻末で重ね

7— 原子力とマフィアの合成語。高位公務員が退職した後に公企業や関連機関に再就職し、要職を独占する現象を意味する単語、官フィア(官僚+マフィア)の原子力分野に対する変形である。

て強調している。その中で日本は人々の知る権利に対して、特定秘密保護法をはじめとした様々な障害があるのが現状だ。しかし、著者を始めとした本書のような努力が続けば、必ずや日本の社会は真の民主社会に至るはずだ。その日が早く訪れることを期待する。

書評

高山正也 [監修]

『文書と記録 日本のレコード・
マネジメントとアーカイブズへの道』Masaya Takayama (ed.), “Bunsho to kiroku Nihon no
record management to archives heno michi”樹村房/2018年6月/
B5判/241頁/
定価 2,500円+税

金本 弘之

Hiroyuki Kanamoto

1 本書の概要

本書は、日本のレコード・マネジメントやアーカイブズの分野でコンサルタントや大学講師として活動している4氏（壺阪龍哉、斎藤柳子、清水恵枝、渡邊佳子）によって執筆された文書・記録管理をテーマとした専門書である。本書は、3部構成となっており、第I部では、日本のレコード・マネジメントの歩みと公文書管理をはじめとする現代の記録管理の課題を取り上げ、第II部では、戦前・戦後における文書管理の導入と普及の背景や公文書管理の改革をもたらす要因に関して考察し、第III部では、アーカイブズの将来像への提言やレコード・マネジメントやアーカイブズの問題提起を行っている。本書の読者として初学者や文書・記録管理に関心を持つ一般の実務者を想定しており、脚注も丁寧に記載されているため、わかりやすい内容となっている。

2 各論の内容

第I部は、「日本のレコード・マネジメントの歩みと次世代の姿を探る」として、3つの章で構成されている。序章「公文書改ざん問題を考える」（記録：斎藤柳子）では、昨今、問題となった財務省関連の公文書の書き換え・改ざん問題を例として、日本の公文書管理体制の問題点を整理するとともに、再発防止策の提言が行われている。問題点のひとつとして、公文書管理法が少なくとも現用公文書の管理について実効性が乏しいことを挙げ、その理由として、現用の公文書管理は行政官庁にあるが、その管理ルールは各省庁が独自に制定し、その運用に対する第三者による監査実態もない現状を指摘する。この点につき、会計検査院、金融庁と同じような機能と権限を伴った「記録管理庁（仮称）」の創設や内閣府公文書管理課の格上げや国立公文書館の権限強化などを提言する。その他に、罰則規程やルールの設定、教育、予算などの観点からも再発防止策を提言している。

第1章「壺阪龍哉インタビュー記録：レコードマネージャーとアーキビストのシェイクハ

ンズ」(記録:清水恵枝)では、日本のレコード・マネジメントの歩みについて、長年、この分野にコンサルタントとして携わってきた壺阪氏に対して行ったインタビューの記録が掲載されている(インタビューは2012年7月及び2013年11月に実施)。壺阪氏がこれまでのレコード・マネジメントとの関わりを振り返りながら、日本におけるファイリングやキャビネットの歴史、文書管理に影響を与える要因、レコード・マネジメントの目的、レコードマネジャーとアーキビストの連携などについて、意見を展開している。歴史的にみると、日本の文書管理は、経済の動き、文化・社会の慣習、法律、電子化、災害などに影響されているとする。アメリカは消費文化であり、書類を綴じずに捨てやすくするファイリングという手法が生まれたが、日本は消費文化とそうでない文化、書類を挟む文化と綴じる文化が混在しているため、その手法が定着しないと文化面での日本の特徴を分析し、現実に仕事をしている人で、価値ある書類をアーカイブズの領域にきちんと流れるようにしなければいけないと考える人は少ないことを指摘する。

第2章「現代の記録管理状況と課題を探る対談:壺阪龍哉が次世代の記録感性を探る」(記録:斎藤柳子)では、2017年8月に行われたインタビューおよび対談の記録を通じて、現代のレコード・マネジメントの課題—電子メールの保存管理、SNSの取り扱い、クラウド内の情報管理、議事録の取り方、電子文書の長期保存、MLA連携、指定管理者制度の導入、記録管理教育、電子記録の信頼性の確保など—について、多岐にわたって、議論が行われている(インタビューイ:野村貴彦氏、坂口貴弘氏、インタビュアー:壺阪龍哉氏、情報提供者:高山正也氏、記録及びコーディネーター:斎藤柳子氏)。野口氏は、成長の速い企業やベンチャー企業の社内では、メールよりもチャットでの情報共有が増えてきていることを指摘する。また、チャットは、メールに比べ、長期間保管できることやセキュリティ面、データ保存量でもメリットが大きく、働き方改革におけるテレワークの推進に適したツールになることについて触れられている。高山氏は、日本の公文書管理制度は公文書館の現場に命令できる「頭」となる部署が欠けていることを指摘するとともに、自動的に記録管理、文書の移管等が行えるシステムの開発や記録管理専門職の指定管理者制度導入を提案する。坂口氏は、クラウドの利用のメリット・デメリットを踏まえたうえでの利用や紙媒体の文書を含めた記録管理の基本を身につけることの必要性を説き、電子記録の信頼性の確保について、IT業界、クラウド事業者全体で標準化を図る必要であるとする。

第Ⅱ部は、「戦前・戦後における文書管理の導入と普及の背景」として、3本の論文が収録されている。第3章「科学的管理法の事務管理、文書管理:金子利八郎・淵時智・上野陽一の著作を通して」(渡邊佳子)では、科学的管理法による事務管理や文書整理について、科学的事務管理の先駆者である3氏の著作を通じて、当時(戦前)の日本の事務管理の状況がどのように捉えられていたか、について詳細に分析が行われている。筆者は、科学的事務管理による文書管理は、それなりに合理性をもったものであったが、当時の日本においては、欧米のアーカイブズに見られるような歴史的な視点は育まれず、効率的な文書整理が文書の短略的な廃棄に繋がる可能性を大いに含んだものであった、と指摘する。また、「旧文書の新価値」について言及しながら、その古い文書の持つ価値が企業経営の

範囲にとどまり、文化資源、情報資源としてのより広範囲な価値への視点は存在しなかった、と分析している。

第4章「GHQの郵便検閲と記録管理：現場で働いていた経験者へのインタビューからの考察」（斎藤柳子）では、終戦後に日本に駐留したGHQのオフィスで働いた経験を持つ加藤秀子氏に対して、2013年6月及び同年9月に実施したインタビューを通して、GHQの3箇所を経験した業務の実態と記録管理の進め方について詳細に調査するとともに、日本のオフィスワークや記録管理の在り方、占領下の日本でアーカイブズ制度が導入・普及しなかった背景などについて考察した内容となっている。GHQの業務の進め方や記録管理については、「業務フローに基づく文書作成と記載事項の明確化、マニュアルに基づく業務内容と記録体制は実に統制がとれ、合理的かつ巧妙」と評価し、キャビネットの引き出しは、Active（現用）、Inactive（半現用）、Dead File（非現用）に分けられており、文書移管システムの準備が部署内で構築されていたことを指摘する。また、占領下の日本において、米国がアーカイブズ制度を導入・普及させなかったのは、「敗戦で疲弊した当時の日本人には、国民性を表す価値観を客観的に評価し採用するというアーカイブズの制度は構築できなかったし、GHQがさせなかったと考えられる。」と分析する。

第5章「アカウントビリティと公文書管理の改革」（清水恵枝）では、日本の公文書管理の質的变化をもたらすための外的要因について考察がなされている。本章では、まず、歴史的公文書が行政の責務として保存されるようになった公文書館法について、成立の経緯や同法が当初から抱えている課題について説明する。公文書館法は、非現用の文書を歴史資料に変えて保存することを合法的にしたが、「歴史的公文書が現用段階の公文書管理と切り離して扱われたことが、アーカイブズ制度の運用にさまざまな課題を提起することになった。」と分析する。続いて、公文書管理のあり方に影響を与えたと考えられる外的要因—社会の動き（住民運動の活発化と公文書公開制度の導入）、情報技術の進展（コンピュータ導入、OA化、IT化）、法律（情報公開法、国立公文書館法、公文書管理法）の制定—について時系列に整理し、これらによって公文書管理が質的な転換（行政組織のものとして認識されていた公文書が行政と住民と共有されるという概念が変わったこと、アカウントビリティという行政責任の考え方が浸透したこと）を遂げていく様子を詳細に論じている。そして、公文書管理法の制定により、「歴史的公文書は現用文書と同じ土俵に上がった」とする一方で専門職員の配置など解消できなかった課題についても指摘する。公文書管理は「民主政治という車のタイヤに動力を伝える駆動装置のような役目を果たす」とし、公文書管理のさらなる質的向上を果たすためには、公文書管理を捉える枠組み自体の研究も必要であるとする。

第三部は、「レコード・マネジメントとアーカイブズの未来像と概念整理」として、2本の論文が集録されている。第6章「アーカイブズの未来のための提言：現用文書におけるコンサルタントの視点からひも解く」（壺阪龍哉）は、アーカイブズの現状と問題点に言及し、同氏が長年、現用・半現用文書の改善整備に係るコンサルタントの仕事を通じて得た知見から、アーカイブズの将来像に関して提言したものである。その提言内容は、記

録対象の明確化、現用段階からのアーキビストの関与、記録を安全に保存する方法、非現用文書の公開・利用の促進、初等教育から文書や記録管理の大切さや具体的な方法を教える必要性、専門職の働く場の確保など、さまざまな視点から提言が行われている。また、中期的課題として、「文書保存基本法」の施行、「記録管理庁」や「記録管理大学」の実現に向けて、官民一体となった取組の必要性を説いている。

第7章「文書管理の概念整理と問題提起」（壺阪龍哉、斎藤柳子）は、記録管理に関する用語の意味を明確にし、レコード・マネジメントやアーカイブズに関する概念を定着させようとする試みから執筆したとしており、記録や文書の定義、ファイリングシステムとレコード・マネジメント、アーカイブズとレコードキーピングについて説明する。IT化が進んでいる企業では、SNSで、発生～伝達～活用のステップが一气呵成に実施されているが、これらについても当然、統制がかけられるべき対象とする。また、ポーン・デジタルが増加するなか、物理的なライフサイクル論ではなく、「情報資産」という広い概念で、作成段階からレコードキーピングや情報マネジメントに積極的に関わる視点を持つことが重要であると問題提起し、「レコード・マネジメントとアーカイブズのシェイクハンズ」、「現用と非現用という分断された運用管理ではなく、「情報資産管理」の観点で一貫した運用体制の構築」の必要性を述べている。

3 本書の意義

本書の執筆者のひとりである壺阪氏は、本書のねらいとして、戦前・戦後からの文書・記録管理の歴史を検証し、現代および将来の諸問題の解決に向けた糸口を探るための提言を行うこととしている。具体的な諸問題としては、昨今の公文書管理をめぐるトラブル、公文書管理法に対する一部欠落した施策、電子化が急速に進展する中での将来の文書・記録管理のあるべき姿の不明確性、アーカイブズが確実に保存・保護されていない現実、不十分な文書管理に対する教育・専門職の養成への取り組み、等を挙げている。本書は、これらの諸問題に対して、それぞれの専門家の立場から分析と考察がなされ、読者に示唆を与えてくれる内容となっている。これらの課題で示された内容や意義について、私見も交えながら、以下に、もう少し詳しく触れてみたい。

公文書管理をめぐる不祥事を目にするのが多い昨今であるが、アーカイブズ的な視点で、文書管理を行い、積極的に文書を遺していこうとする姿勢は未だ発展途上のような気がしてならない。壺阪氏が「文書管理なり記録管理の議論はしっぽの方ばかりが議論されていて、いちばん肝心の最初に記録を作ることね、この記録の残し方というのが日本人は上手ではないですね。記録は自分が使うか使わないかの判断で物事が考えられてしまっています。」（第2章P18）、「発生（作成・取得）の時点がないがしろにされていたのでは、その後のプロセスを議論する余地はない」（第6章P151）と述べているように、まずは、しっかりと記録を残す姿勢が必要であると思う。そのためには、組織として、どのような文書を記録として残すべきかを明確に示す必要があるだろう。どのような文書を記録と

して残すかを判断するには、今一度、記録を残す目的について、組織の中で議論する必要があると考える。組織としての説明責任を果たすため、情報を共有し組織を活性化するため、過去の活動を検証するため、などさまざまな目的を挙げることができるであろう。こうした目的に沿って、組織として残すべき記録を明確にし、保存・活用していくという段階があって、はじめて文書は記録として残っていくのではないだろうか。この点について、本書の読者として想定している初学者や実務者に対して、改めて確認する記述があれば、記録を残す意義がより明確に伝わるのではないかと思った。

また、記録を残すという姿勢の他に、もう一段レベルを上げ、「質の高い」記録を残すという姿勢も重要であろう。本書において、議事録に関する記述に関する課題がたびたび登場する。第2章では、議事録の重要性やどのように議事録を取るか教育が必要であることが指摘され、第4章では、米国方式の会議の仕方や議事録の取り方について紹介している。このことは、文書を残す前提として、文書そのものに内容が伴わなければ、いくら文書を遺しても、将来において参照価値はあまりなく、利用される記録にはなり得ないことを意味する。それは、議事録だけに限らず、他の文書を作成・保存する際にも該当するであろう。いかに良質な文書を記録として残すことができるか、そのスキルアップにも関心が払われるべきだということを改めて考えさせられた点で、本書は、実務的な視点から、重要な論点を示したといえる。

本書においては、紙文書の管理の歴史について詳細に記載されている（第1章、第3章、第4章）。この点につき、斎藤氏は、あとがきで「電子化が進み、すでに物理的な文書量と格闘する時代ではなくなったが、紙文書全盛の時代、それなりの工夫と努力でレコード・マネジメントが実施されてきた経緯があったことを記しておきたい」と言及している。過去の文書管理・記録管理の歩みを知ることは、現代および将来の文書管理・記録管理のあり方を考えるうえで必要なステップであると評者自身も思う。例えば、文書管理の目的について、当時の考え方（事務管理論を著した金子利八郎は、「過去の経験を組織的に利用する」ことを唱えた）は、今でも通用していることを実感した。一方で、「アーカイブズ制度が存在しない中で、廃棄は保管の第一歩なりという考え方は、文書の短略的な廃棄の可能性が含まれていたといえる。」（第3章P66）という分析は、現代の組織においても当てはまる文書管理上の課題であると思った。時代の経過とともに、文書管理・記録管理のあるべき姿に対する考え方を変えなければならないケースもあろう。それでも、どのような時代でも変わらない普遍的な考え方は何か、を見極めるには、過去の歴史を振り返る必要があると改めて思ったところである。なお、附録として、年表形式で日本のレコード・マネジメントとアーカイブズの歩みを国内外の社会の動きとともにまとめたもの[附録1]や紙文書を保管するファイル用品やファイリング要領に関する歴史や参考資料[附録2・3]が掲載されており、これらと合わせて読み進めると紙文書全盛時代の文書管理の状況がさらに詳しく理解できる内容となっている。

一方、紙文書が中心であった当時の状況から比べると、現代は電子文書の占めるウエイトが大きくなっている。情報通信メディアの急速な発展や働き方改革改革によるテレワー

クの導入推進など、数年前の文書管理の常識が通用せず、日々変化していることを実感する。壺阪氏は、文書管理に影響を与える要因の一つとして「電子化の推進」を挙げ、電子文書は紙文書の分類をそのまま当てはめることへの疑問を呈する（第1章P19）。この点について、評者は、電子文書の保存場所について改めて整理し、どこにどのような文書が保存されているか、これらの文書のうち記録として残すべき文書はどこに多く保存されているかの把握が必要であると考えている。そして、現在の各組織では、電子文書を組織的に管理すべき保存場所の一つとして共有フォルダが一般的であり、この中に多くの重要な記録が他の文書と混在して保管されている。最近、公文書管理の見直しにおいて、共有フォルダでの保存のあり方がガイドラインに盛り込まれるなどの動きもあるが、アーカイブズの視点からは、共有フォルダですべてを管理するには限界があり、重要な記録は別途管理するしくみが必要であると思われる。また、このような環境変化に対する文書管理・記録管理の在り方について、第2章において、電子メールやチャット、クラウド利用の問題など、これまでにあまり取り上げられなかった課題が提起されていることに新鮮な驚きを感じた。欲を言えば、これらの電子文書の管理・活用をテーマとした新たな課題に関する記述が、例えば、第Ⅲ部（レコード・マネジメントとアーカイブズの未来像と概念整理）においても触れられると、今後の課題がさらに明確になるのではないかと思った。電子メールの管理については、2017年10月にJIIMAより、メールの運用管理に関するモデル規程が公表されており（[附録4]に集録）、官民間問わず、各組織において、今後検討が進むことを期待したい。一方で、注意しなければならないことは、電子メールの中に含まれる情報（添付された文書を含む）を、どのように保存していくか、という視点である。JIIMAのモデル規程によれば、電子メールソフトや共通メール保存サーバでの保存を例示しているが、アーカイブズの視点から言えば、そのような方法だけで重要な記録が確保されることになるのか、将来にわたり残していくべき記録の評価はどのように行うべきか等、さらなる検討が必要と思われる。また、クラウドを利用した情報管理については、セキュリティ面の問題などで、企業などでは慎重な対応を行っているが、テレワークの導入推進などで、徐々に活用が進み、今後の文書管理・記録管理にどのような影響を与えていくのかも注視する必要がある。

結局、適切な文書管理・記録管理を実行するのは、組織に所属する個々人である。その意味では、個々人の文書管理に対する意識向上を図るための継続的な教育とそれを支える組織体制が最も重要であり、その前提となる教育素材（文書管理のためのポリシーや運用ルールなどを含む）の作成と提供こそが、この分野の普及に関与する人たちの大きな仕事となるのではないだろうか。

4 おわりに

本書は、2012年、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻博士後期課程に所属していた3人（斎藤柳子、清水恵枝、渡邊佳子氏）が、戦後日本の文書管理について壺阪龍哉氏への

インタビューを実施し記録にまとめた時、広く世間にその内容を伝えたいとの強い思いから、出版の企画がスタートしたという。各章を通じて、日本における文書管理やアーカイブズの制度は、多くの課題を抱えながら、一步一步着実に課題克服に向けた取り組みが行われていることを実感した。また、本書が取り上げたさまざまな課題やこの分野の普及と発展に対する執筆陣の強い思いを感じさせる内容であった。評者自身、この分野の初学者であり、まさに本書は評者の文書・記録管理に対する知見を高める最適の書であったと思う。今後も、先輩諸氏の取り組んできたこれまでの軌跡をしっかりと学習し、評者自身もこの分野の普及と発展に寄与ができるよう努力したい。

書評

石原香絵著

『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』

Kae Ishihara, "History of Film Archiving in Japan"

大西 智子

Tomoko Onishi



美学出版/2018年3月/
四六判/384頁/
定価 3,200円+税

1 はじめに

本書は、石原香絵氏の学習院大学大学院の博士論文を基礎とする、映画フィルム自体を保存対象物として扱う、動的映像アーカイブの専門書である。映画の歴史やアーカイブズの考え方、用語に馴染みのない場合、簡単に読み進めないかも知れない。しかし、この内容の濃さ、重み、石原氏の映画フィルムへの愛と情熱が溢れ、実に面白く、アーカイブ専門家に限らず、一般の映画ファンにも読んで貰いたい一冊。末尾の付録の用語解説、略称一覧、略年表が、読者の知識を補ってくれる。その付録と、スマホを片手に固有名詞を検索し、画像や映画のあらましなどを眺めるなど、寄り道をしながら読まれることをお奨めする。そして「国立映画アーカイブ」*にアクセスし、同サイトのフィルム保存修復の画面を目にすれば、現在NPO法人映画保存協会代表の「石原ワールド」から抜け出せなくなる自分に気づくだろう。

*「国立映画アーカイブ」<https://www.nfaj.go.jp>

2 本書の概要

FIFA（国際フィルムアーカイブ連盟）の70周年マニフェスト「映画フィルムを捨てないで！」では、映画フィルムについて、手で触れ、目視（機器無しでも）出来、動的資料の中では最も寿命が長く、国際標準化されており、旧式化せず、真正性が担保されている媒体として、その秀逸性を挙げている。昨年2018年の春、東京国立近代美術館を母体とするフィルムセンターが独立し、国内6館目の国立美術館として開館した「国立映画アーカイブ（NFAJ）」の新会長岡島尚志氏は、動的映像アーカイブ理解の重要な鍵は、「3C原則：コンテンツ（内容）、キャリア（素材）、コンテクスト（環境）」記録構成要素としての紙以外の素材を知ることであると、長年訴えてきた。

ユネスコで1980年に採択された「動的映像の保護及び保存に関する勧告」は、国際的なフィルム保存に大きく貢献しており、その後特設されたユネスコのRamp スタディーズ（記録・アーカイブズ管理プログラム）に、視聴覚アーキビストが身につけるべき基礎知識の

大枠が示されている。ユネスコの動きを早くから日本に紹介したのは、児玉優子氏である。

まずは、活動映像や音声を記録する「フィルム」のデリケートな特徴を挙げ、映画フィルム発展の歴史について、英、仏、独、瑞、米の動きを中心に紹介。そして明治期に映画が日本に伝来し、産業として発達してゆく過程で、日本人が映画をどのように扱ってきたのかを辿る。日本映画の残存率は、極めて少ない。映画フィルムを守り、保存する専門家の養成もなされてこなかった。関東大震災や太平洋戦争末期の空襲等で破壊、焼失した映画館やフィルムの数々、外国に持ち去られ、もしくは放置された映画フィルムなど、日本は多くの映画フィルムを失った。軍国主義時代の「映画法」や検閲、GHQの存在は、映画フィルムには計り知れない影響を与えた。そして戦後日本の映画収集・保存に乗り出した川喜多かしこを世界に導いたのは、黒沢映画など戦後の名画の数々であった。映画フィルムをいかに収集して保存するのか、国会図書館、国立近代美術館、東京都近代美術館のフィルム・ライブラリーの役割を振り返る。

ユネスコなど国際機関による国際的な映画フィルム保存の動向は、目が離せない。2017年に成立した、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（2017）」の第9条「メディア芸術の振興」部分に、「保存」の二文字が加えられた。

昨今、新作映画がデジタル映画に切り替わり、需要が激減した映画フィルム製造業や現像業の存続が危機に瀕している。この緊迫した状況に対処するためにも、デジタル化を急がなければならない。しかしながら、今までも磁気テープ等（VHS、ベータ、テープレコーダー他）などの経験により、数十年後の予想図が正しく描けるとは言えず、新技術を導入すれば映画を長期保存出来ると考えるのは楽観的に過ぎる。長期記録保存媒体としてのフィルムの価値を、世界が認めている今、日本フィルムアーカイブの進むべき道を検証する。

3 本書の構成

序章 フィルムアーカイブ活動の歴史を問う

- (1) 1990年代に体系化された視聴覚アーカイブ活動の理論
- (2) 動的映像アーカイブとアーカイブズ機関の関係
- (3) 欧米を中心とするフィルムアーカイブ活動史の研究
- (4) フィルムアーカイブ活動の史的考察
- (5) なぜ映画フィルムを保存するのか
- (6) 日本のフィルムアーカイブ活動の現在地
- (7) 改善策を過去に求めて

第一章 フィルムアーカイブ活動の原点を求めて

- (1) 映画フィルム…19世紀末の開発から20世紀初頭の規格統一まで
- (2) ボレスワフ・マトゥシェフスキ…世界初のフィルムアーカイブズ論とその先見性

- (3) 1910年代のヨーロッパに出現したフィルムアーカイブと2つの国際組織
- 第二章 軍国主義時代の映画フィルム
 - (1) 内務省による映画の取締と「映画法」の制定
 - (2) 文部省による映画の振興と「映画法」
 - (3) 大毎フィルム・ライブラリー……フィルムアーカイブの初期形態
 - (4) 戦時下の映画フィルム
- 第三章 日本映画の網羅的な収集はなぜ実現しなかったのか
 - (1) 映画フィルムの危機……GHQによる占領期
 - (2) 映画フィルムと法廷納入制度の連関
 - (3) 日本映画の貯蔵庫……国立国会図書館から国立近代美術館へ
- 第四章 川喜多かしこと戦後日本の〈映画保存運動〉
 - (1) 前史……1950年代
 - (2) 萌芽期……1960年代
 - (3) 成長期……1970年代
 - (4) 転換期……1980年代
 - (5) 成熟期……1990年代
 - (6) 〈映画保存運動〉の半世紀
- 第五章 わたしたちの文化遺産としての映画フィルム
 - (1) 映画が文化遺産として認められるまで
 - (2) 映画の文化遺産登録に向けて
 - (3) デジタル時代の映画復元
 - (4) デジタル時代を生き抜く映画フィルム
- 終章 映画フィルムは救えるか
 - (1) 日本のフィルムアーカイブ活動の現状を問い直す
 - (2) 先人たちの積み上げてきたもの
 - (3) 映画保存の未来を拓く

付録

あとがき

4 各章の紹介

第一章

著者は、フィルムアーカイブの概念について、日本アーカイブズ学会の「登録アーキビストに関する規定」の専門科目履修要件として、視聴覚資料の研究も例示されていることを挙げると共に、アーカイブズ学の「原形保存の原則」を念頭に、映画フィルムを収集・保存して利用に供するものとして述べている。アーカイブズの「原形保存の原則」が、フィルムという媒体にとって、いかに「難題」なのかを理解できる章である。

「ナイトレートフィルム」は、温度上昇による自然発火、燃え尽きるまで絶対消えないという厄介な特徴をもち、世界中の映画館や保存庫の火災原因である。後の納入義務や収集活動が、思ったほど定着しなかったのは、フィルムの性質も一因である。世界初の写真技法開発、1880年の米国イーストマン社（後のコダック）による写真技術を応用したナイトレートフィルム誕生に伴う映画フィルムの市場独占化、リュミエール兄弟による映写機シネマトグラフの開発、燃えにくいアセテートフィルムの誕生までを述べている。

ポーランド出身の映画撮影技師、マトウシェフスキの功績を紹介。同氏は、著書「Keepers of the Frame」で、映画の歴史情報源としての役割や「評価選別」を重視し、フィルムの保存を目的とした保管所設立を訴えた。また博物館、図書館、公文書館等に映画フィルムを取得対象とすることを提案し、世界初のフィルムアーカイブ論を提示したとして、その先見性が研究者から評価されている。

スイスで新たな映画保存の運動が起き、その拠点にイタリアが選ばれ「国際教育映画協会（IECI）」が設立すると、ファシズムの代名詞であるイタリア首相のムッソリーニの私邸に収集フィルムが置かれた。誰もが簡単にアクセス出来ない、公共性に欠けた状況にあり、当時、政治がフィルムアーカイブに与えた影響を示す。またIECIに新渡戸稲造（元国連事務次長）が理事に、イタリア大使であった吉田茂がのちに同職を引き継ぎ、戦前の日本映画界と政界等のつながりを感じさせる部分は、大変興味深い。IECIは、イタリアがエチオピア侵攻を国際社会から非難され、国連脱退をきっかけに解体の憂き目に遭った。その後、1935年～36年のわずか1年の間に、英（National Film Archive）、米（MoMAのフィルムライブラリー）、独（帝国フィルムアルヒーフ）、仏（シネマテークフランセーズ）の4つの映画アーカイブズ施設が設立された。続いて、スイスに「International Film Library」設立。そして政治に影響を受けない「中立的な国際映画センター」を目指す人々の努力の甲斐あって、1938年に国際フィルムアーカイブ連盟（FIAF）が誕生。その後のFIAFと、日本人の関係について触れ、日本が欧米のフィルムアーカイブ活動に追いつこうとしたと解説する。

第二章

戦中に映画界が直面した様々な拘束と、日本が軍国主義に向かってゆく様子を紹介し、皮肉にも、この映画界にとって危機的な時代に、フィルムアーカイブ活動の種が蒔かれたと論じる。

1925年の内務省令「活動写真フィルム検閲規則」により、全国規模で検閲規則が一元化され、1929年に小林多喜二の「蟹工船」に代表されるプロレタリア芸術運動が盛り上がり、それを危惧した内務省は検閲強化を促した。1930年代以降、小道具の湯飲み柄が「菊の紋章」に似ている、字幕の漢字「こおろぎ」が虫へんに皇と書くことから、字幕をカタカナに書き換えるように命じられるなど、異常な検閲や映画の没収例が続き、検閲は満州事変以降、更に厳しさを増す。1931年、「内閣直系の映画局」「国立映画研究所」が設置提案され、後に「財団法人日本映画協会」設立。会長に元首相、顧問に元内務大臣等、幹部に内

務省警保局長など、政治的権力者が名前を連ね、ついに「映画法」全26条が台頭。内務省が映画検閲、文部省は児童に好ましい映画の認定や推薦、厚生省が映画館の安全衛生を担うとある。その中で、監督、俳優、カメラマンに登録試験が課され、主務大臣が映画を指定し、所有者に対して複写の為一時其の提出を命ずる、いわゆる法定納入**の導入が始まる。

※「法定納入」とは、営利・非営利を問わず、あらゆる種類の資料を複数部作成するいかなる団体、個人に対しても、認定された国立機関に一部以上の作品納入を強制的に課するための法的義務づけのことである。

1940年、いよいよ日々谷帝劇内に内閣情報局が設置され、映画、演劇、演芸による国家宣伝を指導監督するようになってゆく。「映画法」第11条の解説には、「長き保存に耐えうるような施設を講ずると共に」という一文が添えられており、軍国主義時代に誕生したフィルムの法定納入制度は、日本の映画を守り残すための戦略の柱になると、著者は提起する。

第三章

戦時中、日本の約500の映画館が空襲によって消失した。GHQは、「映画法」の映画事業に対するあらゆる統制を撤廃する。そして、「映画検閲に関する覚え書き」「非民主主義映画除去の指令に関する覚え書き」などを発令し、封建主義的、国家主義的、軍国主義的な映画上映等を禁じた。民間諜報局の審査により、不合格になった映画は没収。米国映画が人気を博してゆく。その際、全国各地で没収となった作品は、ネガもプリントも内務省の倉庫に保管した。文部省に移管された禁止映画230作品の内176作品は、各製作会社に戻されるが、没収した映画（2488本）は1946年、多摩川岸で米軍によって焼却された。

戦前も永久保存というアーカイブズ機能は存在したが、それが軽視されるようになったのは、戦後の混乱期に始まる。戦争責任の追及を回避したいという官民共通の意識もまた、終戦時の大量書類焼却という現象に象徴的に表われた、と、映画フィルム残存数の少なさの理由を述べながら、戦争によって接収された又は免れたはずの残存映画の行方を気遣う。一例として、接収を免れた旧満映画の大量の映画フィルムが、長春の旧満州赤十字病院のボイラー室に置かれていたが、その行方は判らないようだ。

第四章

幻となった中国からの日本映画返還や、アメリカからの日本映画返還の実現は、実に興味深い。これを機に、日本国内にフィルムセンター設立の動きが出て、フィルムの保存管理について、人々が認識し始めたことが述べられている。実際の缶ラベルと中身と目録の整合性の問題、目録化されていない資料の山、その他、フィルムのみならず、ニュース映画、テレビ番組、図書、ポスターなど、当時のありとあらゆる収集による困惑が見て取れる。

石原氏は、「敗戦時に日本映画をほとんど持たなかった私たちは、それを一本、また一本と取り戻しながら、フィルムアーカイブ活動を段階的に発展させてきたこと、そしてこうした歴史の上に、日本に於ける映画保存の現在がある」と述べる。章中、岡島尚志氏の

写真が掲載されている。日本人初の元FIAF会長であり、今年誕生した国立映画アーカイブ会長である。

戦後、日本をFIAF会員にした功績者「川喜多かしこ」は大阪に生まれ、映画配給会社の「東和」の前身に就職。後に同社社長の川喜多長政と結婚し、海外の映画買い付けに同行し、海外の映画関係者と交流する機会を得た。黒澤明の「羅生門」がベネチア国際映画祭グランプリなどを受賞するなど、海外での日本映画ブームが到来すると、その勢いで日本映画の輸出に乗り出した川喜多夫妻であった。その頃、川喜多かしこのFIAF会議参加を機に、日本の国立近代美術館のフィルム・ライブラリーは国際組織FIAFの会員となった。映画を収集、保存、公開するという、フィルムアーカイブの概念が、日本に取り入れられた瞬間であった。

第五章

デジタル時代の到来と共に、フィルム製造業は深刻な打撃を受けた。2012年、最大手のコダックが破産、後に一部の映画フィルムの製造は継続されたが、富士フィルムも2013年をもってあらゆる映画フィルムの製造を中止することを公表した。映写機の国産メーカーは、トキワカンパニー社となった。フィルムアーカイブ活動は、映画フィルム、映写機、現像所のどれ一つ欠けても成り立たないと石原氏は述べる。

1980年代、NHKの編成局資料部の萩昌朗氏（NHKデジタルアーカイブズの前身誕生の功績者）が著した「フィルムアーカイブ論」は、当時の放送文化研究所の研究成果を根拠に、プラスチックベースに磁性体を塗布、蒸着させた、「磁気テープ」を映画フィルムに代わる新たな記録メディアとして紹介し、その寿命を5000年以上とした。著者は、いつの時代も、たとえ数十年後の予想図であっても正確に描くのは難しいと述べた上で「新技術を導入すれば映画を長期保存出来ると考えるのは楽観的に過ぎる」と問題提起する。またテレビの映像保存と映画フィルムの保存とでは、必ずしも二者の原則は一致しないとも述べている。テレビアーカイブ的な考え方が、映画フィルム保存のそれと同様のようにとらえられることに危機感を募らせ、ユネスコが挙げる視聴覚アーカイブの類型を示し、映画フィルムを扱うフィルムアーキビスト、テレビ画像を扱うテレビアーキビスト、音声記録を扱うサウンドアーキビストの存在を紹介している。

2013年6月、「デジタル映画作品の保存に関する質問主意書」が国会に提出され、2014年度から文化庁による「美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業」（映画に於けるデジタル保存・活用に関する調査研究）が始動。收藏環境の改善が進み、修復やデジタル復元なども含めた、「保存」に関する理解が広まっている。2017年「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が成立し、その第9条「メディア芸術の振興」に「保存」の二文字が加えられた。著者は、この領域に尽くしてきた先人たちが、現状をどう評価し、何を提言し、どのような行動を起こすだろうかと問いかける。そして、長期記録保存媒体としてのフィルムの価値を世界が認めている今、日本フィルムアーカイブの進むべき道を検証し、終章でこれからの課題を挙げる。

終章

石原氏が掲げる、映画保存運動のこれからの課題

- 一. 法定納入制度に代表されるような制度的かつ網羅的な映画収集の仕組みの実現
- 二. ナイトレートフィルムの適切な保存環境を整えることは、フィルムアーカイブ活動の成熟度を測る基準になり得る
- 三. フィルムアーキビストの養成
- 四. フィルムアーキビストとアーキビストの交流による発展

所感

著者は「映画法」の法定納入制度を今後の映画保存のヒントとして挙げるが、以前研究を進められた「図書館」の法定納入制度がフィルム保存に関して辿った歴史や認識との比較において、論じられたものと、私は理解した。確かに「映画法」の強制力は、図書館の法定納入制度には比べものにならない。しかし「映画法」が台頭した背景にある権力や社会背景を考える時、その論点には様々な意見があると思う。石原氏の意図は必ずしも「映画法」大賛成ということではないが、石原氏の本来の意図と読者の理解にズレが生じる恐れがあり、石原氏には本著で、もう少し慎重な表現を選ばれた方が良いと思った。

個人的には、失われた日本の映画フィルムの収集がある一方で、戦時中に日本人が海外で奪った外国映画フィルムの行方が気になった。本来それを持つべき国に返還した例はないかと調べたら、やはりあった。時を超えてその故郷に返還される機会を与えられたことは、アーカイブズの正しい保存と管理の底力を示す。アーカイブズは、時空間を超えて、過去、現在、未来の橋渡しするタイムマシンである。

おわりに

大学1年～2年の頃、ビデオ時代にもかかわらず、図書館で古い映写機とフィルムを借り、定期的に病院の小児病棟で上映していたことを思い出した。丸い缶からフィルムを取り出し、映写機にフィルムを取り付ける作業を子どもたちはジッと見つめ、映写機を恐る恐る触ったりした。部屋を暗くしたときの空気、静寂の中でフィルムが回り始める音、秒読み画像、巻き戻しの最後にフィルムの切れ端が映写機に当たる音、重い病気に苦しむパジャマ姿の子らを膝に乗せて一緒に楽しんだ記憶が本書を読んで、色鮮やかによみがえった。

ミロのビーナスや唐招提寺の如来形立像(重文)のごとく、欠損があっても、ありのままの姿が私たちに語りかける。国立映画アーカイブは、長期保存と再生の可能性を秘めた現物を未来に伝承すべし、と呼びかける。最後に私も呼びかけよう。「映画フィルムを捨てないで!」と。

報告

report

報告

米国オハイオ州グリーン郡のアーカイブズ活動

The activities on archives in Greene County, Ohio, USA

筒井 弥生

Yayoi Tsutsui

1 はじめに

2018年8月、アメリカ・アーキビスト協会（the Society of American Archivists以下SAA）年次大会参加途上、オハイオ州イエロースプリングズ（Yellow Springs, Ohio）で6日間を過ごした。その目的は、昨夏一日で訪問したウィルミントン大学平和資料センター¹⁾と国立米空軍博物館²⁾を再訪、また平和資料センター長であるタニヤ・マウス博士とその近隣の友人でアーティストのミギワ・オリモ³⁾氏との再会を果たすことにあった。このお二人との出会いは、思いがけないもので、渡邊英徳⁴⁾氏に空軍博物館へどうやって



図1——グリーン郡
(ウィキペディアより)



図2——アメリカ合衆国オハイオ州

1——Peace Resource Center at Wilmington College, <https://www.wilmington.edu/the-wilmington-difference/prc/> Director : Dr. Tanya Maus

以下すべてのURLの最終アクセス日は2018年12月1日である。

2——National Museum of the US Air Force, <https://www.nationalmuseum.af.mil/>

3——Migiwa Orimo, <https://migiwaorimo.com/home.html>

2018年9月から12月 アンティオーク大学で展覧会

“Nuclear Fallout : The Bomb in Three Archives at Antioch College” を開催

4——渡邊英徳東京大学教授, http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/faculty/watanave_hiddenori 当時は首都大学准教授で、ハーバード大学客員研究員であった期間中に、マウス博士とともに「日米・高校生平和会議」を開催した。

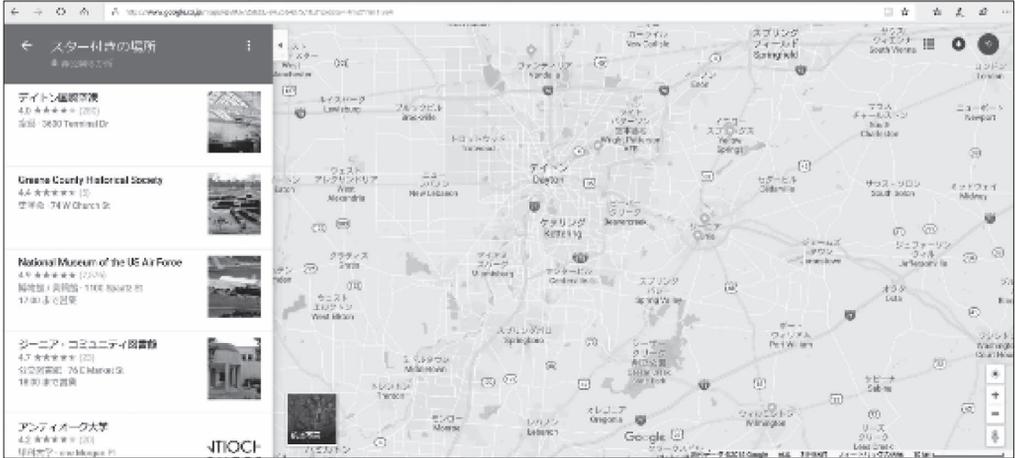


図3——訪問先とデイトン国際空港、国立空軍博物館、ウィルミントン大学をプロット

行ったかを尋ねたことをきっかけに、マウス博士を紹介していただき、また昼食に案内されたカフェで日本人の、後で旧友の親友とわかるオリモ氏に出会ったという次第である。とても偶然とは思えない、と感じて、両機関への再調査のため、今回の滞在を計画した。お二人とも非常に忙しい身であるにも関わらず、単身で訪れた私をこの上なく心に懸けてくださった。滞在中は、上述の二機関やミュージアムのほか、以下に挙げる機関を訪問した。いずれも、事前の連絡はしなかったにもかかわらず、大変親切に対応してくださった。アーカイブズ機関の在り方として、興味深く、ここに紹介させていただきたい。

2 グリーン郡レコード・センター・アンド・アーカイブズ⁵⁾見学

2.1 グリーン郡レコード・センター・アンド・アーカイブズ概要

宿泊先のイエロースプリングズは、グリーン郡 (Greene County) に属する村になる。郡と訳されるカウンティは、州の次の行政区画である。オハイオ州には、88の郡があり、グリーン郡はそのひとつで、成立は1803年である。郡のアーカイブズは、郡庁所在地のジーニア (Xenia) 市に所在する、グリーン郡レコード・センター・アンド・アーカイブズで、郡の設立時からの記録を保存し、利用に供している。

郡庁舎からは少し離れた、元は小さなショッピング・センターの店舗だったようなところに、グリーン郡レコード・センター・アンド・アーカイブズはある。予定にない訪問で事前連絡もしなかったが、日本から来たアーキビストであると受付で説明した。

レコード・マネージャー/アーキビストの肩書をもつロビン・ハイス (Robin Heise) 氏はちょうど出かけるところで、このときは名刺の交換だけだったが、のちに掲載写真の許

5——オハイオ州グリーン郡、“Archives” <http://www.co.greene.oh.us/120/Archives>
アーカイブズの使命とコレクション紹介が書かれている。



写真1—アーカイブズの入口

写真2—入口を入ったところ
(古い金庫の上に公衆トイレはないという表示)

写真3—写真2の左手

諾にあわせて様々な情報提供と励ましをくださった。そして、パブリック・アウトリーチ・コーディネータという肩書のメリッサ・ダルトン (Melissa Dalton) 氏が収蔵庫など一般の人は入れないところまで案内していただき、さまざまな資料を説明、また運営について話していただいた。

建物の入り口すぐにはその使命宣言書が掲げられている【写真4】。「記録と情報課 (office) の使命は、グリーン郡レコード・センター・アンド・アーカイブズにあって、郡の全ての課に対して、その記録の管理、リテンション⁶⁾、処分、保管、保存を助言・支援し、永続する歴史的証拠的価値をもつ記録のために環境制御した空間を提供する。課はまた、現在と未来の世代のグリーン郡の住民の使用のために、課に信託されたそれら公記録を利用できることアクセスできることの確保にコミットする」とある。

入り口からもう一つのドアをあけると受付カウンターがある【写真5】。カウンター上には調査の手引きが置かれている【写真6】。数名が閲覧していて、スタッフが閲覧者に資料の探し方をサポートしていた。

まず、こちらへいらっしゃい、とカウンターからみて奥にある収蔵庫に案内された。そこには手回しの集密書架が中央に設置されている。ここに、1803年からの記録がある。収蔵棚には裁判所の遺言検認書、選挙委員会の記録、監査人の税リスト、ジャーナル、死亡の記録、結婚の記録が製本されて並んでいた。監査人については、議事録などもある。子

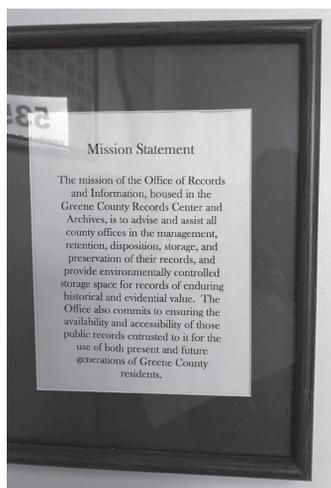


写真4—使命宣言書



写真5——入口から2つ目のドア内のカウンター（奥から入口に向かって撮影）



写真6——カウンター上の調査の手引き



写真7——収蔵庫内（一般は立ち入れない区域）



写真8——集密書架



写真9——書架内



写真10——ニクソン大統領訪問写真



写真11——壁面に掲示された地図

供サービスなどの各種ニュースレターもあった。マイクロフィルムも多数保存されている。

特徴的なのは地図と写真類で一部は壁面に飾られている。ニクソン大統領が訪問したときの写真も掲示されていた【写真10】。これらの目録は、閲覧室に備えられ、Web上で公開されている⁷⁾。

7——インベントリー、<http://co.greene.oh.us/DocumentCenter/View/6250/Records-Inventory-PDF?bidId=>
オンライン・リソースでデジタル化画像が見られるものもある。

<http://www.co.greene.oh.us/948/Online-Resources>

ブログ⁸⁾によると、このアーカイブズ・プログラムは1996年に開始された。それまで永年保存記録は考えうる様々な空間にいろんな形やサイズの箱に入れて置かれていた。なかでもカウンティ裁判所の時計塔にハトの糞にまみれて古い記録が詰め込まれていた。1996年に市民にアーカイブズが公開された。そのときの建物から、構造的問題で2011年に移転を余儀なくされた。

2.2 保存とデジタル化について

記録保存にはあくまでマイクロフィルムを利用する【写真12】【写真13】。利用が多く見込まれる記録については、デジタル化しオンラインでの閲覧を可能としている。

地図の古いものはマイラーで覆い、フラットにして引き出しに収められている【写真14】。

収蔵庫内には最近購入したばかりという温湿度データロガーが置かれていた【写真16】。



写真12—マイクロフィルム収蔵棚



写真13—マイクロフィルムリーダー

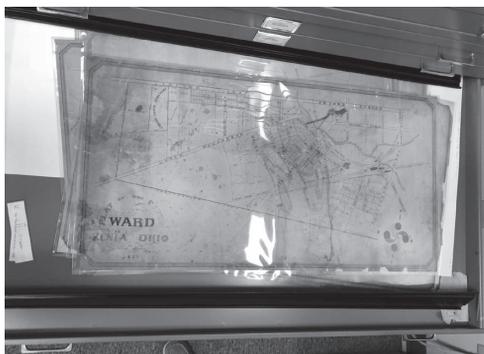


写真14—地図用引き出し内に古地図とマイラー



写真15—地図用の引き出し内の地図

8—“Out of the Clock Tower”, <http://www.co.greene.oh.us/Blog.aspx?CID=1>



写真16——新規購入のデータロガー他

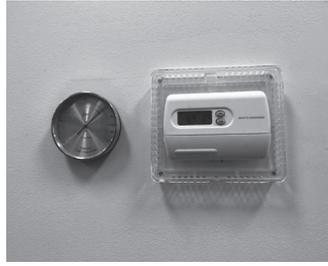


写真17——空調制御



写真18——消火器



写真19——歴史的建造物の部材の壁面展示



写真20——時計塔の針



写真21——鉛ガラス



写真22——モノ資料の棚



写真23——モノ資料



写真24——マスコット

最初にアーカイブズが入った建物は解体された。その建物の部材を保存し、壁面に展示している。また時計台の針は、裁判所にあったもので、トルネード被害ののちにこちらに収められた。スタンドグラスと鉛ガラス・パネルは、歴史的建造物で最近取り壊された孤児院 (the old Children's Home) にあったものである。

このほかにもさまざまなモノ資料がここここに説明のプレートと共に置かれている。

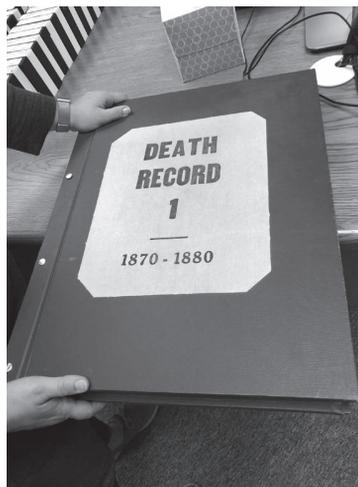


写真25——死亡記録

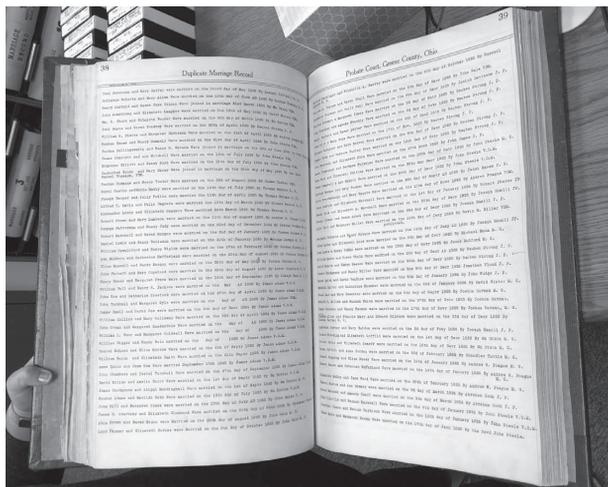


写真26——結婚記録

2.3 個人情報について

先に述べたように、所蔵資料には、出生記録、死亡記録、結婚の記録などがある。例えば、出生記録は1909年までの記録が公開されている。それ以降の記録は原課にあたるのだろうか、グリーン郡複合保健地区 (Greene County Combined Health District) にあると説明されている。すなわち出生記録の公開は100年以後ということである。こういった記録を用いての調査研究も奨励している (ブログ参照)。

後日、個人情報保護についての質問を口頭で投げかけてみたところ、次の回答が得られた。

- すべての記録を公開しているわけではない、未来永劫公開しない資料もなかには存在する。
- どのような資料が永久非公開にあたるかは、郡による。
- グリーン郡の場合は、機密文書を含むすべての所蔵資料が載ったマスター・リスト “master index” と公開用のリスト “public index” をもっていて、閲覧者には、非公開になっている資料についてはわからないようになっている。例えば、養子に関する資料がその例だが、生物学的親や本人には開示する。また精神病については、100年間非公開としている。

上記の回答をふまえて、SAAの方針を確認した。SAAはアーカイブズとアーキビストの価値と多様性、その永続的価値のある記録を保存する重要な仕事を促進する使命をもち、その目標に到達するためアドボカシーと公共政策委員会 (のちに公共政策委員会) を2013年に設置した。SAA公共政策委員会は、個人情報の公開基準について、連邦政府記録についてであるが、個人情報の秘密保持について提言 (Issue Brief) している⁹⁾。そこでは、まずプライバシーがすべての人々に享受される基本的権利であることをうたっている。同

9—SAA the Committee of Public Policy, “Issue Brief: Confidentiality of Private Information Held in Records of the Federal Government’s Executive Agencies”, <https://www2.archivists.org/statements/issue-brief-confidentiality-of-private-information-held-in-records-of-the-federal-governm>

様に公記録にアクセスできることも基本的権利である。この二つの権利のため、プライバシーの権利は死亡によって終わることを確認、10年毎の国勢調査の個人記録は72年間非公開、法廷のFBIに対する個人情報保護のため100年ルールの適用の確認などをおこなっている。つまり、生まれて100年で死亡したと推定できるとして個人特定情報を含む記録を生後100年で公開可能としていて、グリーン郡の方針も概ねこれに則っている。オハイオ州には、郡アーキビストとレコード・マネージャーの協会があり、ここでもマニュアルや方針の策定を行っている¹⁰⁾。

2.3 教育プログラム

さて、SAA大会に参加する予定を伝えると自分たちもワークショップをする、という。スケジュールを調べると、水曜日の午後、NAGARAのプログラムで教育のワークショップを行う¹¹⁾ことがわかる。参加には75ドルを要する。どうしても出なければならないセッション・ミーティングと重なってしまったので、参加はあきらめたが、はじまる前に立ち寄り、お礼を申しあげて、ワークショップで使う出前授業用の教材を見せてもらった。地図や記録文書が用意されていた。教材は（誕生記録、南北戦争の記録、死亡記録、被選挙役人、奴隷解放記録、結婚記録など）どれもオンラインで入手可能とのことである¹²⁾。近年、一次資料を用いての教育は大変注目されている。この教育プログラムは、2016年のNAGARAの優秀賞はじめ数々表彰されている。

別れ際、ありがたいことに、わからないことがあったらいつでもメールで尋ねなさいという言葉をいただいた。米国の州アーカイブズ、市アーカイブズはいくつか見てきたが、郡アーカイブズを見学したのは、今回がはじめてで、郡の権限が州毎、郡毎に異なることを、またアーカイブズの設置状況も郡によって異なることを知った。グリーン郡の記録が1996年にできたアーカイブズによってきちんと整備されていること、その教育プログラムが大変充実していることを学びえたことは幸運であった。

3 グリーン郡ルーム¹³⁾

グリーン郡には7つのコミュニティ図書館があり、それぞれ特化した役割をもってネットワーク化をはかっている、と到着した日に訪問したイエロースプリングズの図書館で聞

10—County Archivists & Records Managers Association (CARMA) <https://www.ohiohistory.org/learn/archives-library/state-archives>

11—SAA, “大会スケジュール” <https://archives2018.sched.com/event/ETbV/bringing-history-home-educational-outreach-using-local-government-records>

NAGARA: The National Association of Government Archives and Records Administrators 政府アーカイブズ記録管理者全国協会, “プレ・ワークショップ: 歴史を家庭に持ち帰る 地方政府記録を使つての教育アウトリーチ” https://www.nagara.org/Public/Events/Event_Display.aspx?EventKey=0cdb92f8-ce30-4f2b-8a5b-bc8ab1a32520&iSearchResult=true&WebsiteKey=f614a8de-d008-443d-ab9e-6682b9a7a96f

12—オハイオ州グリーン郡, “教育者リソース” <http://www.co.greene.oh.us/1079/Educator-Resources>

13—グリーン・カウンティ公共図書館, “Greene County Room” <https://greenelibrary.info/locations/g/>

いた。視聴覚資料に強いところ、会議室やスタディ・ルームをもっているところ、スキャナーが使えるところなどである。なかでも、ジーニアのコミュニティ図書館の2階には、3Dプリンターはじめさまざまな機器類があり、子供向けワークショップを行っているSpark Placeという部屋がある。そして、グリーン郡ルームがある。そこには、地域の歴史と系図学（genealogy）情報が集められていて、南西オハイオ最大のコレクションとなっている。家族史の記録やローカル新聞、追悼記事がある。

訪問時、カウンターには3人坐っていた。そのうちの一人がまず、コンピュータを使っ
ての目録やオンライン・リソース¹⁴⁾の調べ方を教えてくださった。ルームでは、系図調べのために、ファミリー・サーチはじめ郡内外のさまざまなオンライン・リソースにアクセスできる。利用にはライブラリー・カードが必要で、オハイオ州の住民は無料だが、州外の場合は年間25ドルかかる。

また開架になっている書棚（一部集密書架）やケースをひとつひとつどんな資料があるか、説明してもらった。追悼記事は今も毎週切り抜いて、カードに貼り、保存用のビニールで覆い、アルファベット順に木製のカードボックスに入れている【写真31】【写真32】【写真33】【写真34】。グリーン郡の公記録はマイクロフィルムで提供している。地図は引き出しにあった。また、作業机でスタッフがどのような作業をしているかも聞いた。

個人情報については、まったく気にしている様子はなかった。それもそのはずで、い



写真27—閲覧スペース

写真28—目録用
PC写真29—書架と
監視カメラ写真30—マイクロフィルム資料と
マイクロリーダー

写真31



写真32

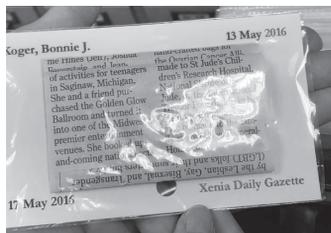


写真33

追悼記事 2016年



写真34—追悼記事 1985年

14—グリーン・カウンティ公共図書館、“History & Genealogy” <https://greenlibrary.info/resources/history/>



写真35——地図



写真36——図書



写真37——作業机



写真38——カウンター

れも新聞記事やアーカイブズ資料など公開情報だからである。箱が積みあがっていて、未整理資料も見られたが、驚くべき情報量を惜しみなく提供していた。

4 グリーン郡オハイオ歴史協会¹⁵⁾

グリーン郡オハイオ歴史協会は三つの建物を管理し、ミュージアムとして公開している。一つめは、1870年代に建てられたアン女王様式の家で、ビクトリア朝の内装を復元しているのでビクトリアン・タウン・ハウスとしている【写真39】。二つめのギャロウェイの丸太小屋は、1798年に建てられた小屋で、この辺りで現存する最古の建物である【写真40】。三つめのブラントレー・キャリッジ（馬車庫）・ハウスは、19世紀の交通に使われたムーアヘッド・キャリッジ・ハウスを模して1990年に建てられた。3層の展示スペースがあり、初期の農業、雑貨屋、牛乳販売店、鍛冶屋、牢屋、印刷屋、煙草屋、（黒人奴隷を逃すための）アンダーグラウンド鉄道、郡の著名なスポーツ選手などが展示されている【写真41】。また建物の外には、廃線になった鉄道の踏切信号【写真42】などがあった。一人で受付にいらした方の著作¹⁶⁾がショップで販売されていたので購入、署名をいただいた。



写真39——ビクトリアン・タウン・ハウス



写真40——ギャロウェイの丸太小屋

15—グリーン郡オハイオ歴史協会、“Greene County Ohio Historical Society”

<https://sites.google.com/site/greenehistoricalsociety/>

Facebook <https://www.facebook.com/Greene-County-Ohio-Historical-Society-250788375827>

16—Catherine Kidd Wilson, *Historic Greene County: An Illustrated History*, 2010, Historical Publishing Network.



写真41——ムーアヘッド・キャリッジ・ハウス



写真42——屋外の踏切跡

5 アンティオーク大学¹⁷⁾のアーカイブズ

アンティオーク大学は、1852年に創立されたイエロースプリングズにある私立のリベラルアーツカレッジである。初代学長のホラス・マン（Horace Mann）は奴隷制度や死刑の廃止を訴えた教育家（マサチューセッツ州の公教育制度を改革し、公教育の父と呼ばれる）である。イエロースプリングズは、そのためか大変リベラルなところで、周辺区域にトランプ支持者が多かったことと対照的である。第二次大戦中に、良心的兵役拒否者がいたり、収容所の日系人子女のために教育機会を提供したと聞いた。（収容所が閉鎖された後、困窮を極めた日系人に住む家と仕事を与えたのもイエロースプリングズの篤志家であったという。）

マウス博士と知り合いで偶然大学図書館前でお会いしたスコット・サンダース（Scott Sanders）氏が大学アーカイブズのアーキビストである。夕刻にもかかわらず、図書館2階にあるアーカイブズのすべての部屋を案内して下さった。

前任者はライブラリアンを経験した方で、資料毎にその内容を記載した黄色いメモが付されている。メモには主題、内容、典拠が記されている。このドキュメンテーションはそのまま継承している、という。シュレックの録音レコードがカビてしまってどう再生したものか、という悩みも話して下さった。これに対しては、日本でレーザーを利用した非接触の再生機が開発されたが、最近ではNEDCCがこの需要に応えている¹⁸⁾ことを話した。

収蔵庫内には学生たちの集合写真もそのまま重ねられて置かれている。本学にはマーチン・ルーサー・キング牧師の夫人はじめ錚々たる卒業生もいる。その記録は膨大で、開学当時の記録文書や写真、モノ資料が所狭しと置かれていた。教育と実務を交互に行う

17—アンティオーク大学、“Antioch College” <http://www.antiochcollege.edu/>

18—NEDCC North Document Conservation Center、“Audio Preservation” <https://www.nedcc.org/audio-preservation/irene>

オーディオ媒体を超高解像度画像それも2Dや3Dで撮影し、その画像ファイルを音声ファイルに変換するソフトウェアによって処理して音声を得る。ローレンス・パークレー国立研究所と議会図書館が10年かけて開発した。SAA大会の展示でもデモをおこなっていた。



写真43



写真44
レコード



写真45—ファイリング
グ・キャビネット

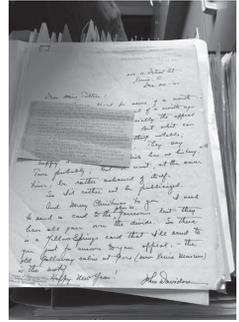


写真46—ファイル内の
資料と黄色いカード



写真47—写真資料



写真48—家具



写真49



写真50
閲覧室内

というコーポラティブ教育（クリーブランド州立大学アーカイブズでこの教育スタイルについて聞いていた）はこのアンティオーク大学が発祥であること、大学隣地の保護地区のこと、戦時中の日系人の教育などさまざまなエピソードを伺うことができた。また、学長邸にあったアンティーク家具を預かっている理由も聞いた。

伺った時には、学生が相談にやってくるにやっていたが、その対応をし、この多様で大量のアーカイブズ資料をアーキビスト一人で管理している。

6 おわりに

上記に挙げたアーカイブズ機関の訪問は、現地に着いてから、そこで得られる情報とGoogle地図をもとに、マウス博士、オリモ氏に相談して、決めた。訪問自体は一人で行った。このような形の短時間の訪問であるにも関わらず、各機関の方々には大層親切に対応していただき、アーカイブズ機関の在り方を考える大変良い機会となった。米国のアーカイブズは原則公開で、著作権はパブリック・ドメイン、どんどんオンラインで公開していることなどを当然と考えていたが必ずしもそうではないところもあることがわかった。とくに郡アーカイブズの二重の目録の存在や、アンティオーク大学の古色蒼然としたアーカイブズに宿る活気に新鮮に驚いた。どのアーキビストも突然の日本からの訪問者に懇切に接して下さったことが何より印象深く、ありがたかった。またこの体験をマウス博士、オリモ氏とも共有、アーカイブズ観を深めることができた。

今後さらにオンラインのリソースを調査し、また歴史的背景を分析して、担当者と連絡

をとって知見を広げていきたい。

尚、本報告は、米国への渡航費にJSPS科研費JP15K00467の助成を受けた。ここに感謝とともに記す。

CBCテレビ¹⁾所蔵松平頼則氏関連資料調査

Research of materials related to Yorituné Matudaira conserved in CBC television Co., LTD.

那須 聡子

Satoko Nasu

1 概要

(1) 経緯

調査者が松平頼則氏の自宅で資料調査を行った際に見つけた楽譜の情報から、その楽譜に書かれた音楽がCBC（中部日本放送、以下CBCと記す）で制作したテレビドラマ『東芝日曜劇場 祇園花見小路』のために作曲されたものであることを知った。

頼則氏とCBCとの関連性に関する調査で、国立国会図書館所蔵のCBC所有楽譜に関する『中部日本放送図書目録 楽譜』（1990）（以下『楽譜目録』と記す）を参照した。この『楽譜目録』には、西洋の古典的な作曲家たちの作品ばかりではなく、第二次世界大戦後に日本の音楽界を索引していた日本人作曲家たちの名前と作品が多く記載されている。さらに、調査者が調査対象としている頼則氏が作曲した作品も掲載されていたことから、まず、頼則氏のご子息である松平頼暁氏に当該目録に掲載されている作品の情報を求めた。しかし、頼暁氏は当該作品についてはご存知ではなかったため、当該目録の奥付に記載されている編集・発行元のCBCに直接問い合わせた。その結果、頼則氏の作品数点の存在とCBCが1950年代から1960年代にかけて自社で制作した番組に音楽を提供する目的で独自の管弦楽合奏団と合唱団を所有していたこと、CBCで音楽活動プログラムを企画・制作し、邦人作曲家への作品委嘱、演奏、録音、放送をしていたこと、このような邦人作曲家による作品を外部組織が企画した芸術祭等に応募していたことの情報を得た。

以上の情報から、調査者は現在CBCテレビが所蔵している資料には頼則氏自宅には所在していないと思われる資料が含まれていると推測し、それらの現状と資料の内容を把握するためにCBCでの現地調査を希望した。さらに、CBCの音楽活動に関する諸事項は、日本における戦後の音楽史では言及されていないため、日本の音楽史においてCBCの音楽活動を理解し、その活動の中で松平頼則氏の作曲活動との関連をも調査する必要があると考えた。

1—CBC（中部日本放送）はこれまで頻繁に組織改編を行っており、その度にプログラムの企画や番組制作の担当部署の名称、資料の保管担当部署の異動がみられる。このため本報告では、資料の所蔵先と本報告への資料の提供に関する事項は「CBCテレビ」とし、諸プログラムの企画や番組制作等に関する事項には「CBC（中部日本放送）」と記載する。

(2) 資料作成者とCBC所蔵松平頼則氏資料の時代的背景

本調査で対象としている資料の作成者松平頼則（1907-2001）氏は、「日本の現代音楽の創始者」（Kanazawa and Herd 2000 : 132）として評価されている作曲家である。彼は1920年代後半よりピアニストとして活動を開始するとともに、フランス新古典主義の要素と日本各地の民謡による旋律を取り入れた作品を作曲した。1935年以降は作曲活動に専念し、初期の作品傾向は次第にセリアリズムと日本の伝統音楽にみられる音楽的・形式的要素を融合した作品へと変遷していく。彼の代表作の一つともいえるピアノと管弦楽のための《主題と変奏》（1951）が国際現代音楽祭に入選して以降、海外で彼の作品が取りあげられるに連れ、日本でも評価が高まる。CBCに所蔵されている頼則氏の作品は、彼が国内外の音楽団体から作品委嘱を受け、初演される機会が増えた時期に書かれたものである。

(3) 目的

本調査は、CBCテレビ所蔵の頼則氏関連資料がどのようなものか、そしてそれらの資料が頼則氏の自宅に所在している資料とどのような関係があるのかを把握するため、資料の現状とその内容を把握すること、前述の『楽譜目録』に掲載されている楽譜以外に頼則氏に関連した資料の有無を把握することを主な目的とした。

2 現地調査日程概要

調査者が現在行っている研究テーマと調査目的、閲覧希望資料をCBCに伝えたところ、下記の日程で閲覧許可をいただいた。

(1) 場所

中部日本放送株式会社（〒460-8405 名古屋市中区新栄1-2-8）

担当部署：総務部（ご担当者：加藤詩乃氏）

(2) 日時

7月9日（月） 11時～18時

7月10日（火） 10時～17時45分

3 方法

本調査では、事前に電子メールにて資料の所在を問い合わせを行った際の回答として、ご担当の加藤氏に資料の画像データ数点とCBCテレビ所蔵資料に関する情報をいただいた。これらの情報と『楽譜目録』での記載事項とを合わせ、楽譜、視聴覚資料、社報、CBCレポート、芸術祭授賞式録画資料、その他頼則氏関連資料の閲覧希望を申し出た。

調査に赴くと、すでに閲覧室の机の上に資料が準備されており、デジタルカメラで随時、

資料を撮影しながら、ISAD (G) の記述内容を応用したエクセル・フォーマットに資料情報を入力した。

4 結果

(1) 資料の保管状況

頼則氏の自筆譜はその他の作曲家の作品とともに、CBC内にある総務部社史資料室内に設置されている鍵付きのスチール製のロッカー内に保管されている。これらの楽譜は、製本された状態または、楽譜が作成され、演奏の際に使用されたと推測できる状態のまま、まとめて茶封筒に入れられている。楽譜それぞれには管理番号が付与されているが、パート譜の個々の譜面には管理番号がつけられていない。CBCで所蔵されている楽譜は目録が準備されているため、当該目録からも楽譜のタイトルを把握できるようになっている。

CBCによる作品製作の企画意図などを記した台本は社史資料室内の開架式の書棚に配架され、写真はイベントごとに、視聴覚資料はCBC内にある専用の保管室（放送資料室）にまとめて管理されている。

(2) 所蔵資料

CBC所蔵の松平氏資料とその関連資料の情報と概要を資料の形態ごとに記載する。

1) CBC所蔵松平頼則氏執筆資料

総務部社史資料室で保管している頼則氏の活動の中で作成され、その後CBCに所蔵された資料の諸情報とその概要を記す。

① 楽譜

CBCが所蔵している頼則氏が作曲した楽譜は、すべて自筆譜である。

《古代歌謡“風俗”による独唱とコーラスとオーケストラのためのコンポジション》

総譜は製本されているが、パート譜はCBCの社名が印字された茶封筒にまとめて入れられている。総譜とパート譜は同じロッカーに置かれていたものの、それぞれの楽譜の機能は認識されずに今日まで保管されていたと思われる。

総譜にはスケッチや作品構成の変更点などが記載され、パート譜には演奏者が記入したと思われる演奏上のメモ書きが随所にみられる。

管理番号は総譜にのみ付与されているため、本来用意されていたパート譜全体の種類と総数は不明である。

《神楽》

当該作品は製本されない状態で茶封筒に収められているため、封筒内の楽曲すべてで一作品なのか、それぞれの楽曲が一作品なのか不明瞭であった。『楽譜目録』では一作品ずつ記載されているが、本報告では現時点で当該楽譜群が同じ封筒に入れられていることから、封筒に記載されているタイトルを主要作品タイトルとみなし、同封の他のタ

イトルをもつ作品は主要作品を構成する楽曲とした。

それぞれの楽曲の楽譜は2部ずつあり、それらの楽曲が記譜されている五線紙は無記名のものでCBCの社名入りのものにそれぞれ書き分けられている。

《神楽》と記載されている封筒に同封されている楽曲は以下の通りである。

〈神楽（前奏）〉、〈神楽“庭燎”〉、〈短歌朗詠（前奏）〉、〈短歌朗詠No.1〉、
 〈短歌朗詠No.2〉、〈詩朗詠（前奏）〉、〈詩朗詠〉、
 〈催馬楽“蓆田”（催馬楽（前奏）—催馬楽“蓆田”）〉、〈催馬楽山城〉

《L'Arc-en ciel : Composition fantastique pour radio d'après les tableaux de Marc Chagall (虹——マルク・シャガールの絵画によるラジオのための幻想的コンポジション)》

当該楽譜は自筆譜の複写であり、製本されている。当該作品は『楽譜目録』に掲載されていない。

2) CBCの企業活動における松平頼則氏関連資料

CBCに所蔵されている頼則氏の活動に関係のある資料とその概要を記す。

①台本・企画意図

『第十六回芸術祭音楽部門参加作品 古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション』

『芸術祭参加作品〈CBC制作〉ラジオのための幻想的コンポジション——彩られた翼』(1964)

『第19回文部省芸術祭参加作品 ラジオのための幻想的コンポジション虹の反映中部日本放送』

どれもCBCにより芸術祭に応募するために作成された冊子である。当該作品の企画意図や放送日、スタッフ名などが記載されている。なお、上記2点目と3点目は、装丁とタイトルは違うが同じ内容が記述されている。加藤氏によると、2点目は草案で3点目が確定版とのことだった。

②視聴覚資料：オープンリール

『《古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション》』

『1966年イタリア賞参加《ラジオのための幻想作品「虹」》』

前者には台本が、後者には番組構成を示すCue Sheetが同封されており、前者は芸術祭応募のために麹町スタジオで録音されたものである。本調査では視聴できなかったが、記録が消失していなければ、当該作品の唯一の演奏記録とみられる。

③写真

「[CBC写真資料《古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション》の録音風景]」(1961年撮影)

『中部日本放送50年のあゆみ』(2000) p. 61にも使用されている。

「CBC写真資料 芸術祭受賞作品(写真タイトル:芸術祭“古代歌謡・風俗”)」(昭和37年1月22日受賞)

「CBC写真資料 芸術祭受賞 記念パーティ」(1965年1月28日撮影)

当該写真には、松平頼則氏が写っている。

「CBC写真資料 芸術祭 賞状と楯」(1965年1月22日撮影)

当該写真は芸術祭受賞の際に授与された賞状と盾のみが写されているが、芸術祭関連として記述する。

④発行物

以下では、特に松平頼則氏や芸術祭で応募された彼の作品について触れているものや、芸術祭に関する動向がわかるものを挙げる。

『CBCレポート』

「賑わった“芸術祭道路”——和洋合奏の露骨な素材主義(芸術祭特集《選考総評》〈音楽部門〉)」(大木正興著、1962年2月号、pp. 12-14)

「力強さにいま一步——入賞作品にそれぞれの特色(芸術祭特集《選考総評》〈合唱曲コンクール〉)」(津川主一著、1962年2月号、p. 14)

『中部日本放送社報』

「芸術祭参加作品決まる 意欲あふれる傑作を揃えて」(R放送部長著、昭和36年10月1日(第112号)、p. 7)

「CBCの快記録 芸術祭にトリプルクラウンを獲得 歴史がものを 実力を発揮 この大量入賞は放送界の新記録」(岡山泰著、昭和37年1月1日(第115号)、pp. 4-5)

「栄光CBCに輝けり 第16回芸術祭賞授与式行なわれる」(昭和37年2月1日(第116回)、pp. 4-5)

「芸術祭参加作品」(著者不詳、昭和39年8月1日(第146号)、p. 1)

「芸術祭参加番組ラジオでは三本決定」(著者不詳、昭和39年9月1日(第147号)、p. 4)

「ラジオもテレビも芸術祭賞をとるCBCここに在り堂々と示す王者の貫禄」(著者不詳、昭和40年1月1日(第151号)、p. 3)

「一月の社内メモ」(著者不詳、昭和40年2月1日(第152号)、p. 8)

「第19回芸術祭授賞式行なわれる」(著者不詳、昭和40年2月1日(第152号)、p. 1)

「芸術祭入賞記念に七宝製の銘々皿」(著者不詳、昭和40年3月1日(第153号)、p. 7)

「CBCラジオ放送前にステーションブレイク音楽」(寺井昭治著、昭和40年5月1日(第155号)、p. 4)

【イタリア賞コンクール“虹”を出品】(著者不詳、昭和41年7月1日(第169号)、p. 1)
【放送の文化遺産の保存と活用を】(寺井昭治著、昭和62年3月(第418号)、p. 10)

⑤その他

演奏会プログラム「文部省主催第16回 芸術祭受賞披露公演」(開催概要: 1月25日(木)
6時半/愛知県文化会館/主催=中部日本放送)

演奏会プログラム「CBC創立65周年記念事業 特別公演宮内庁式部職楽部——重要無
形文化財 雅楽——東遊と管絃」(開催概要: 平成27年5月17日(日)/日本特殊陶業
市民会館フォレストホール/主催=CBCテレビ)

これらの演奏会では頼則氏の作品は演奏されなかったが、芸術祭受賞作品として紹介
の記事が掲載されている。

芸術祭授賞式の映像

1962年、第16回芸術祭授賞式の映像資料。本調査では、加藤氏がCD-ROMに複製を
作成して下さっていたのを閲覧した。映像には授賞式のほか、祝賀会の様子も記録さ
れ、頼則氏、山井基清氏の姿も認められる。

ライブラリ詳細リスト「東芝日曜劇場 祇園花見小路」

CBCテレビで保管している当該番組の管理状態と作品の概要が記載されている。

5 考察

(1) 松平頼則氏資料

CBCテレビが所蔵している松平頼則氏の作品情報はいずれも、頼則氏自身が音楽専門
雑誌『音楽芸術別冊日本の作曲20世紀』(1999)に掲載するために作成した作品表に掲載
されておらず、JASRACにも著作権登録されていない。また、芸術祭入賞作品について触
れているのは、音楽専門雑誌『音楽芸術』の臨時増刊号での年度内に行われた各種音楽祭
等の受賞作品をまとめた一覧のみである。その一覧においても作品名、受賞者が掲載され
ているにすぎない。さらに、作曲者自身やその他の著者により執筆された記事や論文など
でCBCの音楽活動に提供した作品についての言及も見当たらない。

本調査で所蔵が明らかとなった松平氏の自筆譜は、製本されたり、封筒にまとめられた
状態で保管されていることから作品のほぼ全体を知ることができるものであり、頼則氏が
CBCに提供した作品を知るための唯一の資料となり得るといえよう。しかしながら、現
時点でCBCに提供されたこれらの作品に関する情報が、CBCテレビの所蔵する資料以外
の資料からは見受けられない。このため、例えば《古代歌謡「風俗」による独唱・コーラ
ス・オーケストラのためのコンポジション》の事例にみられるような楽曲構成変更に関す
る指示から推察しうる、実際に頼則氏が想定した楽曲の演奏順がどのようなものであつた
のかという事実関係や当時これらの作品がどのような状況で委嘱され、演奏・録音され、
受け入れられていったのかといった社会的状況、さらにはCBCテレビに自筆譜が所蔵さ

れるに至った経緯などを明らかにするためには、さらに演奏録音資料や社内記録等の調査が必要となるであろう。

(2) その他のCBCテレビ所蔵資料

前述したとおり、日本の音楽史では芸術祭に関する事項にこれまで触れてこなかった。しかしながら、『CBCレポート』や『中部日本放送社報』では、芸術祭参加についてその活動の発端から、作品委嘱の経過、作品の放送日、受賞、批評など、各段階の報告や記事が月ごとに掲載されている。これらの記事には、企画を担当したプロデューサーや作曲家の顔写真がしばしば掲載されていることから、自社の活動と合わせて作曲家や音楽作品にも関心があったことを伺わせる。さらには、芸術祭での多数入賞を記念して、記念演奏会や祝賀会を開催したり、芸術祭受賞記念品を模した品を作成し、関係者に配布していたことから、芸術祭参加と受賞はCBCにとって重要なイベントの一つとして認識されていたと推察する。

芸術祭参加のためのCBCの取り組みは社内発行物から知りうるができるが、CBCが行った音楽活動の全体像とその活動中で行われたそれぞれの活動、そしてそれらの関連性の解明には、さらなる調査が必要であると思われる。

(3) 資料同士の関連

CBCテレビに所蔵されている資料には、長い年月の中で行われた社内組織改編による資料の分散と文書の所在不明といった問題がある。このような資料の現状から、必ずしも適切管理状況のもとで行われてきたとは言えない。本調査の対象とした資料にも、作曲家への作品委嘱の経緯、自筆譜の所在の経緯、資料の取扱いといった、作品からだけでは読み取れない情報を必要としていることが認められた。情報を補完するためには、頼暁氏と作曲家平石博一氏が行っている明治学院大学附属図書館が所蔵する頼則氏の音楽関連資料群整理作業と執筆者による頼則氏の自宅での資料調査の進展を待つ必要がある。

しかし、資料同士の関連性が不明な事例は頼則氏の資料に限ったことではないだろう。前述までの疑問を解決するためには、資料を所蔵している機関が資料の調査と整理を行い、定期的に情報を更新し、資料を所蔵している他の機関と提携していくことが求められるのではないだろうか。

6 まとめ:今後の資料管理のために

CBCが委嘱した作品以外の出版譜や自社の番組用に編曲した楽曲の多くは、平成に入ったころに名古屋音楽大学や他のアマチュア演奏団体に寄贈された。これらの楽譜は、経年により、現在ではもはやそのコレクションの全体像を認識したり、資料そのものにアクセスすることができなくなっている。

本調査で訪問した社史資料室には、CBCが委嘱した作品の自筆譜や台本、関連写真など、

企画したプロジェクトに関連する資料が保管されている。当該資料室には、アーキビストやレコード・マネージャーといった専門員ではないが、担当職員が常駐し、利用者のレファレンスや資料の閲覧の要望に応じている。CBCが民間放送の第一人者として活動を開始し、東海地方の主要な放送局としての役割を担ってきたことを踏まえると、CBCは自社の資料体系を認識し、現在所蔵する資料全体の管理体制を今後考える必要があるだろう。他方では、CBCが行ってきた特定分野に着目した研究も行われていることを踏まえ、該当分野の研究にも対応した資料の管理体制や提供方法についても検討する余地があるだろう。

本調査のきっかけとなった『東芝日曜劇場 祇園花見小路』に関するアーカイブズ資料は、残念ながら現地調査実施中には見つけられなかった。しかし、本調査によって、現在CBCに残されている楽譜やその他の関連資料は、CBCが独自の演奏団体を持ち活発に活躍していた当時を証明してくれるものばかりであることが明らかとなった。これらの資料は作曲家や音楽に関する研究や日本の音楽史全体のへの再認識に役立つことが期待できるばかりか、CBCにとっても重要な活動記録の一部であるという認識を新たにした。

本事例は放送局における資料の在り方と現状を反映しているものと考え、放送局における資料管理とその発展に期待したい。

謝辞

本報告は、CBCテレビよりご提供いただいた資料をもとに執筆いたしました。本調査では中部日本放送株式会社総務部社史資料室ご担当の加藤詩乃氏に、資料所在の問い合わせから資料の閲覧、事後報告まで大変お世話になりました。加藤氏には、調査者が日々課題としている日本人作曲家に関する音楽資料の公開と管理の問題などにもご理解を頂き、貴重な資料を拝見させて頂きました。また、視聴覚アーカイブご専門の児玉優子先生には、松平頼則氏自宅で見つけた楽譜の情報をもとに関連情報を検索し、ご提供していただきました。末筆ながら、心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

参考文献

本調査を行うにあたり、上述した文献以外の主な参考文献を挙げる。

[音楽之友社] 編 1967 『音楽芸術 2月臨時増刊 日本の作曲1961→67』 東京：音楽之友社。

[中部日本放送] 編 2000 『中部日本放送50年のあゆみ』 名古屋：中部日本放送。

中部日本放送HP「受賞歴」<https://hicbc.com/whatscbc/sakuhin/> (2018年10月4日最終閲覧)。

文化庁HP「文化庁芸術祭について」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/jutenshien/geijutsusai/> (2018年10月4日最終閲覧)

松平頼則 1962 「オリヴィエ・メシアンのこと」『同時代』第15号 pp. 46-49。

—— 1963 「伝統と現代音楽」『思想』470：1160-1166。

Kanazawa, Masakata and Herd, Judith Ann. 2000. “Matsudaira, Yoritsune” *Dictionary of music and musicians, 2ed ed.* 16：132-133.

当該現地調査の前段階として、加藤氏より以下の資料をご提供いただきました。

【文書記録】

「貴社調査資料部楽譜関係資料について（現況報告）」作成：1989年10月 作成者：名古屋音楽大学。

「名古屋音楽大学への楽譜寄贈で岡本学長がCBCに感謝状」作成日・者：不詳

CBC委嘱自筆譜リスト作成日・者：不詳

【画像】

「CBC松平頼則氏関連資料写真」

「古代歌謡「風俗」録音テープ写真」

【記事】

1987年 3月 CBC社報 No.418 P10 風俗についての回想

1965年 5月 CBC社報 No.155 P4 ステーションブレイク

CBCテレビ所蔵松平頼則氏関連資料目録

凡例

- 当該目録は、調査者が2018年7月9日と10日の2日間に行なった、CBCテレビ所蔵資料の松平頼則氏関連資料調査をもとにしている。
- 上記CBCテレビ所蔵資料調査結果に、調査者が現在行っている頼則氏資料所在調査の結果を反映させた。
- 記述方法は、国際アーカイブズ評議会 (International Council on Archives、略称・通称「ICA」) が推奨する国際標準記録史料記述 (General International Standard Archival Description、略称・通称「ISAD (G)」) に従った。
- ISAD (G) に含まれる項目を、以下の通り応用させた。
資料編成番号-枝番号 資料タイトル 作成者 作成年月日 資料形態/数量 指定楽器 内容/その他の資料 (挟込み、同封資料等) 備考
- 資料に記載されている漢数字はアラビア数字に統一した。
- 頼則氏の資料で記載されている言語は、日本語とフランス語のほか、音楽用語として一般に使用されるイタリア語とドイツ語も随所に認められる。
- 楽器名の表記は参照した資料内の記述方法に従いながらも、略語を用いるなどし、統一した。
- 参照した資料に記載がなく、調査者の判断で付与した内容は、[] で示した。
- なお、当該調査ではそれぞれの資料に識別子を付与せずに行った。従って、本目録で記載されている資料番号は、本目録内で資料を識別する役割を持つにすぎない。

声域・楽器用語一覧

自筆譜での表記	略語	邦訳
Alto	Alt.	アルト
Alto	Vla.	ヴィオラ [Viola]
Bass	—	バス
Basson	Fg.	バスーン / ファゴット
Castanettes	—	カスタネット
Celesta	—	チェレスタ
Chorus	—	合唱
Clarinette en Si bémol	Cl.	クラリネット (B 管)
Clarinette Basse en Si bémol	Cl. Basse	バス・クラリネット (B 管)
Contrebasse	C.B.	コントラバス
Cor Anglais	Cor Ang.	コール・アングレ
Corno en Fa	Cor	ホルン (F 管)
Cowbell	—	カウベル
Fouet	—	鞭
Glockenspiel / Jeu de Timbres	Glock.	グロッケン・シュピール
Grande Flute	Fl.	フルート
Harpe	Hrp.	ハープ
Hautbois	Htb.	オーボエ
Percussion	Perc.	打楽器
Petite Flute [Piccolo]	P ^{te} . Fl.	ピッコロ
Piano	Pf.	ピアノ
Saxophone Alto en Mi bémol	Sax.	アルト・サクソフォン (B 管)
Soprano	Sop.	ソプラノ
Tenor	Ten.	テノール
Trampet en Ut	Trp.	トランペット (C 管)
Tromborn	Tbn.	トロンボーン
Tuba	—	チューバ
Violon	Vln.	ヴァイオリン
Violoncello	Vc.	チェロ
Wood Block	—	ウッド・ブロック

フォンド：CBCテレビ所蔵資料

サブ・フォンド1：所轄：—

シリーズ1：文化庁芸術祭受賞資料

参考文献

文化庁文化部芸術課編1976『芸術祭三十年史本文篇』東京：文化庁。

—1976『芸術祭三十年史資料編・上』東京：文化庁。

—1976『芸術祭三十年史資料編・下』東京：文化庁。

サブ・シリーズ1：第16回 昭和36(1961)年度

当該回では、芸術祭賞ラジオ部門に3本、テレビ部門奨励賞に2本が受賞した。この受賞を祝い、授与式（1月22日）や

祝賀会（同日）、受賞披露公演（1月25日）が催された。

受賞作品

【音楽部門】

- 芸術祭賞：《古代歌謡“風俗”による独唱とコーラスとオーケストラのためのコンポジション》テキスト：山井基清／作曲：松平頼則／合唱：CBC合唱団／演奏：東京新室内管弦楽団／指揮：石丸寛放送：11月28日（30分）
- 芸術祭賞：合唱曲《冬のもてこし春だから》詩：三好達治／作曲／清瀬保二／合唱：CBC合唱団／ピアノ伴奏：三浦洋一／指揮：木下保
- 奨励賞：連篇歌曲《旅人かえらず》作：西脇順三郎／作曲：岡本文弥ほか／演奏：西本文弥、平井澄子ほか放送：11月29日（30分）

【ラジオ部門】

- 芸術祭賞：ラジオポエム「おとうちゃん」～日本の子供の詩による構成～

【テレビ部門】

- 奨励賞：東芝日曜劇場ドラマ「刑場」

1-1. 松平頼則

101. 第16回芸術祭音楽部門参加作品 古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション

中部日本放送株式会社（ラジオ）冊子（1冊）

芸術祭参加時に作成したもの。演奏時間、放送日、企画意図、作品概要等を記載。

102. 古代歌謡「風俗」による独唱と合唱と管弦楽のためのComposition

*松平頼則氏の自筆譜（総譜）

1冊（56p., 40×30cm）一部セロテープで貼付け、剥がれ箇所あり作曲者による訂正、修正、追加箇所あり挟込み資料：冊子「第16回芸術祭音楽部門参加作品古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション制作：中部日本放送株式会社（ラジオ）」1冊（12p., 25×17cm）同日録101.と同じ。製本：CBC製本表紙：「第16回芸術祭参加作品古代歌謡風俗による独唱コーラスオーケストラのためのコンポジション総譜」

作品構成：Ⅰ. /Ⅰ. 常陸爾波pour Ten. solo/Ⅱ. /Ⅱ. 東道Bas.solo/Ⅲ. /Ⅲ. 筑波山Sop. solo, Chorus, 1 Sop, 2 Sop., Alt./Ⅳ. /Ⅳ. 伊勢人/V. /V.

/VI. /VI. 甲斐加祢楽器編成：1P^{te}.
Fl./1 Fl./1 Htb./1 Cor Ang./1 Cla./1
Cla. Basse/1 Sax./1 Fg./1 Cor/1
Tpt./1 Tbn./1 Tuba/Perc. (Fouet,
Castanettes, Wood Block, Cowbell)
/1 Glock./1 Celesta/1 Hrp./1 Pf./2
Vln. I /2 Vln. II /2 Vla./2 Vc./2 C.B.

103. 第16回芸術祭音楽部門参加作品 古
代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・
オーケストラのためのコンポジショ
ン 松平頼則作曲

*松平頼則氏の自筆譜（演奏用パー
ト譜）昭和36（1961）年 封筒（1
袋）書込みは演奏者による

103-01. I / I. 常陸爾波

103-01-001. 1葉 Ten. solo 書
込み「練習11月10日10～4代々
木文化会館 / 録音11月11
日 10:30～3:00 麴町スタジオ」

103-01-002. 2葉 Bass solo 書
込み「練習11月10日10～4代々
木文化会館 / 録音11月11
日 10:30～3:00 麴町スタジ
オ」。頁破れ

103-01-003. 2葉 P^{te}. Fl. 書込み
（ボールペン）

103-01-004. 1葉 Fl. 書込み
（色鉛筆）

103-01-005. 1葉 Cla. 書込み
（ボールペン）

103-01-006. 2葉 Cla.
Basse 書込み（ボールペン）

103-01-007. 1葉 Sax. 書込み
（鉛筆）

103-01-008. 1葉 Cor 書込み
（鉛筆）

103-01-009. 1葉 Tpt. 書込み
（鉛筆）

103-01-010. 1葉 Tbn.

103-01-011. 1葉 Tuba

103-01-012. 4部（各1葉）Perc.

103-01-013. 1葉（セロテープで
貼付け）Hrp. 書込み（鉛筆）

103-01-014. 1葉（セロテープで
貼付け）Pf. 書込み（色鉛筆）

103-01-015. 封筒（1袋、計4葉）
Vln. I / II、Vla.、Vc. 封筒：中
部日本放送東京支社専用、表書
き「I. Ten. Solo」裏面にメモ。

103-01-016. 1葉 Vln. I 書込み

103-01-017. 2部（各1葉）Vln.
II 書込み

103-01-018. 1葉 Vc.

103-01-019. 1葉 C.B.

103-02. II / II. 難波乃都布良江

103-02-001. 1葉 Cla. 書込み
（ボールペン）

103-02-002. 1葉 Cla. Basse
書込み（鉛筆）

103-02-003. 1葉 Cor

103-02-004. 1葉 Tbn.

103-02-005. 4部（各1葉）Perc.

103-02-006. 1葉 Glock.

103-02-007. 1葉 Celesta 書込
み（鉛筆）

103-02-008. 1葉（セロテープで
貼付け）Hrp.

103-02-009. 封筒（1袋、計2葉）
VlaVc. 封筒「中部日本放送東
京支社」、表書き「II. Bass
solo」

103-02-010. 1葉Vla.書込み

103-02-011. 1葉Vc.

103-03. Ⅲ./Ⅲ. 筑波山

- 103-03-001. 1 葉 Fl.
 103-03-002. 1 葉 Htb. 書込み
 (鉛筆)
 103-03-003. 1 葉 Cor Ang. 書
 込み (ボールペン、鉛筆)
 103-03-004. 1 葉 Cla.
 103-03-005. 1 葉 Sax. 書込み
 (鉛筆)
 103-03-006. 1 葉 Cor
 103-03-007. 1 葉 Tpt. 書込み
 (鉛筆)
 103-03-008. 1 葉 Tbn.
 103-03-009. 4 部 (各1 葉) Perc.
 103-03-010. 1 葉 Celesta 書込
 み (鉛筆)
 103-03-011. 1 葉 (セロテープで
 貼付け) Hrp.
 103-03-012. 封筒 (1 袋、計4 葉)
 Vln. I / II、Alto、Vc. 封筒:「中
 部日本放送東京支社」、表書き
 「Ⅲ. Sop. solo, Chorus (1 Sop., 2
 Sop., Alto)」
 103-03-013. 1 葉 Vln. I
 103-03-014. 1 葉 Vln. II
 103-03-015. 1 葉 Vla. 書込み
 103-03-015. 1 葉 Vc. 書込み

103-04. Ⅳ./Ⅳ. 東道

- 103-04-001. 1 葉 Bass solo
 103-04-002. 1 葉 Fl. 書込み
 (色鉛筆)
 103-04-003. 1 葉 Htb. 書込み
 (鉛筆)
 103-04-004. 1 葉 Cla. 汚れ
 103-04-005. 1 葉 Sax.
 103-04-006. 1 葉 Fg.
 103-04-007. 1 葉 Cor 書込み

(鉛筆)

- 103-04-008. 1 葉 Tpt. 書込み
 (鉛筆) * 含: V./V. 伊勢人
 103-04-010. 1 葉 Tbn.
 103-04-011. 4 部 (各1 葉 (セロ
 テープで貼付け)) 書込み (ボー
 ルペン、鉛筆)
 103-04-012. 1 葉 [Glock.]
 103-04-013. 1 葉 Hrp. 書込み
 (色鉛筆)
 103-04-014. 1 葉 Pf. 書込み
 (色鉛筆)
 103-04-015. 1 葉 Vln. I 書込み
 103-04-016. 1 葉 Vln. II 書込み
 103-04-017. 1 葉 Vla. 書込み
 103-04-018. 1 葉 Vc. 書込み
 103-04-019. 1 葉 Vln. II * 含:
 V./V. 伊勢人/VI./VI. 甲斐加祢
 103-04-020. 封筒 (1 袋、計4 葉)
 Vln. I / II、Vla.、Vc. 封筒:「中
 部日本放送東京支社」、表書き
 「V./VI. Sop. solo/Chorus (Sop.,
 Alto, Ten., Bass)/Ten. solo/
 Chorus (Sop., Alto, Ten. Bas.)」、
 追記

103-05. Ⅴ./Ⅴ. 伊勢人/Ⅵ./Ⅵ.

甲斐加祢

- 103-05-001. 1 葉 Ten. solo 書込み
 103-05-002. 1 葉 Fl. 書込み
 (ボールペン)
 103-05-003. 1 葉 Htb.
 103-05-004. 1 葉 Cla.
 103-05-005. 1 葉 Cla. Basse
 書込み (ボールペン)
 103-05-006. 1 葉 Sax. 書込み
 (鉛筆)
 103-05-007. 1 葉 Cor 書込み

- (鉛筆)
- 103-05-008. 1葉 Tbn.
- 103-05-009. 4部(各1葉(セロテープで貼付け)) Perc. 書込み(ボールペン)
- 103-05-010. 1葉 Celesta 書込み(色鉛筆)
- 103-05-011. 1葉 Hrp.
- 103-05-012. 2部(各1葉(テープ貼付け)) Vln. I solo 書込み内1部の最終ページに「中村」印
- 103-05-013. 1葉 Vln. II 最終ページに「中村」印
- 103-05-014. 2部(各1葉) Vla. 書込み
- 103-05-015. 2部(各1葉(テープで貼付け)) Vc. 書込み。最終頁に「中村」印
104. **【古代歌謡「風俗」による独唱とコーラスと管弦楽のためのComposition】録音風景**
CBC 撮影 1961 写真1枚『中部日本放送50年のあゆみ』(2000) p.116に掲載。
105. **芸術祭受賞作品(写真タイトル: 芸術祭“古代歌謡・風俗”)**
CBC 昭和37年1月22日受賞 写真1枚(9×12cm) R 「古代歌謡」作曲者: 松平頼則 指揮: 石丸寛 36年放送 第16回芸術祭音楽部門受賞 指揮石丸寛 37年 CBC管理番号: 分類1962-004
106. **芸術祭授賞式の映像**
CBC 1962年第16回芸術祭の時の映像資料。
複製: CD-ROM (1枚)
107. **文部省主催第16回 芸術祭受賞披露公演**(開催概要: [昭和37(1962)年] 1月25日(木) 6時半/愛知県文化会館/主催中部日本放送)
CBC 演奏会プログラム1冊(見開き1p., 26×18cm) 内容: 音楽部門「古代歌謡“風俗”による独唱コーラスオーケストラのためのコンポジション」の概要が掲載 演奏作品: 「舞踊: 長唄舌出し三番叟/箏曲: 六段の調べ(八橋検校作曲)/古歌謡: 糸竹初心集(林謙三復元)/合唱: 冬のもてこし春だから(三好達治作詩、清瀬保二曲)/シャンソン・ヒットアルバム/マヒナスターズ・ショウ」
CBC管理番号: 社史資料/62S37/126/A-08
108. **『《古代歌謡「風俗」による独唱・コーラス・オーケストラのためのコンポジション》』**
CBCオープンリール1本同封物: 台本1冊
109. **テレビ欄**
CBC マイクロフィルムで保管。放送日: 1961年11月28日18時30分~19時。
110. **関連文献**
110-001. 『CBCレポート』
「賑わった“芸術祭道路”——和洋合奏の露骨な素材主義(芸術祭特

- 集《選考総評〈音楽部門〉》(大木正興著、1962年2月号、pp. 12-14)
- 「力強さにいま一步——入賞作品にそれぞれの特色(芸術祭特集《選考総評》〈合唱曲コンクール〉)》(津川圭一著、1962年2月号、p. 14)
- 110-002. 『中部日本放送社報』
- 「芸術祭参加作品決まる 意欲あふれる傑作を揃えて」
(R放送部長著、昭和36年10月1日(第112号)、p. 7)
- 「CBCの快記録芸術祭にトリプルクラウンを獲得歴史がものを実力を発揮この大量入賞は放送界の新記録」(岡山泰著、昭和37年1月1日(第115号)、pp. 4-5)
- 「栄光CBCに輝けり 第16回芸術祭賞授与式行なわれる」(昭和37年2月1日(第116回)、pp. 4-5)
- 「放送の文化遺産の保存と活用を」(寺井昭治著、昭和62年3月(第418号)、p. 10)
- 110-003. 「CBC創立65周年記念事業 特別公演宮内庁式部職楽部——重要無形文化財雅楽——東遊と管絃」(開催概要：平成27年5月17日(日)／日本特殊陶業市民会館フォレストホール／主催＝CBCテレビ) CBC演奏会プログラム1冊(16p., 30×21cm) 頼則氏の作品は演奏されなかったが、作品が紹介されている。
- 110-004. 『中部日本放送 50年の歩み』([中部日本放送編]、2000) pp. 115-116。
- 110-005. 「文化庁芸術祭受賞一覧 昭和22年度(第2回)～昭和30年度(第10回)」(pdf) www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/jutenshien/geijutsusai/pdf/s22_s30.pdf (2018年10月3日閲覧)
- 110-006. 『中部日本放送図書目録 楽譜』(中部日本放送テレビ編成局調査資料部、1990) p. 241。
- 110-007. 『風俗訳譜』(山井基清著、岩波書店、c1961)
- サブ・シリーズ2：第19回 昭和39(1965)年度**
- 第19回では、合計5本が受賞した。テレビジョン部門(テレビドラマ)では、初めて芸術祭賞受賞であった。
- 受賞作品
- 【音楽部門】
- 芸術祭賞(放送によるもの)：《ラジオのための幻想的コンポジション「虹の反映」》原作：伊藤海彦／作曲：松平頼則／指揮：飯守泰次郎／演奏：東京室内管弦楽団 放送：11月24日
 - 芸術祭奨励賞(放送によるもの)：《愛の世界》作曲：平井澄子
- 【ラジオ部門】
- 芸術祭奨励賞：放送劇「心音」
- 【テレビジョン部門】
- 芸術祭賞(テレビドラマ)：東芝日曜劇場「父と子たち」作：井手俊郎
- 2-1. 松平頼則**
201. 芸術祭参加作品(CBC制作)ラジオのための幻想的コンポジション——彩られた翼
CBC1964台本1冊(15p., 25×18cm)

原作・伊藤海彦作曲・松平頼則 書
込み：「〈第1稿〉保存用台本」

202. **第19回文部省芸術祭参加作品／ラジオのための幻想的コンポジション 虹の反映／中部日本放送**

CBC台本1冊(17p., 26×18cm) 台本「彩られた翼」の決定版。企画制作：寺井昭治／作：伊藤海彦／作曲：松平頼則企画意図、内容、出演、台本等が記載。放送：1964年11月24日22時30分～23時、再放送：同年12月20日16時30分～17時。

203. **CBC写真資料 芸術祭 賞状と楯**

CBC1965年1月22日撮影 写真1枚
書込み：「芸術祭賞2 奨励賞2」
CBC管理番号：分類1965-007

204. **CBC写真資料 芸術祭受賞 記念パーティ**

CBC1965年1月28日撮影 写真13枚
(内2枚に松平頼則氏が写っている)
書込み：「第3集会室他 13種類 関係者に感謝状贈呈は別会場」CBC管理番号：分類1965-009

205. **関連文献**

205-001. 『中部日本放送社報』

「芸術祭参加作品」(昭和39年8月1日(第146号)、p.1)

「芸術祭参加番組 ラジオでは三本決定」(昭和39年9月1日(第147号)、p.4)

「ラジオもテレビも芸術祭賞をとる CBCここに在り 堂々と示す王者の賈禄」(昭和40年1月1日(第

151号)、p.3)

「一月の社内メモ」(昭和40年2月1日(第152号)、p.8)

「第19回芸術祭授賞式行なわれる」(昭和40年2月1日(第152号)、p.1)

「芸術祭入賞記念に 七宝製の銘々皿」(昭和40年3月1日(第153号)、p.7)

205-002. 『中部日本放送 50年の歩み』([中部日本放送編]、2000) pp.129。

205-003. 「文化庁芸術祭受賞一覧 昭和22年度(第2回)～昭和30年度(第10回)」(pdf) http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/jutenshien/geijutsusai/pdf/s31_s40.pdf (2018年10月3日閲覧)

サブ・シリーズ3：第24回 昭和44(1964)年

参加作品

《美しい日本の組曲——ピアノのために》

作曲：松平頼則／演奏：井上二葉 放送：11月14日

3-1. 松平頼則

301. 関連資料

301-001. 《美しい日本の組曲——ピアノのために》

出版譜出版：全音楽譜出版社、1970 作曲経緯：「1969年に中部日本放送から“美しい日本”という表題で芸術祭参加のための作曲を委嘱された。」(出版譜前書きより) 録音：1969年9月(ibid.)。作品構成：〈Prelude前奏曲〉、〈Fantasie de "Roei" (Chant de l'ancien

temps) 朗詠風な幻想 (七夕))、
 〈Chanson des enfants (pour jouer
 a la balle) わらべ唄 (てまり唄))、
 〈Chanson des Paysans 草刈唄)、
 〈Yokobue (Paraphrase d'une
 piece de Biwa) 平曲のパラフレー
 ズ (横笛))、〈Finale (à la
 maniere de Koto) (箏曲風の終曲
 (茶音頭))〉 JASRAC作品コード：
 213-6953-4。

シリーズ2：イタリア賞PrixItalia関連資料

サブ・シリーズ1：昭和41 (1966) 年

4-1. 松平頼則

401. *L'Arc-en ciel : Composition*

*fantastique pour radio d'après
 les tableaux de Marc Chagall*

Direceur : Shôji, Teraï/Musique :
 Yoritsuné Matsudaïra/Paroles :
 Umihiko Itô/Production : Chubu
 Nippon Broadcasting Co.

松平頼則 (コピー・製本：不詳) 総譜 (自筆譜 (コピー)) 2冊 (各60p., 各40×31cm) 1964年に芸術祭賞を受賞した《ラジオのための幻想的コンポジション「虹の反映」》を改編し、イタリアの音楽祭に提出した際の音楽。内1冊に挟込み資料 (メモ) 1葉。
 作品構成：I. Prologue : Solitude grise/II. Chour d'amour/III. Fleurs, Femme, Rêve, Amante/IV. Fête/V. Violon/VI. Rêve dansant/VII. Valse/VIII. Vol I/IX. Vol II/X. Vol III/XI. Epilogue 楽器編成：Fl./Cl./Cor Ang./Hrp./Lecture/Vln. I, II/Vla./Vc. I, II/C.B./Pf.

402. 『1966年イタリア賞参加《ラジオのための幻想作品「虹」》』

CBCオープンリール1本同封物：
 Cue Sheet1枚

403. 関連資料

「イタリア賞コンクール“虹”を出品

(昭和41年7月1日 (第169号)、p. 1)

シリーズ3：ステーションブレイク

サブ・シリーズ1. 昭和40 (1965) 年

5-1. 松平頼則

501. 関連資料

「CBCラジオ 放送前にステーションブレイク音楽」(昭和40年5月1日 (第155号)、p. 4)

シリーズ4：テレビドラマ

6-1. 東芝日曜劇場

6101. 『祇園花見小路』

当該作品は、中部日本放送により制作され、昭和48 (1973) 年3月11日 (21:30~22:25) に全国区で放送された。脚本：倉本聰/演出：辻道勇/制作：伊藤松朗/音楽：松平頼則/美術：安藤昭/効果：篠原利夫、出演者：仁科明子/八千草薫/大滝秀治/奈良岡朋子/萩原健一。同年度の日本民間放送連盟テレビ娯楽番組部門最優秀賞を受賞。

610101. 「東芝日曜劇場 祇園花見小路」

CBCHDCAM保管場所：CBCテレビ放送資料室 (A-10) ID:00081023テープ/素材番号：PD-0000-0007編集区分：OA同録

610102. ライブラリ詳細リスト

「東芝日曜劇場 祇園花見小路」
制作部OB 2001/2/22（登録）、
2004/5/17（再整理）

1冊（8p., 40×29cm）混声合唱、
Pf、Perc.譜面に記載のページ数：
1-4。『中部日本放送図書目録 楽
譜』No. 1117。

610103. 関連資料

610103-001. 付随音楽

松平頼則 自筆譜
松平頼則氏自宅所在（2018年10月
現在）

701-002. 短歌朗詠（前奏）－短歌朗詠No.1－短歌朗詠No.2－詩朗詠（前奏）－詩朗詠

1冊（12p., 40×29cm、CBC専用
五線紙）混声合唱、Pf、Perc. 譜
面に記載のページ数：5-16。『中部
日本放送図書目録楽譜』No.1116,
1119。

610103-002. 台本

中部日本放送 1冊
松平頼則氏自宅所在（2018年10月
現在）

701-003. 催馬楽“蓆田”（催馬楽（前奏）－催馬楽“蓆田”）催馬楽 山城

1冊（16p., 40×29cm、CBC専用
五線紙）混声合唱、ピアノ、打楽
器譜面に記載のページ数：14-24。
『中部日本放送図書目録 楽譜』
No. 1118。

610104. 関連文献

610104-001. 「祇園花見小路」『年間
テレビドラマ代表作選集 1974』
pp. 134-164。

610104-002. 「祇園花見小路」『うち
のホンカン』（倉本聰テレビドラマ
集1）（ペップ出版、1976）pp.85-
118。610104-003.「祇園花見小路」
放送ライブラリー（横浜市）で視
聴可能。番組ID：000969

[https://www.bpcj.or.jp/search/
show_detail.php?program=162093](https://www.bpcj.or.jp/search/show_detail.php?program=162093)
（2018年10月3日閲覧）

701-004. 短歌朗詠（前奏）－短歌朗詠No.1－短歌朗詠No.2－詩朗詠（前奏）－詩朗詠

1冊（12p., 40×29cm、CBC専用
五線紙）混声合唱、Pf、Perc. 譜
面に記載のページ数：5-16。

701-005. 催馬楽“蓆田”（催馬楽（前奏）－催馬楽“蓆田”）

1冊（4p., 40×29cm）混声合唱、
Pf、Perc.譜面に記載のページ数：
17-18。

シリーズ5：詳細不詳

7-1. 松平頼則

*資料はすべて松平頼則氏による自筆譜
（総譜）

701. 神楽／スコア／芸術祭他／松平頼則
作曲

封筒（1袋、CBC専用）

701-006. 催馬楽山城

1冊（8p., 40×29cm）混声合唱、
Pf、Perc.譜面に記載のページ数：
20-24。

701-007. 神楽（前奏）－神楽“庭燎”

1冊（4p.,40×29cm、CBC専用五

701-001. 神楽（前奏）－神楽“庭燎”

線紙) 混声合唱、Pf、Perc. 譜面
に記載のページ数：1-4。

702. 関連文献

『中部日本放送図書目録 楽譜』(中部日本放送テレビ編成局調査資料部、1990) pp. 234-235, 242。

報告

ワークショッププログラム

「日本のベトナム関係アーカイブズ
ベトナムの日本関係アーカイブズ」参加記

A participation Report about Workshop “Historical documents about Vietnam in Japan and Japan in Vietnam”

川田 恭子

Kyoko Kawata

はじめに ベトナム国家人文社会大学—学習院大学との学術交流について

2018年11月24日、学習院大学とベトナム国家人文社会大学ハノイ校アーカイブズ・文書管理学部合同のワークショップが行なわれた。両校合同のワークショップは3回目となる。学習院大学とベトナム国家人文社会大学との交流は、長年に渡り、2012年12月には学習院大学、ベトナム国家人文社会大学、そして韓国の明知大学校の三校共同シンポジウムを開催し、大学間交流協定が締結された。2015年からは毎年11月に、ベトナム国家人文社会大学ハノイ校からの訪問を受けている。対して、アーカイブズ学専攻も2013年度と、2017年度に研修旅行でベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部を訪問、学生同士の研究成果を相互報告している。

そして、本年度はベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部教授のダオ・ドック・トゥアン先生を筆頭に先生方の訪問を受け、共同ワークショップの開催となったのである。

大学同士の交流は近年にはじまったが、日本とベトナムの関係は、古代からはじまっている。日本においては、12世紀に編纂された『東大寺要録』に現在の中部ベトナムにあたる林邑の僧が来朝したと記述が残っており、16世紀には盛んに交易を行っていた様子が長崎奉行所の役人近藤重蔵が作成した「外蕃書翰」（紅葉山文庫旧蔵）をはじめ多くの文書に残されているという¹⁾。

日越の関係は長いが、現在のベトナム社会主義民主共和国と日本が国交を結んで、2018年で45年になる。それを記念して、国立公文書館では特設サイト「日越外交関係樹立45周年記念プロジェクト 日本とベトナム—きざまれた交流の軌跡をたどる—」を開設してい

1—国立公文書館 日越外交関係樹立45周年記念プロジェクト 日本とベトナム—きざまれた交流の軌跡をたどる—では、古代から現代までの日越交流の記録がデジタルアーカイブで読めるようになっている。
www.archives.go.jp/event/jp_vn45/index.html 2018.12.11確認

る。本ワークショップでは、特別サイトに関する報告も行なわれた。

ワークショップの構成

ワークショップのプログラムは以下の通りであった。

13:00	開会挨拶	保坂裕興 (学習院大学大学院アーカイブズ学専攻教授)
13:05	趣旨説明	武内房司 (学習院大学大学院アーカイブズ学専攻教授)
13:15	〈司会〉武内房司 〈通訳〉宮沢千尋 (南山大学人文学部教授)	
	“Japanese Disarmament in Vietnam after the World War II Through Records and Archival Documents in Some Vietnamese Archives”	ダオ・ドック・トゥアン Dao Duc Thuan (ベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部)
13:55	“ Archival Documents about Indochina-Japan Relations in the World War II Era (Case of the Haiphong-Yunnan Railway)”	カム・アイン・トアン Cam Anh Tuan (ベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部)
14:35	“Between two shores : The construction of an archival corpus on Japanese-Vietnamese mixed families and their children (1930-1975)”	フレデリック・ルスタン Frédéric Roustan (エクス・マルセイユ大学アジア研究所)
15:15	コーヒーブレイク	
15:35	〈司会〉下重直樹 (学習院大学大学院アーカイブズ学専攻准教授) 〈通訳〉チャン・ティ・ミー (東京外国語大学大学院博士後期課程)	
	“Vietnam-Japan relations since the end of 2nd World War to 1973 through archival documents of the Prime Minister's Office fond at Vietnam National Archive Center III”	グエン・ホン・ズイ Nguyen Hong Duy (ベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部)
16:15	「日越外交関係樹立45周年記念webサイト「日本とベトナムーきざまれた交流の軌跡をたどる」をめぐって」	小原由美子 (国立公文書館首席公文書専門官)
16:45	「第二次世界大戦期の日越関係に関する日本の史料情況」	立川京一 (防衛省防衛研究所)
17:15	「総括コメント」	白石昌也 (早稲田大学名誉教授)
17:35	討論・質疑応答	
17:55	閉会挨拶	高埜利彦 (学習院大学名誉教授)

ワークショップはアーカイブズ学専攻主任の保坂裕興先生のあいさつではじまった。今回のワークショップは、ダオ・ドック・トゥアン先生を招いて、学習院大学東洋文化研究所、アーカイブズ学専攻が主体となって準備した。共催として、人文科学研究所からも協力を得ている。

次に、司会の武内房司先生より「日本・ベトナム間の交流の歴史に光をあてようというものである」というワークショップの趣旨説明があった。

最初の報告はトゥアン先生から「アーカイブズ資料から見た第2次大戦後のインドシナにおける日本軍の武装解除問題」をテーマに行なわれた。次に、カム・アイン・トアン先生より「第二次世界大戦中のインドシナ半島ー日本に関する記録資料ーハイフォン・雲南鉄道の場合ー」というテーマで、日本では未発表の歴史資料を用いた興味深い報告が行な

われた。次にフレデリック・ルスタン先生より「2つの海岸の間で—日本とベトナム人家族とその子どもたちの資料データベース構想（1930-1975）」の報告があった。

アーカイブズ学専攻の学生が茶を点じるコーヒープレイクを経て、ベトナム国家人文社会大学アーカイブズ・文書管理学部のグエン・ホン・ズイ先生から「ベトナム国立アーカイブズセンターⅢ所蔵 首相官邸文書における日越関係—第二次世界大戦後から1973まで」と題する報告があった。続いて、小原由美子氏（国立公文書館首席公文書専門官）より「日越外交関係樹立45周年記念webサイト『日本とベトナム—きざまれた交流の軌跡をたどる』をめぐって」、立川京一氏（防衛省防衛研究所）より「第二次世界大戦期の日越関係に関する日本の史料情況」の報告が行なわれた。

計6本の報告は、それぞれ日越関係に重点をおいたテーマでなされた。1910年の鉄道建設に関するものから、占領期以降の日越ダブルの子どもたちの問題、戦後1954-1970年の日越国交樹立以前の時代をテーマにしたもの、そして日越交流45周年記念ウェブサイト構築に関するものまで、戦前から現在までの日越関係を通底する内容であった。

ベトナム国立アーカイブズセンターの利用報告

特に興味深かったのは、ズイ氏のベトナム国立第3アーカイブズセンターの資料をもちいて、日越が正式に国交を樹立する以前の両国の関係を俯瞰した報告である。ズイ氏は「自分は歴史学者ではなくアーカイブズの専門家である」と冒頭にあいさつし、資料を利用し、そこから読みとれた結果に重点を置いて報告した。

報告内容の前に、ベトナムの記録管理についてかんたんにまとめたい。ベトナム社会主義共和国政府の公文書は、ベトナム国家記録文書局が統一的管理を行なっている²⁾。文書局が指定した公文書が一定期間（10年）経過後に国立アーカイブズセンターに移管されることになる。ハノイ市の国立第1アーカイブズセンター（1962年設立）は、おもに15世紀から1945年までの文書・書籍類が収められており、1802年に成立した阮朝のアーカイブズやフランス占領期の資料などを所蔵している。新しい公文書が移管されることはない。

現在の政府が作成した公文書は、地域によって3つの国立アーカイブズセンターに振り分けられる。南部がホーチミン市にある国立第2アーカイブズセンター（1976年設立）に移管され、北部がハノイ市にある国立第3アーカイブズセンター（1995年設立）に移管される。なお、国立第4アーカイブズセンター（2006年設立）には、中部高原地方の記録が移管されている³⁾。

2—ベトナムの公文書管理については、次の論文 米川恒夫 「ベトナムの公文書館制度について」『アーカイブズ』26号（2007年1月号） 国立公文書館 p57-72および2017年アーカイブズ学専攻訪問時の質疑を参考にした。

3—渡辺悦子 「日本・ベトナム外交関係樹立45周年プロジェクト「日本とベトナム：きざまれた交流の軌跡をたどる」webサイトについて」『アーカイブズ』70号（2018年11月号） 国立公文書館 www.archives.go.jp/publication/archives/no070/7993 2018.12.11確認

つまり、ベトナム国立第3アーカイブズセンターには、北部の中央機関の公文書が収められているわけである。そのなかでも大きなフォンドの一つに首相官邸資料 (the Prime Minister's Office fond) がある。ズイ氏は第二次世界大戦後から日本との国交樹立前の時期に焦点をあて、首相官邸フォンドから日越関係が示された資料を抽出、時代ごとに描かれている日越関係について分析したと語った。

以下、ズイ氏の報告内容を示す。

彼は、戦後から日越国交正常化までの時期を三つにわけ、それぞれを論じている。

• 1952-1959 日越貿易期

日越貿易協会が活躍し、ベトナム産の鉱石を日本が輸入するなど貿易が活発に行なわれていた時期である。第3アーカイブズセンターには、この時期に日本人イサム・フジタがベトナム銀行主査へ送った手紙が残されており、東南アジア最初の社会主義国家であるベトナム民主共和国の正しい情報を日本に提供してほしいとくり返し書かれていたと語った。フジタ氏の手紙は、中国にあるベトナム大使館を通じて4通送られており、日越交流の様子をうかがい知ることができる。

• 1959-1968 停滞期

この間は、貿易をふくめた交流活動がほとんど行なわれていなかった時期にあたる。その理由として、日本政府がベトナム共和国 (南ベトナム) 政府と戦後処理の条約を調印したことがあげられる。同時に、アメリカがベトナム民主共和国 (北ベトナム) に対して閉鎖政策をとっており、日本がそれを応援していたことも停滞の理由の一つである。こうした背景により、国家間の協定などは結ばれなかったが、わずかに企業間で購買、売買に関する契約が結ばれていたことが記録に残されているという。停滞のピークは1965年4月で、アメリカから日本に対しベトナム民主共和国との貿易活動を停止するよう要求があり、結果、石炭を輸出していたベトナム民主共和国に日本の船がこなくなり、貿易がストップしたそうである。

しかし、交流がまったく行なわれなかったわけではなく、日越共産党にかかわる活動として、ひそかに国民間の交流は行なわれた。日本からアーティスト団が訪れたり、ベトナム国立大学で1人の日本人の学生を受け入れたりなど、細く民間レベルでの交流が続いていた時期とズイ氏は語っている。



写真——ベトナム国立アーカイブズセンターの利用について報告するグエン・ホン・ズイ氏

(撮影：アーカイブズ学専攻事務室)

• 1968-1973 非公式な関係の再開と発展期

この期間が、日越国交正常化の前身となる両国関係発展の時期とズイ氏は位置づけている。ベトナム戦争が終結に向かうにつれ、政治事情が変化し、両国の協力関係が進んだ。この時期の日越間の貿易内容を詳述する資料が5年分残されており、なかにはベトナムが積極的に日本人専門官を招き、技術交流が行なわれていたことを示す内容が記載されていた。ベトナムからも日本へ弁護士の団体を送り、司法制度の研修が行なわれたという。こうした人々の活発な交流を経て、1973年9月21日に日越国交関係が樹立した。

戦後から国交樹立までの日越関係資料を調査することで、次の4点の結論を得たとズイ氏は語る。第1に、両国が政治的背景故に慎重を期しながらも交流に積極的に取り組んでいたことが理解できた。ベトナム民主共和国は、当初日本人の専門官を北部に入らせることに非常に慎重で、首相官邸資料内の議事録には、何度も討議を重ねた様子が残されているという。

第2に、政府がそこまで慎重であるにもかかわらず、貿易活動は非常に活発に行なわれていたということである。これは、時代背景として、高度経済成長期を迎えた日本には原材料が必要で、ベトナムは先端技術が必要だったので、専門官の受け入れに積極的だったことがあげられるとしている。

第3に人々の交流についてである。ズイ氏が入手した資料のなかにベトナムの縫製工場建設に関して専門官としてかかわったホリという人物のレポートがあるという。そのなかには、ベトナムの女性の人間性が非常に印象的だと書かれており、最後に「使命は果たしたが、帰国後日本人がよりベトナム人への理解が深まるようにしなければならない」とまとめられていたそうである。こうした民間の人々の交流が、正常化以前の国家間の関係のベースになっていたとズイ氏は指摘する。

最後に、日越関係全般に関する研究は多いが、戦後から1973年までの日越関係については、いまだ研究が少ないと語っている。ズイ氏が調査した資料は、すべてベトナム国立第3アーカイブズセンターに所蔵され、公開されているものである。日本側にも同様に記録が蓄積されているはずで、「日本ではこの間の研究は進んでいるのだろうか」と問題提起をして、ズイ氏は報告を終えた。

交流会で、単一の組織の資料群をなぜ時代ごとにわけて分析したのかを尋ねると、国立アーカイブズセンターでは、記述はフォンドレベルしかなく、そこから1枚の資料を見つけてという作業を続けなければならないという回答を得た。日越関係を見通すために、あえて時代ごとの分類を行なったということである。

おわりに 国を超えたデジタルアーカイブ構想と国際記述標準の可能性

討議の場で、トゥアン先生よりベトナムと日本そしてフランス三国の連携をより緊密にするために、共同デジタルアーカイブ構想が語られた。ベトナムにとって、日本は古くか

ら貿易を中心とした交流を行なってきた国であり、フランスはかつての宗主国である。国立公文書館のプロジェクトをさらに発展させた越日仏三国合同デジタルアーカイブ構想を樹立したいという熱意ある提案であった。

実現のためには各国独自の文書管理を超える共通の言語が必要になるであろう。そのために考えてみたいのは、アーカイブズ記述の国際標準である。

小原氏の報告のなかで、国立公文書館の日越45周年記念ウェブサイトでは、資料について共通して記述する項目はアーカイブズ記述の国際標準であるISAD (G) を参考したという報告があった。ISAD (G) は、異なる機関に所蔵されている資料をインターネットを通じて共有することを目的としている。記述標準を利用することで、館の独自性を超えて共有の項目を作成、記述することが可能になる。越日仏三国合同プロジェクトのためには、国際標準をもちいての記述が有用になってくるのではないだろうか。

ズイ氏も1点ずつの資料をキーワードから探すことには、ベトナム国立アーカイブズセンターは非常に検索機能が充実しているが、関連する資料を探すためには、日本の階層構造が示されたウェブサイトのやり方のほうが早いだろうと語っていた。

『記録史料記述の国際標準』には、「記録史料へのアクセスや記録史料のコントロールに際して複数の記録史料所蔵機関の連携や統一性が求められる場合には…中略…それらの情報の標準化ないし共通言語化が必要となる」⁴⁾と書かれている。国を超えての連携に必要とされるのは、この共通言語である。そのために、記録史料記述の国際標準であるISAD (G) を試用する価値はあると考える。

インターネットを利用し、国を超えてアーカイブズが利用できるようにしようというトゥアン先生の問題提起は、非常に重要である。実現するためにも、記述についての共通理解を深める交流を行なうことが重要になってくるであろう。

高埜利彦学習院大学名誉教授は、最後のあいさつで次のように語っていた。

「日越の交流が表面的、一方的なかたちにならないためには、お互いの文化を歴史を通して知り合うことが重要です。そのためにも、アーカイブズの所在、情報交換ができることが重要だと改めて感じたところです。今後も学問的に交流を継続していくということが意味を持って行くと思います。」

記録を共有することで、国家を超えて互いに理解しあうことができるという言葉は重い。次の機会には、ぜひインターネットを通じて互いの資料を利用するための記述についての合同討論が開催されることを期待している。

10周年記録集

10th
anniversary
record

10周年記録集

学習院大学大学院人文科学研究科 アーカイブズ学専攻 10年史

2008年

- | | |
|-------------|--|
| 4月1日 | 専攻開設 |
| 4月8日 | 入学式、専攻開設式（東1号館801室）、新入生ガイダンス |
| 4月11日 | 授業開始 |
| 4月12日 | 非常勤講師打ち合わせ会 |
| 5月10日 | 共同通信社の取材（FEATURE、2009年5月12日掲載） |
| 5月31日 | 放送ライブラリー見学 |
| 6月7日 | 学習院院史資料室見学 |
| 6月28日 | 埼玉県立文書館見学 |
| 7月12日 | 授業検討会 |
| 7月15日 | 東京修復保存センター見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ） |
| 8月2日 | 入試説明会 |
| 9月27・28日 | 大学院入試 |
| 10月16～23日 | デイビッド・グレイシー教授（客員研究員）滞日 |
| 10月18日 | 入試説明会・専攻開設記念講演会
（講演者：デイビッド・グレイシー教授） |
| 10月20日 | グレイシー教授特別授業 |
| 10月23日 | オマーン国国立公文書庁視察団来校 |
| 10月31～11月3日 | 国内研修旅行（沖縄県） |
| 11月4日 | 国立公文書館（保存部門）見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ） |

2009年

- | | |
|----------|-------------------|
| 1月9日 | 渋沢史料館見学（記録史料学研究Ⅱ） |
| 1月10日 | 授業検討会 |
| 2月13日 | 実習検討会 |
| 2月19・20日 | 大学院入試 |
| 3月8～11日 | 韓国研修旅行 |
| 4月8日 | 入学式、新入生ガイダンス |

- 4月11日 学生主催ウェルカム・ランチ (東1-801)
- 4月18日 「記録保存と現代」講師打ち合わせ会
- 5月15日 国立公文書館見学 (アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ)
- 5月31日 神奈川県立公文書館見学 (アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ)
- 6月12日 菊池光興客員教授・高埜利彦教授特別対談
- 6月20日 修士論文中間報告会
- 7月4日 授業検討会
- 7月11・12日 国内研修旅行 (茨城県・栃木県)
- 7月17日 紙資料補修実習
- 8月2日 入試説明会
- 9月26・27日 大学院入試
- 9月29日 有限会社資料保存器材見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 10月10日～11月8日 エリック・ケテラール教授 (客員研究員) 滞日
- 10月14・21・
11月4日 ケテラール教授特別講義
- 10月24日 入試説明会・講演会 (講演者: エリック・ケテラール教授)
- 11月14日 修士論文最終報告会
- 12月12日 東京都近代美術館フィルムセンター見学

2010年

- 1月7日 国文学研究資料館見学 (アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 1月12日 修士論文提出締切日
- 1月16日 授業検討会
- 2月15日 修士論文口述試験
- 2月18日・19日 大学院入試
- 2月20日 アンドリュー・プレスコット教授&ジェームズ・カラル博士 (グラスゴー大学) との交流会
- 2月24日 実習検討会
- 3月9日～12日 海外研修旅行 (中国・北京)
- 3月20日 修了式
- 4月8日 入学式
- 4月10日 新入生歓迎茶話会
- 4月17日 非常勤講師歓迎会
- 5月12日 国立公文書館見学 (アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ)
- 5月26・29日 博士論文準備報告会
- 6月6日 神奈川県立公文書館見学 (アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ)

- 6月19日 修士論文中間報告会
- 7月10日 授業検討会
- 7月12～27日 金翼漢先生（客員研究員）滞日
- 7月14日 金翼漢先生特別授業
「記録管理プロジェクトはこのように：事例紹介を中心に」
- 7月17・18日 国内研修旅行（長野県）
- 7月22日 第4回アーカイブズ学講演会
「文化資源アーカイビングの未来にむけて」
(講師：金翼漢先生)
- 8月1日 入試説明会
- 8月5～8日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月8日 専攻研究室移転（東1号館8階→北2号館6階）
- 9月14日 紙資料補修実習
- 9月22日 江東区役所総務課文書係見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
- 9月25・26日 大学院入試
- 10月1日 国立公文書館公文書館専門職員養成課程受講生来訪
- 10月23日 入試説明会・講演会
「跳び込もう!! アーカイブズの杜に：まだ踏み固められる前に未知の世界を探検しませんか」
(講師：菊池光興客員教授)
- 10月28～31日 海外研修旅行（韓国）
- 11月13日 修士論文最終報告会
- 11月19日 (株)資料保存器材見学（アーカイブズ・マネジメント論研究III）
- 12月3日 東京大学経済学部資料室見学（アーカイブズ・マネジメント論研究III）
- 12月11日 博士論文口述試験

2011年

- 1月7日 国文学研究資料館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究I）
- 1月11日 修士論文提出締切日
- 1月22日 授業検討会
- 2月16日 修士論文口述試験
- 2月18・19日 大学院入試
- 2月23日 アーカイブズ機関実習検討会
- 3月12日～17日 東日本大震災に伴い、事務室臨時閉室
- 3月20日 修了式（震災の影響により式典中止）・博士号学位授与式

- 4月8日 入学者ガイダンス（震災の影響により、式典中止）
- 4月16日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 6月8日 豊島区役所情報管理課見学（アーカイブズ・マネジメント論研究I）
- 6月18日 修士論文中間報告会・博士論文最終報告会
- 7月9・10日 国内研修旅行（京都府）
- 7月12日 紙資料修復工房見学（アーカイブズ・マネジメント論研究III）
- 7月21～23日 滋賀県長浜市史料調査（アーカイブズ・マネジメント論演習I）
- 7月24日 入試説明会
- 9月12～15日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月24・25日 大学院入試
- 9月28日 国立公文書館アーカイブズ研修III（公文書館専門職員養成課程
受講生来訪）
- 10月4日 紙資料補修実習（アーカイブズ・マネジメント論研究III）
- 10月15・18日 博士論文中間報告会
- 10月22日 入試説明会
- 11月2～5日 海外研修旅行（台湾）
- 11月12日 修士論文最終報告会
- 11月19日 フィリップ・モンゴメリ氏（テキサス医療センター図書館アーキ
ビスト）と学生の交流会
- 11月26日 国際セミナー
「アジア・アーカイブズ学研究拠点の形成と近現代アーカイブズ
資源の共用化」開催
（学習院大学東洋文化研究所・GCAS共催）
- 12月13日 神奈川県立公文書館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究III）

2012年

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 1月21日 授業検討会
- 2月15日 修士論文口述試験
- 2月20・21日 大学院入試
- 2月24日 アーカイブズ機関実習検討会
- 2月29日 『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻研究年報』創刊
- 3月20日 修了式
- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月14日 非常勤講師打合せおよび歓迎会

- 6月1日 高山正也（国立公文書館）客員教授就任
- 6月9日 博士論文最終報告会
- 6月16日 修士論文中間報告会
- 6月18日～7月1日 ルチアナ・デュランチ教授（客員研究員）招聘
- 6月19日 ルチアナ・デュランチ教授歓迎会
- 6月23日 国際セミナー「デジタル記録とアーカイブズ」
（京都大学大学文書館・GCAS共催、ルチアナ・デュランチ教授講演）
「デジタル記録の信頼性確保に向けて—インターパレスプロジェクトの成果」
- 6月25日 ルチアナ・デュランチ教授特別講義および夕食会
「The InterPARES Project and Beyond」
- 6月30日 ルチアナ・デュランチ教授講演会および歓送会
「Archival Diplomatics and Digital Records」
- 7月7・8日 国内研修旅行（群馬県・埼玉県）
- 8月5日 入試説明会
- 9月6～9日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月22・23日 大学院入試
- 9月26日 国立公文書館アーカイブズ研修III（公文書館専門職員養成課程受講生来訪）
- 10月2・6・16日 博士論文中間報告会
- 10月16日 ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学
アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部と学術交流協定締結
- 10月20日 入試説明会・講演会
「働きながらアーカイブズを学びませんか—在学生・修了生の声」
（講演者：中藁綾子、小根山美鈴）
- 11月1～4日 海外研修旅行（韓国・釜山）
- 11月8・9日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（広島）
大会・ポスター展示
- 11月27日 国立公文書館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ）
- 12月14・15日 日韓越国際アーカイブズ学セミナー（於：ベトナム国立大学ハノイ校）
- 12月21日 三井文庫見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）

2013年

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 1月18日 資料保存器材見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
- 1月19日 授業検討会
- 1月23日 東洋文庫見学（記録史料学研究Ⅲ）
- 2月13日 修士論文口述試験
- 2月21・22日 大学院入学試験（春期）
- 2月28日 『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』 Vol.2刊行
- 3月1日 アーカイブズ機関実習検当会
- 3月5日 紙資料補修実習
- 3月20日 修了式
- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月13日 新入生懇親茶話会
- 4月27日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 6月8日 博士論文最終報告会
- 6月15日 修士論文中間報告会
- 7月6・7日 国内研修旅行（宮城県仙台市）
- 7月24日 NHK放送文化研究所見学（アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ）
- 8月4日 入試説明会
- 9月4日 東京修復保存センター見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
- 9月5～8日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月21・22日 大学院入学試験
- 10月2日 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入（公文書館専門職員養成課程受講生来訪）
- 10月12日 博士論文中間報告会
- 10月26日 入試説明会・講演会
「働きながらアーカイブズを学びませんか？」
（講演者：土屋昌子、坂口貴弘）
- 11月1～4日 海外研修旅行（ベトナム・ハノイ）
- 11月14・15日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）
全国（東京）大会 共催・ポスター展示
- 11月16日 修士論文最終報告会
- 11月26日 国立公文書館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ）
- 12月25日 横浜開港資料館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）

2014年

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 1月18日 授業検討会
- 2月5日 博士論文口述試験
- 2月15日 修士論文口述試験
- 2月20・21日 大学院入学試験
- 2月21日 協定留学生（朱宣映さん）研究報告会、送別会
- 2月28日 アーカイブズ機関実習検討会
- 2月28日 『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』 Vol.3刊行
- 3月20日 修了式
- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月12日 新入生懇親茶話会
- 4月26日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 5月31日 博士論文最終報告会
- 6月7日 修士論文中間報告会
- 6月16～29日 任眞嬉（イム・ジンヒ）先生来日
- 6月19日 任眞嬉先生 特別授業
「ソウル特別市における業務と記録の分析による情報公開基準の策定」
- 6月21日 任眞嬉先生 講演会
「韓国におけるオープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動：＜記録文化＞を浸透させるために」
- 6月27日 任眞嬉先生 特別授業
「韓国国家記録院における電子長期保存のためのDRAMBORAに基づくリスクマネジメント研究」
- 7月18・19日 国内研修旅行（静岡県静岡市、沼津市）
- 8月3日 入試説明会
- 8月20日 紙資料補修実習
- 9月6～9日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月20・21日 大学院入学試験
- 10月1日 国立公文書館アーカイブズ研修III 受入（公文書館専門職員養成課程受講生来訪）
- 10月25日 入試説明会・講演会「私のアーカイブズ学研究」（講演者：松山龍彦、矢野篤）

10月25日	博士論文中間報告会
11月8日・22日	
11月1～4日	海外研修旅行（台湾・台北）
11月5日	デボラ・ノリス教授特別講義「国際的課題としての写真の保存」 （アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
11月8日	修士論文最終報告会
11月10日	資料保存器材見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
11月13・14日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協） 全国（福岡）大会 共催・ポスター展示
11月18日	日本近代文学館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）

2015年

1月10日	修士論文提出締切日
1月17日	授業検討会
2月13日	修士論文口述試験
2月19・20日	大学院入学試験
2月28日	アーカイブズ機関実習検討会
2月28日	『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ 学専攻研究年報』Vol.4刊行
3月20日	修了式
4月8日	入学式および入学者ガイダンス
4月11日	新入生懇親茶話会
4月18日	非常勤講師打合せおよび歓迎会
5月23日	博士論文最終報告会
6月6日	修士論文中間報告会
7月11・12日	国内研修旅行（三重県津市、松阪市）
9月3～6日	島根県飯南町旧町村役場文書調査
9月18日	東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館見学 （アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
9月19・20日	大学院入学試験
9月30日	国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入（公文書館専門職員養成 課程受講生来訪）
10月10日	博士論文中間報告会
10月24日	入試説明会・講演会 「より良き社会のために―「記録」が語るもの」 （講演者：松岡資明）

- 10月27日 国立公文書館見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ）
- 11月1～4日 海外研修旅行（韓国・ソウル）
- 11月7日 修士論文最終報告会
- 11月17日 白岩洋子氏特別講義
「記録を残すために一写真資料保存修復の基礎」
（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
- 11月21日 博士論文中間報告会
- 11月27日 ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学アーカイブズ・文書
管理学部訪問団来訪
- 11月28日 ワークショップ「東アジアから見た阮朝アーカイブズ」
（学習院大学東洋文化研究所との共催）
- 12月7日 東京大学経済学部資料室見学（アーカイブズ・マネジメント論研
究Ⅲ）
- 12月21日 三井文庫見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）

2016年

- 1月12日 修士論文提出締切日
- 1月25日 アーカイブズ保存ワークショップ
「傷んだ資料を補修する／保存容器を作る」
- 1月30日 アーカイブズ機関実習検討会
- 2月13日 修士論文口述試験
- 2月19・20日 大学院入学試験
- 2月27日 授業検討会
- 2月28日 『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻研究年報』Vol.5刊行
- 3月20日 修了式
- 4月3日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月9日 新入生懇親茶話会
- 4月16日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 5月5日 常総市水損公文書の洗浄・復元作業実習（アーカイブズ・マネジ
メント論研究Ⅲ）
- 5月28日 博士論文最終報告会
- 6月11日 修士論文中間報告会
- 6月18・19日 国内研修旅行（北海道札幌市）
- 7月29日 紙資料補修実習
- 7月31日 入試説明会

- 8月5日 国文学研究資料館見学（アーカイブズマネジメント論研究Ⅲ）
- 8月29日 NHKアーカイブス見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
- 9月13日 チリ・アーキビスト協会会長エウゲニオ・バストス氏・講演会
「チリ共和国におけるアーカイブズとアーキビストに関する概観」
- 9月17・18日 大学院入学試験
- 9月28日 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入
（公文書館専門職員養成課程受講生来訪）
- 10月10～28日 馮恵玲（フォン・フェイリン）先生来日
- 10月15日 馮恵玲先生講演会
「デジタルメモリーとアーカイブズ資源開発—中国における現状を中心に」
- 10月19日 馮恵玲先生特別講義
「中国の電子記録管理プロセスを推進するためのコンビネーション計略」
- 10月22日 入試説明会講演会
「アーカイブズへの理解を社会に広げるために—いま、アーキビストに望むこと」
（講演者：松岡資明）
- 11月19日 修士論文最終報告会
- 11月26日 ワークショップ「東アジアから見た阮朝地方アーカイブズの世界」
（学習院大学東洋文化研究所との共催）
- 12月3・10日 博士論文中間報告会
- 12月10日 博士論文最終報告会

2017年

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 2月14日 修士論文口述試験
- 2月17・18日 大学院入学試験
- 2月25日 授業研究会・アーカイブズ機関実習検討会
- 2月28日 『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』 Vol.6刊行
- 3月20日 修了式
- 3月25日 安藤正人教授退職講演・教職員歓送会
- 4月3日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月8日 新入生懇親茶話会
- 5月20日 博士論文最終報告会

- 6月10日 修士論文中間報告会
- 7月15・16日 国内研修旅行（福岡県）
- 7月22日 公開講演会「世界記録遺産プログラムとベトナムの取り組み」
（講演者：ヴァー・ティ・ミン・フォン氏、通訳：宮沢千尋氏）
- 7月30日 入試説明会
- 9月9日 NHKアーカイブス見学（アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ）
- 9月16・17日 大学院入学試験
- 9月27日 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入
（公文書館専門職員養成課程受講生来訪）
- 10月28日 入試説明会・講演会
「日本のアーカイブズ、その過去、現在、未来」
（講演者：松岡資明氏）
- 11月3～6日 海外研修旅行（ベトナム・ハノイ）
- 11月18日 修士論文最終報告会
- 12月2日 博士論文中間報告会・同最終報告会

10周年記録集

学習院大学大学院人文科学研究科

アーカイブズ学専攻 博士論文・修士論文

2009年度

〈修士論文〉

- 浅野 真知 中華民国初期の文書・档案制度
——「公文程式」と「文件保存規則」の問題を中心として
- 小根山美鈴 海外引揚関係文書を中心とした村役場文書のアーカイブズ学的研究
——愛媛県旧魚成村役場文書を事例にして
- 筒井 弥生 アテナイのアーカイブズ・システムについての一考察
- 平野 泉 現代個人のアーカイブズに関する事例研究——永山則夫とその記録
- 松尾 美里 アーカイブズをめぐる〈公共性〉について
——テレビ・アーカイブズを事例として

2010年度

〈博士論文〉

- 東山 京子 台湾総督府文書のアーカイブズ学的研究
——近代公文書学の構築に向けて

〈修士論文〉

- 池永 禎子 ミュージアム・アーカイブズ構築に関する一考察
——国際動向と日本の課題
- 石原 香絵 米国におけるフィルムアーキビストの養成
——L. ジェフリー・セルズニック映画保存学校の事例を中心に
- 橋本 陽 戦前期の村役場における兵事関係文書の記録管理——滋賀県東浅井郡大郷村役場兵事係文書について
- 松村光希子 大日本帝国議会資料の保存についての基礎的な考察
- 矢野 篤 「廣池千九郎関係資料」の生成と管理に関する基礎的研究
- 山口 学 タイ国立公文書館所蔵日タイ合同委員会および同盟国連絡事務局事務所の構造研究を中心とした日本とタイにおける第2次大戦中の日タイ関係史料の分析

- 陸 燕 日本における民間アーカイブズに関する事例研究
——賀川豊彦記念・松沢資料館を中心として
- 渡辺 美喜 企業資料の保存・利用に関するアーカイブズ学的研究
——高島屋史料館とその所蔵資料について
-

2011年度

〈修士論文〉

- 土屋 昌子 私立学校における記録史料の保存と活用
——短大誌編纂を契機として
- 松井 隆 高等学校同窓会のアーカイブズ構築に関する考察
——東京都立両国高等学校同窓会「淡交会」を事例として
- 齋藤 明典 日本におけるアーカイブズ記述ソフトウェアICA-AtoMの実用化のための基礎的研究
- 齋藤 柳子 公文書管理の現用から非現用段階へ導く評価選別の考え方と運用方法
- 安田 達朗 Google Earthからの公文書検索
-

2012年度

〈修士論文〉

- 大木 悠佑 機能分析にもとづくレコードキーピング・システム構築に関する研究
——八王子市市史編さん室を事例として
- 阿久津美紀 社会福祉施設アーカイブズの構築を目指して
——エリザベス・サンダース・ホームにおける資料調査の実践から
- 齋藤 歩 国際的な近現代建築記録管理論による日本の建築アーカイブズに関する基礎的研究
- 雫石 忠宏 地方自治体における協働事業推進のための情報環境の整備について
——アーカイブズシステムの構築による市民活動支援機関等の機能の充実に向けて
-

2013年度

〈博士論文〉

- 坂口 貴弘 米国型記録管理システムの形成とその日本的展開

〈修士論文〉

- 松山 龍彦 キリスト教結社好善社文書の調査・編成記述・資源化に関する基礎的研究

蓑口 愉花 アーカイブズにおける資料の多角的有効利用

2014年度

〈修士論文〉

- 澁谷 梨穂 アーカイブズの普及活動
——次世代を担う子どもたちを対象として
- 金 甫榮 イギリスと日本におけるビジネスアーカイブズ戦略及びその基盤としての登録簿構築に関する研究
- 清水ふさ子 企業資料におけるアーカイブズの存在意義と国際標準適用による記述の試み——資生堂企業資料館の昭和期資料を事例として
- 白 種仁 質的社会調査資料におけるアーカイブズ化とその課題
- 渡邊 健 日本の地方自治体における公文書管理条例の制定過程についての研究

2015年度

〈博士論文〉

- 石原 香絵 日本におけるフィルムアーカイブ活動の歴史に関する研究

〈修士論文〉

- 小池真理子 民間所在資料の構造分析と目録編成に関する研究
——山梨県大月市星野家文書を対象として
- 和田 直大 民間所在文書の整理と管理に関する事例研究
——東京都北区・西ヶ原地区柏木家文書
- 渡辺 彩香 近代文学アーカイブズの構築に関する基礎的研究

2016年度

〈修士論文〉

- 奥沢 麻里 「帝都復興事業」関係文書のアーカイブズ学的研究
- 川田 恭子 実業家村井吉兵衛関連記録の調査と編成・記述に関する基礎的研究
- 國澤 修平 金融システムと記録管理——“組織論”から“制度論”へ
- 高野 彩香 ファッション・アーカイブズ構築の基礎的研究
- 田中 智子 日本における大学アーカイブズの役割および組織運営
- 千代田裕子 地方自治体における空中写真の保存と利活用に向けた基礎的研究
——広島県立文書館におけるアナログ空中写真のアーカイブズ構築を事例として

- 中野 陽香 電子記録の初期的管理に関する基礎的考察
- 難波 秋音 美術館における組織記録のアーカイブズ構築
——東京都美術館ミュージアムアーカイブズを中心に
- 藤村 涼子 国立大学のアーカイブズ収蔵施設における業務記録の管理に関する研究
——受入業務関係記録を中心に
- 薬袋 未夏 地域アーカイブズにおける写真資料のデータ構築とその活用法
- 宮平さやか マンガの資料管理・保存に関する基礎的研究
——マンガアーカイブズの構築に向けて

(10周年記録集担当 那須香織)

彙報

miscellany

国内研修旅行

1日目●香川県立文書館

五十嵐 和也

アーカイブズ学専攻では毎年夏に国内研修旅行として全国各地のアーカイブズ機関を巡っている。本年度も例年通り2018年7月に予定していたが、中国・四国地方を西日本豪雨が襲ったため、残念ながら出発日前日に香川研修旅行は中止となった。しかし、香川県立文書館、三豊市文書館の両館のご厚意により、4ヶ月後の11月3～4日に晴れて香川研修旅行の開催が叶った。見学を受け入れてくださった両館に心から感謝申し上げる。

初日は品川駅に集合し西に向かった。岡山駅までは新幹線で向かい、岡山からはマリナーライナーに乗り換え一路高松を目指した。私は瀬戸内海を見たのは初めてであったが、マリナーライナーから見たその澄んだ美しさには感動を覚えた（この時期、私の地元・新潟から見える日本海 一晩秋から冬場にかけて一は荒れていることが多く、まるで松本清張のサスペンスドラマか東映映画のオープニングに出てきそうな雰囲気なのである）。

高松に到着した我々は、まず香川県立文書館を訪れた。同館は平成6年（1994）に国内では23番目、四国では徳島に次いで2番目に設置された都道府県立文書館であり、県の行政文書や県内の古文書等を収集・整理・保存し、その公開を行っている機関である。

嶋田典人館長のご案内で館内を見学させていただいたが、閲覧室や執務室、書庫は非常に広く開放感に溢れていた。設備もさることながら、私が最も関心をもったのは学校資料の扱いであった。香川県立文書館では、統廃合されることとなった県立高校へ出向き収集した「学校アーカイブズ」が多数保存されているのである。市町村合併・少子化の影響により各地で学校の統廃合が進んでいることは多くの人が認識を共有しているだろう。現に、私がかつて通っていた小学校（新潟市立木場小学校、というのがその校名であった）も生徒数の減少により、2004年3月に同様の状況であった周辺2校とともに統合され、廃校となった。学校は、個人・家族にとって、あるいは地域にとってある種のアイデンティティになり得るものだろう。度々自分の例に引き付けて恐縮だが、例えば先に述べた小学校は明治期の創立であり、私の家では曾祖父・祖父・父・兄および私と4代続けて通っていた学校であるとともに、また近所の家の人々も同様の状況で、明らかに「小学校」が地域的紐帯の役割を果たしているように思われた。市町村立小学校と県立高校ではやや状況が異なるかもしれないが、学校資料を文書館側から積極的に収集している体制には感銘を受けた。文書館の公立学校資料には、文書館の親機関、すなわち自治体からの移管という形をとる「機関アーカイブズ」としての資料と、統廃合された学校から収集する「収集アーカイブズ」としての資料、2つの性格の資料が存在する。香川県立文書館で今回見せていただいたのは後者の資料であった。今後加速度的に進行していく少子高齢化のなかで学校の統廃合はますます進んでいくものと思われるが、学校の廃校は「一つの教育機関の消失」であるだけでなく、「個人・人の思い出の場の消失」でもある。やや悲観的なことを書いたが、そのなかで学校資料には「思い出の場」を甦らせる力があると思う。学校資料を「学校アー

カイズ」]として保存し公開していく重要性、それが今回の香川県立文書館での見学で一番考えたことであった。

2日目●三豊市文書館

中村 友美

香川研修旅行2日目は、午前中に三豊市の三豊市文書館を訪問した。三豊市は香川県西部に位置し、2006年に7つの町が合併して誕生した市である。宮田克成館長のご案内の下、文書館の概要についてレクチャーを受け質疑応答を終えた後に、書庫を中心に館内を見学した。

三豊市誕生当初は、旧町文書の保管を目的に書庫の整備事業が始められたが、当時の副市長の提案により香川県立文書館を参考とした文書館の設置計画が進められることになった。いわゆるトップダウンでの推進により、2007年6月に「三豊市公文書館条例」が公布、文書館設置が決定したという経緯がある。その後「三豊市文書館協議会」の発足、同協議会の答申に基づく「文書館基本構想及び運営計画」の策定、施設の耐震及び書架増設工事を経て、2011年6月に開館した。このように自治体史編纂等を母体としておらず、公文書管理・保存の観点から設置された文書館であるため、古文書は収集・保存の対象としていない（古文書については教育委員会生涯学習課で扱われている）。

現在は総務部総務課の所管で、歴史公文書・行政資料の収集・整理・保存といった日常業務は5名の職員によって担われている。受入れにあたっての評価選別は、4～6月に本庁書庫、7～12月に出先機関というスケジュールで行っている。目録は7つの旧町ごとに作成されており、ホームページではPDF形式で提供されている。

三豊市文書館は2015年度から土日も開館するなど利用者向けのサービスに努めており、普及啓発活動にも積極的に取り組んでいる。展示については年3回企画展を開催しており、訪問時には秋期企画展『三豊の豪家～山本と財田～』を見学することができた。中国・四国地方の文書館では毎年6月、普及活動の一環として「アーカイブズウィーク」という共同企画を行っている。文書館業務に対する理解の拡大とアーカイブズの保存・活用の促進を目的としており、イベント内容や会期は各文書館に任されている。三豊市文書館は2012年から参加し、「はじめての文書館！」と題して利用方法や業務体験、書庫見学など、文書館の裏側を体験する講座を開催している。文書館同士が連携するため話題性が大きく、マスコミの注目も集めやすいユニークな取り組みである。

地域との連携については、学校とのつながりが深いことも特徴として挙げられる。文書館は統廃合により行き場を失った学校アーカイブズの受入れの場として機能しており、三豊市に先立って訪問した香川県立文書館にも共通することとして、印象に残った。

午後は金刀比羅宮に移動し、思い思いに境内や参道の散策を楽しんだ。好天に恵まれたこともあり、巖魂神社（奥社）までの1368段の石段を駆け抜けた参加者も多くいた。

金刀比羅宮を後にJR琴平駅から特急南風に乗車、穏やかな瀬戸内の海と島々を視界におさめ、岡山駅から新幹線で帰路についた。

行事(2017-2018年度)

2017年度

日程	行事
1月10日	修士論文提出締切日
2月14日	修士論文口述試験
2月17日、18日	大学院入学試験(春期)
2月24日	授業研究会・アーカイブズ機関実習検討会
2月28日	『GCAS Report: 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 7刊行
3月20日	修了式
3月24日	高埜利彦先生・アーカイブズ学専攻メンバー歓送会

2018年度

日程	行事
4月3日	入学式および入学者ガイダンス
4月14日	新入生懇親茶話会
4月14日	非常勤講師打合せおよび歓迎会
6月23日	修士論文中間報告会(報告者: 11名)
8月4日	入試説明会
9月12日	国立公文書館アーカイブズ研修III 受入(公文書館専門職員養成課程受講生来訪)
9月15日、16日	大学院入学試験(秋期)
10月27日	入試説明会・講演会「私はこんなふうにはアーカイブズ学を研究した: 修了生の声を聴く!」(講演者: 阿久津美紀氏・難波秋音氏)
11月3日、4日	国内研修旅行(香川県)
11月17日	修士論文最終報告会(報告者: 9名)
11月22日~12月5日	ダオ・ドゥック・トゥアン先生来日
11月24日	ワークショップ「日本のベトナム関係アーカイブズ ベトナムの日本関係アーカイブズ」(学習院大学東洋文化研究所、学習院大学人文科学研究科との共催)
12月1日	ダオ・ドゥック・トゥアン先生特別講義「ベトナムにおけるアーキビストの養成」
12月8日	国際研究集会「地域持続におけるアーカイブズやアーキビスト等の果たす役割」
12月15日	博士論文中間報告会(報告者: 3名)



高埜利彦先生大歓送会



2018年度入学式



2018年度入試説明会



国内研修旅行 - 香川県立文書館



国内研修旅行 - 三豊市文書館



日越ワークショップ



トゥアン先生特別講義



国際研究集会

研究テーマ・研究成果(教員)

氏名	分類	研究成果
入澤 寿美	研究テーマ	アーカイブズと情報処理 研究報告(共著) 入澤寿美、勝野喜以子「伴走者型支援のためのシステム開発」(『学習院大学計算機センター年報』Vol.38、2018年3月、127-131頁)
下重 直樹	研究テーマ	日本近現代の記録史料学、記録管理制度研究
	論文	「戦前政党内閣確立期における政策の協調と対立—北海道第二期拓殖計画の策定過程を中心として—」(『学習院大学文学部研究年報』第64号、2018年3月、215-246頁)
	論文	「公文書管理と「説明責任」—民主主義の根幹を支えるために」(『Journalism』No.337、2018年6月、50-58頁)
	講演	「日本国憲法とわたしたち」(目黒区社会教育講座、2018年2月25日～2018年3月11日(全3回)、東京) 講演「帝国憲法改正をめぐる歴史群像—「憲法大臣」金森徳次郎を中心にして—」(放射線同友会、2018年7月25日、東京)
	講演	「変わる公文書管理・アーカイブズシステム—政府の制度改善を中心に—」(群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会専門講座 2018年11月29日、群馬)
	講義	「近現代日本における公文書管理とアーカイブズ」(独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅰ」2018年8月27日、東京)
	講義	「近代日本公文書管理史—公文書管理制度の形成と展開—」(独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅲ」、2018年11月12日、東京)
武内 房司	研究テーマ	東アジアの記録史料学
	翻訳書	武内房司著；海丹訳「在鳴神与鳴官之間：清代貴州苗族林業契約文書中の苗族習俗与糾紛解決方式」鄧建鵬主編『清帝国司法的時間，空間和参与者』北京：法律出版社，2018年1月，263～286頁
	著書(共著)	「天地会とベトナム南部社会：民衆運動に見るベトナム近代の政治文化」趙景達編『儒教的政治思想・文化と東アジアの近代』東京：有志舎，2018年3月，299～322頁
	論文	「清代民衆宗教に見る宗教的回心の諸相：安丸良夫の民衆宗教研究に寄せて」『アジア民衆史研究』23集，2018年5月，59-69頁
千葉 功	研究テーマ	日本近代史
保坂 裕興	研究テーマ	アーカイブズ学、アーキビスト教育
	論文	「文書に命を吹き込むアーカイブズ制度のために」(高埜利彦編著『近世史研究とアーカイブズ学』、青史出版、2018年)

氏名	分類	研究成果
	その他の著作	「(座談会) 記録を残し伝える仕事-アーキビストを目指す時代がやってくる!-」(『国立公文書館ニュース』第14号、2018年6月)
	講演等	「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」(企業史料協議会主催、ビジネスアーキビスト研修講座、2018年10月1日、東京大学)
	講演等	「アーカイブズの歴史」(「<地域資料講座>アーカイブズの過去・現在・未来~わたしたちにとって「公文書」とは何か~」、国立市公民館、2018年10月19日)
	講演等	「公文書管理の役割と今日的課題」(第20期自治政策講座<2018>、自治体議会政策学会、2018年10月24日)
湯上 良	研究テーマ	ヨーロッパの記録史学、アーカイブズ史
	論文	「イタリア統一前後におけるアーキビスト-制度の確立と理論的発展-」(『アーカイブズ学研究』第28号、2018年6月、30-42頁)
	講演	「禁書-グーテンベルクから百科全書まで」(イタリア文化会館イタリア・ブックフェア2018、2018年4月8日、東京)
	講演	「記録を守り、記憶を伝えるイタリア」(イタリア研究会 第456回例会、2018年6月21日、東京)
	講演	「近世後期の情報管理-ヴェネツィアとヨーロッパとの比較-」(イタリア言語・文化研究会 第156回例会、2018年10月6日、東京)
	講演	「Documenti sulla storia della cristianita in terra di missione: il Progetto Marega della Biblioteca Apostolica Vaticana」(Mario Marega Testimone del '900, Il Giappone sotto la lente di un missionario salesiano、2018年12月20日、ローマ)
	その他	「ローマで日本の古文書を共有/活用する-マレガプロジェクト講演会・くずし字講座」(人間文化研究機構基幹研究プロジェクト・ニューズレター『きざし』第2号、2018年3月、7頁)
	その他	「イタリア史研究者がのぞき見た日本史と資料の世界」(『地中海学会 月報』第410号、2018年5月)
	その他	「記憶伝える文書管理制度を」(『毎日新聞』朝刊、2018年9月18日、第11面)

研究テーマ・研究成果(学生)

学年	氏名	分類	研究成果
D3	松村 光希子	研究テーマ	議会文書の保存についてのアーカイブズ学的研究
D3	大木 悠佑	研究テーマ	日本型レコードキーピング・システム設計のための研究
		論考	「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー—Australasiaの公記録法の視点から—」(『アーカイブズ学研究』第29号、2018年12月、77-100頁)
		報告	「オーストラリア・アーキビスト協会2017年大会に参加して」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.7、2018年2月、100-104頁)
		学会発表	「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー—Australasianの公記録法の視点から—」(日本アーカイブズ学会2018年度大会企画研究会、2018年4月22日、東京)
D3	清水 ふさ子	研究テーマ	企業資料におけるアーカイブズ機能の制度設計について
		参加記	「JSAS/LSS主催シンポジウム「情報管理専門職をめぐる民間企業と大学・学界—記録情報管理の現状と研究教育・人材育成—」参加記」(『アーカイブズ学研究』No.28、44-48頁、日本アーカイブズ学会、2018)
		学会発表	「公文書から社史に描かれた企業活動を読み解く—国立公文書館収蔵の企業関連資料の調査分析を事例として—」(日本アーカイブズ学会2018年度大会自由論題研究発表会、2018年4月22日、東京)
		学会発表+パネリスト	「小峰研究所収蔵・王子脳病院資料の概要とその調査分析について」(日本精神医学史学会シンポジウムI「精神医療史とアーカイブズ—診療録等の保管と研究利用の現状」2018年11月10日、福岡)

学年	氏名	分類	研究成果
		展示	国際シンポジウム「精神医療の「過去」と「現在」を展示する—医学史博物館と美術ギャラリーの社会的役割をめぐって—」関連展示4「戦前東京における私立精神病院—王子脳病院／小峰病院の事例」(慶應義塾大学日吉キャンパス研究発信特設ギャラリー、2018年9月17日～18日、神奈川県)
D3	白 種仁	研究テーマ	人権記録の分析と保存システムの構築に関する研究—韓国における北朝鮮人権記録の事例を通じて—
D3	李 華瑩	研究テーマ	日本と中国におけるデジタルアーカイブズに関する開発と利用の比較研究
		報告	InterPARES Trust北京2017年大会に参加して(『GCASReport学習院大学人文科学研究科アーカイブズ学専攻年報』Vol.7、2018年2月、88-92頁)
D2	川田 恭子	研究テーマ	アーカイブズ機関の公開条件に関する研究
		資料紹介	資料紹介 0002スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料 (「環境アーカイブズ ニュースレター」第3号 2017、2018年3月1日、6頁)
		学会発表 (ポスター)	アーカイブズの資料保存における専門職連携—村井吉兵衛資料を事例として (日本アーカイブズ学会2017年度大会、2018年4月22日、東京)
		報告	薬害スモン資料について (2018年度公害資料館ネットワーク資料研究会 2018年10月6日、東京)
		ワークショップ	展示キャプションの作成を通じて資料整理の方法を学ぶ (第6回公害資料館連携フォーラムin東京 分科会15-1 2018年12月15日、東京)
D2	高科 真紀	研究テーマ	光源の違いによる近現代アーカイブズの劣化に関する実証研究
D1	山永 尚美	研究テーマ	行政映画の史的展開とアーカイブズ制度に関する研究
		報告書	「ビデオギャラリーSCAN及び中谷芙二子活動アーカイブ」(文化庁平成29年度メディア芸術アーカイブ推進支援事業、2018年3月、担当：中谷芙二子関連資料の所蔵物調査・整理)

学年	氏名	分類	研究成果
		報告	「岩波映画製作所『たのしい科学』とその制作資料について」(映像と科学教育の研究会、2018年6月15日、東京)
		論文	「映画の製作会社における記録管理と製作プロセスについての考察-1960年代前半の岩波映画製作所を事例として-」(『学習院大学人文科学論集』、第27巻、2018年11月、183-209頁)
M2	小澤 梓	研究テーマ	都道府県の公文書館が行うインターネットを用いた普及活動に関する基礎的な研究-Web2.0との関わりを中心に-
M2	重野 綾奈	研究テーマ	近代における尚家文書の管理と保存について
M2	五十嵐 和也	研究テーマ	近世から現代にかけて形成された地域アーカイブズの編成記述と構造分析に関する基礎的研究-越後国蒲原郡横越市村家文書の整理を通じて-
		書評	「書評 国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ-地域社会の持続に向けて-』」(『GCAS report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.7、54-61頁、2018)
		動向	「日本アーカイブズ学会2018年度大会参加記」(『アーカイブズ学研究』27号、2018)
M2	井上 いぶき	研究テーマ	日本中世における文書保管の実態-絵図資料から見た文書収蔵保管施設・道具を参考に-
		書評	井上幸治「古代中世の文書管理と官人」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.7、2018年2月、70-76頁)
M2	片岩 真由	研究テーマ	「満州国」における文書管理と文書管理制度
M2	朱牟田 奏人	研究テーマ	科学者個人の資料における構造認識と編成のための記録史料学的手法の実践-中谷宇吉郎の史料の資源化を例に-
M2	鈴木 志歩	研究テーマ	近世近代文書の整理と地域への還元について-旧紙屋鈴木家文書を例として-
M2	中村 友美	研究テーマ	茶道アーカイブズの構築に関する基礎的研究-幽清会川浪家文書を事例として-
		書評	中京大学社会科学研究所編『知と技術の継承と展開 -アーカイブズの日伊比較-』(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.7、2018年2月、62-69頁)

学年	氏名	分類	研究成果
M2	那須 聡子	研究テーマ 報告	ミュージック・アーカイブズ、20～21世紀音楽文化史、Olivier Messiaen、松平頼則 「IAMLリーガ大会に参加して」『GCAS Report 学習院大学大学院人科学研究科アーカイブズ学専攻年報』Vol. 7 (2017年度)
M2	山田 菜美	研究テーマ	図書館の活動と記録管理に関する研究—田原市図書館を事例として—
M2	山本 美波	研究テーマ	(福島県浪江町における) 震災関連公文書の保存と公開に関する検討
M2	吉原 恵理子	研究テーマ	地域版アーツカウンシルのアーカイブズ構築に関する研究 —アーツカウンシル東京を事例として—
M2	朴 燦義	研究テーマ	日本の先行事例を通じて見た地震記録の定義と類型
M1	荒木 康輔	研究テーマ	公文書に関する法制面での課題と対策の考察
M1	王 イー	研究テーマ	日中の新聞における対パンダ外交アーカイブズ
M1	小川 実佳子	研究テーマ	ファッションアーカイブズに関する基礎的研究
M1	金本 弘之	研究テーマ	企業における情報資源の有効活用とアーカイブズ化のための方法に関する研究
M1	廣瀬 成美	研究テーマ	民間団体アーカイブズの保存と活用—美術館・博物館におけるアーカイブズの構築—
M1	大西 智子	研究テーマ	赤十字のアーカイブズ・マネジメントの研究—赤十字国際委員会 (ICRC) と諸外国赤十字社から学ぶ—

論文題目2017年度

年度	分類	氏名	題目
2017	博論	阿久津 美紀	社会的養護に関する記録管理—ケアリーヴァーの記録へのアクセスとその有用性—
2017	博論	渡邊 佳子	日本における戦前期統治機構の文書管理の基礎的研究—近代的アーカイブズ制度成立の歴史的前提—
2017	修論	佐藤 崇範	元パラオ熱帯生物研究所研究員の個人資料を対象とした編成と記述
2017	修論	亀野 彩	賀川豊彦関連慈善事業資料の概要調査と編成・記述に関する基礎的研究—財団法人雲柱社賀川豊彦記念松沢資料館の協同牛乳株式会社資料を中心に—
2017	修論	山永 尚美	映画の制作資料の資源化に関する基礎的研究—岩波映画製作所を事例として—

授業2018年度

授業名
英語名
教員
概要

アーカイブズ学演習 [アーカイブズ学研究法]

Seminar in Archival Science (Archival research methodology)

保坂 裕興・下重 直樹

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職として実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ [アーカイブズ整理記述論]

Seminar in Records and Archives Management I (Arrangement and description of archives)

加藤 聖文 (国文学研究資料館准教授)

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ [アーカイブズ情報処理論]

Seminar in Records and Archives Management II (Information technology in archives)

入澤 寿美

コンピューター情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワーク・システムについて学ぶ

アーカイブズ実習

Practice in Archives

保坂 裕興・下重 直樹

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

アーカイブズ学理論研究Ⅰ [アーカイブズ学基礎理論研究]

Archival Basics I (Fundamental archival theories)

下重 直樹

情報理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職論などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

アーカイブズ学理論研究Ⅱ [日本及び海外アーカイブズ史]

Archival Basics II (History of archives)

保坂 裕興・下重 直樹

世界と日本におけるアーカイブズの発展過程をたどり、民主主義を支える根幹システムとしての将来を展望する

アーカイブズ学理論研究Ⅲ [海外アーカイブズ学文献研究]

Archival Basics III (Overseas archival science literature)

平野 泉 (立教大学共生社会研究センター)

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

アーカイブズ学理論研究Ⅲ [情報科学]

Archival Basics III (Information science)

久保山 哲二

デジタルアーカイブを支える様々な情報技術について概観するとともに、その背後にある情報科学の原理について学ぶ

記録史料学研究Ⅰ [前近代の組織と記録]

Studies on Records and Archives I (Pre-modern organizations and records)

西村 慎太郎 (国文学研究資料館准教授)

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

記録史料学研究Ⅱ [近現代の組織と記録]

Studies on Records and Archives II (Modern organizations and records)

下重 直樹

国、地方自治体等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

記録史料学研究Ⅱ [近現代の私的記録とオーラル・ヒストリー]

Studies on Records and Archives II (Private archives and Oral History)

下重 直樹

経済その他の私的領域で発生する記録について記録史料学的に検討し、オーラルヒストリーも含めた新たな課題にも取り組む

記録史料学研究Ⅲ [中国近世・近代における記録史料]

Studies on Records and Archives III (East Asian records)

武内 房司

近世・近代の中国を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、中国社会における記録史料の意味と特質を考える

記録史料学研究Ⅲ [デジタル・アーカイブズ論]

Studies on Records and Archives III (Digital Archives)

下重 直樹、風間 吉之・吉田 敏也・高杉 美里 (国立公文書館)

コンテンツ管理システム、電子記録管理とアーカイブズ資源化、インターネットとリアル空間での複合・編成という観点からデジタル・アーカイブズを検討する

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ [現代アーカイブズ管理論]

Studies in Records and Archives Management I (Modern archives administration theory)

保坂 裕興

システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に管理、保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ [記録管理法制論]

Studies in Records and Archives Management I (Legal issues relating to archives)

早川 和宏 (東洋大学法学部法律学科教授)

アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ [公文書管理論]

Studies in Records and Archives Management II (Public Records and Archives administration)

中島 康比古・笥 雅貴・栃木 智子 (国立公文書館)

公文書管理法下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ [レコード・マネジメント論]

Studies in Records and Archives Management II (Records management)

古賀 崇 (天理大学教授)

レコード・マネジメント (記録管理) とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ [アーカイブズ保存論]

Studies in Records and Archives Management III (Preservation and conservation of archives)

青木 睦 (国文学研究資料館准教授)

紙媒体から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ [視聴覚アーカイブ論]

Studies in Records and Archives Management III (Audiovisual archive)

児玉 優子 (放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料／記録について考える

情報資源論Ⅰ [図書館情報学研究]

Studies in Information Resources I (Library and information science)

水谷 長志 (東京国立近代美術館)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

2018年度 学生数

博士前期課程	1年	6名
博士前期課程	2年	12名
博士後期課程	1年	1名
博士後期課程	2年	2名
博士後期課程	3年	5名
科目等履修生		3名

執筆者一覧 [五十音順]

浅井千香子 (あさい・ちかこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元副手

安藤正人 (あんどう・まさひと)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元教授

五十嵐和也 (いがらし・かずや)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

入澤寿美 (いりさわ・としはる)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

大木悠佑 (おおき・ゆうすけ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

大西智子 (おおにし・ともこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

金本弘之 (かなもと・ひろゆき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

川田恭子 (かわた・きょうこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

後藤佐恵子 (ごとう・さえこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元副手

清水ふさ子 (しみず・ふさこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

下重直樹 (しもじゅう・なおき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 准教授

高科真紀 (たかしな・まき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

高橋奈月 (たかはし・なつき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元副手

武内房司 (たけうち・ふさじ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

千葉功 (ちば・いさお)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

筒井弥生 (つつい・やよい)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 科目等履修生

ディララ・ディリシャティ

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 研究生

中村友美 (なかむら・ともみ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

那須香織 (なす・かおり)

学習院大学大学院人文科学研究科史学専攻 修
了生

那須聡子 (なす・さとこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

西山聖奈 (にしやま・せな)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元副手

朴燦義 (ぱく・ちゃんひ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

平野泉 (ひらの・いづみ)

立教大学共生社会研究センター

保坂裕興 (ほさか・ひろおき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

松岡資明 (まつおか・ただあき)

学習院大学客員教授、元日本経済新聞社編集委員

本岡彩 (もとおか・あや)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 副手

森本祥子 (もりもと・さちこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元助教、東京大学大学文書館 准教授

山田菜美 (やまだ・なみ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

湯上良 (ゆがみ・りょう)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 助教

李華瑩 (り・かえい)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

『GCAS Report』 2018年度編集委員

保坂裕興
下重直樹
大西智子
小澤梓
金本弘之
川田恭子
清水ふさ子
鈴木志歩
ディララ・ディリシャティ
朴燦義
山永尚美
李華瑩
湯上良（事務局）

Editorial Board 2018

Hirooki Hosaka
Naoki Shimojyu
Tomoko Ohnishi
Azusa Ozawa
Hiroyuki Kanamoto
Kyoko Kawata
Fusako Shimizu
Shiho Suzuki
Dilixiati Dilala
Park Chanhui
Naomi Yamanaga
Li Huaying
Ryo Yugami (Secretariat)

編集後記

編集委員：金本 弘之

企業人の生活から一転して大学院の世界に身を置き、早や1年。各分野の第一線の先生方による講義、各種シンポジウム、アーカイブズ機関での実習、香川研修旅行、研究テーマに関する報告・討論など、新たな世界で実に多くの学びと出会いがありました。そして、今回8号目となる『GCAS Report』にも参画させていただきました。猛暑の中、実家のある瀬戸内海の島で執筆に悪戦苦闘したことが遠い昔の出来事のように思い出されます。編集委員として携わったこの貴重な経験を活かし、今後も本専攻の研究誌の発展に少しでも関与していければと思います。

事務局：湯上 良

『GCAS Report』 Vol.8をお届けします。本号では、専攻開設に尽力され、2018年3月に退職された高埜利彦教授への、専攻教員ならびに歴代助教・副手からのご退職に寄せたメッセージを掲載しています。また、留学生を含む在學生やOGの方々からは、研究ノートと書評が各4本、3本の報告による多彩な内容の原稿が揃いました。さらに、10周年記録集として、専攻開設時からの年表と、博士論文および修士論文の一覧を掲載しました。ご一読いただけたら、幸いです。

ページのレイアウトも一新しました。前号までデザインと編集をお引き受けいただいたデザイナーの木村稔将さんには大変お世話になりました。この場をお借りし、改めまして深く御礼申し上げます。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻
第8号

[発行日] 2019年2月28日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : 03-3986-1278 (直通)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

[表紙デザイン] 木村稔将

[デザイン・印刷] ヨシダ印刷株式会社

GCAS Report Vol. 8

2019-02-28

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL : +81 3 3986 1278

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

Cover design : Toshimasa Kimura

Design and Print : Yoshida Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

